平成20・21年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第5報) 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第4期(2004年5月から2007年6月まで)

研究代表者 吉田 恒雄(駿河台大学法学部)

共同研究者 鈴木 博人 (中央大学法学部)

横田 光平 (筑波大学大学院人文社会科学研究科法学専攻)

田澤 薫(聖学院大学人間福祉学部)

加藤 洋子 (洗足こども短期大学)

初川 愛美 (ウエストロー・ジャパン株式会社)

近藤 由香 (中央大学法学研究科博士課程)

阿部 純一 (中央大学法学研究科博士課程)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成20・21年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第5報) 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第4期(2004年5月から2007年6月まで)

子どもの虹情報研修センター

はじめに

本研究は、「虐待の援助法に関する文献研究(第4報:2000年代)」に続く研究である。対象とする時期は、2004年5月に行われた児童虐待防止法の最初の大改正から2007年の第2回目の大規模な改正に至る期間である。

2004年に国会で改正の議論がなされていたとき、いわゆる「岸和田事件」が報道され、児童福祉と教育分野との連携の重要性が指摘された。これに呼応するように虐待相談件数も急増し、児童相談所や受け皿としての児童福祉施設での対応について限界が指摘されるようになった。また「介入的ケースワーク」が各地の児童相談所に受け入れられ、児童相談所自体が支援的役割と介入的役割の狭間に立たされることになった。こうした状況のもとに、2004年の児童虐待防止法改正では、虐待の定義の見直しや国・自治体の責務の明確化、児童相談所、市町村の安全確認義務などが新たに規定された。同年の児童福祉法改正では、児童福祉法28条審判の2年更新制度が設けられて司法関与が進展し、市町村が児童家庭相談の第一義的窓口とされたものの、各地の児童相談所や自治体は十分にこれらの相談に対応することができない状態が続いた。また同時に法定化された「要保護児童対策地域協議会」も自治体による温度差が著しく、実効性をもって対応するための専門性の確保や担当職員の質の向上が課題として浮上してきた。

受け皿としての児童福祉施設においては、依然として大都市周辺の施設での定員ギリギリの入所を 余儀なくされ、施設の「野戦病院化」が現場から叫ばれるようになり、社会的養護の拡充が急務とさ れるようになった。

このように、2004年から2007年にかけての時期は、法制度は徐々に整備されてきたものの、児童相談所や施設の不足、心理士や児童精神科医などの専門職の不足、市町村の対応力不足など、虐待対応の体制整備が法改正に追いつかないまま、より一層、積極的対応が求められるようになった時期でもあった。

こうした困難状況は、現在(2010年)においても基本的にはなお改善されていないが、体制不備の問題性はこの時期に入ってより顕著になったといえよう。他方で、児童相談所における嘱託弁護士や医師の配置、施設における心理職員の配置や小規模グループケアの実施など、虐待に特化した対応が進んできたのもこの時期である。

こうした意味では、この時期は急増する虐待相談に対応するためのさまざまな試みがなされてきたものの、体制の整備がそれに追いつかず、個々の場面での断片的な試みにより対応がなされ始めた時期ともいえよう。これらの試みのいくつかは、その後、広く展開されるものもあり、虐待対応の体制強化のための試行的時期であったということもできる。

本研究では、これらの新たな試みや見解を紹介しながら、どのようにして法制度が整備され、法的 対応がなされてきたかを明らかにする。本報告書を手にされた方が、現在の虐待対応の方策がどのよ うに検討され、実現されてきたかを知る手がかりにして頂ければ幸いである。

なお、本報告では、第3期で言及できなかった「全体の動向」、「刑事的対応」等を補完し、第4期 とあわせて論究していることを付記する。

> 2010年7月 児童虐待法学文献研究会を代表して 吉田恒雄(駿河台大学)

目 次

Ι		序論 ·····	1
	1	研究の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	研究の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3	研究の時期区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	<	略語>	
II		法令・判例および法学研究の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	1	全体の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
		(1) はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
		(2) 法改正および通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
		(3) 判例 ·····	6
		(4) 研究動向 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
	2	法令の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	2
		(1) 法律改正 ····· 1	2
		(2) 通知 ····· 2	0
	3	判例の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	5
		(1) 児童福祉法 · · · · · · · · · 2	5
		(2) 民法 ····· 2	9
		(3) 刑事法 ····· 3.	3
	4	法学研究の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		(1) 児童福祉法分野 · · · · · · · · · 3	5
		(2) 刑事法分野 · · · · · · · · · · · · 3	7
		(3) 児童福祉分野 ····· 3	9
		(4) 医療·保健·心理分野 ······ 55	3
		(5) 非行・教護分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5.	5
		(6) 教育分野	5
${ m III}$		主要判例解説 · · · · · · · · · · · · · · · · 5	8
_	1	- 児童福祉法分野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	2	民法分野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	3	刑事法分野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	9	Ala A Testa ea	\sim

IV	主	要文献	・調査解説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1		児童福祉	业法分野 ······················ 71
2		刑事法	分野 · · · · · · · · · · · · · · · · · 78
3		憲法・	· 宁政法分野 · · · · · · · · · · · · · 82
4		児童福祉	· 让分野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5		非行・	枚護分野 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6		教育分野	野 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
7			・ 呆健・心理分野 · · · · · · · · · · · · 94
•			71 Table 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
資料	. 1	児童/	虐待関係政令・省令リスト · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料	2	児童川	虐待関係通知 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料	. 3	児童	福祉法分野判例リスト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料			(家族法) 分野判例リスト ・・・・・・・ 103
資料			(財産法)・国家賠償法分野判例リスト ・・・・・・・ 107
資料			去分野判例リスト · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料			
資料			□ 日内 所 文献 リスト
			 さわりる光重価値に関する平表
資料	. 9		
		表A	児童福祉法28条の事件
		表B	親権または管理権の喪失の宣告及びその取消しー全国家庭裁判所
		表C	親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数
			親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て - 全国家庭裁判所
		表E	児童との面会又は通信の制限の申立て-全国家庭裁判所(特別家事審判規則18条の2) 促業者に対する機器に関する契約に関するの数集体数(旧音短数は28条を頂)
		表F	保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数(児童福祉法28条6項)
		表G	施設入所等の措置の期間の更新回数(児童福祉法28条2項)
		表H	児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数
		表Ⅰ	児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数
		表」	児童相談所における児童虐待相談の対応件数(立入調査・警察官の同行)
		表K	嬰児殺の検挙人員 旧音序は12万ストンとは、15円
		表し	児童虐待に係る検挙件数・検挙人員
			児童虐待に係る加害者と被害者との関係(事件別)
		表N	児童虐待に係る加害者と被害者との関係(年別)

I 序論

1 研究の目的

本研究は、2004年5月から2007年6月までの、すなわち児童虐待防止法の第1回主要改正から2007年6月の第2回主要改正までの児童虐待に関する法令・判例および法学研究の動向を分析し、この時期の虐待対応の動向や研究の意義を法学、社会福祉学、心理学等の観点から明確にすることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を探ることを目的としている。

2 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法的問題を扱う文献、判例、通知等の法令および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学(児童福祉法、民法、刑法等)文献、判例(民事、刑事、児童福祉法関連)および法律・通知等の法令、児童虐待関連の調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献で、児童虐待への法的対応に影響を与え、または影響を受けた社会福祉、心理、教育、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもと に検索し、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等の図書館を通じて入手した。

3 研究の時期区分

第4期は、2004年5月から2007年6月までの、すなわち児童虐待防止法の第1回主要改正から2007年6月の第2回主要改正までの時期を対象とする。内容となるのは、児童虐待防止法・児童福祉法等の施行に関する法改正や通知、改正された児童虐待防止法の解説や施行通知、改正法の課題や新たに明らかにされた虐待対応上の課題に関する研究等、である。なお、内容によっては、かならずしもこの時期には属さないが、今回の研究に密接に関連する資料等も対象に検討した。

第5期は2007年6月の児童虐待防止法改正以降の動向等を対象に作業を進める予定である。

<略語>

· 判時: 判例時報

・判タ:判例タイムズ

·家裁月報:家庭裁判月報

刑集:最高裁判所刑事判例集

Ⅱ 法令・判例および法学研究の動向

1 全体の動向

(1) はじめに

第3期における最大のトピックは、2000年に児童虐待防止法が制定されたことである。この法律の制定によって、これまで、自治体や弁護士、民間機関が試行錯誤しながら進めてきた防止策、対応策が法律を根拠に実施できるようになったことは、大きな前進であった。同法の内容の多くは1997年の厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」(平成9年6月20日児発434号)を踏襲するものであったが、児童福祉法の特別法としての児童虐待防止法により、虐待に特化した対応が組織的にできるようになったことは大きな成果であった。また児童虐待防止法の制定は、児童虐待に関する社会意識も喚起し、虐待通告件数の急速な増加につながることになった。これに応じて、虐待の予防、初期介入、保護・支援といった「切れ目のない支援」を系統的に行う筋道も付けられた。

しかし、児童虐待防止法の施行により、新たな課題も明らかになった。2001年に立ち上げられた「児童虐待防止法の改正を求める全国ネットワーク」は、児童福祉、児童虐待に関わる現場の声を、次の改正には反映させることを目的する組織であった。児童虐待防止法の改正に対しては、日弁連や全国児童養護施設協議会等の団体、児童福祉、法律学の研究者等からさまざまな提言が寄せられた。こうした状況で、2004年5月には、児童虐待防止法が改正され、より積極的な介入(介入的ケースワーク)を可能とする法的枠組みが整えられるようになった。また、同年12月の児童福祉法改正では市町村が児童家庭相談の第一義的窓口とされるなど、虐待対応の体制整備もなされた。しかし、虐待相談件数の急増に児童相談所や施設が十分に対応できず、体制整備が大きな課題として残された。

その後、第4期における児童虐待防止法の2度目の大改正では、介入的側面がさらに強められ、同時に予防施策も徐々に図られるようになり、児童虐待防止の全体像が形成されるようになる。

第3期、第4期は、こうして児童虐待防止制度が作られ、充実していく時期であり、判例・審判例の蓄積も進んでくる。研究面でも、親子再統合に焦点を当てた研究や地域ネットワーク、子育て支援との関係など、多様な研究が展開していく。しかし、法改正を中心とする制度面での充実の一方で、児童相談所や施設、関係機関の専門性など、体制の整備がそれに追いつかない状況となり、児童相談所、市町村、施設等、関係機関のジレンマが大きくなっていく時期でもあった。

(2) 法改正および通知等

① 法改正

i)第3期

2000年5月24日に児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法 法律第82号)が制定された。この法律により、虐待に特化した対応が可能になるとともに、虐待防止に関する一般の意識の啓発にもつながるという効果もあり、虐待通告件数の増加にもつながった。

こうした虐待対応と並行して、次世代育成・子育て支援分野で、2003年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され(法律第120号)、市町村・都道府県、事業主による行動計画等の策定及びその指針、次世代育成支援対策推進センター、次世代育成支援対策地域協議会等について定められた。この法律は、虐待予防の観点からすれば重要な法律であり、一般子育て施策の中に、虐待防止の視点が明確に盛り込まれることになった。

ii) 第4期

2004年5月に児童虐待防止法が改正された。この改正は、介入後の支援の重要性にかんがみ、虐待の定義の見直し、通告義務者の拡大、被虐待児や虐待親への治療的支援、要保護児童の自立支援など、分離された親子の再統合支援に向けた施策も含みうる総合的な内容となった。2004年12月3日の児童福祉法改正(法律第153号)では、市町村の相談体制の充実、都道府県・児童相談所による市町村に対する援助、児童相談所長が受けるべき研修、児童福祉司の資格、地方公共団体における要保護児童対策地域協議会の設置、児童福祉施設等のあり方(乳児院及び児童養護施設における児童の年齢要件の柔軟化、児童自立生活支援事業の目的として対象者への就職支援の附加、里親の権限の強化)、要保護児童に対する司法関与の強化(強制入所措置の有期限化、家裁から児相への勧告等)を定める等、児童虐待対策について抜本的な改正が図られた。子どもや家庭については、これまで都道府県が主要な役割を担うものとされていたのに対して、2004年の児童福祉法改正では市町村が第一次的役割を担うものとし、その実施体制が大幅に改められた。

2007年5月25日、児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立した。児童虐待防止法については、2004年の改正に続く2回目の大きな改正であり、前回と同様「議員立法」の形式で行われた。

主な改正点は、第1は司法関与による強制的立ち入り制度(臨検・捜索)が設けられたことであり、 第2は親に対する児童福祉司指導等を、より実効性をもって行うことができるようにしたことである。 この改正法の特徴は、初期介入を中心に法制度の整備がなされたものの、親権制度や親子分離後のケ ア、自立といった面では直接の法改正は行われず、児童虐待防止法改正法附則2条により今後の課題 とされた。

② 通知等

i) 第 3 期

第3期では、被虐待児保護の受け皿としての施設、里親分野の充実を図る通知が数多く出されている。里親については、「里親の認定」(平成14年9月5日厚生労働省令第115号)、「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年9月5日厚生労働省令第115号)、「里親支援事業」(平成14年9月5日雇児発第0905005号)、「養子制度の活用について」(平成14年9月5日雇児発第0905004号)など、家庭的養護の推進の観点から多くの通知が発出された。とくに新たに創設された専門里親制度は、要保護児童のうち被虐待児を養育する里親として位置付けられ、一定の研修の受講が義務付けられた(平成14年9月5日雇児発第0905003号)。施設関係では、被虐待児入所の増加にかんがみ、小規模施設による養護を目指す通知が出されている(平成16年5月6日雇児発第0506001号、平成16年5月6日雇児

発第0506002号)。

被虐待児の施設入所の増加に伴い、家庭引き取りの問題がクローズアップされ、早期家庭引き取りについて数多くの通知がなされ、体制の整備が図られた(平成16年4月28日雇児発第0428005号、平成16年5月11日雇児発第051102号)。これと関連して、児童虐待防止法の改正にあわせて、保育所入所の必要性が高いケースでは、優先的に保育所に入所できるように扱うこととされた(平成16年8月13日雇児発第0813003号)。

2004年1月に報道された大阪岸和田市における中学生のネグレクトケースを契機に、厚生労働省・文部科学省から虐待防止——とくにネグレクトと不登校に関連して——相次いで通知が発出された(平成16年1月30日雇児発第0130001号他)。早期発見・対応については、民生・児童委員、主任児童委員の積極的対応をもとめるなど、地域での取り組みを強化するための通知が発出され(平成14年5月22日雇児発第0522001号)、同時に地域保健による取り組みも強化された(平成14年6月19日健発第0619001号)。

子育て支援については、家庭の養育力の低下にかんがみて、具体的な援助、養育相談・育児相談等、訪問による支援を実施することがもとめられた(平成16年3月31日雇児発第0331032号)。また、「養育力」に応じた適切な支援の強化、新生児期および乳幼児期における対応の強化、医療機関との連携の強化、ネットワークの構築と対応の強化、専門的・広域的対応などが強化されることになるなど、地域における虐待防止の取り組みが積極的に進められるようになった(平成16年3月31日雇児母発第0331001号)。

ii) 第4期

厚生労働省は、「児童虐待等緊急対策の実施について」(平成19年2月15日雇用均等・児童家庭局長通知、雇児発第0215002号」を発出し、児童虐待対策の基盤整備を定める児童虐待対応のための総合的対策を講じることとした。

2004年4月成立の改正児童虐待防止法の施行に向けて、とくに学校における対応を強化するために、「学校における児童虐待防止に向けた取り組みの推進について」(平成16年8月13日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0813002号)や「児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成16年8月13日文部科学省生涯学習政策・初等中等教育局長連名通知16文科生第313号)は、改正児童虐待防止法で学校の役割が重視されたことに伴い、とくに学校・教育委員会の積極的対応を求めた。

児童虐待防止体制の強化も図られ、「『児童福祉法施行令の一部を改正する政令』の施行について」(平成17年3月18日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0318001号)により、都道府県等における児童福祉司の配置基準が改善されることになった。2004年の児童福祉法改正により、市町村が児童家庭相談の第一義的窓口とされたことに伴い、児童相談所運営指針を改定し、地域の実情に応じて適正に児童家庭相談援助活動を実施するものとされた(「児童相談所運営指針の改正について」(平成17年2月14日雇用均等・児童家庭局通知雇児発第0214003号))。これに併せて「子ども虐待対応の手引き」も改定された(「子ども虐待対応の手引きの改正について」(平成17年3月25日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0325001号)他)。

2004年の法改正に伴い、警察との連携強化を図る通知が数多く発出されている(「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」(平成18年9月26日警察庁生活安全局長・刑事局長通達警察庁丙少発第38号、丙生企発第83号、丙捜一発第29号)、「警察との連携及び警察の事情聴取における児童相談所の対応について」(平成18年9月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室・事務連絡)、「『児童福祉法施行令の一部を改正する政令』の施行について」(平成18年9月26日雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0926001号)、「児童相談所運営指針等の改正について」(平成18年9月27日雇用均等・児童家庭局通知雇児発第0927007号))。

岸和田事件との関連で、学校・教育委員会の取組・連携の強化をもとめる通知も発出された(「学校における児童虐待防止に向けた取り組みの推進について」(平成18年6月5日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知 初児生第11号)、「児童虐待事案等における関係機関との連携強化について」(平成19年5月11日法務省人権擁護局調査救済課長通知法務省権調第219号))。

児童虐待の発見については、「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成16年3月10日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0310001号)は、とくに医療機関からの情報提供を促進することを目的とする診療報酬の改定に関する通知であり、「『児童虐待に係る通告先の拡大』及び『通告を受けた場合の措置』について」(平成17年2月14日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0214001号)は、2004年の児童虐待防止法および児童福祉法改正を受けて、通告先に市町村が加えられたこと、市町村・都道府県福祉事務所が通告を受けた場合の措置(児童の安全確認、児童相談所への通知等)やその留意事項を定めるものである。配偶者暴力との関連では、「児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組の促進について」(平成19年3月16日厚生労働省医政局総務課長通知医政総発第0316001号)が出されている。

児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設関連では、小規模グループケア実施のために、設備、人数、職員、留意事項等の具体的な事項を定める指針として、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の促進について」(平成17年3月30日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0330008号)が出された。「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」(平成17年8月10日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0810001号)は、児童養護施設等における入所者の援助に関する計画策定上の留意点を示し、入所者への援助向上の観点からその活用をもとめるものである。

「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」(平成18年6月27日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0627002号)は、児童養護施設等に心理療法を行う職員の配置、カウンセリング等の実施に関する通知である。

里親については、「里親委託推進事業の実施について」(平成18年4月3日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0403001号)が、里親への子どもの委託、養子縁組の推進を目的に、「里親委託推進事業実施要綱」を定め、その実施をもとめた。

2004年の児童福祉法改正により市町村が児童家庭相談に応じるものとされたことに伴い、「市町村 児童家庭相談援助指針について」(平成17年2月14日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0214002号) は、相談援助活動が適切に実施されるよう、相談援助の基本、市町村の具体的役割等を定める指針を 示した。「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」(平成17年2月25日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0225001号)は、2004年の児童福祉法改正で法定化された「要保護児童対策地域協議会」について、その円滑な設置と運営をもとめる通知である。

熊本市慈恵病院におけるいわゆる「こうのとりのゆりかご」設置に関連しては、「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」(平成19年4月5日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0405001号)が出されている。

(3) 判例

① 児童福祉法28条審判

i)第3期

第3期では児童福祉法28条事件の受理件数が急激に増加し、児童相談所に介入的ケースワークの方法が定着しつつあること、虐待ケースが困難化してきている傾向を見てとることができる。公表事例としては、これまでは見られなかった「代理によるミュンヒハウゼン症候群」ケースが紹介され、家庭裁判所での審理の難しさがうかがわれた。また、28条審判の要件としての「親権者等の同意」に関する事例が紹介され、裁判所による事実認定において虐待の概念がより明確にされてきた。

ii) 第4期

第4期に入っても児童福祉法28条事件は引き続き増加傾向にある。2004年児童福祉法改正(「児童福祉法の一部を改正する法律」平成16年法律第153号)及び2005年特別家事審判規則改正(「特別家事審判規則の一部を改正する規則」平成17年最高裁判所規則第5号)に関連して、児童福祉法28条6項に基づく勧告(保護者に対する指導及び援助に関する勧告)をした事例や施設入所等の措置の期間更新制度の新設に伴う更新承認の審判例が紹介されている。また、2005年の特別家事審判規則改正によって、児童福祉法28条1項の承認申立てを本案とする保全処分制度が設けられ、これを承認する審判例等が公表された。

② 民法

i) 第3期

第3期においては、民法766条に基づく監護者指定の可否が問題になる事例が複数公表された。第1の類型は、第三者(元里親)の監護者指定が争われた事例であり(仙台高裁決定平成12年6月22日(家裁月報54巻5号125頁)【判例6】)、民法766条に基づく、子どもの監護者指定の審判の申立権を有するのは、子どもの父と母だけであり、第三者である元里親には監護者指定の申立権はないとして、元里親からの指定申立てが却下された。事案は異なるが、福岡高裁決定平成14年9月13日(家裁月報55巻2号163頁)【判例8】は、子どもの祖母が自分を監護者として指定することを請求したのに対して、抗告審である福岡高裁決定平成14年9月13日は、度重なる両親の暴力を伴った紛争、父による暴力や性的虐待が加えられている可能性が極めて高いこと等から、親権の行使が子どもの福祉を害すると認めるべき蓋然性があるとして、原審判を取り消し、監護者を仮に祖母と定めて仮の引渡を命じた。

第2の類型は、父母の離婚に伴い監護権が争われる事例である。新潟家裁審判平成14年7月23日 (家

裁月報55巻3号88頁)【判例7】では、子どもを虐待しそうだとの母自身からの通報に基づき、一時保護後里親委託中の姉弟について、子どもらを虐待しそうだとの状況も夫との関係から引き起こされた一過的なものと推測し、現実に子どもらを引き取るかどうかは児童相談所の措置決定によることになるが、妻と夫との監護者としての比較においては、夫が監護者として相応しくないことは明白だとして、妻を監護者として指定した。

親権喪失事例については、長崎家裁佐世保支部審判平成12年2月23日(家裁月報52巻8号55頁)は、 親権者父が、本件子どもに対して、親権を濫用して日常的な身体的虐待、あるいは性的虐待を加えて、 児童らの福祉を損なったとして、児童相談所長が親権喪失請求をして認容した。

第3期では、児童虐待に関する損害賠償請求事件が登場する。1つは、児童相談所に一時保護された子どもの養父と実母が、相談所の所長及び職員から児童を帰宅させる条件として離婚を強要されたとして、児童相談所を設置した自治体の首長(知事)と職員個人に対して損害賠償請求を行った事例である(大阪地裁判決平成13年3月30日(判夕1109号149頁)【判例9】)。名古屋地裁岡崎支部判決平成13年11月27日(LEX/DB TKC法律情報データベース 文献番号28070662)【判例10】は、原告が、元養父から養子縁組中に性的虐待を受けたとして、また元養母が性的虐待を黙認していたとして、元養父母に対して損害賠償請求をした事例である。

ii) 第4期

民法766条に基づく第三者の監護者指定として、金沢家裁七尾支部審判平成17年3月11日(家裁月報57巻9号47頁)【判例11】は、事件本人未成年者の母方祖母が、実父母を相手方として自らを監護者とすることを申し立てた事件であり、子どもの祖母からの監護者指定の申立てが認められた。

親権喪失事件としては、名古屋家裁岡崎支部審判平成16年12月9日(家裁月報57巻12号82頁)【判例12】は、実母とその交際相手の婚姻届と交際相手と子どもの養子縁組届が提出された事案で、実母・養父には子どもの監護教育や施設の早期退所の必要性等についての配慮が全くうかがわれず、親権を児童相談所への抗議行動や実父に対する謝罪、金銭要求の手段としており、このような実母・養父の態度は、子どもの福祉を著しく損ねるもので、親権濫用といわざるを得ないとして、親権喪失を宣告し、抗告審もこれを支持した(名古屋高裁決定平成17年3月25日(家裁月報57巻12号87頁))。

名古屋家裁審判平成18年7月25日(家裁月報59巻4号127頁)【判例13】は、宗教上の理由による医療ネグレクト事案で、児童相談所長が親権喪失宣告とともに、保全処分として親権者の職務執行停止と職務代行者の選任を申し立て、これを認容した事例である。類似事案として大阪家裁岸和田支部審判平成17年2月15日(家裁月報59巻4号135頁)が紹介されている。

性的虐待を理由とする損害賠償請求事件で、不法行為に基づく損害賠償請求権に対する3年の短期 消滅時効(民法724条)の起算点が問題となった福岡高裁判決平成17年2月17日(判夕1188号266頁)【判 例14】は、「被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度 にこれらを知ることを意味し、このうち「損害」については、単に損害の発生を知るだけでは足りず、 加害行為が不法行為であることを認識する必要がある」とした。同様に性的虐待被害者からの損害賠 償請求が認められた事例として、東京地裁判決平成17年10月14日(判時1929号62頁)がある。

③ 刑法

第3期から、第4期にかけて公刊物に搭載された児童虐待関連の刑事判例数が増加してきた。とくに、虐待者が傷害または傷害致死の罪に問われることの多い身体的虐待関連の刑事判例が多く公表された。第2期に続き、第3期、第4期ともに、不作為による幇助の事例があり、作為義務の発生、義務遂行の可能性等について、異なる見解が示されている。

第4期に入って、初めて被虐待者による虐待者に対する犯罪が公刊物で3事例確認された。いずれ も、被虐待者が虐待者を殺害し、その死体を遺棄した事案であり、被害者が被告人らに虐待を加えて いたことがその背景として、被告人らに有利な事情として考慮された。

(4) 研究動向

① 児童福祉法分野

i) 第3期

2000年における児童虐待防止法の成立に関連して、同法の施行に関わる関係省庁から通知や解説がなされ(時の動き50-83頁、厚生14-17頁、時の法令(通号1625号)43-54頁、岩井97-111頁)、立法に携わった国会議員による解説等も出版された(太田他、石田)。とはいえ、児童虐待防止対策には依然として多くの課題が残されているところから、次の改正に向け、①司法関与のあり方 ②強制的立入調査制度 ③親子分離中の親権制限 ④児童家庭相談の市町村への移譲が主要な論点としてクローズアップされてきた。また、児童相談所における虐待対応件数増加により、児童相談所の体制強化も課題として浮上してきた。

虐待問題の重度化、深刻化に対応して、児童相談所から家庭裁判所への児童福祉法28条事件申立件数も増加し、裁判所もその対応に追われることになったところから、家庭裁判所の体制として、とくに家庭裁判所調査官の役割や児童相談所との連携等、新たな課題が生じ、これらの問題についての調査研究が進められるようになった。

ii) 第4期

第4期では児童虐待防止法の改正がなされ、その内容を解説する論稿が発表された。2004年10月からは虐待により子どもが死亡した事例の検証が厚生労働省で始まり、その報告書が公表され、これに関する解説も行われた。

法学分野では、家庭に対する国家介入の問題が取り上げられるようにになり、法社会学、比較法、 実務の観点から司法関与制度のあり方が論じられた。また、次の児童虐待防止法改正に向けた検討も 始められた。

児童虐待防止法、配偶者暴力防止法につづき、2005年に高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)が成立したことを受けて、家庭内の暴力を総合的にとらえる動きが出てきた。

また、このころからいわゆる「施設内虐待」の問題が積極的に論じられるようになり、児童福祉の 現場はもちろん、法律学の立場からも検討されるようになった。

② 民法分野(第3期)

第3期となると、民法学の領域でも児童虐待に関しての議論がようやく活発になってくる。これまでの時期より論文数は増加してきており、また日本における児童虐待対応の法的問題点も明らかにされてきた時期だといえる。法律系の学会や法律雑誌でも特集が組まれるようになった。このように特集が数回組まれるということは、法律問題としての児童虐待問題という認識が共有されるに至った表れであるといえる。また、外国法に関する研究が引き続き行われ、これらの研究の成果として、日本法に足りないものは何かということがほぼ明らかになってきたのが第3期の特色といえる。

③ 刑事法分野(第3期・第4期)

第2期に引き続き、刑法学会において、児童虐待問題が取り上げられている。第3期・第4期の特徴としては、刑事法分野における児童虐待に関する問題点の整理が行われたことが挙げられる。

刑事判例研究としては、母親が内縁の夫による子どもに対する折檻を放置し、死亡させたことにつき、母親に傷害致死幇助罪の成立を認めた判例(札幌高裁平成12年3月16日判決)についての評釈が 出揃い、かつ、同判決についての研究が進み、児童虐待行為を放置した保護者の刑事責任について刑 法学の展開がみられた。

2000年4月に第10回警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策~米国での取組み」では、ドメスティック・バイオレンスに関する報告が中心ではあったが、ドメスティック・バイオレンスを目撃して育った子どもの被害、警察と地域との連携等が指摘された。

少年非行と児童虐待の関連性については、その関連性を示す初めての大規模な調査が法務総合研究所により行われ、2000年12月の日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN)第6回学術大会における分科会報告「少年非行の背景としての子ども虐待」(藤岡淳子)、2001年9月の日本犯罪心理学会第39回大会におけるディスカッション「虐待少年の社会適応について」でも報告された。さらに、犯罪被害者学会では、2001年6月の第12回学術大会で個別報告「少年院在院者の被害経験」(松田美智子=古田薫)として、前述の法務総合研究所による調査研究の概要が報告されたほか、2002年6月の第13回学術大会における個別報告が行われた。

④ 児童福祉分野

i)第3期

第3期では、特殊性を否めない「児童虐待」という概念から、「マルトリートメント(不適切な養育)」にまで広げて捉えようとする動きが顕著である。自ずと、問題意識をすべての子育て家族に共通するものと位置づけることで、児童虐待・マルトリートメントの課題を子育て支援策の一環として据えやすくする意図もうかがわれ、児童虐待が児童福祉の枠を超えた包括的な社会問題であるという理解も広まった。児童虐待と非行、児童虐待と家庭内暴力、児童虐待と親の失業、児童虐待とひきこもりなど、従来は別個に取り組まれてきた課題が関連性を重視されるようになってきた。

この時期、児童養護施設等における子どもへの権利侵害問題が大きく取り上げられた。千葉県や神奈川県での施設内虐待問題がマスコミで報道され、社会的関心事となった。また、事件として大阪府

岸和田市における重篤なネグレクト事件が報道され、学校・教育委員会と児童相談所との連携のあり 方、学校における不登校対応のあり方が議論され。多くの論文が発表された。

さらに、市町村レベルでのマニュアル作成が相次いだことも特徴である。それぞれの自治体で、目的別・対象者別に何種類かのマニュアルが、幼稚園・保育所職員向け、学校教職員向け、民生委員・児童委員向け、児童福祉施設・機関向け等に区分されたマニュアルが作成された。

第3期は、虐待対応の要となる「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年11月)が施行された時であり、それに伴い関係機関との具体的な連携が重要視され、整備が進められた時期でもあった。そして、その連携は、民間機関と行政機関(児童相談所等)による虐待防止活動を目的とした「協定書の締結」という形で具体化した。協定書・覚書の目的は、時期により違いがあり、通告・保護・個人情報保護・ネットワークと様々な段階を経ていくのが見てとれる。

ii) 第4期

児童福祉法改正で2005年4月より、児童家庭相談を実施する機関として、福祉事務所に加えて市町村が法定された。こうした法改正による制度改正をうけて、この期には市町村の相談業務に焦点をしばって編まれたマニュアルが散見される。見方を変えれば、ケースワークの技術を持たない市町村職員が法改正によって児童虐待相談業務の一端を担う可能性が生まれたことへの戸惑いが反映されているといえる。

市町村による相談体制に対しては、設置への期待と当面の課題にも関心が向けられている。例えば、 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会に守秘義務が課されたため、民間団体等が協議会に参加 し、公けに虐待相談に加わることも可能となったとの期待が寄せられた。

一方の児童相談所は、市町村の相談体制が整うまでの「当分の間」、市町村に対して必要な援助を 行うことされたが、児童相談所が困難ケースの対応に特化されていくことで、幅広い相談のなかから 重篤なケースを拾いあげることがかえって困難になることを危惧する声も寄せられた。

児童虐待対応に関して、児童福祉の各領域の個別の取組みも顕著になった。21世紀の母子保健のビジョンを示す「健やか親子21」では、2010年までに情緒障害児短期治療施設を全県に設置する方針が示され、小児保健領域においては、関係領域との学際的調査研究によって、児童虐待理解を深め広げる動きが見られた。

里親制度の拡充に関連して、特に注目される制度の一つに「専門里親」がある。専門里親の資格や研修が定められたが、その活用についても議論がなされた。

児童虐待と障害福祉との関連についても研究が進められ、障害福祉と虐待対応の縦割り行政により、 虐待と障害の関係や有機的連携を妨げていることが明らかにされた。被虐待児童が呈する症状が発達 障害と類似点が大きいこと、発達障害の母子間での遺伝症例が少なくなく、こうした事例には母子平 行治療の有効性が高いことを指摘しながら、被虐待児への治療や教育を、発達障害児への治療的教育 という視点から見直す必要性を説く研究も現れた。

2004年の児童福祉法改正により法定化された要保護児童対策地域協議会に関しては『市町村児童家庭相談援助指針』が2005年2月に発行され、『要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワー

ク)スタートアップマニュアル』が2007年5月に厚生労働省より公表された。

市町村における児童家庭相談体制研究も進み、報告書が2006年4月に出された。2007年1月には、 児童虐待防止対策の更なる強化を図るという観点から、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」 などの改正を行い、市町村の相談体制の強化が図られた。

第4期では、続発する虐待死亡事件を受けて2004年2月に、厚生労働省より「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」が発表された。2004年4月には、日本小児科学会でも虐待死亡事例の調査研究が行われた。2005年には、厚生労働省によって『児童虐待による死亡事例の検証結果等について』(「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第1次報告)(平成17年4月28日)が公表され、その後、第5次報告まで続くことになる。研究領域においても、虐待死亡事例の分析・検証がいかに重要であるかが指摘され着目された。

子育で期の家庭に対する支援メニューとして、厚生労働省の予算事業という形式で自治体において、2004年から養育支援訪問事業(いわゆる育児支援家庭訪問事業)や、2007年から、乳児家庭全戸訪問事業(いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業:こんにちは赤ちゃん事業)が整備されてきた。「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」は、第5期の2009年4月施行の児童福祉法の一部改正(2008年改正)で、「子育て支援事業」として法律上位置づけられるものになるが、「養育支援訪問事業」に関しては、地域格差も出ており、未だ十分に整備されていない自治体もあるのが現状である。

⑤ 医療・保健・心理分野

i)第3期

医療・保健・心理分野では、第3期においても第2期で関心の高かった治療に関する研究――とくに治療に関する事例研究――が継続して行われている。『子どもの虐待とネグレクト』(Vol.3 No.2 2001)では、「虐待を受けた子どもの治療を考える」の特集が組まれ、様々な事例から専門機関・専門職(医療・保健・心理分野)が、如何に困難なケースに対しても、諦めず地道な取り組み・研究をしているかについて確認することができた。第3期における児童虐待防止法改正(2004年)において、児童虐待を受けた児童等に対する支援(13条の2)、児童虐待を行った保護者に対する指導(11条)規定が盛り込まれたのは、まさしくこれらの議論と研究・実践を踏まえた結果ともいえる。

第3期は、3年後の改正に向けて、「家族再統合」というキーワードの元に、親への治療に注目が集まった時期でもある。児童虐待防止法が施行された2000年に、様々な分野の著書において、児童虐待防止に関する特集が組まれ、新しい法律について議論が交わされ、早くも3年後の見直しの時点で改善されるべき内容に焦点を絞り、論述されている著書・論文が制定後まもなく散見されている。

ii) 第4期

第4期における医療・保健・心理分野での研究の特徴は、性的虐待への関心の高まりである。日本子ども虐待防止学会京都大会では、国際シンポジウムで性的虐待がテーマとされたほか、同学会の学会誌でも性的虐待についての特集が組まれた(『子どもの虐待とネグレクト』第6巻2号、第7巻3号)。これらのシンポジウム、特集では、性的虐待への対応方法、家庭内性的虐待の事例調査、児童相談所職員の意識調査等に関する論文が掲載され、さらに法的な課題として司法面接のあり方、刑事法規制

の見直しなどが提案されており、これを機に性的虐待問題への取り組みが本格化したといえよう。

その他のテーマとしては、保護者への支援プログラム、保健領域での取り組み、法医学から見た虐待、 周産期からの虐待予防などが取り上げられている。

⑥ 非行・教護分野

i)第3期

第3期には、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設・児童養護施設等で、非行傾向のある児童に向き合う際に、その児童の被虐待経験が非行との関連で捉えられ、被虐体経験を考慮した実践が図られている事例報告がいくつか見られた。非行原因としての虐待という視点が明確化したのが、第3期の特色である。その例として、2000年7月に法務省法務総合研究所が全国の少年院在院者2,530人を対象に行った調査や埼玉県立児童自立支援施設である埼玉学園における調査報告がある。非行児童の実践現場が、児童虐待と非行の関連に目を向け、とくに「被虐待児への対応」としての矯正教育実践を模索しはじめた様子がうかがわれる。

ii) 第4期

第3期で明らかになった「非行の前に虐待あり」という理解が関係者にとって周知のものとなり、 さらに被虐待体験を持つ非行少年の行動特性等を明らかにすることで、こうした対象者への理解を深 め、よりよい矯正教育につなげようという観点からの実務的視点に立つ調査研究が目に付く。

⑦ 教育・保育分野(第4期)

児童虐待に関わる専門機関・専門職という認識が、保育施設で十分であるとは言いがたく、こうした状況を受けて、第3期には、保育者を対象とする児童虐待の発見と初期対応のマニュアルの作成も見られた。

第4期では、虐待初期対応のテーマは、保育施設にとって他人事ではなくなった切実感が研究成果にも如実に現れて、日本子どもの虐待防止研究会第6回学術大会においては、「保育園・幼稚園での初期対応を考える」分科会がもたれた。

教育分野で、虐待問題が教育関係者にとって当事者意識を持って捉えられるようになった契機は、いうまでもなく岸和田事件であった。児童虐待に学校がどう向き合うかというテーマについては、「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」(玉井他・2002)など、教育分野における虐待調査研究が本格的に始まった。教育現場に福祉的な方法論を取り込む役割を担うことを期待されるのがスクールソーシャルワーカーであり、この点に関する論稿も現れるようになった。

(吉田恒雄)

2 法令の動向

(1) 法律改正

① 2004年児童虐待防止法および児童福祉法改正

2004年4月に児童虐待防止法が、同年11月には児童福祉法が改正された。このうち、児童虐待対策については、従来の法制度が虐待の予防・発見・介入といった初期介入に重点を置いていたのに対し

て、これらの改正は、介入後の支援の重要性にかんがみ、被虐待児や虐待親への治療的支援、要保護児童の自立支援など、分離された親子の再統合支援に向けた施策も含みうる総合的な内容となった。また児童家庭相談については、これまで都道府県が主要な役割を担うものとされていたのに対して、2004年の改正では市町村が第一次的役割を担うものとし、その実施体制が大幅に改められた。

このように2004年の法改正は、児童虐待対策が主眼であるものの、これを含む児童福祉全体にわたるものであり、その児童福祉制度の運用さらには法制度のあり方に大きな影響を与えた。

i) 2004年児童虐待防止法・児童福祉法改正の背景

2004年の改正の背景としては、主に次のような要因があげられる。

第1に、2000年の児童虐待防止法成立後も、岸和田事件や小山事件のような深刻な児童虐待事件があとを絶たず、被虐待児保護のために、より踏み込んだ虐待対策が必要であるとの社会的認識が高まったこと。

第2に、児童虐待防止法成立を転機として、各地の児童相談所への虐待相談件数が急増したため、 児童相談所による対応が困難になり、またその受け皿である児童養護施設等における被虐待児の入所 が増加するなど、虐待親や被虐待児への援助のための人的・物的資源の充実が必要になったこと。

第3に、児童虐待の対応には、児童相談所や警察、保健所、学校等の連携が不可欠であるにもかかわらず、その仕組みが不十分であるため適切に対応することができず、死亡に至ったケースもあり、警察による強制介入や裁判所の関与を含め、より実効性ある仕組みの必要性が指摘されるようになったこと。

第4に、児童虐待の予防には初期対応だけでなく、介入後の援助を含めた総合的な施策が不可欠であることについて社会的コンセンサスが形成されたため、児童養護施設等児童福祉施設の役割も、これまでの生活の支援だけでなく、治療的援助が求められるとともに、要保護児童の家庭引き取りを含めた自立支援、親支援が重要になってきたこと。

第5に、子育て支援施策の推進に伴って、これまで特殊な問題として捉えられがちであった虐待問題が、予防の視点から子育て支援・子育て不安対応施策として位置付けられたこと。

第6に、地方分権の推進に伴って設置規制の見直しが行われ、児童相談所や児童福祉司のあり方を、 児童を取り巻く環境の変化に対応するよう見直すことがもとめられるようになったこと。

その他、改正前の児童虐待防止法の附則2条9項において、施行後3年を目途として見直すものと されていることが、改正の直接的な要因であることはいうまでもない。

ii) 2004年改正児童虐待防止法

a 発見

改正前の防止法では、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師等の個人が虐待の早期発見に努めるものとされていたが(改正前防止法 5 条)、改正法では、これら個人の他に「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体」も同様に早期発見の義務が課された(改正法 5 条)。

b 通告

ア) 通告の対象

改正防止法では、児童虐待の通告の対象がこれまでの「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を 受けたと思われる児童」に拡大された(6条1項)。学校や病院等で、児童の状態が虐待によるもの か否か判断がつかない場合に通告を躊躇することが少なくなかったことから、虐待の疑いの段階で通 告することができるものとすることにより、通告を促進する趣旨である。

イ) 児童虐待の定義の拡大

通告の対象となる(防止法の適用対象となる)児童虐待の定義が拡大された。児童虐待の定義(2条)については、新たに3号で、「保護者以外の同居人」により身体的虐待や性虐待、ネグレクトがなされているにもかかわらず、保護者がこれらを制止せず放置することもネグレクトに含まれるものとされた。同条4号では、心理的虐待に「配偶者に対する暴力」が含まれることになった。具体的には、ドメスティック・バイオレンスを児童に目撃させることやそうした環境に置くことが、児童の心理に重大な影響を与えることを顧慮して、これが心理的虐待に含められた。今回の改正により、ドメスティック・バイオレンスの状況下に児童が置かれている場合には、児童の保護および支援について実効性ある虐待対応が可能になった。

ウ) 通告受理機関

改正防止法は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、これを「市町村」、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないとした(6条1項)。通告受理機関の改正は、児童及び妊産婦の福祉に関する相談に応じることを市町村の業務としたことと(改正福祉法10条1項3号)と併せて、虐待についても住民に身近な存在である市町村が積極的役割を果たすべきことを明らかにしたものである。

エ) 通告後の対応――安全確認義務および状況把握義務

改正法では「児童の福祉に職務上関係のある者」(改正防止法 5 条 1 項) は、通告後における予防 や防止、保護・自立支援に関する国および自治体の施策に協力するよう努めなければならないものと された(同条 2 項)。

通告を受けた児童相談所もしくは福祉事務所または市町村は、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員等の関係者の協力を得て、児童との面会等の手段を通じて速やかに児童の安全確認を行うよう努めるものと規定され(改正防止法8条1項、2項)、同様に、改正福祉法では、通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所は、「必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握」を行うものとした(同法25条の6)。

c 介入

ア) 家庭的環境での養育の保障

児童虐待を行った保護者に対する児童福祉司指導(児童福祉法27条1項2号)の措置は、親子の再統合を視野に入れて行われなければならない(改正防止法11条1項)。他方、親子分離されたケースでは、すべてが再統合可能なわけではない。この場合、当該児童は「特別の保護および援助を受ける権利を有する児童」(子どもの権利条約20条1項)として、代替的な監護が保障されなければならない(同条2項)。このような場合には、できるかぎり家庭に近い環境が保障されなければならないと

の趣旨から、児童福祉司指導にあたっては、被虐待児が「良好な家庭的環境」で生活できるよう配慮されなければならないものとされた(改正防止法11条1項)。

iii) 2004年改正児童福祉法

a 予防

2004年の法改正では、保健所と児童相談所との連携について、児童相談所長は、児童・保護者・妊産婦等について、保健所に対して保健指導その他の協力(例:保健・栄養上の指導依頼、健康診断の依頼等)をもとめることができるものとされた(改正児童福祉法12条の6第2項)。

b 家庭裁判所の関与

虐待等により児童の著しい福祉侵害があるにもかかわらず、親権者等が施設入所等の措置に同意しない場合、都道府県が家庭裁判所の承認を得てこの措置をとろうとするとき、措置の期間は2年を超えることができないものとされた(改正福祉法28条2項)。これは、都道府県の行う施設入所等の措置に対して、家庭裁判所がこれまで以上に都道府県の措置に関与することにより、保護者や児童の権利保障に配慮するとともに、保護者に対して状況改善の動機付けをすることにより、児童相談所がより実効性ある指導をすることができるようにする趣旨である。

c 保護・支援

ア) 児童福祉施設における相談事業の強化

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設を退所(院)した者について、相談その他の援助を行うことが、これら施設の業務とされた(改正福祉法34条の6、38条、41条、43条の5、44条)。

児童福祉施設を退所した児童の自立支援のためには、退所後の支援(アフターケア)が重要であることはいうまでもない。従来、これらの施設においては個々に自立支援がなされてきたが、今回の法改正によりこれを明文化し、施設の業務とされた。

イ) 乳児院および児童養護施設入所児童に関する年齢要件の見直し

従来、幼児が2歳に達した場合に乳児院から児童養護施設への措置変更を行わざるをえず、これが 児童の人格形成に重大な影響を及ぼすおそれがあるところから、2歳での措置変更には疑問の声が あった。そこで乳児院や児童養護施設の対象年齢に柔軟性をもたせ、ケアの連続性や親子関係の保持 に配慮するから、入所児童の年齢に幅をもたせることとされた。

これにより、乳児院においては「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には、幼児を入院させることができ(改正福祉法37条)、児童養護施設については、「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には、乳児を入所させることができることになった(同法41条)。

d 児童福祉の実施体制の改革:市町村の役割および児童相談所の専門性の強化

ア) 市町村と都道府県の役割分担および連携

これまで都道府県の業務であった児童および妊産婦の福祉に関する実情把握、情報提供、相談・調査・指導等が市町村の業務とされた(改正福祉法10条1項)。とはいえ、これらの業務を市町村がす

べて十分に遂行することは困難であるところから、改正福祉法は、専門性や権限の発動を要する場合には、都道府県が市町村をバックアップするものとした(改正福祉法10条3項)。

この結果、市町村は児童や妊産婦等に関する比較的軽微なケースの相談に応ずる等の業務を行い、 都道府県は専門的な判断や立入調査・一時保護等、権限の発動を必要とする「重度のケース」に対応し、 併せて市町村の業務をバックアップするといった役割分担が図られることになった。

イ) 要保護児童対策地域協議会

被虐待児等の支援には、児童相談所だけでなく、保健・医療・教育・司法等、関係機関・団体の連携が不可欠であることはいうまでもない。この点を踏まえて、全国的に児童虐待防止ネットワーク事業が展開されつつあった。

こうしたネットワークにより、被虐待児に関する情報を共有化し、それぞれの機能や権限に応じた 役割を分担し、関係機関・団体が連携することにより、児童虐待の再発防止や地域での見守り活動等 を適切かつ効果的に行うことが可能になった。要保護児童対策地域協議会の事務局的機能を担うもの として「要保護児童対策調整機関」を設け(同法25条の2第4項)、関係機関等の連絡調整、ケース の進行管理、情報の収集・整理等を適切に行うものとした。

iv)新制度をめぐる課題——市町村の体制整備を中心に——

市町村は、これまで児童家庭相談に習熟していないところが少なくなく、専門性やノウハウが充分でないところから、その対応力が懸念された。とくに児童相談所のバックアップを要する事案については、その判断を求めるタイミングや事案の深刻度の判断が難しく、適切な連携が図れるかどうか明らかでない。一時保護や立入調査など、児童相談所の権限に属する事項についても、市町村の夜間・休日体制の現状からみて、これら緊急対応についても疑問視された。

他方、児童相談所が虐待対応に追われ、市町村からの協力依頼に充分応えることができるかどうか、 また児童相談所自身の専門性にも疑問があるところから、適切な連携が行えない可能性があった。そ の結果、虐待事案が児童相談所と市町村の押し付け合いになる等、被虐待児の保護に支障をきたすと の指摘もあった。

改正後、新たな枠組みの中でいかにして法改正の趣旨を現実のものとするために、制度の充実およびその運用の拡充が指摘された。とくに市町村の取り組みについては、関係機関の充分な理解のもとに、専門性ある人材を確保し、児童相談所との役割分担のもと、効果的な運用が図られるよう、自治体の努力が望まれるとともに、国による財政面を含めた支援がもとめられた。

② 2007年児童虐待防止法及び児童福祉法改正

2007年5月25日、児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立した。この改正は、2004年の改正に続く2回目の大きな児童虐待防止法の改正であり、前回と同様「議員立法」の形式で行われた。

主な改正点は、第1は司法関与による強制的立ち入り制度が設けられたことであり、第2は親に対する児童福祉司指導等をより実効性をもって行うことができるようにしたことである。この改正法の特徴は、初期介入を中心に法制度の整備がなされ、その後のケアや自立といった面では直接の法改正

は行われず、児童虐待防止法改正法附則2条により今後の課題とされた。

i) 改正の背景

2007年改正の背景には、児童相談所や市町村における児童虐待相談件数が依然として増加しており、児童相談所の業務に著しい支障が生じていることがあった。2004年の児童福祉法改正では、児童家庭相談の第一義的相談窓口を市町村としたものの、児童相談所の負担は依然として大きいものがあり、また児童相談所の指導に応ずることなく虐待の傾向が改善されない親の存在など、指導困難な状況も深刻化していた。これに伴い大都市圏を中心に児童養護施設等児童福祉施設の入所率が上がり、その中に占める被虐待児の割合も増加するなど、受け皿とも言える施設の機能を見直さざるをえない状況にも至っていた。加えて、京都府長岡京における虐待死事件等の重大事件が発生したことも法改正につながったといえよう。

- ii) 改正法の内容(以下の条文数は、原則として改正児童虐待防止法を指す)
- a 法の目的及び国・自治体・親の責務
- ア) 法の目的としての「児童の権利利益の擁護」(1条)

児童虐待防止法の目的が、従来の「児童虐待の防止等に関する施策を促進する」から、「施策を推進し、もって児童の権利利益の擁護に資すること」に改められた。

イ) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体の責務として、新たに(i)医療の提供体制の整備(4条1項)及び(ii)児童虐待重大事例の分析が加えられた。(i)については、被虐待児について医療機関から児童相談所等への必要な医療情報の提供のためのシステムの整備や適切な評価・治療のための体制の整備等が予定されている。(ii)は、すでに国レベルや一部の自治体で実施されている虐待重大事例の検証をさらに進めるための規定である。

ウ) 親権者の第一義的養育責任の明文化(4条6項)

親権者は、児童の育成につき第一義的養育責任を有し、できる限り児童の利益を尊重するよう努めるものとされた。同様の文言は、次世代育成支援対策推進法にもあり(同法3条)、いずれも国及び地方公共団体が親による養育を支援し施策を推進するための理念を明らかにしたものである(同法4条参照)。

b 実効性ある連携の仕組み

ア) 市町村等の安全確認義務

これまで児童の安全確認については、市町村等が安全の確認を行うよう「努める」とされていたものが、改正法では「安全確認を行うための措置を講ずる」とされ、市町村の安全確認義務が強化された(8条1項)。また、市町村は、児童の保護に関し、立入調査、一時保護、出頭要求等の実施が適当であると認めるときは、これを知事または児童相談所長に通知するものとされ(8条1項2号、同旨:改正児童福祉法25条の7第1項3号、同条第2項4号)、市町村が児童相談所の権限の発動を促すことができるようにした。

イ) 個人情報等の提供(13条の3)

改正法は、児童虐待の防止等に関する事務の遂行に必要な場合、一定の要件のもとに、地方公共団体から児童相談所等に個人情報を提供できるようにし、児童虐待の予防・介入等について関係機関が円滑に連携できるようにした。

ウ) 要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

要保護児童対策地域協議会の設置が、これまでの「できる規定」から「努力義務」に改正された(改正児童福祉法25条の2)。

c 強制立入制度(臨検・捜索 8条の2~10条の6)

ア) 制度の位置付け

2004年の改正では、長期間児童の安全が確認されない等の場合、裁判所の許可による強制立入制度とするか、警察の判断で強制的に立ち入ることができるものとするか決着が付かず、立法上の宿題として残されたが、2007年改正により新たに裁判所の許可により、解錠等の強制的手段を講じて保護者の住居に立ち入ることができる制度が設けられた。

改正法は、保護者が立入調査に応じない場合、あらかじめ裁判所が発する許可状により、臨検・捜索(強制立入)ができるものとし、児童の保護と人権の保障・適正手続の確保を、中立の機関である裁判所の判断に委ねることにした。同時に改正法は、従来の「立入拒否罪」(児童福祉法62条5号)や警職法等による対応の道も残し、事案の内容に応じてこれらの制度を適宜利用できるものとした。

イ)強制立入の手続

強制立入は、保護者が児童の安全確認や調査、保護に応じない場合の「最後の手段」であるところから、行政上の手続として厳格な要件及び手続が定められている。また、強制立入は、保護者や児童の人権侵害につながるおそれが大きいところから、その権限の行使には慎重でなければならない。改正法は、児童虐待の特徴にかんがみて、適切にこれを運用するよう求める条文を置いている(9条の3第6項)。また、今回の改正により、正当の理由のない立入拒否に対する罰金が30万円以下から50万円以下に引き上げられた(改正児童福祉法61条5号)。

iii) 親の権利の制限(実効性ある親指導 11条~12条の4)

ア)改正の背景

改正前の児童福祉司指導制度については、実効性に乏しく親が指導を受け入れる動機付けとしても 十分に機能していないとの批判もあり、一時保護や施設入所中の保護者からの面会強要等への対応に 苦慮するなど、その見直しが求められていた。

2007年改正では、保護者への児童福祉司指導に実効性をもたせるため、民法上の「親権の制限」という方法による法改正ではなく、現実に必要な場面で具体的・個別的に保護者の権利を制限することにより指導の動機付けにつなげる方法が採られた。

イ) 知事の勧告に従わない場合の措置

虐待を行った保護者が知事の勧告に従わない場合、都道府県知事は、さらなる措置として、児童について一時保護、強制入所等必要な措置を講ずるものとし(11条1項)さらに、保護者に親権を行わ

せることが著しく児童の福祉を害する場合には、適切に親権喪失の申立(児童福祉法33条の6)をすることで(同条2項)、指導に実効性をもたせることとされた。

ウ) 面会等制限の拡大

親権者の同意により施設入所している児童や一時保護されている児童についても、強制入所の場合と同様に、保護者に対して面会・通信を制限できるとすることで(12条1項)、児童福祉司指導に従わせようとする制度が設けられた。同時に、強制入所や一時保護の場合、保護者に児童の所在が知られることにより、児童の連れ去りや虐待再発のおそれがありまたは児童の保護に支障があるときは、児童相談所長は保護者に児童の住所等を知らせないことができるとされた(同条3項)。

エ) 接近禁止命令の創設

都道府県知事は、一定の要件の下に、強制入所措置により入所した児童につき、保護者に対して児童へのつきまといや児童が所在する場所付近でのはいかいを、原則として6ヶ月を越えない期間、罰則付きで禁止することができる旨の規定が設けられた(12条の4等)。この制度は、罰則という強制力により、児童福祉司指導の実効性を確保しようとするものである。DV法とは異なり、これら接近禁止が裁判所の関与なしに知事の判断のみで行えるとされたことは、適正手続保障の観点から疑問が残る。

iv) 児童福祉法の改正——児童相談所長による親権の行使

児童相談所長は、児童福祉施設に入所している児童を除き、未成年後見人選任の請求がなされている児童について、養子縁組の承諾を除き、この児童に親権または未成年後見がなされるまでの間、親権を行うものとされた(改正児童福祉法33条の7第2項)。

v) 3年以内の見直し

政府は、施行後3年以内に、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを 行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

vi)社会的養護の見直し

被虐待児の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上、児童養護施設等に入所した児童の教育、自立支援の充実等につき、政府は速やかに検討を行い、必要な措置を講ずることとされた(附則2条2項)。

社会的養護については、現在、厚生労働省内に「社会福祉審議会児童部会社会的養護専門委員会」が設置され、里親制度のあり方、施設機能の見直し、施設における児童の権利擁護制度等について見直しが行われているところである。

vii)評価と課題

2007年5月の改正の特徴的な点は、児童虐待への初期介入の場面で、より実効性ある対応を目指したことにある。いわば、児童相談所の現場で直面している困難な場面に対応できるよう、制度的な手当をしたといえよう。

このような強制介入の方法は、まずは、指導に応じない親に対する威嚇的効果を目指しているのであり、安易にこの方法に頼るべきでないことは、改正法9条の3第6項が述べている通りである。強

制介入の制度は、児童の安全確保のためには毅然として利用されるべき制度であるが、同時に最後の手段として慎重に運用されよう求められる。そのためには、児童相談所の介入的機能と同時に、本来のケースワーク的機能を十分に発揮できるような人的配置が不可欠となろう。

強制介入により、児童相談所が本来もっているケースワーク機能が損なわれ、保護者との関係が悪化し、その後の援助に支障が生ずるおそれもある。強制介入は、支援の各段階の最終的な場面で行われることを予定されている制度であり、その前提として児童相談所等による支援的対応がなされていなければならないことは、運用上の基準として明確にされる必要があろう。

私法分野の親権と児童福祉法上の権限との調整は、法律により明確に規定されるべき課題であるところから、親権・後見制度については、現在、法制審議会及び社会保障審議会でその見直しの作業が進められているところである。

【参考文献】

吉田恒雄「児童虐待防止法制度の現状と課題」『都市問題研究』58巻2号(2006年)13-28頁 吉田恒雄「2007年児童虐待防止法及び児童福祉法の改正」『JASPCANニューズレター』23号(2007年)

(2) 通知

① 児童虐待防止施策

厚生労働省は、「児童虐待等緊急対策の実施について」(平成19年2月15日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0215002号)を発出し、児童虐待相談・対応件数の増加・深刻化に対応するため、児童虐待等緊急対策実施要綱を定め、児童相談所等の機能強化として対応の迅速化のための車両配置や一時保護所の安全体制の強化、市町村の児童家庭相談体制の強化として要保護児童対策地域協議会調整機関に専任職員を配置すること等、児童虐待対策の基盤整備を定める児童虐待対応のための総合的対策を講じることとした。

② 2004年児童虐待防止法改正法施行関係

2004年の改正児童虐待防止法の施行に向けて、とくに学校における対応を強化するために、「学校における児童虐待防止に向けた取り組みの推進について」(平成16年8月13日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0813002号)は、2004年4月に成立した児童虐待防止法改正法の内容及び運用上の留意事項を示し、市町村、関係機関・団体への周知とその運用をもとめた。

「児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成16年8月13日文部科学省生涯学習政策・初等中等教育局長連名通知16文科生第313号)は、改正児童虐待防止法の内容を示し、施行に当たり市町村教育委員会、所管の学校、教職員に周知を図るようもとめる文部科学省の通知である。虐待対応として学校の役割がとくに4条2項、3項、5項、5条1項13条の2第2項で明記されたところから、とくに学校・教育委員会の積極的対応をもとめる通知である。

「『児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律』の施行について」(平成16年11月8日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第1108001号)は、児童委員、主任児童委員の一斉改選を機に、児

童委員の活動要領を改正してその周知を求めた。児童虐待防止における地域の役割が認識されたところから、児童委員、主任児童委員の果たすべき役割が明示された。児童委員については、児童虐待の発生予防、早期発見、再発防止、児童虐待防止ネットワークへの参画、児童相談所長の措置による児童や保護者への指導等を、主任児童委員については、児童委員への協力、関係機関との連携等について定める。

「『児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律』の施行について」(平成16年12月3日雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第1203001号)は、同改正法の施行を踏まえ、児童虐待への適切な対応と慢性疾患に罹っている児童に対する医療の適切な給付のために、改正法の内容を示し市町村、関係機関・団体への周知を図り、その適切な運用を求める通知である。同旨の通知として、「『児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について』」(平成17年2月25日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児発第0225002号)がある。

③ 児童虐待防止体制

i) 児童福祉司配置基準の改定

かねてより児童虐待相談件数の増加により児童相談所の対応力の不足が指摘されていたが、「『児童福祉法施行令の一部を改正する政令』の施行について」(平成17年3月18日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0318001号)は、児童福祉法施行令の一部改正により児童福祉司の担当区域を定める基準を人口おおむね5万から8万までを標準とすることとし、都道府県等における児童福祉司の配置が改善されることになった。本通知は、基準改善の意味や地方公共団体による取り組みのあり方について示すものである。

ii) 児童福祉司の任用資格

「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」(平成17年2月25日 雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0225003号)は、2004年の児童福祉法改正等により児童福祉司 の任用要件が見直され、指定施設における相談等の業務に従事することがもとめられるようになった ことに伴い、指定施設および業務の範囲を定めた通知である。

iii) 児童相談所運営指針の改定

2004年の児童虐待防止法および児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所運営指針が改訂された。「児童相談所運営指針の改正について」(平成17年2月14日雇用均等・児童家庭局通知雇児発第0214003号)は、児童相談所による市町村への適切な支援、専門機関・職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により子ども、保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要であること、児童家庭相談援助に携わる職員は、援助に必要な態度、知識、技術を習得し、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することがもとめられていることから、児童家庭相談を取り巻く状況の変化を踏まえ、「児童相談所運営指針」を改正して、地域の実情に応じて適正に児童家庭相談援助活動が実施されるようもとめた。「児童相談所運営指針等の改正について」(平成18年9月27日雇用均等・児童家庭局通知雇児発第0927007号)は、平成18年9月26日警察庁生活安全局長・刑事局長通達「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先しとした児童虐待への対応について」の発出を受けて、都道府

県等に情報共有、意見交換の機会をもつとともに、警察への援助要請、警察の事情聴取における児童 相談所の対応について留意点を示して警察との連携をもとめる通知である。

「児童相談所運営指針等の改正について」(平成19年1月23日雇用均等・児童家庭局通知雇児発第0123002号)は、児童相談所及び市町村(要保護児童対策地域協議会)の運営強化を図るため、虐待通告受付の基本の徹底、安全確認に関する基本ルール(48時間ルール)の設定、市町村における安全確認、「きょうだい」事例への対応の明確化、すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー、関係機関相互における情報共有の徹底(要保護児童対策地域協議会の運営強化)を定めるとともに、都道府県等に対し一時保護所定員の拡充や一時保護委託の積極的な活用など、適切な措置を講じるようもとめる通知である。

「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について」(平成19年1月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課)は、虐待防止対策室児童虐待の深刻化を踏まえ、児童相談所運営指針の改正を行い、虐待通告の受付に関する基本の徹底、安全確認に関する基本ルールの設定、「きょうだい」事例への対応の明確化、すべての在宅虐待事例に関する定期的なフォロー等の措置を講ずることとした旨を示す事務連絡である。

iv)「子ども虐待対応の手引き」の改定

2004年の児童虐待防止法および児童福祉法の改正により、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、児童家庭相談業務の市町村移譲、要保護児童対策地域協議会の法定化、都道府県(児童相談所)における市町村への専門的支援・後方支援の役割、地域における児童家庭相談体制の充実等が定められたことに伴い、「子ども虐待対応の手引き」を改定する旨の「子ども虐待対応の手引きの改正について」(平成17年3月25日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0325001号)が出された。

2007年の児童虐待防止法再改正に関連して、「子ども虐待対応の手引きの改正について」(平成19年 1月23日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0123003号)は、児童相談および市町村(要保護児童対策地域協議会)の運営強化を図るため、虐待通告受付の基本の徹底、安全確認に関する基本ルール(48時間ルール)の設定、市町村における安全確認、「きょうだい」事例への対応の明確化、すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー、関係機関相互における情報共有の徹底(要保護児童対策地域協議会の運営強化)を定めるとともに、都道府県等に対し一時保護所定員の拡充や一時保護委託の積極的な活用など、適切な措置を講じるようもとめた。

4 機関連携

i) 警察による対応

警察におる児童虐待への対応を示す通知として「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」(平成18年9月26日警察庁生活安全局長・刑事局長通達警察庁丙少発第38号、丙生企発第83号、丙捜一発第29号)が出された。この警察庁通知は、「児童の生命、身体の保護という警察本来の責務を認識し、児童の安全の確認、安全の確保を最優先とする対応をするため、犯罪捜査及び警職法の権限行使等によりできる限りの措置を講じるとともに、児童相談所に対しても

児童の安全確認、安全確保を最優先とする対応をとるよう働きかけ、児童相談所等との連携、過去の個別事例の検証、要保護児童対策地域協議会の活用、厳正な捜査と被害児童の支援、警察内での情報の集約、組織的対応等」を都道府県警察にもとめるものであり、警察による児童虐待への積極的対応の姿勢を見ることができる。

ii) 警察と児童相談所の連携

2004年の児童虐待防止法改正により、児童相談所と警察との間でより緊密な連携がもとめられることになった(10条)。「『児童福祉法施行令の一部を改正する政令』の施行について」(平成18年9月26日雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0926001号)は、平成18年9月26日警察庁生活安全局長・刑事局長通達「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先しとした児童虐待への対応について」の発出を受けて、都道府県等に警察と情報共有、意見交換の機会をもつとともに、警察への援助要請、警察の事情聴取における児童相談所の対応について留意点を示している。厚労省の事務連絡「警察との連携及び警察の事情聴取における児童相談所の対応について」(平成18年9月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室・事務連絡)は、児童相談所は、警察との連携及び警察の事情聴取における児童相談所の対応として、児童相談所と警察との連携体制の点検整備を図り、情報交換に努めること、一時保護中の児童の事情聴取については児童の心身の状況に配慮した対応をすることに留意するものとした。

前掲の「児童相談所運営指針等の改正について」(平成18年9月27日雇用均等・児童家庭局通知雇 児発第0927007号)も、児童相談所運営指針の改定において児童相談所に警察との連携の強化をもと めている。

iii) 学校、人権擁護機関との連携

「学校における児童虐待防止に向けた取り組みの推進について」(平成18年6月5日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知初児生第11号)は、改正児童虐待防止法上、学校及び学校教職員が児童虐待の早期発見義務があること、児童虐待の防止、被虐待児の保護・自立支援に関する国・自治体の施策に協力すべきこと、児童虐待の通告義務があること、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応、教育委員会の責務等について、周知徹底を図ることをもとめる通知である。法務省関係では、「児童虐待事案等における関係機関との連携強化について」(平成19年5月11日法務省人権擁護局踏査教済課長通知法務省権調第219号)が発出され、児童虐待、配偶者暴力、高齢者虐待に関する各種協議会との連携を強化するため、これら協議会等を正確に把握し、積極的に参加することがもとめられた。

⑤ 発見・通告

「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成16年3月10日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0310001号)は、支援を必要とする家庭を早期に把握するため、関係機関―とくに医療機関―からの情報提供を促進することを目的に、診療報酬を改定した旨を医療機関に周知するとともに、情報の的確な活用・的確な支援につなげるよう市町村にもとめる通知である。「『児童虐待に係る通告先の拡大』及び『通告を受けた場合の措置』について」(平

成17年2月14日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0214001号)は、2004年の児童虐待防止法および児童福祉法改正を受けて、通告先に市町村が加えられたこと、市町村・都道府県福祉事務所が通告を受けた場合の措置(児童の安全確認、児童相談所への通知等)やその留意事項を定めた。

「児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組の促進について」(平成19年3月16日厚生労働省医政局総務課長通知医政総発第0316001号)は、犯罪被害者等基本法による「犯罪被害者等基本計画」における「医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組を促進するための施策の実施」を踏まえ、児童虐待防止法の趣旨や配慮事項として、児童虐待については医療関係者による早期発見、研修の受講等をもとめる通知である。

6 一時保護

「児童相談所の一時保護施設における教員OB等の配置について」(平成19年7月11日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡)は、平成19年度予算により、一時保護施設の機能強化として教員OB等の配置を行う「児童虐待防止対策支援事業(一時保護機能強化事業)」について、児童相談所単位で配置できるようにしたこと、配置については適宜、教育委員会に相談し、協力をもとめることが考えられる旨を示す事務連絡である。

⑦ 社会的養護関係

i) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設

小規模グループケア実施のために、設備、人数、職員、留意事項等の具体的な事項を定める指針(平成16年5月6日雇児福発第050600は廃止)として、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の促進について」(平成17年3月30日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0330008号)が出された。これにより、被虐待児の施設入所の増加に対応して、家庭的環境の中できめ細かなケアを提供することを目的に、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、児童養護施設等において小規模グループケア実施要綱を定め、その実施をもとめることとされた。

「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」(平成17年8月10日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0810001号)は、児童相談所や児童福祉施設における被虐待児等の増加を受けて、子どもと家庭に対する的確なアセスメント及び自立支援計画の策定のために、児童養護施設等における入所者の援助に関する計画策定上の留意点を示し、入所者の援助向上の観点からその活用をもとめるものである。

「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」(平成18年6月27日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0627002号)は、児童養護施設等に入所している被虐待児等で心理療法を必要とする子どもについて、施設における援助体制を確保するため、児童養護施設等に心理療法を行う職員を配置してカウンセリング等を実施し、子どもの心的外傷の治癒、自立支援を図ることとした。

ii) 里親

「里親委託推進事業の実施について」(平成18年4月3日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0403001号)は、被虐待児の保護のために、児童相談所、里親、乳児院等の児童福祉施設との連携を

図り、里親への子どもの委託、養子縁組の推進を目的に、「里親委託推進事業実施要綱」を定め、その実施をもとめる通知である。

⑧ 市町村・要保護児童対策地域協議会

「市町村児童家庭相談援助指針について」(平成17年2月14日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0214002号)は、2004年の児童福祉法改正により市町村が児童家庭相談に応じるものとされたことに伴い、相談援助活動が適切に実施されるよう、相談援助の基本、市町村の具体的役割等を定める指針を示す。

「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」(平成17年2月25日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0225001号)は、2004年の児童福祉法改正で法定化された「要保護児童対策地域協議会」について、その円滑な設置と運営のため、同協議会の意義、基本的考え方、設立の設置主体、構成員、業務内容、相談から支援までの流れ、役割分担、関係機関への協力要請などを定める通知である。

⑨ 子育て支援(「こうのとりのゆりかご」関連)

「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」(平成19年4月5日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0405001号)は、いわゆる「こうのとりのゆりかご」設置を機に、保護者が子どもを置き去りにする行為は本来あってはならない行為であるとの基本認識のもとに、出産や育児に悩みを持つ保護者に対して、児童相談所や市町村保健センター等の相談窓口に相談するよう周知を図ること、若い世代に生命の大切さを訴える取組を推進すること等、積極的な取組をもとめる通知である。

(吉田恒雄)

3 判例の動向

(1) 児童福祉法

2000年の児童虐待防止法施行以来、増加傾向にあった児童福祉法28条事件は、今期も引き続き増加傾向にある。司法統計年報によれば、児童福祉法28条1項・2項事件の新受件数は、2004年234件、2005年227件、2006年355件であった。今期公表された28条審判例は8件であり、さらに乳児院入所措置承認申立を本案とする審判前の保全処分申立事件が1件ある。2004年の児童福祉法改正(「児童福祉法の一部を改正する法律」平成16年法律第153号)及び2005年の特別家事審判規則改正(「特別家事審判規則の一部を改正する規則」平成17年最高裁判所規則第5号)によって、児童福祉法28条に関わる諸制度についてもいくつかの重要な改正が行われた。今期の公表裁判例の特徴も、これらの制度改正に関連する裁判例が公表されている点にあるといえる。

① 児童福祉法28条6項に基づく勧告(保護者に対する指導及び援助に関する勧告)をした事例

2004年の児童福祉法改正によって、新たに、「家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる」ものとされた(児童福祉法28条6項)。東京家裁審判平成17年9月5日【判例3】、及

び鳥取家裁審判平成17年5月20日(家裁月報57巻11号64頁)は、この児童福祉法28条6項に基づく勧告を行った裁判例として注目される。

もっとも、本制度導入前の公表例においても、裁判所が28条審判において保護者に対する指導につ いて具体的に言及することは珍しいことではなく、「児童相談所等の関係機関において保護者指導等 の適切な措置が採られることを期待する旨付言した事例」(函館家裁審判昭和43年7月8日・家裁月 報20巻11号185頁)、「児童相談所等の関係福祉諸機関に対しては適切な措置を講ずることを、保護者 に対しては事態の改善に努めることをそれぞれ付言した事例 | (大阪家裁審判昭和48年1月11日・家 裁月報25巻12号57頁)、「保護者が児童相談所による継続的助言や指導を受けつつ、適正な養育知識等 を積極的に獲得するよう努力する必要があることを付言した事例」(横浜家裁審判平成12年5月11日・ 家裁月報52巻11号57頁)、「保護者において児童相談所による助言や指導を受けるとともに、精神科医 等のカウンセリングを受ける等して、養育態度の改善を図ることが必要である旨付言した事例」(福 岡家裁審判平成13年4月23日・家裁月報53巻10号119頁)など、児童福祉法28条6項の新設に先鞭を つけたともいえる裁判例があることには注意を要するだろう。このように従来の裁判例においては児 童相談所等の関係機関のみならず保護者に対しても付言するものがあったが、新設された児童福祉法 28条 6 項では、家庭裁判所が保護者に対して直接勧告を行うことは予定されていない。保護者に対す る勧告としては、児童虐待防止法11条3項(平成16年法律第30号による改正前は同法11条2項)にお いて、児童虐待を行った保護者が指導を受けない場合に、当該保護者に対して都道府県知事が指導を 受けるよう勧告できることが規定されているが、その実効性については従前より疑問のあるところで もある(吉田・2003:21頁、岩佐・2009:46頁など)。

なお、2005年度に出された児童福祉法28条認容審判205件の中32件、2006年度に出された児童福祉 法28条認容審判233件の中28件、2007年度に出された児童福祉法28条認容審判233件の中33件について、 児童福祉法28条 6 項に基づく勧告が行われている(最高裁判所事務総局家庭局・2006:117頁・122頁、 同・2007:149頁・154頁、同・2008:277頁・282頁)。

② 施設入所等の措置の期間更新に関する事例

従来、児童福祉法28条審判により里親委託又は児童福祉施設入所措置が採られた場合に、期間制限の定めはなく、裁判所による措置後のチェックも想定されていなかった。しかし、2004年の児童福祉法改正では、家庭裁判所の承認による施設入所等の措置期間が措置開始の日から「二年」までと新たに定められ、さらに、保護者に対する指導措置の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができるものとされた(児童福祉法28条2項)。

施設入所措置等の期間更新に関する今期の裁判例としては、東京家裁審判平成18年2月7日【判例4】がある。本審判は、児童養護施設入所措置後の児童の状況に依然として問題があること、児童の親権者である母親との接触がとれない状況にあること等、入所措置を継続しなければ著しく児童の福祉を害するおそれがあるとして、児童養護施設への入所措置の期間更新を承認した。

なお、児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号)附則 4 条は、2004年 3 月31日以前から児童福祉法28条に基づく入所措置等が採られていた場合については、2004年 4 月 1 日から措置が採られたものとみなして、改正後の児童福祉法28条 2 項から 6 項までの規定を適用すると定める。本件審判は、この附則 4 条によって、従前措置が2004年 4 月 1 日から採られたものとみなして審判したものである点についても注目される。

司法統計年報によれば、児童福祉法28条2項による施設入所措置期間更新事件の既済件数は、2006年168件(認容:155件、却下:0件、取下げ:13件)、2007年59件(認容:56件、却下:0件、取下げ:3件)であった。2006年の既済件数が突出して多いが、これには2004年3月31日以前から児童福祉法28条に基づく入所措置等が採られていたケースが多数含まれているものと考えられる。

③ 児童福祉法28条審判を本案とする審判前の保全処分(面会・通信の制限)に関する事例

児童福祉法28条審判を本案とした審判前の保全処分が可能か否かという問題は、これまでも議論のあったところである。従来の学説・実務においては、家事審判規則が児童福祉法28条事件を保全処分の対象審判事件として規定していないことから、消極的に解されていた一方で、家事審判規則52条の2 (子の監護に関する審判を本案とする審判前の保全処分)を児童福祉法28条事件に類推適用する可能性を指摘する見解(釜井・1998:52頁)も存在した。また、公表例においても、浦和家裁審判平成8年3月22日(家裁月報48巻10号168頁)は、児童福祉法28条を本案とする審判前の保全処分として、①親権者が病院から児童を退院・転院させる手続をしてはならないこと、②児童が退院する際に、本案審判が確定するまでの間、児童相談所長が児童に一時保護を加えることができること、③親権者が児童相談所長による一時保護措置を妨げてはならないことを言い渡した。この浦和家裁による審判の存在は、厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」(平成9年6月20日児発第434号)や、厚生省児童家庭局『子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版』(日本子ども家庭総合研究所・2001:125頁)によっても紹介され、実務にも一定の影響を及ぼしたものと思われる。

2005年の特別家事審判規則改正によって、児童福祉法28条1項の承認の申立てがあった場合に、児童の保護のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、当該承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、児童の保護者について児童との面会又は通信を制限することができるものとされた(特別家事審判規則18条の2)。その一方で、前述の児童福祉法28条2項に基づく施設入所等の期間更新承認申立においては、前審判によって採られた措置が継続中であり、その措置の効果として児童との面会・通信の制限が可能であるため(児童虐待防止法12条)、審判前の保全処分の対象とはなっていない(岡他・2005:20頁)。また、特別家事審判規則18条の2は、面会・通信の制限を規定するに過ぎず、前述の浦和家裁のような保全処分はできないとの指摘もなされている(佐上・2007:166頁)。

福岡家裁小倉支部審判平成18年4月27日【判例5】は、乳児院入所の承認申立事件を本案とする審判前の保全処分事件において、親権者らについて児童との面会及び通信を制限した事例として注目される。本件では、実父母らが、重度の火傷を負い入院中の児童の退院要求を繰り返し、さらに、病院

職員の制止を振り切って児童を病院から連れ去ったという事情があり、裁判所も、このような事情を 重視し、本案審判が効力を生じるまでの間、児童との面会・通信の制限を言い渡したものである。

司法統計年報によれば、特別家事審判規則18条の2による審判前の保全処分事件(面会・通信の制限)の既済件数は、2005年6件(認容:2件、却下:1件、取下げ:3件、その他:0件)、2006年5件(認容:1件、却下:0件、取下げ:2件、その他:2件)、2007年7件(認容:3件、却下:0件、取下げ:4件、その他:0件)であった。全体的に見れば、事件数自体は比較的少数であり、また取下げ件数の多さが目立つといえる。

なお、特別家事審判規則18条の2は、その後、2008年の特別家事審判規則改正(「特別家事審判規則の一部を改正する規則」平成20年最高裁判所規則第1号)によって大幅に変更されることとなる。面会・通信の制限については、2007年の法改正(「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」平成19年法律第73号)によって、児童について一時保護措置や保護者の同意を得た施設入所等の措置が採られている場合にも、児童相談所長や入所施設の長は、児童虐待を行った保護者について児童との面会・通信を制限できるものとされた(2007年法改正後の児童虐待防止法12条1項)ために、面会・通信に関する審判前の保全処分はその意義を失うこととなった。2008年特別家事審判規則改正によって、特別家事審判規則18条の2は、従来の面会・通信の制限に関する審判前の保全処分の規定から、新たに、児童の身辺へのつきまとい・児童の通常所在する場所等の付近のはいかいの禁止に関する審判前の保全処分の規定に変更された(2007年法改正後の児童虐待防止法12条の4も参照)。

④ 既に施設入所措置が採られている児童について、入所施設の種類の変更を承認した事例

以上のような2004年児童福祉法改正及び2005年特別家事審判規則改正によって新設された諸制度に 関連する裁判例以外にも、今期には注目される裁判例が公表されている。それが、既に家庭裁判所の 承認を得て施設入所措置が採られている児童について、入所施設の種類の変更を承認した事例である。 京都家裁審判平成16年9月21日【判例2】は、既に家庭裁判所の承認審判を経て情緒障害児短期治療 施設に入所中の児童について、児童の中学卒業後も在籍可能で、定時制高校への進学も可能な児童自 立支援施設への入所を承認した。

児童福祉法28条審判を経て施設入所等の措置が採られている児童の入所施設等の種類を変更することについては、児童福祉法上、明確な定めはない。しかしながら、家庭裁判所は、28条事件において承認審判をする場合に、入所施設等の種類を特定して承認しなければならないというこれまでの公表裁判例の傾向(福岡高裁決定昭和56年4月28日・家裁月報34巻3号23頁、浦和家裁審判平成8年5月16日・家裁月報48巻10号162頁、広島家裁審判平成10年1月5日・家裁月報50巻6号104頁、東京高裁決定平成15年12月26日・家裁月報56巻9号35頁)からすれば、本件のように、既に家庭裁判所の承認を得て入所措置等が採られている児童の入所施設等を変更する際にも、親権者の同意を得られない場合には、家庭裁判所の承認を再度得ることが必要であるように思われる。したがって、本件は、従来の裁判例の傾向と一致するものであり、許末恵の指摘するように「理論的には当然の結論」であったと考えられる(許・2006年:102頁)。

【参考文献】

釜井祐子「児童福祉法28条 1 項 1 号の家庭裁判所の承認について」『家裁月報』50巻 4 号(1998年 4 月) 1 -84頁 全国裁判官懇話会家事分科会「市民に開かれた司法を目指して 第16回全国裁判官懇話会 \mathbb{N} (分科会報告)」『判時』 1633号(1998年 5 月) 3-25頁

日本子ども家庭総合研究所『厚生省 子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版』(有斐閣、2001年)

吉田恒雄「児童虐待防止法の改正に向けて―法的視点からの検討―」『児童虐待防止法制度―改正の課題と方向性―』 (尚学社、2003年) 3 - 32頁

尾崎守正・福島直之「児童福祉法の一部を改正する法律の概説―司法関与に関する部分を中心に―」『家裁月報』57巻7号(2005年7月)1-16頁

岡健太郎・武部知子「特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成17年最高裁判所規則第5号)の解説」『家裁月報』 57巻7号(2005年7月)17-28頁

許末恵「児童の福祉のため入所施設の種類変更を承認した事例」『民商法雑誌』134巻1号(2006年4月)100-106頁 最高裁判所事務総局家庭局「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情―平成17年4月1日~平成18年3月31日―」 『家裁月報』58巻8号(2006年8月)107-123頁

佐上善和『家事審判法』(信山社、2007年)

最高裁判所事務総局家庭局「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情―平成18年4月1日~平成19年3月31日―」 『家裁月報』59巻8号(2007年8月)139-155頁

南方暁「乳児院入所の承認申立事件を本案とする審判前の保全処分が認められた事例」『法学セミナー増刊 速報判例 解説』vol.1 (2007年10月) 139-142頁

橋爪幸代「児童福祉施設入所措置等の期間更新」『別冊ジュリスト 社会保障判例百選第4版』(有斐閣、2008年5月) 200-201頁

松村徹・田中寛明「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)の 概要及び特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成20年最高裁判所規則第1号)の解説」『家裁月報』60巻7号(2008年7月)43-75頁

最高裁判所事務総局家庭局「児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情―平成19年4月1日~平成20年3月31日―」 『家裁月報』60巻8号(2008年8月)107-123頁

岩佐嘉彦「弁護士から見た児童虐待事件(2)―児童虐待の防止等に関する法律の二度にわたる改正を経て―」『家庭月報』61巻8号(2009年8月)1-48頁

最高裁判所事務総局『司法統計年報 3.家事編(平成16年~平成19年)』

(阿部純一)

(2) 民法

【第3期】

① 民法766条に基づく子の監護者指定事件

第3期においては、本案か審判前の保全処分かの違いはあるが、民法766条に基づく監護者指定の 可否が問題になる事例が複数現れた。同じく766条に基づくものといっても、監護権が争われる場面 は異なる。この期に公表された判例は次のような類型に分けることができる。

i) 第三者(元里親)の監護者指定が争われた事例

原審は、前期(第2期)に属する事件(山形家裁審判平成12年3月10日、家裁月報54巻5号139頁)

である。抗告審である仙台高裁決定平成12年6月22日【判例6】が、第3期に含まれる。民法766条に基づく、子の監護者指定の審判の申立権を有するのは、子の父と母だけであり、第三者である元里親には監護者指定の申立権はないとして、元里親からの指定申立てを却下した事例である。

上の事例では、第三者たる元里親には、民法766条の監護者指定の請求権はないとされたが、福岡高裁決定平成14年9月13日【判例8】は、子の祖母が自分を監護者として指定することを請求した事例である。原審は、福岡家裁久留米支部審判平成14年7月19日(家裁月報55巻2号172頁)である。原審は民法766条の子の監護者指定の請求権について、父母以外の第三者(本件では祖母)が申立権をもつかどうか明確にはしないまま、本件における審判前の保全処分の必要性について検討し、父(職業は医師)による暴力行為や性的行為虐待があったことは認めながら、親権行使の不適切性を疎明するに足る資料が足りないことを理由のひとつとして、本案審判認容の蓋然性、保全の必要性に関しても疎明がないとして申立てを却下した。

抗告審である福岡高裁決定平成14年9月13日は、姉妹のうち姉の保全処分を却下した部分については、度重なる両親の暴力を伴った紛争、父による暴力や性的虐待が加えられている可能性が極めて高いこと等から、親権の行使が子の福祉を害すると認めるべき蓋然性があるとして、原審判を取り消し、監護者を仮に祖母と定めて仮の引渡を命じた。

ii) 父母の離婚に伴い監護権が争われる事例

離婚後単独親権法制をとる日本では、離婚後の子をめぐり、父母が互いに子を押しつけ合う事例もあれば、子の親権者になるために子を取り合う事例もある。少子化も影響してか離婚後の子の親権・監護権をめぐる紛争は増加している。そのような紛争において、自らの手元に子を置くために(法的手段としては、親権者に指定される場合と、親権者には指定されないが監護(権)者に指定される場合がありうる)、相手方が子に対して虐待行為を働いているので子の監護者としては不適切であるという主張がなされることがある。この場合、虐待が本当に存在する事例もあるが、子の監護養育から相手方を排除するために、単に方便として虐待の主張がなされる事例もある。このような事例では、虐待の存否が児童相談所の調査資料や家裁調査官による調査によって確認されることになる。

新潟家裁審判平成14年7月23日【判例7】では、子を虐待しそうだとの母自身からの通報に基づき、一時保護後里親委託中の姉弟について、子らを虐待しそうだとの状況も夫との関係から引き起こされた一過的なものと推測し、現実に子らを引き取るかどうかは児童相談所の措置決定によることになるが、妻と夫との監護者としての比較においては、夫が監護者として相応しくないことは明白だとして、妻を監護者として指定した。

② 児童相談所長が申し立てた親権喪失

民法834条に関連する公表審判例は、相変わらず少ない。長崎家裁佐世保支部審判平成12年2月23日(家裁月報52巻8号55頁)は、親権者父が、本件児童らに対して、親権を濫用して日常的な身体的虐待、あるいは性的虐待を加えて、児童らの福祉を損なったとして、児童相談所長が親権喪失請求をして認容された事例である。児童相談所長からの親権喪失請求が行われる典型的なタイプの事例であるが、逆の言い方をすると、子の福祉の危険が本件のように大きなものにならないと親権喪失請求は

行われないということになろう。

③ 捐害賠償請求事例

従来公刊された児童虐待に関する判例は、児童福祉法や民法上の制度によっていかに児童虐待もしくは虐待する保護者に対応するかというものがほとんどであった。3期では、損害賠償請求事件が登場する。

一件は児童相談所に一時保護された児童の養父と実母が、相談所の所長及び職員から児童を帰宅させる条件として離婚を強要されたとして、児童相談所を設置した自治体の首長(知事)と職員個人に対して損害賠償請求を行った事例である。大阪地裁判決平成13年3月30日(判夕1109号149頁)【判例9】がそれである。

もう一件は、原告が、元養父から養子縁組中に性的虐待を受けたとして、また元養母が性的虐待を 黙認していたとして、元養父母に対して損害賠償請求をした事例がある。名古屋地裁岡崎支部判決平 成13年11月27日(LEX/DB TKC法律情報データベース 文献番号28070662)【判例10】。

【第4期】

① 民法766条に基づく第三者の監護者指定

2期および3期に民法766条を根拠にした第三者の監護者指定が焦点になった事例が登場したが、 今期は、より密接に児童虐待に関連する形で問題になった。金沢家裁七尾支部審判平成17年3月11日 の事件【判例11】である。

本件は、事件本人未成年者の母方祖母が、実父母を相手方として自らを監護者とすることを申し立てた事件である。実父母には長女、長男、二女および本件児童がいたが、二女は相手方実父の暴行により死亡し、実父は傷害致死罪により懲役4年6月の実刑判決を受けている。実母は実父と離婚するという意思を表明しているが、具体的に離婚に向けての動きがあるのかどうかは不明である。裁判所は、父母が子の監護権に関する合意を適切に成立させることができず子の福祉に著しく反する結果をもたらしている場合には、家庭裁判所の権限については民法766条を、申立権の範囲については民法834条を類推適用し、子の親族は子の監護に関する処分事件の申立権を有し、申立てに基づいて、家庭裁判所は、子の監護者を定めることができるとして、子の祖母からの監護者指定の申立てを認めた。その際、3期で示した【判例6】の仙台高裁決定平成12年6月22日とは事件類型が異なるとする。

② 民法834条に基づく親権喪失

今期の834条事件の特色は、一つは日本の現行民法上の制度の不具合が露呈した結果、親権喪失請求に至った事件ともう一つは医療ネグレクトに対する審判例が2例公表された点にある。

前者の事例は、名古屋家裁岡崎支部審判平成16年12月9日【判例12】である。未成年者・子が実母とその交際相手から身体的虐待を受けている可能性があるとして、児童相談所が一時保護後、児童福祉法28条審判を経て施設入所させた。これに対して実母らは児童虐待をしたと言われたことに強く反発し、実父が行った親権者変更申立てと親権者の職務執行停止の仮処分および職務代行者の選任の審判書が実母に送達される前日に、実母とその交際相手の婚姻届と交際相手と子の養子縁組届が提出さ

れた。このため、親権者変更の申立ては却下された。実母・養父には子の監護教育や施設の早期退所の必要性等についての配慮が全くうかがわれず、親権を児童相談所への抗議行動や実父に対する謝罪、金銭要求の手段としており、このような実母・養父の態度は、児童の福祉を著しく損ねるもので、親権濫用といわざるを得ないとして、親権喪失を宣告した。抗告審も抗告を棄却した(名古屋高裁決定平成17年3月25日(家裁月報57巻12号87頁))。養子法が自己又は配偶者の直系卑属を養子にするときには、未成年者養子縁組であっても家庭裁判所の許可を必要としないとしている(民法798条ただし書き)現行養子法制の欠点が露になった事例である。

後者の事例は、名古屋家裁審判平成18年7月25日【判例13】である。本件は、先天性心疾患のため 手術が必要な乳児について、親権者が信仰上の理由から手術への同意を拒否したため、児童相談所長 が親権喪失宣告とともに、保全処分として親権者の職務執行停止と職務代行者の選任を申し立てた事 例である。裁判所は、子は、重篤な心疾患を患い、早急に手術等の医療措置を数次にわたって施さな ければ、近い将来死亡を免れない状況にあり、親権者の手術への同意拒否は親権濫用にあたり、子の 福祉を著しく損なうものとして申立てを認容した。

なお、類似事案として大阪家裁岸和田支部審判平成17年2月15日(家裁月報59巻4号135頁)が紹介されている。

③ 性的虐待と損害賠償請求

周知のように、児童虐待には予防から発生時の介入、その後のフォローといった各段階に切れ目のない対応をしていくことが大切であるといわれる。一般的には法的対応というと、虐待家庭への法的介入について論じられる。同じく法的対応といっても、虐待行為を民法上の不法行為として損害賠償請求をしていくという方法は、上記のような法的介入を行い、児童を保護するとか、親権を制限するといった対応とは異なり、事後的に虐待加害者の不法行為責任を問うものである。

虐待行為を不法行為ととらえるとき、問題になるのは、不法行為に基づく損害賠償請求権は3年の短期消滅時効にかかる(民法724条)という点である。例えば、性的虐待の発見は、児童虐待事例のなかでもとりわけ難しい。虐待行為が行われたことを関係者が知ったときに、虐待が行われた時からすでに相当な時間がたっていることも少なくない。この場合には時効の起算点が問題になる。福岡高裁判決平成17年2月17日【判例14】は、民法724条の短期消滅時効の起算点について、「被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知ることを意味し、このうち「損害」については、単に損害の発生を知るだけでは足りず、加害行為が不法行為であることを認識する必要がある」とした。

また、産婦人科医である祖父が孫娘に対して長年にわたり性的虐待を加えたことにより、孫娘が心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に罹患したと認めて、後遺障害による逸失利益等の損害を認めた事例(東京地裁判決平成17年10月14日、判時1929号62頁)が存在する。

(鈴木博人)

(3)刑事法

① 公刊判例数の増加

第3期から、第4期にかけて公刊物に搭載された児童虐待関連の刑事判例数が増加している。特に、 虐待者が傷害または傷害致死の罪に問われることの多い身体的虐待関連の刑事判例が多く公表されて いる。

中には、児童相談所の対応に言及する判例もあり、児童相談所の対応の不備が虐待者である被告人にとって有利な事情と認定された判例(たとえば、宇都宮地判平成15年10月7日、裁判所ホームページ、刑事判例リスト22、以下、宇都宮事例と称す。)もあれば、逆に、児童相談所からの助言があったにもかかわらず、態度を改めなかったことを被告人の刑事責任を重くする事情と認定している判例(たとえば、福岡地判平成13年12月6日、公刊物未搭載、刑事判例リスト7、以下、福岡事例と称す。)もある。先の宇都宮事例は、虐待者が被害児の里親であり、虐待者が育児にストレスを感じており、児童相談所等の積極的な関与が必要なケースであったにもかかわらず、その積極的な関与がない中で起きた事件である一方で、福岡事例は、虐待者は被害児の実親であり、児童相談所の他、保育園等の関係諸機関が積極的に関与し、具体的な対応策を提案していた。このように、児童相談所の関与の積極性が、その対応が被告人にとって有利な事情となるか、不利な事情となるかの差に繋がっているようである。

また、この期間における判例の中で、虐待者である被告人に保護観察付執行猶予が言い渡されている事例が2例ある(長野地判平成14年6月18日、公刊物未搭載、刑事判例リスト12、以下、長野事例と称す。山形地判平成14年7月31日、裁判所ホームページ、刑事判例リスト14、以下、山形事例と称す。)。長野事例は、被害児の実母の同棲相手が実母とともに、被害児に身体的虐待を加え、傷害を負わせた事例であり、被告人は、保護司の指導の下で、児童虐待に関する専門家のカウンセリングを受けることによって、子供に暴力を振るう行為の犯罪性を自覚し、虐待行為の制御をすることも可能であると認定し、同人に保護観察付執行猶予を言い渡したものである。山形事例は、被害児の実母である被告人が、被害児に身体的虐待を加え、傷害を負わせた事例で、住居不定、無職の生活を送り、不特定多数の男性と不純交遊を繰り返していた被告人のそれまでの生活状況の悪さを指摘し、居所を安定させ、就労させて生活能力を高めるなどしてその更生を図るためには、強力な保護的措置が必要であるとして、被告人に保護観察付執行猶予を言い渡したものである。どちらも、虐待の要因と考えられるもの(長野事例では被告人の暴力性、山形事例では被告人の生活態度)の改善のために、保護観察制度を活用しようとしている。

2004年12月8日に刑法が改正され(平成16年法律第156号)、重大犯罪の法定刑が見直された中で、身体的虐待に適用されることのある傷害致死罪も、その法定刑が2年以上の有期懲役から、3年以上の有期懲役へと変更されている。この刑法改正に関連して、注目すべき判例が【判例15】(東京高判平成18年12月1日、東高刑事報57巻1~12号72頁、刑事判例リスト31)である。当時3歳の被害児を虐待死(傷害致死)させた両親に対し、第一審が父親に懲役7年、母親に懲役6年6月を言い渡したところ、検察側がこの量刑は、刑法改正の趣旨に反するとして控訴した事案において、第一審判決の

量刑が軽すぎることはないとして、控訴が棄却されたものであるが、これまでの、判例をみても、被害者1名の虐待致死(傷害致死)事件で、被告人に懲役7年を言い渡したのは名古屋地判平成14年7月16日(裁判所ホームページ、刑事判例リスト13)だけであり、被害者1名の虐待致死(傷害致死)の中では、【判例15】の量刑も重い方である。それにもかかわらず、検察側が控訴したというのは、2004年の刑法改正により、厳罰化の路線へと進む検察の態度を示したものであるとも受け取ることができる。

② 不作為による幇助

第2期に続き、第3期、第4期ともに、不作為による幇助の事例がある。第3期に見られる不作為 による幇助の事例(広島地判平成16年4月7日、判タ1186号332号、刑事判例リスト24②)は、第2 期の札幌高裁の判例(札幌高判平成12年3月16日、判時1711号170頁)の基準を踏襲し、被害児の実 母である被告人には「同居男性が暴行に及ぶことを防止すべき強度の作為義務があり、かつ暴力の防 止の措置をとることが不可能あるいは困難であったような状況は認められず、同児の様子に変調が見 られるまで何らの制止措置をとらなかったことは、同居男性の犯行を容易ならしめた」として、傷害 致死の幇助の成立を認めている。これに対し、第4期で見られた不作為による幇助の事例【判例16】(名 古屋高判平成17年11月7日、高検速報716号292頁、刑事判例リスト59)の基準は、前記札幌高裁の基 準とは異なり、被害児の実母である被告人は「自らの意思で同児の生活圏内に交際相手のAの存在と いう危険な因子を持ち込んだものであり、自らの責めにより同児を危険に陥れた以上、Aとの関係に おいてはその危険を自らの責任で排除すべき義務をも負担するに至ったと解されるから、社会通念上、 被告人にAの被害児に対する暴行を阻止すべき義務が課せられていたと解するのが相当」であり、「不 作為による幇助犯においても、『犯罪の実行をほぼ確実に阻止できたのに放置した』との要件を必要 とするものでない」として、傷害致死の幇助の成立を認めている。この基準は、虐待者という危険因 子を被害児の生活圏内に入れた時点で、被告人に作為義務が生じ、それのみによって、不作為の幇助 が成立することになり、前記札幌高裁の基準よりも不作為の幇助が認められる範囲が拡大している。

③ 被虐待者による犯罪

第4期に入って、初めて公刊物で確認されたのが、被虐待者による虐待者に対する犯罪である。これまでも、少年の非行や成人の犯罪の背景に虐待経験があるということが情状として描かれた判例はあったが、被虐待者が虐待者に対し、犯罪行為を行った事例は初めてである。後掲刑事判例リストに挙げた3事例(名古屋地判平成17年3月24日、裁判所ホームページ、刑事判例リスト57、以下、名古屋事例と称す。函館地判平成19年3月29日、裁判所ホームページ、刑事判例リスト58①、函館地判平成19年5月15日、裁判所ホームページ、刑事判例リスト58②、以下、両事例を併せて函館事例と称す。)はいずれも、被虐待者が虐待者を殺害し、その死体を遺棄した事案であり、被害者が被告人らに虐待を加えていたことがその背景として、被告人らに有利な事情として考慮されている。ところが、名古屋事例では、被害者に殺害されるまでの落ち度がないとする一方、函館事例では、被害者に重大な落ち度があるとしている。これは、名古屋事例は、被告人のみが被害者から身体的虐待をうけていたものである一方、函館事例は、その被害者が、内縁の妻である被告人A及びその長男である被告人Bに

対し、身体的虐待を加えていたたけでなく、被告人Bの妹にも性的虐待を繰り返していたものであり、被害者の行っていた虐待の内容に差があることから、被害者の落ち度の認定にも差が生じたものと思われる。

(初川愛美)

4 法学研究の動向

(1) 児童福祉法分野

① 2004年児童虐待防止法

第4期は、児童虐待防止法の改正がなされ、その内容を解説する論稿が見られる。立法担当者によるものの他(奥・2004、古川・2004)、法改正に批判的に検討するものもある。そのうち竹中論文は、児童相談所と市町村の役割分担について懸念を示し、児童福祉における児童虐待防止の役割が大きくなることが児童福祉の変容をもたらすと指摘する。児童虐待に対する法改正、施策が拡充するなかで、児童福祉本来の役割、児童相談所の機能が大きく変化しており、二つの法の関係をもう一度整理しなければならないとの指摘は、示唆に富んでいる(竹中・2004【文献1】)。

② 死亡事例の検証

2004年10月からは虐待により子どもが死亡した事例の検証が始まり、その報告書が公表された(児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会・2004)。古川論文(古川・2004【文献2】)は、この報告書から明らかになった虐待の要因を分析し、それに基づく対策を提案するなど、実際的な内容となっている。同報告書は、その提言の一部が虐待防止の制度として結実しているものもあり、虐待施策の展開を見る上では重要な資料である。同検証報告書は、その後2009年の第5次報告まで公表されている。

③ 児童虐待事件に関する家庭裁判所の関与

児童虐待事件の深刻化に応じて家庭裁判所に対する児童福祉法28条事件の申立も増加してきた。こうした事態を受けて、岡論文は、家庭裁判所における申立の取扱い、承認の要件、審理の流れを概説する。また、家庭裁判所に現れる28条事件の類型を紹介した上で、家庭裁判所調査官による調査の実際を説明する(岡他・2006【文献13】)。

2007年の児童虐待防止法改正、児童福祉法改正の主要なテーマの一つは、児童虐待介入に対する司法関与のあり方であった。法律時報77巻3号では、これをテーマに特集「児童虐待事件における司法関与」が組まれ、法社会学、比較法、実務の視点から検討がなされた。とくに児童福祉法28条事件については、これを児童相談所長と親との対立構造としてとらえ、当事者主義として制度化すべきか、それとも子どもの利益実現の視点から現在の職権主義を維持すべきかが論点となる。若林論文は、現在の職権主義を維持しつつ、事案の解明や迅速な処理、妥当な結論を導くためには当事者の手続保証が効果的であると述べる(若林・2005【文献6】)。岩城・2005【文献7】は職権主義を肯定しつつも、家庭裁判所による福祉的役割の重要性を強調し、岩佐論文(岩佐・2005【文献8】)も同様に職権主

義を支持するが、当事者に対する手続等の説明の必要性、家庭裁判所による子どもの意向の聞き取り における親権者への説明と反論の機会の付与などが必要であるとする点で興味深い。

この他、2007年の法改正に向けた提言の特集としては、吉田・2004、津崎・2005の他、「特集「児童虐待防止法改正の課題」があり、津崎(【文献15】)、峯本(【文献16】)、才村(【文献17】)、加藤(【文献18】) の 4 氏の論稿が掲載されている。

4 その他

児童虐待防止法、配偶者暴力防止法につづき、2005年に高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)が成立したことを受けて、家庭内の暴力を総合的にとらえる動きが出てきた(岩城・2005【文献11】、平田・2006【文献12】)。同じく家庭内の暴力とはいえ、その発生の機序が異なるところから、かならずしもすべて同じ対応とすることはできないため、個々の暴力の特質に応じた施策が必要になろう。障害者暴力防止法の制定も検討されている現在、これら密室的環境における弱者に対する暴力を総合的に検討する時期に来ているといえよう。

また、この頃からいわゆる「施設内虐待」の問題が積極的に論じられるようになり、児童福祉の現場はもちろん、法律学の立場からも検討されるようになった(平湯・2004)。施設内虐待問題は、被虐待児保護の受け皿としての施設等での子どもへの虐待であり、虐待の防止のためにはこうした社会的養護分野での子どもの権利擁護も視野に入れなければならない。この点は、2007年の児童福祉法改正により「被措置児童等虐待の防止」として制度化された。

【参考文献】

原田綾子「ミシガン州ワシュトナウ郡における児童虐待・ネグレクトへの対応」『法律時報』77巻 3 号(2005年)72 - 76頁【文献 5 】

平田厚「虐待防止法制の現状と課題」『国民生活研究』46巻1号(2006年)9-19頁【文献12】

平湯真人「施設内虐待をめぐって」『子どもの虐待とネグレクト』 6巻3号(2004年12月)297-301頁

古川夏樹「児童虐待の防止に向けた取組みについて」『戸籍時報』571号(2004年7月)61-68頁

古川夏樹「児童虐待事例の検証結果について」『月刊福祉』87巻10号(2004年9月)98-103頁【文献2】

伊原和人「改正児童虐待防止法のポイント 児童虐待防止対策の強化について (上)」『厚生福祉』5473号 (2007年 6 月) 2 - 5 頁

伊原和人「改正児童虐待防止法のポイント 児童虐待防止対策の強化について (中)」『厚生福祉』5474号 (2007年 6 月) 2 - 5 頁

伊原和人「改正児童虐待防止法のポイント 児童虐待防止対策の強化について(下)」『厚生福祉』 5475号 (2007年 6 月) 2 - 5 頁

岩城正光「家庭内紛争をめぐる法律問題」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題(平成16年)』 (第一法規、2005年) 35-64頁【文献11】

岩城正光「NPOの児童虐待防止活動を通じて見えてきた司法の役割」『法律時報』77巻3号(2005年)82-85頁【文献7】

岩佐嘉彦「児童虐待事件における司法関与――職権主義と当事者主義の狭間 実務家からみた問題点 (代理人の立場から)」『法律時報』77巻3号 (2005年) 86-90頁【文献8】

児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「児童虐待による死亡事例の検証結果等について『児童虐待等要保

護事例の検証に関する専門委員会』第1次報告」(2005年4月)

加藤曜子「児童虐待防止法改正にあたって―民間団体(NPO福祉団体)の立場から―」『少年育成』613号(2007年 4 月)30-36頁 【文献18】

峯本耕治「近づく2度目の改正」『少年育成』613号(2007年4月)16-22頁【文献16】

岡健太郎、河合明博「児童福祉法28条事件の審理について」『ケース研究』288号(2006年8月)5-34頁【文献13】

奥克彦「児童虐待防止法の一部を改正する法律」『ジュリスト』1276号(2004年10月)90-94頁

才村純「児童虐待防止法制度改正の論点」『少年育成』613号(2007年4月)22-29頁【文献17】

竹中哲夫「児童福祉法・児童虐待防止法改正をめぐる諸問題」『社会福祉論集』(日本福祉大学)111号(2004年10月) 1-26頁【文献 1】

棚瀬一代「米国における児童虐待と家族再統合の試み」『法律時報』77巻3号(2005年)91-95頁【文献9】

棚瀬孝雄「児童虐待事件の司法関与――職権主義と当事者主義の狭間」『法律時報』77巻3号(2005年)66-71頁【文献4】

津崎哲郎「児童虐待防止法改正の課題――主に児童相談所の立場から――」『少年育成』613号(2007年4月)8-14 頁【文献15】

津崎哲郎「子どもの人権の視点から見た親権」『フォーラム現代社会学』 4号(2005年5月)57-65頁

横湯園子「児童虐待防止――国連子どもの権利委員会『最終所見』の実施」『教育学論集』(中央大学)(2005年3月) 287-303頁【文献10】

吉田恒雄「児童虐待ケースに対する司法関与制度試案」『子どもの虐待とネグレクト』 6 巻 1 号(2004年 5 月) 129 - 136頁

若林昌子「児童虐待事件について家庭裁判所実務の視点から――児童福祉法28条事件を中心に」『法律時報』77巻3号(2005年)77-81頁【文献6】

<特集>

「児童虐待防止法改正の課題」『少年育成』613号(2007年4月)8-41頁【文献14】

<特集>

「児童虐待事件における司法関与」『法律時報』77巻3号(2005年3月)66-95頁【文献3】

(吉田恒雄)

(2) 刑事法分野

① 学会の動向

第2期に引き続き、刑法学会において、児童虐待問題が取り上げられている。第3期・第4期の特徴としては、刑事法分野における児童虐待に関する問題点の整理が行われたことが挙げられる。2000年5月に行われた第78回大会のワークショップ「児童虐待と青少年保護の周辺」において、刑事規制に積極的な立場からは、児童虐待防止法が児童虐待に対する刑事規制を設けなかったことについての批判が出る一方、刑事規制が児童虐待の防止にとって意味があるとは必ずしもいえないとする意見が出され、刑事規制の必要性についての議論が行われた。同様に、刑事罰に担保された通告義務についても賛否両論が出された。また、児童虐待を広く捉えたうえで、児童買春、児童ポルノの問題、有害図書との問題も議論された。この他、2002年5月の第80回大会では、林弘正により、個別報告「児童虐待の現況と刑事法的介入」が行われている。また、2005年6月の第83回大会のワークショップ「児童虐待への刑事法的規制の課題」では、児童虐待に対する刑事手続の理論的・実務的問題点が整理さ

れ、特に、子どもの証言の聴取の難しさが提示された。

一方、日本犯罪学会では、2000年11月の第37回における一般報告において、犯罪精神医学の立場から「妄想に基づく実施殺人の鑑定例―異文化ストレスと妄想発展―」(安藤久美子他)が報告され、在日外国人の女性が異文化ストレスからの妄想が萌芽し、体系化し、事件へと至る経緯が紹介された。また、2001年12月の第38回においても一般報告で、法医学の観点から「児童虐待」(山村武彦他)が報告され、14歳未満の児童司法解剖例、306例の分析、その中の虐待による死亡事例の加害者の分析等が紹介された。また、2004年11月の第41回におけるシンポジウム「子ども虐待」では、臨床的及び法医学的側面等から、被虐待児の問題点等が報告された。

② 不作為による虐待

母親が内縁の夫による子供に対する折檻を放置し、死亡させたことにつき、母親に傷害致死幇助罪の成立を認めた判例(札幌高裁平成12年3月16日判決)についての評釈が出揃い、かつ、同判決について研究が進み、児童虐待行為を放置した保護者の刑事責任について刑法学の展開がみられた。

③ 警察活動

児童虐待防止法施行に伴い、「児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切な対応について」(警察庁丙少発29号等)を始めとして、さまざまな通達が発された。特に、児童虐待防止法10条が警察官の援助について規定していることから、「児童虐待の防止等に関する法律第10条を踏まえた援助要領」(警察庁丁少発170号等)が発されたことにより、児童虐待対策について警察活動のマニュアル化が図られた。

また、少年警察活動規則(2003年)が制定され、児童虐待を受け、または受けているおそれのある児童に関し、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律10条に基づく援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置をとるものとする(同規則39条)との規定が設けられ、より警察の活動の明確化が図られた。

その他、2000年4月に第10回警察政策フォーラム「刑事司法におけるドメスティック・バイオレンス及び児童虐待対策~米国での取組み」では、ドメスティック・バイオレンスに関する報告が中心ではあったが、ドメスティック・バイオレンス目撃して育った子どもの被害、警察と地域との連携等が指摘された。

そして、2004年の児童虐待防止法の改正に伴い、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律について(通達)」(平成16年9月21日、警察庁丙少発第34号等)が発され、児童虐待防止法の改正を踏まえた上で、①児童虐待の早期発見、②迅速かつ確実な通告、③警察署長に対する援助要請への適切な対応、④関係機関・団体との連携の強化、⑤指導、教養の徹底を図ることとされた。また、児童の安全確認等に関しては、「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」(平成18年9月26日、警察庁丙少発第38号等)が発され、警察職員が直接児童の安全の確認をすることが重要であるとした上で、その他、①厳正な捜査及び、②被害児童に対するカウンセリ

ング支援、③情報の集約と的確な対応を図ることとされた。

④ 少年非行との関連

少年非行と児童虐待の関連性については、その関連性を示す初めての大規模な調査が法務総合研究所により行われた。同調査は、少年院在院者対象アンケート調査であり、少年院在院者(男子2,266人、女子264人)を対象とし、その結果は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトを受けた経験を有すると認められた者が約50%(男子49.6%、女子57.1%)であり、一度も家族から身体的暴力、性的暴力、不適切な保護態度を受けた経験がない者は約27%(男子27.9%、女子20.5%)であったと報告され、非行少年は虐待経験を受けた者が多いという結論が出されている。

また、同様の主張が、2000年12月のJaSPCAN第6回学術大会における分科会報告「少年非行の背景としての子ども虐待」(藤岡淳子)、2001年9月の日本犯罪心理学会第39回大会におけるディスカッション「虐待少年の社会適応について」でも報告されている。

⑤ 被害者学の動向

犯罪被害者学会では、2001年6月の第12回学術大会で個別報告「少年院在院者の被害経験」(松田美智子=古田薫)として、前述の法務総合研究所による調査研究の概要が報告されたほか、2002年6月の第13回学術大会における個別報告で「児童虐待―若干の事例研究」(林弘正)が行われた。

また、被害者保護二法(刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律・犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律、2000年11月施行)が施行されたことにより、刑事手続における被害者としての被虐待児の保護が図られることとなった。

【参考文献】

安部哲夫「児童虐待と青少年保護の周辺」『刑法雑誌』40巻3号(2001年)423-427頁 安藤久美子他「妄想に基づく実施殺人の鑑定例―異文化ストレスと妄想発展―」『犯罪学雑誌』67巻3号(2001年) 130頁

加澤正樹他「児童虐待に関する研究(第1報告)」『法務総合研究所研究部報告』11号(2000年)【文献19】 山村武彦他「児童虐待」『犯罪学雑誌』68巻 3 号(2002年)98頁

「特集 警察政策フォーラム・DV及び児童虐待と刑事法」『警察学論集』53巻7号 (2000年) 1-62頁

(初川愛美)

(3)児童福祉分野

① 児童福祉の制度

児童福祉法改正で2005年4月より、児童家庭相談を実施する機関として、福祉事務所に加えて市町村があげられ、そのために「職員の人材確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない」(法10条4項)と規定された。児童虐待防止法が施行されて以来の児童相談所の負担増は、改めて指摘するまでもない。児童相談所の設置が全市町村にほど遠い状況のまま、児童福祉司の抜本的な増員もない。加えて、1997年に新設された児童家庭支援センターが、児童相談所不足の打開策となりえていない現実もある。こうした中で、児童相談所の業務軽減と専門性の強化をねらって、相談業

務のみを市町村に受け持たせる改正案が生まれた。この改正が市町村の行政現場に与えた困惑の波紋 は小さくなかったようである。

こうした法改正による制度改変をうけて、この期には市町村の相談業務に焦点をしぼって編まれたマニュアルが散見される(一例として、神奈川県・2005、大阪府健康福祉部児童家庭室・2005)。これらマニュアルでは、改正児童福祉法と改正児童虐待防止法の条文を引用しながら、まずは、市町村に何がどのように求められているのかを説明している。見方を変えれば、ケースワークの技術を持たない市町村職員が法改正によって児童虐待相談業務の一端を担う可能性が生まれたことへの戸惑いが反映されているといえる。

市町村による相談体制に対しては、懸念が多く聞かれる反面、期待もまた寄せられている。兵庫県川西市の「人権オンブズパーソン」が強い権限をもつ行政機関でないからこそ有効に機能しているという経験にたって、入念に組まれた研修と適切なスーパーバイズ確保への財源を手当することが、新しい相談体制の成否を分けるとする意見もある(石田・2005)。ほかに、市町村における実際の児童相談窓口として「家庭児童相談室」をあげ、設置への期待と当面の課題にも関心が向けられている(桂・2005)。市町村は、要保護児童対策地域協議会の設置ができる。この協議会に守秘義務が課されたため、民間団体等が協議会に参加し、公けに虐待相談に加わることも可能となったが、その点への期待も寄せられている(安部・2005)。

一方の児童相談所は、市町村の相談体制が整うまでの「当分の間」、市町村に対して必要な援助を行うことが規定されており、当初に予期されたほどの業務軽減にはなり得ないと見られている。むしろ、市町村と児童相談所との受託相談の質的住み分けが進み、児童相談所が困難ケースの対応に特化されていくことで、幅広い相談のなかから重篤なケースを拾いあげることがかえって困難になることを危惧する声も聞かれる(仙田・2005)。

第3期から模索されてきた虐待を抱える家族の支援は、この期には展開の様相を見せている。埼玉県では、2003年に「児童虐待予防ローラー作戦推進事業」と銘打って虐待ハイリスクの要支援家庭を的確に把握し、「親と子どもにかかわる関係機関や地域の人材と連携をして、自ら支援を求めてこない家庭に対して、訪問などによる支援を重点的に行う」取組みを開始した(渡邊・2005)。さらに新しいことでは、行政の児童虐待予防プログラムの中にユース世代の教育を組み込んでいる。同じく埼玉県を例にとると、2003年度より高校生を対象とする児童虐待予防講座やイベント「児童虐待をなくそう!ヤングミーティング」を開催し、CAPプログラムを紹介したり虐待や地域の子育て支援について考えたりする場を提供している(渡邊・2005)。

家族支援を念頭に置いた法の不備を指摘する意見もある。津崎哲郎は、残された課題として法整備が求められるいくつかの点を、以下のようにあげている。まず、従来からあった輸血拒否の問題とは異なり、手術同意が保護者から得られないとして医療機関から児童相談所へ相談が持ち込まれる医療ネグレクトケースの対応について論じている。現行制度の下では、親権喪失と後見人ないしは保全処分としての親権代行者選任を家庭裁判所に申し立て、その承認を待って手術を施すほかなく、現実的ではない。また、仮にそうした手続が踏めたとしても、手術後に子どもが家族に受け入れられなくな

る危惧が残り、根本的解決策とはいいがたい。虐待防止法改正の専門部会でも議論に上がったものの、 法整備にはつながらなかったという。また、さらに津崎は、近年、性的虐待ケースが顕在化し、加害 者である父親が児童福祉法34条で逮捕される事例が出てきている点を指摘する。この場合、刑事罰を 伴うため、被害児童が警察、検察、裁判所での供述を求められる等、二次被害的状況が生じたり、家 庭破壊を母親から責められて孤立状態に陥ったりする危険がある。性的被虐待児童の保護システムは、 法的にも整備される必要がある(津崎・2005)。

児童虐待対応に関して、児童福祉の各領域の個別の取組みが顕著になるのも、この期の特色である。詳しくは項を改めて後述するが、児童福祉領域の中でも児童虐待対応で著しく取り残されてきた障害児福祉の領域が、独自な調査をもとに行政や関係者へ意識改革の働きかけをはじめている。21世紀の母子保健のビジョンを示す「健やか親子21」では、2010年までに情緒障害児短期治療施設を全県に設置する方針が示された。情緒障害児短期治療施設への措置児童にしめる被虐待児童の割合は増加しており、100%に近い施設もある。情緒障害児短期治療施設の充実は、被虐待の専門的ケアをねらった動きである(平田・2005)。また、小児保健領域においては、関係領域との学際的調査研究によって、児童虐待理解を深め広げる動きが見られた。例えば、むし歯など口腔内の状況と児童虐待の関連を調査した結果、被虐待児の口腔内状況は、一般の児童と明らかな差が見られ、口腔内状況から児童虐待の早期発見も可能になることが判明したという。この結果を周知することで、「わが国では児童虐待と口腔内状況については、調査資料がないこともあり、関係者の間ではほとんど関心がもたれていなかった」状況が打破されることに期待が寄せられている(古谷・2004)。口腔内状況を改善するための援助を虐待防止への手がかりとして活用する可能性に期待が寄せられる。

【参考文献】

安部計彦「虐待防止ネットワークを考える」『母子保健情報』50号(2005年)127-129頁

古谷ひろみ「東京都が実施した「被虐待児童の口腔内状況調査」について」『月刊 保団連』835号(2004年)42-46頁 平田美音「情緒障害児短期治療施設の現実」『母子保健情報』50号(2005年)55-58頁

石田文三「児童虐待の防止等に関する法律の制定の意義と課題」『人権と部落問題』 2 号(部落問題研究所、2005年) 6 - 14頁

神奈川県『市町村における児童相談ガイドライン』(神奈川県、2005年)

桂浩子「市町村における児童相談サービス―家庭児童相談室活動を中心に―」『母子保健情報』50号(2005年)35 - 38頁

大阪府健康福祉部児童家庭室『大阪府市町村児童家庭相談援助指針~相談担当者のためのガイドライン~』(大阪府健康福祉部児童家庭室、2005年)

仙田富久「児童虐待―子どもの人権と児童相談」『人権と部落問題』 2 号(部落問題研究所、2005年)23-32頁 津崎哲郎「児童相談所・児童センターでの対応」『小児科診療』73号(2005年)261-267頁

渡邊タエ子「都道府県の対応―埼玉県における児童虐待発生予防の取り組み―」『小児科診療』71号(2005年)251 - 259頁

(田澤薫)

② 専門里親

この期に特に注目される制度の一つに「専門里親」がある。専門里親とは、「特に家庭での親密な援助関係を必要とする」とみなされる「被虐待経験等から心理的外傷を受け又は問題行動があり、保護者に監護させることが不適当で、専門的ケアが必要であると診断された児童(2人以内)」を対象に「施設では提供できない家庭的な援助を提供する」ために「原則として2年以内の期間」預かる里親制度であり、2002年に新設された。「現に里親である者であって児童の養育に3年以上の経験を有する者」や「保育士、児童指導員、児童福祉司、医師、看護師、保健師、教員 その他児童の福祉、保健・医療、教育、矯正等に関連する資格を有する者」等、申請の条件も限定されている上に、概ね4ヶ月間を要する通信教育8教科と「児童虐待論」を含むスクーリング4教科及び7日間の養育実習の認定研修を受けることが義務付けられており、従来の里親とは異質な専門的機能が期待される。

しかしながら、必ずしも十全に機能しているとは言いがたい現状が指摘されている。一例として、 小山虐待事件があった栃木県小山市で専門里親登録している小田和枝は、この事件の保護者のように 施設入所同意が取れない虐待事件の一時保護先としての専門里親の可能性を主張する(小田和枝・川 村百合・斎藤学・2005)。

【参考文献】

小田和枝・川村百合・斎藤学「民間の力を地域の虐待防止に活かすために―小山市の虐待死事件に学ぶ―」『子どもの虐待とネグレクト』 7巻2号 (2005年) 172-181頁

(田澤薫)

③ 障害児福祉

障害福祉が児童虐待と関わりが深いという指摘は、これまであまり積極的になされてこなかった。 児童虐待の早期発見と初期対応を進めようとするあまり、対象とする子どもからかえって障害児が外 されてしまっていた感がある。

しかしながら、「障害児は虐待が生じるハイリスクグループであり、一方虐待の結果、後遺症として障害が生じることもある」(下山田・2004)という認識に立つ必要がある。下山田によれば、障害児に対する援助は、障害児に対する様々な公的福祉制度やサービスを利用することができる。しかし、それぞれの専門職が試行錯誤で援助を行っているのが現状であるという。また下山田は、虐待を受けた障害児に対する系統的援助の研究がなされておらず、障害と虐待についての基礎的な資料自体が日本では極めて少ないことを指摘する。児童虐待への児童福祉対応は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が所轄しているが、同局が里親、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設を対象に実施している実態調査に、障害児施設は含まれていない。障害児については、厚生労働省障害保健福祉部が所轄しているからである。こうしたごく狭い縦割り行政の結果が、虐待を受けた障害児への目が注がれることを著しく遅らせている。児童養護施設では、虐待に伴う緊急対策として2004年度から職員配置等の加算措置がなされたが、ここでも障害児施設は対象と

されていない。「平成17年度障害福祉課予算概算要求の概要」によれば、障害児施設措置費の中に被 虐待児受入加算の創設が新規施策として記載され、これが「被虐待児が入所している障害児施設に対 する行政として初めての具体的な取り組みである」(下山田・2004)という。

また、あいち小児保健医療総合センターの杉山登志郎は、被虐待児童が呈する症状が発達障害と類似点が大きいこと、発達障害の母子間での遺伝症例が少なくなく、こうした事例には母子平行治療の有効性が高いことを指摘しながら、被虐待児への治療や教育を、発達障害児への治療的教育という視点から見直す必要性を説いている(杉山・2006【文献34】、杉山・2007【文献35】)。

【参考文献】

下山田洋三「障害児施設に入所している被虐待児」『子どもの虐待とネグレクト』 6巻3号 (2004年) 302-309頁 杉山登志郎「発達障害としての子ども虐待」『子どもの虐待とネグレクト』 8巻2号 (2006年9月) 202-212頁【文献34】

杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』(学習研究社、2007年5月)【文献35】

(田澤薫)

4 保育

保育所や幼稚園が児童虐待の第一発見者になることへの期待は、すでに児童虐待防止に関する法律にこれらの職員があげられていることからも明らかである。とはいえ、児童虐待に関わる専門機関・専門職という認識が、これらの保育施設で十分であるとは言いがたい。こうした状況を受けて、第3期には、保育者を対象とする児童虐待の発見と初期対応のマニュアルの作成も見られた。

さてこの期には、虐待初期対応のテーマは、保育施設にとって他人事ではなくなった切実感が研究成果にも如実に現れている。一例をあげると、日本子どもの虐待防止研究会第六回学術大会においては、「保育園・幼稚園での初期対応を考える」分科会が約190名の参加者を得て盛況であったという。関係者の危機意識の現われと見ることもできるだろう。

1999年の児童相談所への児童虐待相談件数11,631件のうち、就学前児童は49.6%と約半数を占めている(1999年度厚生省報告)。大阪市を例にとると、虐待で通告された就学前児童のうち40%は保育所・幼稚園を利用しており、また保育所・幼稚園が第一発見者になった事例が12%に上った。ところが、これら保育施設から児童相談所に直に通告があった事例はその半数にすぎず、多くは市町村福祉事務所(保育所担当)や市町村教育委員会(幼稚園担当)を経由していたという(白石・2001)。

ここで指摘したいのは、保育所・幼稚園をめぐる従来の行政指導システムが確固たる縦割り窓口制である現実と、児童虐待対応については一市民であっても保育施設等の団体であっても―もちろん、その団体が公立私立であるかを問わず―児童相談所に直結することが期待されていることとの乖離である。保育施設が社会の期待に応えて児童虐待の初期対応機関として機能できるかどうかは、この辺りの擦り合わせにかかっているだろう。

【参考文献】

白石淑江「保育園・幼稚園での初期対応を考える〜児童相談所・福祉事務所との連携〜」『子どもの虐待とネグレクト』 3巻1号(2001年)90-93頁

(田澤薫)

⑤ 地域におけるネットワーク構築の動向

-要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の取組-

平成17年版少子化社会白書にも記されているように、2004(平成16)年には、『児童虐待の防止等に関する法律』(平成12年法律第82号)及び『児童福祉法』の2つの法律が改正され、『児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律』(平成16年法律第30号、以下『2004年改正児童虐待防止法』という。)は2004年10月1日施行、『児童福祉法の一部を改正する法律』(平成16年法律第153号、以下『2004年改正児童福祉法』という。)は2004年12月3日より順次施行された(内閣府・2006:157頁)。

2004年改正児童虐待防止法においては、「〔1〕児童虐待の定義の見直し、〔2〕国及び地方公共団体の責務の改正、〔3〕児童虐待に係る通告義務の拡大、〔4〕警察署長に対する援助要請等、〔5〕面会・通信制限規定の整備、〔6〕児童虐待を受けた子ども等に対する学業の遅れに対する支援、進学・就職の際の支援等に関する規定の整備が行われた」(内閣府・2006:157頁)。

2004年改正児童福祉法においては、〔1〕児童相談に関する体制の充実、〔2〕児童福祉施設、里親等の在り方の見直し、〔3〕要保護児童に関する司法関与の見直しが図られた。特に、児童相談に関する体制の充実については、「児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、身近な市町村において虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を求めつつ、都道府県(児童相談所)の役割を専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化することによって、児童相談に関わる主体を増やし、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童相談体制の充実を図るものであり、児童福祉法制定以来の抜本的な改正内容となっている」(内閣府・2006:157頁)。

2004年改正児童福祉法の全面施行に向け、「2005(平成17)年2月から3月にかけて、〔1〕市町村児童家庭相談援助指針の策定、〔2〕児童相談所運営指針の改正、〔3〕要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定、〔4〕子ども虐待対応の手引きの改正を行い、周知」がはかられた。(内閣府・2006:158頁)

そして「2005(平成17)年4月には、要保護児童とその家庭に対するより良い支援のためのアセスメントと自立支援計画の策定指針をまとめた『子ども自立支援計画ガイドライン』を作成し、要保護児童に関わる援助関係者における積極的な活用を促した。また、学校における児童虐待の早期発見・早期対応体制の充実を図るため、2005年度より、学校等における児童虐待防止に関する国内外の先進的取組について調査研究を実施している」(内閣府・2006:158頁)。

このように、第4期の始まりは、2004年の2つの法律の改正により、児童虐待防止体制が大幅に変更された時期になる。特に虐待相談体制が身近な市町村でできることにより、要保護児童対策地域協

議会設置が法定化され、地域でのネットワーク強化が図られる。第3期には、児童相談所と各虐待防止関係機関との協定書・覚書の締結が、虐待に関する情報を共有化することを目的に行われたが、第4期の体制の変化は、さらにネットワークの強化の必要性が高まった結果の大変革となった。

第3期の報告書でも述べたが、協定書・覚書の締結は、時期により違いがあり、様々な段階を経て行われた。第1段階は、通告とその受理に関する取り決めを目的としており、第2段階は、連携をする上での個人情報の扱い(主に守秘義務)について、第3段階は保護に関する取り決めが目的とされていた。また、第4段階に入ると、ネットワーク作り・ケース検討会への出席に関する取り決めが目的の中に記載されていく。第4段階の時期は、まさにこの第4期であり、2005年に締結した「ながの子どもを虐待から守る会」と長野県中央児童相談所との間の「児童虐待の相談援助に関する協定書」からも確認することができる。このように協定書・覚書は、その時に生じている虐待防止に関する問題の解決や、制定された法制度の影響を受けながら変遷している。そして、地域における虐待防止関係機関のネットワーク構築状況をその内容から把握することができる。

また、ネットワークを構築する時に発行されるマニュアル、指針等も、その状況把握の指標となる。例えば『市町村児童家庭相談援助指針』は、児童家庭相談に応じることが、2004年児童福祉法改正で市町村の業務として法律上明確化されたことを受け、地域の実情に応じて適正に児童家庭相談援助活動が実施されること、関係機関にそれを周知されることを目的として2005(平成17)年2月に発行されている。その主な内容は、第1章「市町村における児童家庭相談援助の基本」、第2章「児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割」、第3章「相談種別ごとの対応における留意事項」、第4章「要保護児童対策地域協議会」、第5章「関係機関との連携」、第6章「統計」となっている。

そして『要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)スタートアップマニュアル』が2007(平成19)年5月に厚生労働省より公表されている。本マニュアルは、平成17年度厚生労働科学研究「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」(加藤曜子・安部計彦他)『児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』(奥山眞紀子他)において、新たに要保護児童対策地域協議会をスタートしようとする自治体の関係者を念頭に、その設置によって何が変わるのか、どのように運営していけばよいのかなど、設置・運営にあたり必要となる知識、ノウハウなどをとりまとめたマニュアルである(厚生労働省・2007)。

2005 (平成17) 年 2 月に厚生労働省に設置された「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」では、国及び地域の取組を促すために、市町村における児童家庭相談体制の実情調査などを行い、報告書も2006 (平成18) 年 4 月に出された。その研究会で議論された「市町村児童家庭相談業務調査結果及び要保護児童対策地域協議会等調査結果の概要」(平成17年 6 月調査) では、要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。) の設置率は、全国でわずか4.6%であり、設置されているところとされていないところの地域間格差が顕著に出ていた。地域協議会または虐待防止ネットワークを設置していない理由として、「人材の確保が困難」とする自治体が多く、調整機関のコーディネーターなどの人材の確保や資質の向上が課題であるという結果となった。また、相談担当職員の資質向上のための研修についても4割の市町村が未受講となっていた。

2004年改正児童福祉法においては、[1]地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができる。このように、「置くことができる」という規定では、上記の調査結果のように、地域における相談体制が思うように確立できないことが明らかになり、それらを受けて、2007(平成19)年1月、児童虐待防止対策の更なる強化を図るという観点から、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」などの改正を行い、市町村の相談体制の強化を図り、2007(平成19)年5月、「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、「要保護児童対策地域協議会」の設置が「努力義務化」された(平成20(2008)年4月施行)。そして、平成19年3月末現在、地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)は、全市町村の約85%で設置されるだろうとする報告書も発表されている(厚生労働省・2008)。

地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク) は、1997 (平成9) 年「児童虐待防止市町村ネットワーク事業」として創設され、2004 (平成16) 年には、「要保護児童対策地域協議会の法定化 (H17.4.1施行)」がなされた。そして、2005 (平成17) 年には、前述の通り「要保護児童対策地域協議会の設置・運営指針」が策定され、2007 (平成19) 年に「地方公共団体による設置の努力義務化 (H20.4.1施行)」に至った経緯がある (厚生労働省・2008)。

第4期では、2004年の改正2007年の改正を経て、地域における児童相談体制のネットワークが早急に整備されてきた。しかし、身近な相談体制と児童相談所との連携の不十分さや、地域での虐待判断の甘さから、残念ながら、第4期以降も死亡事件の発生を減少させることができなかった。その背景には、市町村の合併や、保健サービスなど行政機関内における人事異動の影響があったのではないだろうか。様々な虐待防止体制を整えても、それが円滑に運営できない現状がある。

【参考文献】

加藤曜子・安部計彦他「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」『児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』(奥山真紀子他)平成17年度厚生労働科学研究(2006年)厚生労働省『市町村児童家庭相談業務調査結果及び要保護児童対策地域協議会等調査結果の概要(平成17年6月調査)』(2005年)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室『「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)スタートアップマニュアル」の公表について』(2007年)

厚生労働省『市町村域での要保護児童対策地域協議会・児童虐待防止を目的とするネットワークの設置状況調査の結果について(平成18年4月調査)』(2008年)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課『児童虐待防止対策について』日本子ども虐待防止学会 第14回学術集会 ひろしま大会 配布資料 (2008年)

内閣府『平成17年版少子化社会白書』(2006年)

(加藤洋子)

⑥ 死亡事例と「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」報告書の影響

第4期は、第3期終わりに発生した岸和田事件に続いて虐待対応の難しさに再度直面することにな

る。以下、何例かの死亡事例を確認したい。2004年(平成16)年9月栃木県小山市で、幼児2名が同居していた父親の友人によって虐待され死亡した(東奥日報・2004年9月17日)。

また、2006(平成18)年7月には、福島県泉崎村で虐待死事件が発生する。食事を十分与えず3歳 児が餓死した(中国新聞・2006年7月31日)。そして、2006(平成18)年10月に京都府長岡京市にお いても、長女6歳は虐待で保護されたが、男児3歳は保護者からの虐待による餓死という事件が発生 する(共同通信・2006年10月24日)。上記のケースは児童相談所・市町村が関わり、見守りながらも 最悪な結果を避けることができなかったケースである。

また、2006(平成18)年10月、秋田県大仙市において、車の中で、保育園児(4歳)の頭や顔を殴り、口をふさぐなどして重傷を負わせたうえ、用水路に放置して窒息死させた虐待死亡事件が起こった。母親は懲役14年・交際相手男性は懲役16年が確定している。児童相談所は、虐待の通報を受け、市町村・保育所も関わっていたが十分な対応とはならなかった(共同通信・2008年1月29日)(徳島新聞・2008年11月26日)。

児童虐待死亡事例の検証に関しては、2004(平成16)年2月に、厚生労働省より「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」が発表されている。この報告書は、児童虐待防止法施行後の虐待死亡事例についての各自治体における検証・再発防止に向けた取り組みを厚生労働省において整理し、虐待防止に資する対策をまとめたものである。その後、継続して死亡事例に関しては、厚生労働省も各自治体も検証を行っているが死亡事件は後を絶ってはいない。

2004 (平成16) 年4月に、日本小児科学会でも過去5年調査において、虐待で脳死・重度の障害が、全国の小児科施設と救命救急センターの計65ヶ所で129例(15歳以下の児童)あり、「虐待が疑わしい」というケース(一部軽症を含む)は204ヶ所で1,452例あったことが報告されている(読売新聞・2004年4月5日)。

第4期において、2005(平成17)年には、厚生労働省によって『児童虐待による死亡事例の検証結果等について』(「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第1次報告)(平成17年4月28日)が示され、翌年、2006(平成18)年にも『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第2次報告)(平成18年3月30日)が発表された。そして、2007(平成19)年『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第3次報告)(平成19年6月22日)が続いて発表されている。社会保障審議会児童部会に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、全国の死亡事例検証から、乳児の死亡が死亡事例の4割を占めていること、また要因分析、ネットワークの構築への課題などが報告された。

上記で述べた社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の報告書の内容を受けて、「児童相談所の運営指針等の見直し」が2007(平成19)年1月になされ、「安全確認に関する基本ルールの設定(48時間以内が望ましい)」「虐待通告の受付の基本を徹底」「きょうだい事例への対応を明確化」「関係機関相互における情報共有の徹底(要保護児童対策地域協議会の運営強化)」などが明記された。

虐待発生予防策に関しても、乳児の死亡率が高いことを受けて、「2007(平成19)年度の予算において、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭をボランティアなどが訪問する『こんにちは赤ちゃん事業』が創設され、虐待の発生予防に寄与することが期待されている」(才村・2007:221頁)。これは、地域の身近な保健サービスを利用して、虐待リスクの高い親子を早期に発見し、福祉・保健サービスにつなげることにより、虐待による乳児の死亡率を低くしようと試みた取組である。

また、研究領域においても、ピーター・レイダー、シルヴィア・ダンカンの『子どもが虐待で死ぬとき 虐待死亡事例の分析』(小林美智子・西澤哲監訳)や田邉泰美による『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』などの著書の発刊により、虐待死亡事例の分析・検証がいかに虐待対策立案において重要であるかが指摘され着目された。

そして、これらの動きは、家庭に介入し、子どもの命を守ることを重視する動きへと繋がっていく。例えば「2005(平成17年)年度の予算事業として、『24時間・365日体制整備事業』」(才村・2007:220-221頁)が整備され、2007(平成19)年の児童虐待防止法の改正・児童福祉法の改正において、児童保護が強化されたことも、多発する死亡事例への社会の関心の高まりと、その検証結果の影響といえよう。

【参考文献】

中国新聞「3歳児虐待死 なぜ救えなかったのか」(2006年7月31日)

厚生労働省『児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について』(2004年)

厚生労働省『児童虐待による死亡事例の検証結果等について』(「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」 第1次報告)(平成17年4月28日)(2005年)

厚生労働省『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第2次報告)(平成18年3月30日)(2006年)

厚生労働省『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第3次報告)(平成19年6月22日)(2007年)

共同通信「児童相談所「通告」扱いせず 男児虐待、見逃す結果に」(2006年10月24日)

共同通信「交際相手に母親上回る求刑 男児殺害主導と懲役18年」(2008年1月29日)

ピーター・レイダー、シルヴィア・ダンカン 小林美智子・西澤哲監訳『子どもが虐待で死ぬとき 虐待死亡事例の 分析』(明石書店、2005年)

才村純「子ども虐待への社会的対応の課題と展望」髙橋重宏監修『日本の子ども家庭福祉 - 児童福祉法制定60年の 歩み』(明石書店、2007年) 215-229頁

田邉泰美『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』(明石書店、2006年)【文献40】

徳島新聞「交際相手に2審も懲役16年 秋田の4歳児殺害」(2008年11月26日)

東奥日報「兄弟虐待、乏しかった危機感」(2004年9月17日)

読売新聞「虐待で脳死や重度障害負った子、この5年で129人」(2004年4月5日)

(加藤洋子)

⑦ 子育て支援対策の動向 (虐待予防策としての位置づけ)

第4期の2007 (平成19) 年の児童虐待防止法改正では、第1条(目的)に児童の権利利益の擁護が

明記され、児童保護と虐待対応への司法関与が強められた。児童保護の内容自体も強化され、虐待を受けているおそれがある児童の安全確認のために、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、保護者への出頭要求(児童同伴による)が行えるようになり、再出頭要求を拒否した場合には、裁判所の許可状を得て児童相談所等が、臨検・児童の捜索をすることが可能になった。そして、一時保護中の児童や施設入所児童(保護者同意の入所も含め)への面会等の制限・接近禁止命令も盛り込まれ、保護者への段階的な指導も実施できるようになった。このように、児童虐待防止の対策は拡充し、家庭支援の様々なメニューも揃いつつある(加藤・2009:336頁)。

しかし、第5期の2009(平成21)年に入ってからも、児童虐待死事件、重篤な虐待事例は発生しており、その背景として、家族の「養育基盤」(就労・住居・家族形態の変動(離婚等))の脆さからくる子育で能力の低下と、経済的問題(貧困)・失業などを起因とした保護者のストレスの増加が関係していることが様々な虐待実態調査から明らかになっている。貧困は、単に経済的問題だけではなく、養育力を低下させ、社会的孤立やその他の様々な負の要素を巻き込みながら家族に打撃を与える。そのような困難な生活環境の中で、子どもを育てていくということは非常に難しい。

「子育て支援の諸事業は子ども・子育て応援プランに2009年度までの目標値が設定されている。これらをさらに進展させるために『子どもと家族を応援する日本重点戦略』(2007年12月)等をふまえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置づけを明確化するとして子育て支援の諸事業を法律上位置づけると同時に厚生労働省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等をはかるとして児童福祉法の一部改正がはかられることになった」と実方が記しているように(実方・2008:95頁)、2008(平成20)年の児童福祉法等の一部改正により、2009(平成21)年4月から同法に規定する事業となった(法制化された時期は、第5期にあたる)。その内容は、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」の4つである。ここでは、この4つの事業のうち、虐待予防策として期待されている「養育支援訪問事業」に焦点をあて、法制化される前の第4期においてのこの事業の動きを確認する。

(i) 経済的問題を抱える家庭への支援メニューの整備不足

子育で期の家庭に対する支援メニューとして、厚生労働省の予算事業という形式で自治体において、2004 (平成16)年から養育支援訪問事業 (いわゆる育児支援家庭訪問事業)や、2007 (平成19)年から、乳児家庭全戸訪問事業 (いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業:こんにちは赤ちゃん事業)が整備されてきた。近年の社会状況からすると、経済的問題を抱えた家庭におけるネグレクトを防ぐために、育児支援・家事援助は、子どもの乳幼児期、そして学童期に入っても重要なものとなるが、乳児を抱えた家庭を対象にしての支援メニューは整備されているものの、小学校就学以降の支援は、メニュー自体が少なくなり、その現状は虐待対策の課題となっている。なぜなら、厚生労働省の「虐待を受けた子どもの年齢構成」(2007年度)をみると、小学生が38.1%、中学生は14.5%、高校生・その他は5.2%であり、それらを合計すると、全体の57.8%が小学校就学以降の子ども達になるからである (加藤・2009:336頁)。

上述したとおり、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」は、第5期の2009(平成21)年4月施行の児童福祉法の一部改正(2008年改正)で、「子育て支援事業」として法律上位置づけられたものになるが、「養育支援訪問事業」に関しては、地域格差も出ており、未だ十分に整備されていない自治体もある。厚生労働省報告『2008年度実施状況[平成20年4月1日現在]』では、乳児家庭全戸訪問事業-全国平均72.2%。育児支援家庭訪問事業-全国平均45.3%であった。

サービス(事業)を提供する側においても、育児支援は注目しても、家事援助に関しては十分に着目しているとは限らない。なぜなら、厚生労働省の『養育支援訪問事業ガイドライン』では、この事業目的が「養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保すること」となっており、相談や指導が主な内容として記載されているからである(加藤・2009:336-338頁)。

サービス (事業) の対象者も「乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその養育者」となり、具体例として、[1] 若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 [2] 出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭 [3] 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭 [4] 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭が挙げられている。このような状況から、サービス(事業)を実施する市町村では、乳幼児を抱える家庭を事業の対象とするケースが多く、家事援助というよりも、育児支援・子育て相談・指導・見守りに焦点があたる(加藤・2009:336-338頁)。

前述の「子育で支援事業」も含め、要支援家庭への支援サービス全体をみると、乳幼児期は様々な機関が、子育での支援メニューを整えているが、小学校就学以降になると、サービス数自体が減っていることが分かる。現状として、様々な支援メニューから、何かを選ぶという状況ではなく、また内容を確認すると、子育で相談という窓口は子どもの年齢が高くなってからもあるが、子育でをしている保護者の労力を軽減するメニューは、児童養護施設等で実施している子育で短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)ぐらいになる。特に経済的問題を抱えている家庭への子育で支援メニューが非常に少ないことが分かる。以上を踏まえると、虐待対策の偏りがメニューを通して浮き上がってみえる(加藤・2009:338頁)。

第4期は、児童虐待死亡事例検証報告書第1期-第3期(厚生労働省 社会保障審議会児童部会児 童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)が発表された時期になる。それらの報告書から、乳 幼児が死亡や重篤な被害を受けやすいこと、また親の精神的問題が子育てに大きな影響をもたらすこ とが明らかになっている。その状況への対策は非常に重要であるが、もう一方の経済的問題に焦点を 絞った育児支援メニューを整備することも、同様に重要な課題といえる。日本の現状は、虐待対応策 としての精神的問題への対策はあるものの、経済的問題に対しては、生活保護、母子家庭支援策、様々な手当て等の既存の対応策で対処しようとしているのである。既存のサービスを利用することが、虐待問題を抱える家族の経済的問題を直接解決する策であるのか、経済的問題から発生している諸問題に適切に対応できているのかについて検討する必要がある。そこで、ここでは経済的問題から発生している諸問題に対応できる可能性があると思われる事例に関して確認してみたい。

(ii) 家事援助サービス(在宅支援サービス)の比較

「子育て支援事業」を先駆的に取り入れて実施してきた4事例について、以下に紹介する。これらは第3期の終わりから第4期にかけて整備されてきたものである。4つの事例に関しては、インタビュー(2009年度9-11月にかけて実施)、あるいは発行されている報告書よりまとめている。

- [1] 東京都足立区こども家庭支援センターの家事援助事業「ほっとほーむ事業」は、「地域小回り型」といえ、①足立区という地域の中で、すぐに支援ができる形態をとっている。②対象家庭は、こども家庭支援センターが相談受理した要支援家庭が中心であるが、虐待のハイリスク家庭まで支援している(「地域におけるハイリスク対応型支援」である)。 ③費用は有料で、一部の家庭は減免を申請することができる。業務を実施しているのは、登録した協力家庭(区民に限らず個人の資質や活動歴重視)であり、足立区が管理している。
- [2]大阪市「エンゼルサポーター派遣」事業は「利用者主体型」といえ、①大阪市(政令指定都市)によるサービスになる。②対象者は、利用者の申請による利用が原則となる。子育て支援が活動の中心になっている(「利用者申請型子育て支援」である)。③費用については、有料になる。一部の家庭での減免も用意している。業務の実施は、民間機関であり大阪市が委託している。
- [3] 横浜市の4つの児童相談所で行われている養育支援訪問事業は、「虐待家庭特化型(介入タイプ)」といえ、サービスは①横浜市(政令指定都市)による実施になる。横浜市の全ての地区で同一のサービスを提供している。②児童相談所で児童票が作成された家庭のみ支援対象となり、一般の子育て支援メニューとしての位置づけではない。利用者の費用は無料になる。すぐに親子分離をして保護しなくてはいけないという要保護児童のいる家庭ではないが、在宅支援が必要な家庭、要支援家庭が中心となる(「介入型在宅支援」である)。③業務の実施は、横浜市からの委託を受けている民間機関になっている。
- [4] バディチーム(NPO法人)は、「虐待家庭と子育て支援 柔軟型」といえ、①東京都内の利用者が多いが、利用者の対象エリアは関東地域となる。②東京都の特別区、市から委託を受け、援助対象の家庭が決まることが多い。現在、対象者は要支援家庭が中心になっているが、利用者からの申請によるサービス利用も受け付けている。活動は365日の対応である。「介入型にも申請型」にもなる(「柔軟対応型子育で支援」である)。③市区町村からの業務委託が多いため、利用者が払う費用は無料が中心である。前述したように、個人でもサービス利用の申請ができるので、有料のサービスもある。専任スタッフと登録したボランティアによる業務実施が特徴である。

このように、子育て支援策が、虐待対応の一つの施策として位置づけられ、少しずつではあるが地

域に定着してきた過程を確認することができる。第3期から第4期における子育で支援策の中での児童虐待防止関連について確認すると、「少子化対策プラスワン -少子化対策の一層の充実に関する提案-」(2002(平成14)年9月20日厚生労働省発表)では、「家庭教育への支援の充実」の項目において、「育児不安の増大、児童虐待の急増等の背景として『家庭の教育力の低下』が指摘されていることを踏まえ、子育でについて学ぶ機会等の提供を行う」(厚生労働省・2002:3-4頁)と記載されている。

そして、次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)(最終改正:平成20年12月3日法律第85号)が、2003(平成15)年に制定されたが、第2条には「『次世代育成支援対策』とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう」と定義され、地域における子育て支援についても明記されている。

2005(平成17)年度予算事業(厚生労働省)において、「次世代育成支援対策推進法に基づいて策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育で支援事業など、次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援するため、『次世代育成支援対策交付金』(ソフト交付金)制度が創設された。従来の個別事業ごとに交付する金額を決定するのではなく、事業計画を総合的に評価して必要な経費を交付するものであり、『次世代育成支援対策施設整備交付金』(ハード交付金)と対をなすものである。このことにより、地域の実情に応じた弾力的な事業運営が可能となった」(才村・2007:220-221頁)。

2007 (平成19) 年 2 月には、内閣府においても、第 6 回少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議開催が決定され、その会議の第 4 回「子どもと家族を応援する日本」「地域・家族の再生分科会」では、「困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化」(厚生労働省作成等)が配布され、地域における子育て支援・児童虐待防止策について検討されている(2007 (平成19) 年 5 月)。

このように、子育で支援策は、虐待予防策の一つとして市町村の中で展開され、サービスの定着を目指し、その地域にあった支援を模索している。第4期は、市町村の「虐待相談体制の確立」と「虐待防止援助体制の整備」に向けての活動がスタートした時期である。

【参考文献】

バディチーム(NPO法人)『養育の困難な状況にある家庭への滞在型子育て支援の必要性について(ご提案)』2009年 次世代育成支援対策推進法(平成15年7月16日法律第120号)(最終改正:平成20年12月3日法律第85号)第2条(2003 年)

実方伸子「子育て支援施策 法制化される子育て支援事業」全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書 2008』(ひとなる書房、2008:95-96頁)

加藤洋子「困難を抱える家族を支える行政サービス - 多様な支援メニューの整備と活用 - 」子どもの貧困白書編集 委員会編『子どもの貧困白書』(明石書店、2009年: 336 - 339頁) 厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官室『少子化対策プラスワン - 少子化対策の一層の充実に関する提案 - 」(2002 (平成14) 年 9 月20日厚生労働省発表)』(2002年)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課『児童虐待防止対策について』(2008年)

大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭支援担当「エンゼルサポーターの派遣について」2009年3月16日記載 (大阪市ホームページ)(2009年)

才村純「子ども虐待への社会的対応の課題と展望」髙橋重宏監修『日本の子ども家庭福祉 - 児童福祉法制定60年の 歩み』(明石書店、2007年) 215-229頁

東京都足立区『平成21年度 足立区こども家庭支援センター風の子』報告書(2009年)

(加藤洋子)

(4) 医療・保健・心理分野

第4期は、性的虐待への対応について関心が高まっていく。『子どもの虐待とネグレクト』第6巻2号(2004年8月)に記載されているとおり、「2003年12月18日に開催されたJaSPCAN(日本子どもの虐待防止研究会)第9回学術集会・京都大会・国際シンポジウムを『性的虐待:京都からの挑戦』のテーマで企画し」(桐野・2004:147頁)、議論が重ねられた。その研究動向の影響を受けて、性的虐待についての特集が『子どもの虐待とネグレクト』第6巻2号(2004年8月)に組まれている。また、2005(平成17)年にも特集が組まれ、「子どもの性虐待被害開示」(『子どもの虐待とネグレクト』第7巻3号(2005年12月))について論じられている。ここでは、性的虐待への対応に関する特集『子どもの虐待とネグレクト』第6巻2号(2004年8月)を中心に、その研究について確認したい。

桐野は、上記のシンポジウムをきっかけにして「性的虐待を受けた子どもと家族に日本のそれぞれの地域の人々ができること、それぞれの地域における性的虐待防止のためのシステム再構築の方向性、他職種チームでの対処の重要性」(桐野・2004:149頁)について検討することができればと特集で述べている。

特集には、前述した国際シンポジウムにおける講演についても記されている。キャロライン・レビット(医学博士、ミッドウェスト子ども資源センター所長)による講演では「子ども代弁センター(CAC:Children's Advocacy Centers):地域の子ども性的虐待対応 - その歴史・理念・成果・調査面接等のプログラム構成要素」(キャロライン・レビット・2004:150-155頁)について述べられており、CACモデルの理念では、まず被害にあった子どもとその家族に焦点を当てること、次に各機関が共同して、子ども虐待に対し地域で連携した対応をとらなければならないこと、CACモデルが機能するためには、人々が一体となって共通の目標のために努力を結集できる物理的場所が必要なこと、そして、建物もすべてのチームメンバーが等しく重んじられる中立の場所であり、子どもにとっては、雰囲気があたたかくてくつろげる、安全な場所でなくてはならないことであると示されていた(キャロライン・レビット・2004:151頁)。講演で、チームでの対応がいかに有効であるかを分かり易く説明するために、3歳児のケースについて、面接の一部をビデオで紹介したことも記されており、特集では、その事例についての概要と、面接においての子どもと面接官(看護師)とのやり取りが記載されていた。その他、特集では、岡本他が「児童相談所における性的虐待事例の実態を目的に、8自治体の児童

相談所が平成13年度(2001年)に取り扱った家庭内性的虐待の事例調査(166事例)」(岡本他・2004:156)について分析している。また、全国の中央児童相談所(47ヵ所/59ヶ所中、回答者533人)における性的虐待相談の実態と児童相談所職員の意識調査(10人以上の職員)を実施して(岡本他・2004:156)、児童期家庭内性的虐待の現状と課題について整理している。結果として、「①早期発見・早期援助のための社会(特に教員)への啓発の必要性、②初期対応時の課題としては特に子どもの二次的トラウマを防ぐ被害確認面接技術の確立と体制整備の必要性と体制整備の必要性、③治療の課題としては、子ども本人と家族(特に母親)への継続した心理的ケアの充実と必要な時に相談できる体制の整備、④虐待者に責任を負わせる体制の整備の必要性、⑤予防教育の重要性、⑥児童相談所職員の課題としては、自分の性への気づきと虐待相談体制の整備、研修・SV体制の充実などがあげられた」(岡本他・2004:156)。研究やSV(スーパーバイズ)体制については、必要であるとの提案のみに留まっているが、児童相談所における性的虐待事例の実態については、非常に詳細にわたって記載されている。

特集の最後では、奥山が「日本における性的虐待への対応の現状と課題」(奥山・2004:175-180頁)について述べている。虐待対応の初期には、「命の危険があって目に見えやすい身体的虐待に注目が集まるのは当然であり、これまでの虐待対応は身体的虐待を中心に進められてきた。しかし、これからは、その他の虐待への対応に関しても確立していかなければならない」(奥山・2004:175頁)として、性的虐待対応の問題と課題について論述している。特に性的虐待に関する法律の問題について、根本的な問題があることを指摘し、強姦罪と強制わいせつ罪、買春ポルノ法に関して、そして司法面接についても言及している。また、虐待者に関して刑が確定された後の治療体制の無さについても問題視している。また、「刑法に関する議論は多くの分野を巻き込まなければならず、親権に関する民法の問題同様、早期に議論を開始しなければならない問題である」(奥山・2004:179頁)と示唆している。「早急に取り組むべき問題」として、1)社会の認識を高める、2)専門家教育、3)初期対応医療チームのモデルを作る、4)司法面接の確立、5)一時保護所の改善、6)治療センターのモデル作り、7)性的虐待対応の連携モデルを作る、の7つを提示していた。

第4期の医療・保健・心理領域では、性的虐待問題への研究以外に、保護者への支援プログラム、 児童虐待予防活動における保健領域の取り組み、法医学から見た児童虐待、周産期からの児童虐待防 止システムの構築、被虐待児への心理的アセスメントの導入など、様々な研究が行われていた。しかし、 大きく特集が組まれたのは性的虐待への対応であり、それは、日本における虐待対応が、初期段階か ら次の段階に入ってきたことを意味している。

【参考文献】

キャロライン・レビット「子ども代弁センター(CAC):地域の子ども性的虐待対応 – その歴史・理念・成果・調査 面接等のプログラム構成要素」『子どもの虐待とネグレクト』 6巻2号(2004年)150-155頁

桐野由美子「国際シンポジウム 『性的虐待:京都からの挑戦』 を企画して」 『子どもの虐待とネグレクト』 6巻2号 (2004年) 150-155頁

岡本正子他「実態調査からみる児童期性的虐待の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』 6巻2号 (2004年) 156

- 174頁

奥山眞紀子「日本における性的虐待への対応の現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』 6巻2号(2004年)175-180頁

(加藤洋子)

(5) 非行・教護分野

非行原因と虐待の関連については、第3期から目立って目が向けられるようになってきた。「非行の前に虐待あり」という理解が関係者にとって周知のものとなり、一方で、「根底に虐待問題を抱えているが、対象少年を被虐待児としてより非行少年として対応せざるをえない実情」へのジレンマが課題として認識されている(西嶋・2005)。この期には、さらに被虐待体験を持つ非行少年の行動特性等を明らかにすることで、こうした対象者への理解を深め、よりよい矯正教育につなげようという観点からの実務的視点に立つ調査研究が目に付く。

松浦直己らによる研究は(松浦他・2007【文献42】)、不適切養育に関する少年院在院者と一般高校生との比較調査である。まとまった数の調査対象者を得て非行原因を実証的に調査した研究として、注目に値する。一方で、家庭裁判所調査官による事例研究のなかにも、自身が担当した3事例を細かく分析することで、調査官が被虐待経験を持つ非行少年に向き合う際の視点を考察した成果も見られる(籠田・2001)。

【参考文献】

籠田篤子「被虐待経験を持つ非行少年についての一考察」『調研紀要』72号(2001年)1-17頁
 西嶋嘉彦「非行の中の虐待 児童自立支援施設」『母子保健情報』50号(2005年)59-61頁
 松浦直己・十一元三「少年院在院者における、児童期の不適切養育の実証的調査」『現代の社会病理』22号(2007年)119-134頁【文献42】

(田澤薫)

(6)教育分野

虐待問題が教育関係者にとって当事者意識を持って捉えられるようになった契機は、いうまでもなく岸和田事件であった。

文部科学省では、「深刻な虐待事例が続発している」として2004年1月30日付けで「児童虐待の防止に向けた学校における適切な対応について」通知を発出した。この通知には、「1 学校の教職員は、職務上、児童虐待と発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の発見・対応に努める必要があること」、「2 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに児童相談所または児童福祉事務所へ通告すること」といった児童虐待防止法の内容をなぞる事項に加え、「3 上記の対応に当っては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと」と記され、学校教育が児童虐待対応

に晩生であった原因を自ずと露呈させている。すなわち、学校は、学校行政という組織への配慮無し には児童虐待への対応はなされにくいという構造的課題を抱えている。

さらに文部科学省は、岸和田事件を契機として、長期欠席の生徒の状況を学校が把握できていなかったという課題認識にたち、都道府県教育委員会を通じて、全公立小・中学校を対象とした調査を実施し「長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について」(文部科学省・2004)にまとめた。その結果、2004年3月1日現在、学校を30日以上連続して休んでいる児童生徒49,352人のうち、学校職員が会えていない児童生徒数は13,902人おり、会えていない理由として「保護者の拒絶により会うことができない」もあがっている。文部科学省はこの結果を重く受け止め、「長期にわたる欠席の背景に児童虐待がある場合もあるという認識を持ち、当該児童生徒の家庭等における状況の把握に特に努める必要があること、学校だけで対応しようとせず、早期に教育委員会や関係機関等へ相談等を行うことなどの内容を盛り込んだ通知を平成16年4月に発出した」(采女・2005)。

児童虐待に学校がどう向き合おうかという困惑のなかにあって、顕著な研究成果として「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」(玉井他・2002)がある。この調査研究では、法の周知徹底の成果として9割近い教員が児童虐待の早期発見努力義務について了解しておりながら、実際には、学校が児童虐待を発見しても関係機関への通告を行わずに可能な限り独自に対処しようとする傾向があることが示された。また、教師用の指導資料等の作成は都道府県レベルでは進展しているものの、市町村での作成は進んでいないこと、教員研修は都道府県で約4割、市町村で約1割が実施されているにすぎないこと、被虐待児童生徒の在籍校に対する特別な人的措置を行っている市町村は4%に過ぎないこと等の指摘もある(玉井他・2002)。これらの調査結果をもとに、これ以後、教育現場と児童相談所がどのように連携を実現し、教育行政が児童福祉行政と連携を取りつつ児童虐待対応を有効化していくかが問われよう。

具体的な方策として、教育現場に福祉的な方法論を取り込む役割を担うことを期待されるのがスクールソーシャルワーカーである。すでに学校には、主として不登校児童生徒の対策としてスクールカウンセラーや適応指導教室が設けられている。しかしながら、これらは、大人が子どもを指導し教える「教育」を軸とした子どもと大人の関係性によっており、きわめて教育的なはたらきかけである。他方、スクールソーシャルワーカーは、児童虐待問題を抱える児童生徒の支援を主眼としており、学校関係者、保護者、社会資源との協働によって、児童生徒が課題解決に取り組む条件作りに参加する。もともと埼玉県所沢市で校内暴力への対策として導入されたスクールソーシャルワーカーが、年を追って、他地域にもまた私立学校にも取り入れられる今日の傾向のなかで、課題を抱えた当事者へのカウンセリング、学校関係者へのコンサルテーションから、予防的な活動にも取り組めるような「「家庭に対して積極的な関与をする」活動スタイルと学校を基盤としつつ様々な期間との連携を実行する役割は、「虐待問題に関して少なからぬ示唆をもたらす」と考えられる」と期待されている(学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議・2006【文献43】)。

【参考文献】

文部科学省『文部科学広報』49号(2004年5月24日)4頁

玉井邦夫他「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」平成14年度~15年度文部科学省科学研究費補助金 (2002年)

采女智津江「学校における児童虐待に関する現状と課題への対応」『母子保健情報』50号(2005年)69-72頁 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議『学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)』(文部科学省、2006年5月)【文献43】

(田澤薫)

Ⅲ 主要判例解説

1 児童福祉法分野

【判例1】妹に対する身体的・心理的虐待を見た結果、複雑性PTSD(心的外傷後ストレス障害)と診断された児童(8歳)について、児童養護施設への入所が承認された事例(千葉家裁松戸支部審判平成16年6月16日、平成16年(家)151号、家裁月報56巻12号122頁)

本件は、児童相談所長が、一時保護した児童の児童養護施設への入所承認を求めた事件である。裁 判所の認定した事実関係は次のとおりである。本件児童A(女児)は、実母B、母方祖母C及び異父妹 Dの4人で暮らしていた。その後、Bは、C、A及びDを残して家出し、覚せい剤取締法違反で逮捕起 訴され、執行猶予付の有罪判決を受け、平成12年11月下旬、再び自宅に戻った。Bの不在中はもっぱ らCがAとDの世話をしていたが、B不在中の平成12年10月、CのDに対する加虐、Aとの差別的扱いや、 度々罵声を浴びせるなどの心理的な虐待が日常的に繰り返され、Dは同月16日に児童相談所に一時保 護され、同年11月13日まで入所した。Dの家庭引取り後、Bが再び同居するようになったが、CのDに 対する虐待が続き、Dは平成13年2月5日に再び一時保護され、同年6月18日まで約4か月間入所し た。二回目の一時保護後から、Dが自分の中に「ヘビ」がいると言ったり、生爪を剥がすようになっ たので、Bは児童相談所に相談した。その後、平成15年1月14日にDは三たび一時保護され、同年3 月12日まで約2か月間入所したが、入所直前の精神科医師による診断では、特定不能の解離性障害、 反応性愛着障害が疑われた。一方、Aは、Dの退所後まもない平成14年4月に地元の市立小学校に入 学したが、Aの体にはBやCによる物理的な虐待を窺わせる外傷はなく、2年生進級後の健康状態は良 好で、Aの発育状態及び学校生活にも問題はなかった。平成15年11月10日頃、Dは自宅で転倒して後 頭部を打って瘤ができた。BはDの負傷を知ったものの、元気そうであったので、医師に診せること なく、数日間様子を見ていた。Dは、同月15日朝から、茫として、唸っていたが、BはDの体中にある 痣から虐待を疑われるのを懸念し、Dを病院に連れて行かないでいた。しかし、一向に容態が良くな らなかったので、Bはやむなく児童相談所に電話連絡したが、職員が自宅に到着する前にDの呼吸が 止まったため、Bは救急車を呼び、Dは救急車で病院に搬送された。その後、病院職員から警察に通 報がなされ、BとCは暴行容疑で逮捕された。Dは、同日午後10時28分、急性硬膜下血腫(小脳周辺) により死亡した。翌16日、警察署長から児童相談所に対し、Aの身柄付で、児童福祉法25条に基づく 通告がなされ、児童相談所はAを一時保護した。一時保護当初のAには著しく情緒不安定な言動が見 られ、Aを診察した精神科医師は、不安抑鬱状態(重度)と診断した。その後まもなくAを診察した 別の精神科医師は、複雑性PTSDと診断し、今後の養育に関しては一貫して安定した母性的環境のも とで養育する必要があり、PTSDは些細な刺激で再燃増悪するおそれがあるので最低1年程度の母子 分離は必要であると所見した。なお、Bは平成15年12月7日に処分保留で釈放されたが、CはDに対す る傷害致死容疑で起訴され、公判が継続中である。Aの親権者であるBは、児童相談所の説得に応じず、 Aの児童養護施設入所を承諾していない。

裁判所は、Aは直接的な虐待を受けることはなかったものの、Dが虐待を受けるのを近くで再三見

て強い心理的圧迫を受け、その加害行為に加担させられたこともあったところ、BはAとDの養育をCに任せ放しにして適切な監護を長期にわたり著しく怠っており、Aは複雑性PTSDと診断され、最低1年程度の母子分離が必要であると所見されるに至っており、Bによる適切な監護は期待できない等、児童福祉機関の措置権を行使すべき事態にあると認められるとして、児童の福祉のため、Aの児童養護施設への入所を承認した。

本件は、保護者による身体的虐待行為等が直接的には児童に対して加えられてはいないが、同居する祖母による異父妹への虐待行為を再三目撃することによって、児童に複雑性PTSDが生じた事例である。これまでの公表例にも、父による弟に対する身体的虐待を目の当たりにしてきたこと等から、児童がPTSDに発展する可能性が高いことが指摘され、児童養護施設への入所措置が承認された事例(福岡家裁小倉支部審判平成11年12月1日・家裁月報52巻6号66頁)があるが、本件と同様に、直接的に『虐待』が問題とされているのではなく、保護者の監護能力が問題とされている点に特徴があるといえる。加えて、本件では、同居人である祖母による異父妹に対する虐待行為が児童に心理的圧迫を生じさせ、さらに、親権者である実母がその虐待行為を阻止しなかったという事情もある。2004年の児童虐待防止法改正(「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」平成16年法律第30号)によって、同居者による虐待の放置もネグレクトに含まれるとされ(児童虐待防止法2条3項)、心理的虐待の定義も「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力・・・その他の児童に著しい心理的外傷を与えること」に拡大された(児童虐待防止法2条4項)。本件審判は、改正児童虐待防止法施行以前のものではあるが、暴力的環境に置かれた結果として児童に複雑性PTSDが生じている点や、保護者が同居人による虐待行為を放置した点等を考えると、本件を「ネグレクト」「心理的虐待」として評価することも可能であるように思われる。

【判例 2 】既に家庭裁判所の承認を得て情緒障害児短期治療施設に入所中の児童(15歳)につき、児童自立支援施設への入所を承認した事例(京都家裁審判平成16年9月21日、平成16年(家)2382号、家裁月報57巻7号30頁)

本件は、市長が、既に家庭裁判所の許可を得て情緒障害児短期治療施設に入所中の児童(男児)について、中学卒業時における家庭復帰の見込みがないこと等を理由として、中学卒業後も入所可能な児童自立支援施設への入所承認を求めた事件である。児童については、情緒障害児短期治療施設入所後に、中学卒業と同時に家庭復帰させることを目標として教育プログラムが組まれた。同プログラムの中で、児童には、特定の職員との間で信頼関係を形成する等、一定の改善がみられる一方で、現段階では、感情を制御し行動を律するまでには至っておらず、一部職員に対する暴言・暴力等の問題行動がある等、改善がみられない面もある。児童の単独親権者である父との親子関係は未だ修復されるには至っておらず、父は、児童を引き取ることに消極的である。なお、児童は、中学卒業後は定時制高校への進学を希望している。

本件審判は、上記の事実を認定した上で、児童の福祉のために、児童を、中学卒業後も在籍可能で、定時制高校への進学も可能となる施設である児童自立支援施設へ入所させることを承認した。

本件は、既に28条審判を経て施設入所の措置が採られている児童について、入所施設の種類の変更を認めた事件であり、公表裁判例としては初めてのケースであるといえる。従来の児童福祉法28条審判例の動向を見ると、28条審判の承認審判を行う際に、裁判所は、入所施設等の種類を特定して承認しなければならないものとされる。この動向を前提とすれば、入所施設の変更を行う際にも、親権者の同意を得られない場合には、家庭裁判所の承認審判を経る必要があるといえる。本件は、この点を示した裁判例として注目される。

なお、本期間中、28条審判によって既に施設入所中の児童の入所施設の変更を認めた事例としては、 前橋家裁太田支部審判平成17年12月19日(平成17年(家)797号、家裁月報58巻7号62頁)がある。 本件では、既に家庭裁判所の許可を得て児童養護施設に入所中の児童(12歳)につき、児童自立支援 施設への入所が承認されている。

【判例3】一時保護中の児童(5歳)につき、児童養護施設への入所を承認するとともに、児童相談所長からの意見を受けて、児童相談所長に対し児童福祉法28条6項に基づく勧告をした事例(東京家裁審判平成17年9月5日、平成17年(家)4651号、家裁月報57巻11号73頁)

本件は、児童相談所長が、一時保護中の児童の児童養護施設への入所承認を求めた事件である。実母は、熱したフライパンを押しつけるなどして、児童に全治1か月余を要する熱傷等を負わせ、養父(覚せい剤取締法違反の罪により服役中)は、スプーンを投げつけ、児童の頭部に全治1週間余を要する傷害を負わせた。この他に、裁判所は、児童には一時保護時に熱傷等のほかにも複数の傷跡があったこと、養父は覚せい剤の常習使用者であり、覚せい剤が切れると自宅内で暴力を振るうなどしていたこと等から、児童が実母及び養父の双方から、しつけと称して、又は八つ当たり等の理由で、日常的に暴行を受けていたことを認めている。

本審判は、児童が実母及び養父から暴行を受け、また養父が覚せい剤の影響で暴れたり、父母間の暴力を伴う喧嘩を日常的に目の当たりにするなどの生活環境にいたものであるところ、実母はこれまでの暴力等を反省しており、養父は服役中で当面は家庭に戻らない状況ではあるものの、実母は定職に就かず、生活は極めて不安定である等の諸事情に照らすと、現時点において児童を保護者に監護させることは著しく児童の福祉を害するとして、児童養護施設への入所を承認した。また、児童相談所長からの意見書を受けて、裁判所は、児童相談所長に対し、勧告書を用いて児童福祉法28条6項に基づく勧告(保護者に対する指導及び援助に関する勧告)をした。

2004年の児童福祉法改正(「児童福祉法の一部を改正する法律」平成16年法律第153号)によって、新たに、「家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる」ものとされた(児童福祉法28条 6 項)。本件は、この児童福祉法28条 6 項に基づく勧告を行った裁判例として注目に値する。ところで、本件は2年後の2007年に入所措置の期間更新を迎えることになるが、期間更新を承認した審判例においても、本件指導勧告と同内容の勧告がなされている(東京家裁審判平成19年12月21日、

平成19 (家) 6813号、家裁月報60巻 7 号87頁)。この点については、次期以降に紹介することとする。 さらに、本件以外に児童福祉法28条 6 項に基づく勧告を行った今期の審判例として、鳥取家裁審判 平成17年 5 月20日(平成17年(家)198号、家裁月報57巻11号64頁)がある。本件と鳥取家裁ケース との相違は、本件では児童相談所長の意見書を受けて勧告がなされているのに対し、鳥取家裁ケース では児童相談所長の上申書を受けて勧告がなされている点である。いずれにしても、この二つの事例 は、児童福祉法28条 6 項に基づく勧告のモデルを示すものと位置づけて良いだろう。

【判例 4】 児童(9歳)の児童養護施設への入所措置の期間更新を承認した事例(東京家裁審判平成 18年2月7日、平成17年(家)10712号、家裁月報58巻6号69頁)

本件は、児童相談所長が、平成16年3月31日以前に家庭裁判所の許可を得て児童養護施設に入所措置が採られている児童について、児童養護施設への入所措置の期間を平成18年4月1日から更新することの承認を求めた事件である。児童については、既に平成15年2月27日に、単独親権者たる実母による監護懈怠及び身体的虐待を理由として、東京家裁による児童養護施設への入所措置の承認審判がなされ、児童養護施設に入所している。児童は、入所当初に比べるとやや落ち着いてきているものの、施設内では挑発的な言動が多く、施設職員との関係においても問題行動等がみられる。また、児童は、実母と一緒に暮らすことについては、消極的な態度を示している。一方、実母は、原審判の際に家庭裁判所の調査及び審問に出頭せず、入所措置後も児童相談所による働き掛けに一切応じず、指導はもとより接触することすらできない状況にある。

本審判は、実母が児童の入所措置後児童相談所との接触を拒否し続けており、現在の実母の生活状況や児童の養育に対する考え方を把握することはできないが、少なくとも改善したと認めることはできず、児童を実母の元に返すと再び虐待等を受けるおそれがある等、入所措置を継続しなければ著しく児童の福祉を害するおそれがあるとして、児童養護施設への入所措置の期間を更新した。その際に、裁判所は、児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号)附則4条により、従前措置が平成16(2004)年4月1日に採られたものとみなして、平成18(2006)年4月1日から措置の期間を更新した。

2004年の児童福祉法改正により、家庭裁判所の承認により施設入所等の措置が採られた場合に、当該措置の期間は措置開始の日から二年間と制限され、さらに、その間の保護者に対する指導措置の効果等に照らし、措置継続の必要性が認められる場合には、家庭裁判所の承認を得て、措置の期間を更新することができるものとされた(児童福祉法28条2項)。本件は、この措置の期間更新を認めた初めての公表例である。裁判所が、依然として児童に問題行動がみられること、児童の親権者である実母との接触がほとんどできないこと等、入所後の状況が改善していないことを認め、児童養護施設への入所措置の期間更新を承認している点に特徴がある。

【判例 5】 乳児院入所の承認申立事件を本案とする審判前の保全処分事件において、親権者らについて事件本人との面会及び通信を制限した事例(福岡家裁小倉支部審判平成18年4月27日、平成18年(家口)502号、家裁月報59巻5号92頁)

本件は、児童相談所長が、乳児院入所の承認申立事件を本案とする審判前の保全処分(児童との面会・通信の制限)を求めた事例である。本件児童(男児)は、全身の約50パーセントに至る火傷を負い入院し、病院において4回にわたり手術を受けた。児童の入院中、父母は児童を退院させてほしいと依頼したが、医師は転院さえ無理な状態にあると考え、退院は無理である旨回答していたところ、父母は、児童の母方祖母、成人男性2名及び父母夫婦の長男とともに6名で病院を訪れ、病院職員の制止を振り切り児童をHCUから連れ去った。医師や警察官が児童を病院に戻すように説得したが、父はこれを拒否した。その後、児童は、父母らと一緒に児童の母方祖母宅付近にいるところを偶然発見され、警察官により保護され、児童の母方祖母に同伴されて病院に戻った。児童相談所は、児童を一時保護した。

本審判は、①児童は、父母による養育中、何らかの事情により、重篤な火傷を負っていること、② その受傷状況に関し、父母ないしその関係者は、不自然な供述をしており、虐待の可能性も否定できないこと、③児童が転院さえ無理な状況にあるにも関わらず、父母は退院要求を繰り返したこと、④ 父母は、夜間にもかかわらず退院を迫り、その親族らとともに、児童を入院中の病院のHCUから、病院職員の制止を振り切り連れ去っていること、⑤児童は、現在落ち着いた環境で順調に回復しつつあること、⑥父は、本件本案の審問期日に出頭せず、家庭裁判所調査官による面接調査をも拒否していること等の事実を認定した上で、特別家事審判規則18条の2に基づき、本件本案の審判がその効力を生ずるに至るまでの間、父母両名と児童との面会及び通信を制限することとした。

2005年に改正された特別家事審判規則18条の2は、児童福祉法28条1項の承認の申立てがあった場合に、児童の保護のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、当該承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、当該児童の保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものと規定していた(なお、同規定は2008年の規則改正によって、つきまとい・はいかい禁止に関する審判前の保全処分の規定に変更された)。本件は、この特別家事審判規則18条の2に基づき児童と保護者との面会・通信の制限を制限した初めての公表例である。本件では、重篤な火傷を負い入院中の児童を親権者らが病院から連れ去ったという事情があり、裁判所もこの点を重視したといえる。

なお、本件の本案である児童福祉法28条1項事件についても、裁判所は、父及び母の養育には著しい不適切さが認められるとした上で、父母による養育に委ねていては、児童の心身の発達、回復に著しい問題を残すおそれが強く、児童の福祉を害する等として、同日付で児童の乳児院への入所措置を承認している(福岡家裁小倉支部審判平成18年4月27日、家裁月報59巻5号96頁)。

(阿部純一)

2 民法分野

【第3期】

【民法766条関係】

【判例 6】実親からの子の引取り要求に基づき委託を解除された元里親が、自分たちを子の監護者に指定するよう求め、これが認められた事件の抗告審である本件では、民法766条を類推適用して実母の親権から監護権を分離することはできないとして、原審判が取り消され、里親の申立ては不適法として却下された(仙台高裁決定平成12年6月22日、平成12年(ラ)第60号 子の監護者の指定申立ての審判及び子の引渡し申立ての却下審判に対する即時抗告事件、家裁月報54巻5号125頁)

原審は、第2期の主要判例解説民法【判例7】山形家裁審判平成12年3月10日である。

本件は、元里親からの民法766条に基づく監護者指定を求める事件と、一時保護委託中の児童について、親権者実母から、家庭裁判所が現に子を受託して監護している者に対して親権者への子の引渡しを命じることを求める事件に対して判断を示すものである。

実父と重婚的内縁関係にある実母は、生活状況不安定で、精神的・経済的にも不安定であり、実父も本件児童を未認知である。そのような事情から本児は出生直後から乳児院に措置され、その後特別養子縁組を前提にした里親委託がなされた。里親家庭で安定的な生活関係構築後に、親権者実母から子の引渡し請求がなされるに至った。児童相談所は、親権者の同意が撤回されたため里親委託措置を解除した。しかし、親子関係が構築されており、本件児童にとって好ましくない影響が出てきたことを受けて元里親が、当面子を親権者に引渡さないとする手段として、民法766条の監護者指定を求めたのが本件第一事件である。仙台高裁は、民法766条は父母の離婚の際に適用される条文であり、本件のような第三者には監護者指定を申し立てる申立権は存在しないと判断した。本事例は法の欠缺に該当する。原審が、民法766条の類推適用もしくは拡張解釈可能としたのに対して、高裁は文言解釈に拠ったといえる。

もう一つの論点とされた一時保護委託中の子の引渡し請求は、児童相談所が行った一時保護委託という行政処分の効力を争うことは、家庭裁判所の権限を超えると判断した。

〔判例評釈〕

田中通裕 判夕1099号88頁

山田美枝子 民商法雑誌128巻 4·5 号243頁

【判例7】児童相談所による一時保護措置後、里親委託されている本件児童らについて、夫と別居中の妻が監護者の指定を求めた事例で、児童相談所の指導を受けることを前提として、妻を監護者として指定した(新潟家裁審判平成14年7月23日、平成14年(家)第5454号、5455号 子の監護者の指定申立事件、家裁月報55巻3号88頁)

夫の多額の借金、うつ病等に起因する生活不安定、そこから引き起こされた妻のストレスに起因する浪費 (パチンコや貴金属購入)、夫との夫婦関係の悪化による別居を経て、夫婦関係調整調停 (実質は離婚に向けたもの) が行われているなかで、子を虐待しそうだとの妻自身からの通報により姉弟

が児童相談所に一時保護された後、子らは父母の同意を得て里親に委託されている。父母の離婚に向けた夫婦関係調整調停や子の監護者指定調停が不調に終わるなか、児童相談所は、ただちには子を母の下にかえすことはできないと考えているが、子を引き取った場合に備えて、料理の練習や部屋の片づけに力を入れて指導中である。また、生活保護受給の相談に行っており、日中の仕事と生活保護により子育てを中心にした生活をすることを目指している。母(申立人)は、子の引き取りを希望しながらも、監護者が決まらなければ父(相手方)が連れ戻しに来ると考えている。本件の特色は、裁判所が児童相談所の指導を引き続き受けることを前提にして、母を監護者として指定している点にある。したがって、監護者として指定されても、児童福祉法の措置を受けて社会的養護下にある子らは、ただちに母に引き渡されるわけではない。しかし、ゆくゆくは子の家庭復帰が目指されている場合に、より適切な親の下に子を置けるようにして、家庭復帰時の無用なかつ予測されうる紛争や混乱を回避するという意味は大きい。

〔判例評釈〕

吉田恒雄 民商法雑誌129巻1号

【判例 8】両親の未成立の離婚問題に関連して祖母に預けられた本件姉妹について、祖母が、父親の暴力行為や性的行為の可能性を理由に第三者を監護者に指定するよう申立てを行った事例で、姉妹のうち姉についてのみ審判前の保全処分として祖母を監護者として指定し、子の引渡しを命じた事例(福岡高裁決定平成14年9月13日、平成14年(ラ)第254号 審判前の保全処分申立却下の審判に対する即時抗告事件、家裁月報55巻2号163頁)

本件姉妹の祖母が申し立てた子の監護者の指定を本案とする審判前の保全処分を却下した審判に対する即時抗告事件である。姉妹のうち、京都市在住の父母のもとから北九州まで逃げ出した姉については、度重なる両親の暴力を伴った紛争、姉に対する父親の暴力や性的虐待が加えられている可能性が極めて高いこと等が否定できないので、親権行使が姉の福祉を害すると認めるべき蓋然性があるとする。また、姉は現在祖母のもとにかくまわれていて、父母に連れ戻されるのを恐れて、学校に登校することもできない。これらの状況は姉の福祉に反することは明らかで、姉の生活環境を早期に安定させる必要があるので、保全の緊急性も認められるとして祖母に監護権を認めた。他方、妹については性的虐待等の事情をあながち否定できないところもあるが、姉とは違い父母と共に生活しており、その正確な実情を把握することは極めて困難で、保全の必要性を判断する資料がないという。そして、妹については、今後監護養育上の問題の有無如何により、児童相談所による保護や京都家庭裁判所に対する新たな申立て等を検討することにより解決を図ることとし、現段階での保全処分の必要性の疎明に欠けるとした。

性虐待を含む虐待の恐れがあるとしながら、また姉については保全処分を講じておきながら、妹は 父母のもとに留め置くという裁判所の判断は、事件の見立てを誤っていると印象を強くもたせるもの である。

〔判例評釈〕

床谷文雄 判タ1120号80頁

村重慶一 戸籍時報561号50頁

鈴木博人 民商法雑誌129巻 4 = 5 号

棚村政行 判夕臨増1154号102頁

【損害賠償関係】

【判例9】児童相談所に一時保護されていた児童の養父と実母が、相談所の所長及び職員から児童を帰宅させる条件として離婚を強要されたことを理由に損害賠償請求が争われた事例(大阪地裁判決平成13年3月30日、平11(ワ)第7473号 損害賠償請求事件、判タ1109号149頁)

児童相談所(正確にいえばその設置主体)が訴えられた事例である。児童相談所の業務は主に児童福祉法に基づき行われている。その一々について司法判断が示されて裁判所の後ろ盾があるわけではない。今後この種の訴訟は増加してくることが予測される。

本事例は、妻の連れ子を養子にした養父と実母が児童相談所の設置主体である地方自治体と児童相談所職員個人を被告として損害賠償を請求したものである。裁判所は、児童の一時保護前の事情から時系列にそって事実経過を詳細に認定し、児童相談所の調査・説得活動に不合理な点は認められず、被告に違法な行為はないとした。本件では、児童相談所の設置主体である地方自治体のほかに、職員個人が請求の相手方になったという特色をもっている。職員個人の責任の存否は、一般に公務員の個人責任を問えるかという問題でもあるが、本件は該当職員の行為は違法とされなかったため、個人責任の存否という一般的問題については何の判断も示していない。

【判例10】原告が、養子縁組中に性的虐待をうけたとして元養父を、またこの虐待を黙認していたとして元養母に対して損害賠償を請求した事例(名古屋地裁岡崎支部判決平成13年11月27日、平成13年(ワ)7号 損害賠償請求事件、LEX/DB TKC法律情報データベース(文献番号28070662))

元養父からの性的虐待の存在、元養母がその事実を知りながら黙認していたことを認定し、被告(元養父母)に対して、1,000万円余の損害賠償を請求した事例。本判決は、原告が元養父から性的虐待を受けていたことを認定した上で、元養母については虐待行為を知り又は知りうべき状況にあったにもかかわらず、当該行為を放置し、子に対して筆舌に尽くしがたい精神的肉体的苦痛を与えたとして元養父母に対し、連帯して1,000万円余の支払いを命じた。

【第4期】

【民法766条関係】

【判例11】未成年者の母方祖母で未成年者と同居している申立人が、自己を未成年者の監護者と指定することを求めた事例で、父母が子の監護権に関する合意を適切に成立させられず、子の福祉に著しく反する結果をもたらしている場合には、家裁の権限につき民法766条を、申立権者の範囲につき民法834条を類推適用し、子の親族は子の監護に関する処分事件の申立権を有し、その申立てに基づいて家裁は監護者を定めることができるとした。その上で、相手方父は、すでに姉を虐待して死亡させ

ており、父母にそのまま親権を行使させると子の福祉を不当に阻害することとなる特段の事情が認められるとして、祖母を監護者に指定した。(金沢家裁七尾支部審判平成17年3月11日、平成16年(家)61号 子の監護に関する処分(監護者指定)申立事件、家裁月報57巻9号47頁)

本件実父母には長女、長男、二女、本件児童がいたが、二女は父による暴行により死亡し、父は傷害致死罪で懲役4年6月の実刑判決を受けている。母は離婚の意思を表明しているが、離婚に向けた動きが具体的にあるのかどうかは不明である。そんな中で本件児童と同居して面倒をみている祖母が、実父母を相手方として自らを監護者に指定するよう申し立てた。

これに対して、裁判所は、「父母が子の監護権に関する合意を適切に成立させることができず子の福祉に著しく反する結果をもたらしている場合には、家庭裁判所の権限につき民法766条を、請求権(申立権)者の範囲につき民法834条をそれぞれ類推適用し、子の親族は子の監護に関する処分事件の申立権を有し、家庭裁判所は、子の監護者と定めることができる」とした。

また、子の父母でない者を子の監護者に指定できるかについては、「民法766条1項は、家庭裁判所が定める監護者の範囲について、これを父母のみに制限する明文の規定をおかないばかりか、子の福祉の観点から見て父母以外の者が監護者として最適任という場合もあり得るから、父母が親権をその本来の趣旨に沿って行使するのに著しく欠けるところがあり、父母にそのまま親権を行使させると子の福祉を不当に阻害することになると認められるような特段の事情がある場合には、父母の意思に反しても、子の父母ではない者を子の監護者に指定することができる」とした。

【民法834条関係】

【判例12】未成年者が実母と実母が当時交際していた相手Aから身体的虐待を受けている可能性があるとして、児童相談所が一時保護措置をとり、さらに審判を受けて子を施設に入所させた後、児童相談所長である申立人が、その後婚姻しAと本児との養子縁組届を提出した(代諾者母) Aと実母の親権喪失宣告を申立てた事例で、養父・実母には子の監護養育や施設の早期退所の必要性等についての配慮が全く伺われず、むしろ、子についての親権を、児童相談所への抗議行動や実父に対する金銭要求等の手段としているので、こうした態度は、子の福祉を著しく損ない、親権の濫用といわざるを得ないとして、養父・実母の親権喪失を認めた事例(名古屋家裁岡崎支部審判平成16年12月9日、平成16年(家)1548号 親権喪失宣告申立事件、家裁月報57巻12号82頁)

身体的虐待の疑いから児童相談所が一時保護後、児童福祉法28条審判を経て施設入所に至った子について、実父が親権者変更申立てと親権者の職務執行停止および職務代行者の選任の審判前の保全処分を申し立てた。このことを知った実母とその交際相手は、婚姻し、同時に子と交際相手との養子縁組届を提出した。この結果、養父母が親権者となり、実父が親権者変更を求めることができなくなったとして、親権者変更申立ては却下された。その後も、実母と養父は、児童相談所や実父を激しく攻撃し、子の今後の養育や養子縁組解消等については明確な態度を示さない。

裁判所は、子に早期に家庭生活を送らせることが子の福祉にとって重要であるが、実母・養父に子を引き渡すことは明らかに未成年者の福祉を害するという。そして、「養子縁組の経緯や事件本人ら(実

母・養父のこと、筆者注)の発言及び態度からは、未成年者についての親権を本件児相への抗議行動 や実父に対する謝罪、金銭要求の手段としているのであって、こうした事件本人らの態度は、未成年 者の福祉を著しく損なうものであり、濫用といわざるを得ない」とした。

[判例評釈]

山田美枝子 民商法雑誌135巻 2 号447頁

【判例13】手術の同意拒否が親権の濫用に該当するとして、親権喪失宣告申立事件を本案とする親権者の職務執行停止・職務代行者選任申立てを認容した事例(名古屋家裁審判平成18年7月25日、平成18年(家口)1026号 親権者の職務執行停止・職務代行者選任申立事件、家裁月報59巻4号127頁)

児童相談所長が申し立てた親権喪失宣告申立事件を本案とする親権者の職務執行停止・職務代行者 選任申立事件において、未成年者が重篤な心臓疾患に罹患し、早急に手術等の医療措置を数次にわたっ て施さなければ、近い将来、死亡を免れ得ない状況にあるにもかかわらず、親権者が宗教上の理由か ら手術に同意することを拒否している状況において、この同意拒否は、合理的理由が認められず、親 権を濫用し、未成年者の福祉を著しく損なっているものというべきものであるとして、親権者の職務 執行を停止し、その停止期間中の職務代行者として弁護士を職務代行者に選任した。

いわゆる医療ネグレクトへの対応策を示したものとして意義がある審判例ということができる。ただし、医療同意をとりたいだけなのに親権喪失請求をまずはしなくてはならないというのは、過剰請求であるとの批判も存在する。また、たとえば高度の医学的判断を要するような事例の場合に、職務代行者として選任された者に、その決断を委ねられるのかという問題も生じうる。大阪家裁岸和田支部審判平成17年2月15日(平成17年(家口)13号審判前の保全処分(親権者の職務執行停止、職務代行者選任)申立事件、家裁月報59巻4号135頁)の事例では、「職務代行者としては、〇〇症に精通する医師が、未成年者の病状、手術への適応、手術の危険性等の諸条件を子細かつ慎重に検討した上で、最も適切な医療措置を選択する能力があるものと認められることから、適任である」とされた。

[判例評釈]

神谷遊 判タ1249号58頁

田中通裕 民商法雑誌138巻1号107頁

【性虐待と損害賠償関係】

【判例14】児童が性的虐待を受けたことを理由とする損害賠償請求権の短期消滅時効の起算日を明らかにした事例(福岡高裁判決平成17年2月17日、平16(ネ)第780号 損害賠償請求控訴事件、判タ1188号266頁)

児童Xが、9歳から11歳(平成9年から11年)頃まで、養父だったYからわいせつ行為、姦淫行為を受けたとして、Yに対し、不法行為による損害賠償請求権に基づいて、慰謝料を請求した事例である。 Yは、わいせつ行為等を否認した上、本訴提訴時(平成15年5月6日。平成14年11月7日に催告)までに民法724条の3年の短期消滅時効が完成していたと主張した。本件では、民法724条の「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」とはいつのことなのかが問題になった。 判例上確定しているのは、「民法724条の「損害及び加害者を知」るとは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれらを知ることを意味し、このうち「損害」については、単に損害の発生を知るだけでは足りず、加害行為が不法行為であることを認識する必要がある」とされている。この基準を用いると、本件では以下のようになる。

裁判所は、「わいせつ行為等が行われた当時、それらの行為が嫌なことであるとか、子供心にそれが母親に対して後ろめたいことだという認識を持っていたことは窺えるが、それが違法なものであって損害賠償請求権を発生させるもの(不法行為を構成するもの)であるとの認識をもっていたと認めるのは困難である」ので、「わいせつ行為及び姦淫行為の時をもって消滅時効の起算点とすることはできない」とした。その上で、刑法176条(強制わいせつ)及び177条(強姦)で、13歳未満の者について、暴行又は脅迫を用いなくても、同罪が成立するとしているのは、若年者には性的自由の意味することについて判断能力がないことを前提にしているとみることができるので「暴行、脅迫を用いないわいせつ行為や姦淫行為の被害については、特段の事情がない限り、早くても13歳になる(本件児童の場合平成13年8月23日)前には、不法行為を構成するとの認識をもつことは困難である」とする。また、法定代理人親権者母については、平成14年8月頃に加害行為があったことをXから聞いたのであるから、消滅時効の起算点は平成14年夏頃だという。

以上から、本件では3年の短期消滅時効は完成していないという。

〔判例評釈〕

松本克美 法律時報78巻9号105頁

吉井隆平 判タ1215号114頁

(鈴木博人)

3 刑事法分野

【判例15】実子(3歳)に暴行を加え、死亡させた両親につき、傷害致死罪についての改正法を踏まえても、刑が軽すぎて不当であるとはいえないとした事例(東京高判平成18年12月1日、東高刑事報57巻1~12号72頁、刑事判例リスト31)

平成17年1月1日に施行された改正刑法(平成16年法律第156号)により、傷害致死罪の法定刑が懲役2年以上の有期懲役から懲役3年以上の有期懲役に変更された。また、同改正法により、有期刑の上限が15年から20年(加重する場合は30年まで)へと引き上げられたことにより、傷害致死罪の法定刑の上限は懲役20年(加重の場合は30年)となった。

この改正を踏まえ、検察官が控訴した本事案において、裁判所は、「改正法により量刑の大本である法定刑が重くなり、最も重要な影響度を持つ量刑要素に変更があった以上は、その変更の趣旨を踏まえた量刑判断を行うべき」として、刑法改正による量刑判断の変更の必要性を唱えつつも、「改正法の趣旨は、近時の量刑実務において既に改正前から考慮され、これを折り込んだ傷害致死罪の量刑が実際に行われて」おり、「原判決は、近時の量刑の実情を踏まえ、改正法の趣旨を反映した量刑の幅の中で刑期を定めているものと認められる」として、検察官の控訴を棄却した。

本事案は、両親が3歳の実子を虐待死させた事案であり、原判決では、父親に懲役7年、母親に懲役6年6月が言い渡されている。両親による虐待方法等、被害児が死亡する経緯は不明であるが、被害者が1人である虐待死(傷害致死)事案の中でも、懲役7年が言い渡されるというのは、量刑として重いにもかかわらず、これに対し、検察官が量刑不当として控訴したというのは、検察が虐待死事例に対する厳罰化姿勢を表したものと見ることもできる。

【判例16】実子(4歳)に対する交際相手の暴行を制止しなかった母親に、不作為による傷害致死幇助罪の成立を認めた事例(名古屋高判平成17年11月7日、高検速報716号292頁、刑事判例リスト59)

保護者が、他の保護者あるいは同居人による被保護者(児童)に対する虐待を制止せず、被保護者が死亡した場合に、当該保護者に不作為による傷害致死幇助罪が成立するかについては、第2期の札幌高裁判決(札幌高判平成12年3月16日、判時1711号170頁)が「正犯者の犯罪を防止しなければならない作為義務のある者が、一定の作為によって正犯者の犯罪が防止することが可能であるのに、そのことを認識しながら、右一定の作為をせず、これによって正犯者の犯罪の実行を容易にした場合」という基準を示している。

しかし、本判決は、もう一歩踏み込み、「被告人は自らの意思で同児の生活圏内に交際相手のAの存在という危険な因子を持ち込んだものであり、自らの責めにより同児を危険に陥れた以上、Aとの関係においてはその危険を自らの責任で排除すべき義務をも負担するに至ったと解されるから、社会通念上、被告人にAの被害児に対する暴行を阻止すべき義務が課せられていたと解するのが相当である」として、被告人に交際相手という危険因子を持ちこんだことから、「正犯者の犯罪を防止しなければならない作為義務」を認定した上で、被告人には「保護すべき幼児を自らAの行為による危険の及ぶ状態に置いている以上、ある程度の犠牲を払うべきことが社会通念上当然に要請され」、「被告人のAの暴行を阻止すべき義務は、自らがAからの暴行を引き受け、いわば体を張ってでも果たすべき程度に達していた」と判断して、被告人に不作為の傷害致死幇助罪の成立を認めている。

ここで、注目すべき点に、被告人には「体を張ってでも」正犯者の暴行を阻止すべき義務があったとする点がある。先の札幌高裁の事案でも、本事案でも、被告人である被害児の母親らは、正犯者である内縁の夫あるいは交際相手から暴力を受けていた。札幌高裁の判決は、被告人が正犯者の行動を監視し、あるいは言葉で制止することが可能であったとして、被告人を有罪としている(第1審では、制止が困難であったとして、無罪となっている)。しかし、本判決は「体を張ってでも」阻止しなかったとして有罪としていることから、札幌高裁の判決より、重い作為義務が被告人に認められたものと解される。

この名古屋高裁の基準に従えば、先の札幌高裁の事案の正犯者も内縁の夫であることから、被告人には、その内縁の夫という危険因子を被害児の生活圏内に持ち込んだ以上、強度の作為義務が認められることになり、言葉で制止可能であったかは問題にならないのかもしれない。では、正犯者が被害児の実父であった場合はどうなるのであろうか、被告人に夫という危険因子を被害児の生活圏内から排除しないことから、強度の作為義務を認めることになるのであろうか。確かに、保護者である母親

には強度の作為義務があるといえるが、DV被害女性の実態も踏まえた上での判断基準が必要になる と思われる。

(初川愛美)

Ⅳ 主要文献・調査解説

1 児童福祉法分野

【文献1】竹中哲夫「児童福祉法・児童虐待防止法改正をめぐる諸問題」『社会福祉論集』(日本福祉 大学) 111号(2004年) 1-26頁

本論文は、2004年の児童福祉法改正の動きおよび児童虐待防止法の改正を踏まえて、児童相談所の変容について検討し、二つの法律のあり方について検討するものである。書かれた時期にはまだ改正児童福祉法が成立していないところから、同法法案を対象にし、児童虐待防止法については改正法を検討の対象としている。児童相談所の役割については、児童福祉法における位置づけの変遷を詳細に示した上で、市町村への相談業務の移譲は児童相談所と市町村の連携がうまくいかない限り、相談・援助のたらい回しを引き起こすおそれがあると指摘し、専門的事項を児童相談所の業務としてもその範囲を明確にすることは困難であろうとする。市町村は、むしろ小規模でも判定機能を保持するのが望ましいとし、家庭児童相談室を相談事業の拠点とするのが望ましいと述べる。

改正児童虐待防止法については、DVはDV法で扱うのが望ましこと、通告の対象を虐待を「受けたと思われる」とするのは通告基準を曖昧にするとの疑問を述べる。また虐待を行った保護者に対する指導(11条)、被虐待児に対する支援(13条の2)は児童福祉法で対応するのが望ましいのであり、こうした「児童虐待防止法の児童福祉法化」を懸念する。すなわち、児童虐待防止法のみが一人歩きし、児童福祉法が想定していない「児童福祉」の理念や枠組みを越えた対応が進むことに懸念を示している。むしろ二つの法律の統合(ないし整合性を確保)を検討すべきであるとする。

この指摘は、児童虐待防止法の成立当初からあげられていた課題―――般法としての児童福祉法と特別法としての児童虐待防止法の関係――であり、いまなお通告先やケースの移管をめぐって議論のあるところである。二つの法の関係ひいては今後の児童福祉、児童相談所のあり方を考える上で貴重な示唆を与えてくれる論文である。

【文献 2 】古川夏樹「児童虐待事例の検証結果について」『月刊福祉』87巻10号(2004年)98-103頁

児童虐待防止法は、国及び地方公共団体が児童虐待防止のために必要な事項について調査及び研究を行うものと定めており(4条5項)、これを受けて厚生労働省がとりまとめた「児童虐待死亡事例の検証と今後の防止対策について」をもとに、虐待に至る要因や課題に対する対応するための現実的な手法について論じる論文である。

養育支援が必要となりやすい要素として、「養育力の不足」があげられ、それに至る要因として、 家庭自身が不安定な状態にあることや周囲からの援助を受けられない・受けない状況があげられてい る。養育者自身に関する要因としては、育児不安、若年出産、養育者の性格的傾向、情緒不安定、精 神疾患などをあげる。子どもの状況としては、未熟児、子どもの疾患・障害、発達の遅れなどがあげ られている。

その対策としては、虐待の確実な把握と専門家等による支援、既存の子育て支援の活用を積極的に

促進することが重要であると述べる。そのため、子育て支援サービスを積極的に利用しない家庭にそ の利用を促すために、「育児支援家庭訪問事業」が創設されたとする。

関係機関の関与については、20%近くの事例で児童相談所の関与があり、その他関係機関の何らかの関与があったのが7割弱にのぼっている。こうした事態を受け、スクリーニングの精度を高める手法の開発の重要性を指摘する。

死亡事例報告は、その後、第5次まで出され、その提言が施策に反映されるなど、重要な役割を担っている。虐待事例の分析とその対応の変化を見る上で貴重な報告である。

【文献 3 】 <特集>「児童虐待事件における司法関与」『法律時報』77巻 3 号(2005年)66-95頁 【文献 4 】棚瀬孝雄「児童虐待事件の司法関与――職権主義と当事者主義の狭間」『法律時報』77巻 3 号(2005年)66-71頁

本稿は、児童虐待事件に対する司法関与の強化には、家庭裁判所のあり方に発想の転換が必要であるとの観点から、アメリカにおける虐待事件の手続保障を参考に、司法関与のあり方を検討する。具体的には、訴訟後見人、当事者主義への展望を検討する。アメリカの当事者主義が、親の権利や児童保護の法が親の子育てに関する基本的なルール確立と当事者の主体性の尊重という二つを同時に追求するものであると位置づけ、それとの比較で日本の制度の現状を検討する。筆者は、アメリカにおける当事者主義に学ぶべきものがあるとして、「虐待事件のような複雑な司法関与が行われる領域では、身分関係の公益性や子の福祉への配慮といった権利の性質論から手続の性格を決めてしまうのではなく、資源の多寡や決定責任、そして主体性の尊重を総合的に勘案しながら可能な手続を工夫していくことが必要」であると結論づける。

児童虐待に関する親権制度の見直しが始められた現在、児童保護手続にどのように当事者主義を導入するかを検討する上で貴重な視点が示されている。

【文献 5】原田綾子「ミシガン州ワシュトナウ郡における児童虐待・ネグレクトへの対応」『法律時報』 77巻 3 号(2005年)72-76頁

本稿は、法によって高度に構造化された――「法化」が進んだ――アメリカの児童保護システムが、SaftyとParmanencyの二つの要請にどのように応えようとしているのかを論じるものである。ミシガン州におけるケース対応の流れを概説し、アメリカの当事者主義的な裁判制度を前提とした場合に、いくつかの側面で福祉的援助に負の影響を与えていることを指摘する。たとえば、司法システムでは客観的な事実が重視され、虐待の背景にある原因が把握されにくく、審理の対象とはされない。また、こうしたシステムは親の行動変容の動機付けにつながりにくい。さらに個人責任の追及が貧困などの社会経済的な問題を問うことなく、問題の真の解決につながらない。こうした課題を乗り越える試みとして虐待問題にコミュニティとして対応する試みが紹介されており、法システムが絶対的な決定者というよりは、システムの調停者としての役割を担い始めたと述べる。児童虐待に関する親権制度の改正の根底にある司法の役割の問題を考える上で、高度に発達したアメリカの法システムの機能を検

討する本論文は有益な示唆を与えてくれる。

【文献 6】若林昌子「児童虐待事件について家庭裁判所実務の視点から――児童福祉法28条事件を中心に」『法律時報』77巻 3 号(2005年)77-81頁

本稿は、児童福祉法28条事件について司法になにが期待されているかとの観点から、28条事件実務の現状、職権主義における当事者の手続保障、人身保護請求の可能性等について論じている。28条の制度趣旨を、親子関係の修復をもとめるものではなく、親子分離の必要性があるかどうかの司法判断にあるとし、裁判所による親子関係調整については否定的見解を述べる。また、28条事件が私的法律関係を審理の対象とするものではなく、審判対象が公益性を有するところから真実発見主義の要請が強く、職権主義が採用されているとする。しかし、審判対象の性質により当事者主義的審理原則により修正することが合理的であるとして、当事者の手続保障は事案の解明や迅速な処理、妥当な結論を導くためには効果的であると述べる。また児童の手続保障としては、誰を児童の意見の代弁者とするかが問題であるとしながらも、外国法の動向などは検討の参考資料になるとする。児童虐待事案に対する人身保護請求の可能性については、さまざまな制約はあるものの、最高裁判例の傾向も勘案し、その可能性のあることを示唆する。結論として、28条事件の司法関与については地域格差が大きく、弁護士の関与による充実が期待されるとする。実務の実情を踏まえて28条事件のあり方、手続法的に検討するものとして有益である。

【文献 7】岩城正光「NPOの児童虐待防止活動を通じて見えてきた司法の役割」『法律時報』77巻 3 号(2005年)82-85頁

本稿は、児童福祉法28条の手続としては、子どもと親を対立させるのではなく、専ら子どもの最善の利益のためにどのような保護が望ましいかとの観点から考えるべきであり、親と児童相談所の対立構造としてとらえるべきではないと主張する。また、当事者主義を取り入れることで、28条事件で家庭裁判所は司法判断のみに傾くことになり、それまでの児童相談所によるケースワークを無にするおそれがあることも指摘する。将来的には、トータルな家族支援に司法が関わることが大事であり、親支援や家族再生に向けた福祉的機能が司法にもとめられるとする。また、家族再統合に向けた親自身の意欲を引き出すためにも司法が児童相談所のケースワークをチェックしながら支えていく役割が期待されると述べる。このように本稿は、職権主義を維持しつつ、家庭裁判所による福祉的役割の重要性を強調する点で特徴的である。

【文献8】岩佐嘉彦「児童虐待事件における司法関与――職権主義と当事者主義の狭間 実務家からみた問題点(代理人の立場から)『法律時報』77巻3号(2005年)86-90頁

本稿は、児童福祉法28条事件が現実には、児童相談所および家庭裁判所が当事者主義的に行動することはあるものの、家庭裁判所による事実調査等、職権主義を基調として運用されているとする。なぜなら、家事紛争の解決には公益性を確保する必要が高く、家事審判手続は、子どもの最善の利益を

実現するための公益的な裁判手続きであるからであると述べる。さらに、児童相談所や親権者による「当事者」の訴訟活動の良し悪しにより子どもの処遇が左右されてはならないし、親と児童相談所が対等に争うことで「子どもの最善の利益」が導かれるものではなく、重要なのは、児童相談所や親の当事者への手続保障よりも子どもの最善の利益の確保であると主張する。さらに、児童相談所による28条事件申立後の親権者への働きかけも、家事審判の公益的な性格から実現しやすいものとなると述べる。

こうした制度上の前提を踏まえて、現在の審判手続の課題として、職権主義をもとにしつつも、当事者に対する手続等の説明の必要性、家庭裁判所による子どもの意向の聞き取りにおける親権者への説明と反論の機会の付与などが必要であるとする。その他、一時保護に対する司法関与については、現在の法制度は法理論的には問題があるものの、現在の状況においてはそうした制度の導入には児童相談所の体制整備状況に配慮する必要があるとする。また、後に立法化することになる「強制立入制度」の導入は賛成するが、一時保護と同様に児童相談所の体制整備の状況に配慮しながら実施すべきであると述べる。さらに、在宅ケースについては、親が児童相談所の指導を受け入れない場合には、裁判所が命令を下す制度が必要であるとして、より進んだ主張となっている。

虐待ケースを数多く取り扱った経験を有する弁護士の視点から、当時の法制度の課題と立法の方向 性が示されており、将来における立法の検討のために有益な論文である。

【文献 9】 棚瀬一代「米国における児童虐待と家族再統合の試み」『法律時報』77巻 3 号(2005年) 91-95頁

児童虐待への対応として「家族維持派」と「養子縁組による恒久的家族提供が子どもの最善の利益に合致すると考える立場」の対立があることを踏まえて、1980年代以降、アメリカの社会福祉システムが、子どもの保護責任の担い手が家族であり不必要な分離を避け、できるかぎり家族再統合に向けた努力をしていく姿勢から、子どもの措置決定に用いられるようになったチーム決定(TDM)や家族グループ会議(FGC)の実際とその効果について紹介する。また、児童保護裁判所における調停が用いられるようになった背景や「ケア受講命令」が実際には親や子がその決定プロセスに参加しながら作成されるものであり、このようにして行われる命令の遵守率の高いことが報告されている。また家族再統合に向けた試みとして、セラピストによる促進的面接や治療的面接の果たす役割が大きいことも指摘している点で興味深い。

【文献10】横湯園子「児童虐待防止——国連子どもの権利委員会『最終所見』の実施」『教育学論集』(中央大学)(2005年)287-303頁

国連子どもの権利条約は、締約国が条約の実施にどのように取り組んでいるかを「国連子どもの権利委員会」に報告し(同条約44条1項)、この報告に対して委員会が勧告・意見表明を行うことができるとされている(45条(d))。本稿は、政府が提出した初回の報告書に対して、NPO団体である「市民・NGO報告書をつくる会」が指摘した問題点、第2回報告書の問題点を指摘し、児童虐待防止法施行後の問題状況を述べた上で、提言をするものである。

初回の報告書に対しては、全国レベルでの児童虐待の実態把握の必要、児童虐待に関する親による権利侵害に対して十分な規定のないこと、当時の児童福祉法のもとで関係機関の連携による対応がなされていないことが「つくる会」から指摘された。第2回報告書に対しては、児童虐待に関する実態把握の必要、施設内での体罰問題が言及されていないこと、ソーシャルワーカー等のメンタルヘルスについての言及がないこと、警察と福祉の連携で新たな課題が生じていること、被害児の関係機関へのアクセスの実態が明らかでないことなどが指摘された。これらの問題点を踏まえて、児童虐待が子どもの人権侵害であることを明記すること、虐待の通告対象の拡大、全国レベルでの調査の必要、児童相談所等関係機関の機能の見直し、警察との有機的連携による立入調査、関係機関職員の質の確保とメンタルヘルスへの配慮等が提言されている。

子どもの権利条約における検証システムは、国の条約上の責務が適切に果たされているかを監視し、 わが国の虐待防止対策を国際的なレベルで検証する制度として重要である。今後の虐待対策の方向性 を考える上でこのような国際的動向を踏まえた研究は貴重であるといえる。

【文献11】岩城正光「家庭内紛争をめぐる法律問題」日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題(平成16年)』(第一法規、2005年)35-64頁

【文献12】平田厚「虐待防止法制の現状と課題」『国民生活研究』46巻1号(2006年)9-19頁

2000年に児童虐待防止法が、2001年に配偶者暴力防止法(DV法)が、2005年には高齢者虐待防止 法が成立し、現在、障害者暴力防止法の制定が議論されている。これら家庭(一部は施設)の中での 暴力には共通の原因や課題があるところから、これらの「家庭暴力防止法」を統一的に論じる文献が 現れてきた。

岩城論文は、これらの問題の背景として、家族の孤立や女性の社会進出といった家族の変貌があるとしたうえで、児童虐待の原因とその影響、法制度の状況や課題について述べている。ドメスティック・バイオレンス(DV)については、その原因、加害男性や被害女性の特徴などに触れた上で、DV 法の内容や課題を説明し、最後に児童虐待とDVとの関係、とくにDV家庭で育った子どもの問題について触れている。

平田論文は、「法は家庭に入らず」との考え方にもかかわらず、現実には家庭の自律性が失われている現状では、国家は介入の責任を負っているとする。ただし、国家が介入するにしても、家庭暴力を各別の法律で規定することが適切かどうかは検討すべき課題であるとしつつ、具体的な虐待事件の態様は一律に論じることができない面ももっているところから、予防と事後的な支援体制は総合的に考えるべきであるが、具体的な事後的救済は個別的に考えるべきであろうとしている。また、障害者や高齢者への暴力は、家庭だけでなく、施設でも生じるのであり、家庭暴力とは異なる規制をすべきであると述べている。これらの前提のもとに、本稿は個々の家庭暴力の原因と法制度を概観・比較し、とくに高齢者虐待防止法制の意義として早期発見の重要性を明示したこと、養育者の支援を規定したことをあげている。本稿は、全体として高齢者虐待に関する論文ではあるが、今後の「家庭暴力」とその対応をどのように統一的にとらえるかといった問題について、示唆に富んだ内容となっている。

【文献13】岡健太郎、河合明博「児童福祉法28条事件の審理について」『ケース研究』288号(2006年) 5-34頁

本稿は、東京家庭裁判所における児童福祉法28条事件の審理の実情や事件の特徴等について紹介するものである。まず、児童虐待に対する児童相談所の対応状況を踏まえて、家庭裁判所における申立の取扱い、承認の要件、審理の流れを概説した上で、家庭裁判所に現れる28条事件の類型を紹介し、家庭裁判所調査官による調査の実際を説明する。調査官調査では保護者や関係機関からの事情聴取では客観的な資料収集が困難であること、保護者との関わりでは「難しい」面があり、出頭しない親、虐待を認めない親(虐待行為を認めない、または「虐待」と認めない)が少なくないが、実際の調査では虐待を認めない親の気持ちを支えるような面接をすることで、親が問題を受け入れ始めることがあること、子どもとの関係では、精神的に不安定になっている子どもに対して、様子の観察、施設職員などからの子どもの言動の調査により子どもに関する情報を入手しているとのことである。調査官調査では、まず事実の調査として、虐待の事実や虐待の種類を調査するのであるが、保護者や子どもを傷つけることのないような配慮がなされており、親子が再び「生き直せるよう」に願う配慮もされている(調整的働きかけ)。

続いて、家庭裁判所における虐待ケースの特徴について、通告者、性別、保護者、虐待者、虐待の態様に分けて述べている。家庭裁判所に申し立てられる事件は、児童相談所の扱う事件の中でも重たい事件であり、重度の虐待事件の特徴を見て取ることができる。また、保護者の特徴としては、性格的には過度に依存的であること、衝動的・攻撃的な傾向があること、社会的に未熟であること、共感性に乏しいこと、精神疾患・知的障害の影響を受けている場合があること、偏った価値観や信念があること、物事を被害的に受け止めること、夫婦関係が希薄であること、親族との関係が悪いこと、体罰肯定的であることなどがあげられている。最後に2004年の児童福祉法改正について、とくに家庭裁判所に関係する部分が詳細に述べられている。

家庭裁判所における調査や審理の様子が詳細に述べられており、家庭裁判所の実務を知る上で貴重な資料となっている。また、家庭裁判所の立場として、児童相談所は「連携すべき関係機関」としてではなく、申立人であることを押さえることが、保護者に対して児童相談所と家庭裁判所が同視されないためには必要であると述べ、家庭裁判所の立場を明確にしている点が興味深い。

【文献14】<特集>「児童虐待防止法改正の課題 |『少年育成』613号(2007年 4 月) 8 ー41頁

この特集は、2007年に児童虐待防止法の改正作業が本格化したことを受けて、元児童相談所長、弁護士、児童福祉研究者、民間団体の立場から児童虐待防止法の改正提言をまとめたものであり、それぞれの実務に基づく実際的な提案がなされている。これらの提言の一部は2007年児童虐待防止法改正で実現したが、民法に関わる部分などその後の改正に委ねられたこところも少なくない。法改正の作業は一挙に実現するものではなく、その時々の状況を反映しながら、実現できるところから徐々に成果が得られているのを見ることができる特集である。

【文献15】津崎哲郎「児童虐待防止法改正の課題――主に児童相談所の立場から――」『少年育成』 613号 8 - 14頁

本稿は、家庭内問題としての児童虐待問題では「家庭機能の修復・再生を社会として支援する仕組み」が必要であるとして、たんに被害者保護だけでなく、加害者として不全な親をいかにして修復・再生する仕組みを社会が実現するかが問われているとの基本認識を示す。そして、児童相談所に集中している役割をさまざまな機関が役割分担することで効果が得やすくなるかとの観点から、具体的な提言をする。初期介入については、24時間態勢をとることができる警察に積極的役割を担わせるために、警察を通告先とし、以後の児童相談所の対応につなげることとする。親とのトラブル調整では、家庭裁判所にこの機能を期待できない状況では、第三者機関が児童相談所と親との間に立って調整する制度を提案する。立入調査については、迅速に対応するための工夫が必要であるとして、厳格な行政手続によることに疑問を投げかける。さらに、医療ネグレクトのような事案ではスピーディーに親権を部分的に制限する制度が必要であるとし、親指導のための制度として、裁判所が積極的な役割を果たし、親指導のための枠組みを作る制度が必要であると述べる。そしてこれらの制度を実現するには、児童福祉法、児童虐待防止法だけでなく、民法改正が必要であるとする。

これらは、津崎氏がかねてより主張する、介入的ソーシャルワークを実現するために司法制度を積極的に活用する提言である。これらの内容は、――厳格な仕組みのもとでの強制立入制度を除き――2007年の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正では実現せず、その後の課題として持ち越されることになった。

このほか、【文献16】峯本耕治「近づく2度目の改正」『少年育成』613号16-22頁では、被虐待児の安全確認の義務化にあたってはそれを実現できるだけの人員と専門性の確保が必要であること、強制立入調査については福祉行政的な手法が望ましいが、そこに警察主導の手法をどの程度持ち込むことが妥当かについての十分な議論が必要であるとする。①市町村等による児童相談所への一時保護の要請制度、②親権に関しては、一時停止制度の導入、③一時保護、同意入所における面会通信制限、④一時保護中・施設入所中の児童に対する接近禁止が提唱されている。このうち、親権の一時停止制度を除き、2007年の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正で実現された。

【文献17】才村純「児童虐待防止法制度改正の論点」『少年育成』613号22-29頁は、2007年の児童虐待防止法改正の過程で議論されている強制立入調査制度案では児童相談所が主体となっているのは、児童相談所と保護者との関係悪化が避けられないため、その後の援助が懸念されるとして疑問を示している。津崎論文が主張する警察を通告先とすることについては、ソーシャルワークの観点から問題があるとし、親指導に対する家庭裁判所関与については、家庭裁判所が親に直接勧告する制度、28条事件を試験観察的に運用できる制度、接近禁止制度の拡大等を提案している。そしてこれらの制度の担い手の充実が必要であり、人材の重要性と現在の状況に目を向けるべきことを強調する。

【文献18】加藤曜子 「児童虐待防止法改正にあたって――民間団体 (NPO福祉団体) の立場から――

『少年育成』613号30-36頁は、児童虐待防止民間団体が果たしてきた役割を整理した上で、①民間団体の役割の明確化・充実 ②要保護児童対策地域協議会における人材の確保 ③親への支援に必要な社会資源の確保と親の言い分に耳を傾けることができる第三者機関の設置 ④性的虐待対応の充実を提案する。

(吉田恒雄)

2 刑事法分野

【文献19】加澤正樹他「児童虐待に関する研究(第1報告)」『法務総合研究所研究部報告』11号(2000 年)

松田美智子他「児童虐待に関する研究(第2報告)」『法務総合研究所研究部報告』19号(2002年) 庵前幸美他「児童虐待に関する研究(第3報告)」『法務総合研究所研究部報告』22号(2003年)

第1報告は、法務総合研究所研究部が平成12年に少年院在院者を対象に実施した被害経験に関する調査の結果、特に家族からの被害経験及び児童虐待問題に関する研究会の実施概要を報告している。これに続く第2報告は、前記調査に表れた家族以外からの被害を取り上げ、被害経験の視点から少年院在院者の特徴を報告している。そして、第3報告は、同研究部が平成14年に実施した「一般市民に対する被害経験等の調査」の結果を報告し、児童虐待問題に関する研究会のメンバーの研究論文を掲載している。

特に第1報告・第2報告で使用されている少年院在院者に対する調査は、少年院在院者の男子2,266人、女子264人を対象としたものであり、これまでの非行少年の調査研究の中で最大の母集団を有している。身体的虐待、性的虐待、ネグレクトを受けた経験を有すると認められた者が約50%(男子49.6%、女子57.1%)であり、一度も家族から身体的暴力、性的暴力、不適切な保護態度を受けた経験がない者は約27%(男子27.9%、女子20.5%)であるとされ、非行少年には虐待経験を受けた者が多いという結論が出されている。

【文献20】「特集 児童虐待の実態と対策」『現代刑事法』 2 巻10号(2000年) 4 一54頁

児童虐待の防止等に関する法律の成立を受け、児童虐待の実態を明らかにし、児童虐待の法的問題 点とその対応策を考察するために組まれた特集である。

8本の論文から構成され、警察、弁護士、児童福祉法、刑事法のそれぞれの立場から、児童虐待の 実態と法的問題点が考察されている。特に、刑事法分野では、児童虐待の犯罪化、被害者である児童 の保護の強化、通告義務の法制化、刑事法から見た児童虐待の防止等に関する法律の問題点が考察さ れている。

【文献21】「特集 改正児童虐待防止法の成立と展望」『現代刑事法』 6 巻 9 号(2004年 9 月)22-81 頁

同誌2巻10号の特集に続き、児童虐待の防止等に関する法律の改正法の成立(2004年4月7日)を

受け、児童虐待防止法の改正点ならびに展望について検討するために組まれた特集。

「児童虐待の現状と法整備」と題された座談会を始に、4本の論文から構成されている。座談会では、児童虐待防止法の改正について、①啓発に関する規定、②国・公共機関の責任の強化、③親権の制限、④行政機関相互の関係の充実、⑤子どもの人権の明確化の点につき、前進したことを評価している。その上で、児童虐待の予防、発見、児童の保護等について、座談会参加者それぞれの立場からの問題点の提起を行っており、改正児童虐待防止法の問題点が集約されている。

【文献22】林弘正『児童虐待―その現況と刑事法的介入』(成文堂、2000年)

児童虐待、中でも特に性的虐待について、刑事法的観点からの筆者による主要な論文が収録されている。

親による性的虐待を防止するための方策、新たな構成要件の必要性、性的虐待の法制史、刑事訴訟 法的視点からの性的虐待の問題点等を検討し、その結果、児童虐待防止については、まず、関係機関 の連携が必要であるとした上で、全国規模での児童虐待の実態調査が必要であるとしている。

そして、刑事法的観点から、児童虐待に係る傷害罪、傷害致死罪、暴行罪の構成要件の創設、性的 虐待の構成要件の創設等を提言し、その構成要件の具体的内容を提示している。

【文献23】藤岡淳子『非行少年の加害と被害』(誠信書房、2001年)

約20年にわたり、少年鑑別所や少年院に勤務した筆者が、心理・臨床の専門家という立場から、非行を対人関係における暴力という枠組みで捉え、非行臨床の現場における実践と、米国における新たな非行理論を用いて、非行少年の非行行動を変化させるためにどう働きかけるかについて検討している。

特に、児童虐待については、「被虐待児童のうち虐待者になるのは比較的少数である。しかし、虐待者のうちでは、被虐待体験率は非常に高い。すなわち、加害行動に走る大元には被虐待経験を扱うことは、はずせない。しかし同時に、被害者に留まるか、加害者に転じるかは、人により異なる」(174頁)として、加害者となってしまった者の治療は、「単に被害体験を扱うことだけでは完結しない。まず彼らの加害者としての感情と思考の偏りを扱い、その上で被虐待者としての治療が必要になる」(175頁)としている。また、少年非行にもこの考え方を適用し、非行少年には「加害者である相」と「被害者である相」を持つ少年がおり、その少年たちに対しては、まず非行行動をやめさせ、信頼関係を築き上げた上で少年の「被害者の相」を扱うべきであると考えている。

【文献24】岩井宣子『児童虐待防止法―わが国の法的課題と各国の対応策』(尚学社、2002年)

2 部構成になっており、I 部では、わが国における児童虐待への対応策と今後の課題を、II 部では、 各国の児童虐待に対する法制度と社会的対応を取りあげている。

I 部では、児童虐待の類型、実態、児童虐待の防止法等に関する法律の内容等について、詳細に紹介し、具体的な方策を提示している。中でも、刑事規制のあり方では、DV防止法との関連で、「家庭

内における暴力行為は、特に幼児には、死活問題となるため、厳格な刑事規制が要求される」(85頁) としつつ、重要なのは人々の意識改革であり、関係機関の連携であるとしている。また、刑罰を科すだけではなく、保護観察処分の遵守事項として「ケア保護命令」を発することを視野に入れ、刑事規制を背景とする、より強力な児童保護のシステムの構築を主張している。

Ⅱ 部においては、アメリカ、カナダ、イギリス、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ベルギー、オランダ、ドイツの各国における児童虐待対策を紹介し、児童保護と家族支援のどちらに力点を置いているかという観点からそれぞれの国の児童虐待対策について分類および分析を行っている。

【文献25】中谷瑾子他『児童虐待と現代の家族—実態の把握・診断と今後の展望』(信山社出版、2003年)

児童虐待について、法律、児童相談所、家庭裁判所、医療、保健所等からの対応について、多角的 に紹介している。

法的側面としては、刑事法の観点から、児童虐待の予防、発見、救済について、児童虐待防止法の規定と刑法の役割を詳細に検討したうえで、救済について、保護観察処分の遵守事項として「ケア保護命令」を発することのほか、福祉犯として、家庭裁判所の管轄とし、刑罰に代替する処分として、家庭の修復に最も必要と考えられる処置を科すことも考えられるとして、刑事規制を背景とする家庭の修復の必要性を主張している。また、民事法の観点からは、親権・監護権の基本概念から監護者の指定・親権喪失宣告・養子縁組まで、民法の規定や基本理念について丁寧に解説し、それを児童福祉法、児童虐待防止法の規定とつなげ、児童虐待対策としては、最初に子と保護者との再統合を試み、その試みが功を奏せず、虐待の危険性が払拭できない場合に、親権・監護権の変更、親権の喪失、里親の選択、養子縁組などの手だてが考慮されることとなるとしている。

著者は異なるが、刑事法的観点においても、民事法的観点においても、児童虐待対策については、子どもの最善の利益を図る方向で、家族の再統合を優先し、その再統合がかなわない場合にはじめて、刑事法では刑罰、民事法では親権の剥奪を最終手段として用いることを主張している。この家族の再統合を最優先にするという理念は、本書の基本理念となっている。

【文献26】中谷瑾子『児童虐待を考える』(信山社出版、2003年)

『子殺し・親殺しの背景 《親知らず・子知らずの時代》を考える』(有斐閣、1982年)に収録された論文を含め、著者による児童虐待に関する主要な論文が所収されている。著者の最も代表的ともいえる「児童虐待と刑事規制の限界」(『団藤重光先生古稀祝賀記念論文集第3巻』(有斐閣、1984年)209 - 251頁)が収録され、著者による児童虐待研究の集大成というべき書籍である。児童虐待という言葉があまり使用されていなかった1973年から児童虐待の防止等に関する法律が成立・施行された2000年までの論文を通して読むと、児童虐待に関する研究の歴史も見えてくる。

【文献27】 保条成宏 「児童虐待に対する刑事処罰とその限界(1) 『不作為による幇助』 の事案をめぐっ

て」『中京法学』38巻2号(2003年)43-97頁

本論文では、第2期の報告書において紹介した札幌高等裁判所平成12年3月6日判決を題材に、児童虐待における「不作為における幇助」が、詳細に検討されている。その手法は、まず、共犯論および不作為論それぞれにおける、争点を取上げ、その争点に対する判例・学説の状況を捉えたうえで、札幌高等裁判所の判決とその原審である釧路地方裁判所平成11年2月12日判決がどのような理論を根拠としているのか、その位置づけを行っている。その結果、不作為による幇助の成立要件として、第一審判決は、これを不作為正犯の成立要件すなわち不真正不作為犯の一般的成立から推論し、両者を等置しているのに対し、控訴審判決は、幇助の一般的成立要件からそれを推論するものと位置付けている。

次に、第一審のように、不作為による幇助の成立要件を不作為正犯の成立要件に等置することが可能かどうかを検討するために、「等置する」とはいかなることなのか、単一的正犯説を用いてその内容および可能性を検討し、そこから犯罪阻止には原則的に幇助が成立すると解する「原則幇助説」について詳細な検討を加え、不作為による幇助については、不作為正犯と等置された形で固有の成立要件を定立する理論的な可能性を示している。

本論文はその可能性を示すにとどまっているが、刑事法上、児童虐待で問題となる不作為による幇助に関し、ここまで詳細な検討を加えたものは少ない。

【文献28】三枝有「児童虐待に対する刑事法の新たな役割」『法政論叢』40巻 2 号(2003年)66-78 頁

刑事法の観点から児童虐待防止法の意義を検討し、児童虐待の一般禁止規定を設けたことに一定の意義を認めつつ、虐待行為に対する刑罰を設けなかったことを厳しく非難している。その根底にあるのは、刑罰を手段とするスティグマによる一般予防効果の主張であり、児童虐待防止法に、虐待行為に対する刑罰および専門家の通告義務違反に対する刑罰を導入する必要があるとしている。そしてそのような「刑罰による担保システムが整って、児童への虐待行為は、すべての人々が忌み嫌うものとして、何人も虐待行為をなすことを許されないと高らかに宣言できる」としている。また、刑法上の強制わいせつ罪(176条)の刑罰が6月以上7年以下の懲役(平成16年法律第156号による改正で6月以上10年以下の懲役になっている)であるのに対し、児童福祉法上の淫行禁止処罰規定(60条1項)が10年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金(平成15年法律第121号による改正で10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金)であること、児童虐待防止法が禁止する性的虐待は、児童福祉法が禁止する「淫行をさせる行為」よりも一層強い違法性を生じさせるものであると考えられることから、児童虐待防止法による虐待行為に対する処罰規定の必要性を強く主張している。

そして、最後に「刑罰は最後の手段である」という考え方を原則的に維持しながらも、これを修正 して積極的な刑罰運用をなす必要があるとして、これまでにない児童虐待に対する強力な刑事規制を 主張している。

(初川愛美)

3 憲法・行政法分野

【文献29】中里見博「家族が担う『公』と『私』一親密圏への法的介入」『法の科学』37号(2006年) 117-128頁

本稿は、第4期において国民投票法の制定などにみられるように活発化した憲法改正論議において、「公共の再構築」と「家族の再構築」がどのように結び付けられているかを示し、その問題点を明らかにすることを目的とするものである。本稿によれば、現代の改憲論においては様々な「社会問題」の原因が「公共の欠如」にあるとして「公共への義務」が強調され(公共の再構築)、さらに「小さな公共」としての家族の崩壊に原因が求められて「家族への義務」が強調されるが、これを不可能にするものとして憲法24条の個人主義・両性平等主義が攻撃され、「家族保護」論が展開されているという(家族の再構築)。

これに対し、本稿は「社会問題」「家族崩壊」の原因は新自由主義的「構造改革」、及び「個人主義」の未発達にあるとし、憲法24条の「個人の尊厳」「両性の本質的平等」に反する①国家の介入と②家族内慣行をともに問題視し、①に対しては国家の求める「公共」に対する消極的規範意味、②に対しては国家の積極的介入を求める規範意味を憲法24条に見出す。こうして「自立した個人」や「自己決定」という「公」をそのまま女性や子どもにあてはめるのでなく、「個人の尊厳と両性の本質的平等」に基づき、公共の「介入と不介入の両方」が求められ、国家介入は不可避であるが、介入はつねに専門家や自助グループなどの当事者集団の監視に開かれている必要があるとされる。

本稿は憲法改正論に対するジェンダー論の視点からの批判をモチーフとし、主として念頭に置かれているのもDVなどであるが、国家の介入と不介入の両方の視点を重視し、介入に対する監視など、児童虐待に対する国家介入のあり方を考える上でも参考となる。

【文献30】森克己「児童虐待防止法制度の現状と今後の課題-子どもの人権論の観点から-」『現代立憲主義の認識と実践 浦田賢治先生古稀記念論文集』(2005年) 428-448頁

本稿は、児童虐待防止法の2004年改正を踏まえ、同改正による児童虐待の問題状況の改善点、及び残された課題につき、児童福祉法、並びに国連子どもの権利委員会による第2回日本政府報告書に対する「総括所見」などを参考にしつつ検討した上で、子どもの人権論の観点から、わが国児童虐待防止法制度の問題点並びに改革の方向性について提言するものである。

まず児童虐待防止法の2004年改正については、同改正による改善点の指摘と並んで、①児童虐待の「防止」だけでなく「予防」までも視野に入れて子どもの人権論の視点を加味した制度見直し、②罰則付きの通告義務規定の検討、③立入調査制度の整備、④親権の一部の一時停止制度の導入、⑤民法「親権」規定、「懲戒権」規定の見直しなどが課題として挙げられる。

次に子どもの人権論の観点から児童虐待防止法制度改革の方向性について考察がなされるが、児童虐待の問題が、親の権利と子どもの人権の間の問題であるにとどまらず、国が親子間にどのように干渉しうるかという、親・子・国三者の衝突の問題であるとした上で、子どもの権利条約を踏まえ、親による子どもの抑圧を国家が放置してしまう問題については子どもの発達権、一般人権が、国家によ

る家族機能の侵害の問題については子どもの「最善の利益」が判断基準として主張される。並んで子どもの「最善の利益」の判断における子どもの「意見表明権」の重要性が強調され、また子どもの人権侵害に対する総合的な救済制度としての「子どもの人権オンブズパーソン」の創設が提言される。

本稿は、憲法学において親・子・国家の法的権利関係に関わる子どもの人権論を論じる必要性を主張するものであり、注目される。

【文献31】福岡久美子「国家の家庭への介入一児童虐待とドメスティック・バイオレンスー」『憲法論 叢』13号(2006年)87-108頁

本稿は、児童虐待防止法、DV法の制定といった国家の家族への積極的介入につき、憲法学的考察を行うものである。まず児童虐待、DVそれぞれについて実態が確認され、法制度の概観がなされた後、 ①国家介入と家族との関係、②国家・自治体の責任、の2点につき憲法学的観点から論じられる。

国家介入と家族との関係については、日本における1990年代からの「家族の憲法化」のもとで、家族に対する国家の介入と同時に個人の自己決定権の強調がみられるとしつつ、他方で国家介入に対抗するものとして家族単位での自律性の重要性が指摘される。具体的には、公的機関による早期介入につき、親の養教育権、家族のプライバシー権、自律権等との矛盾・衝突を指摘し、後者の保障を基本とした上での国家関与が主張され、あわせて家庭への介入に関する手続的保障の必要性が語られる。

一方、国家・自治体の責任については、アメリカにおいて児童虐待、DVに関して自治体等の実体的デュー・プロセス違反・平等保護条項違反が争われた事例の分析を通じて、国や自治体の保護義務が認められる可能性につき考察がなされる。その上で日本における国・自治体に対する不作為の国家賠償の可能性につき、裁判所の保護命令の有無を基準として国家責任の可能性を探る方向が示唆される。

国家介入の過剰と過少の双方の問題に直面する児童相談所や福祉事務所の対応の難しさを踏まえた 上で、裁判所による手続保障に国家介入に対する防御とともに国家介入義務の手がかりを求めようと するものであり、憲法的観点から総合的考察を加える注目の文献である。

【文献32】横田光平「児童福祉における介入と援助の間」岩村正彦・大村敦志編『融ける境 超える 法① 個を支えるもの』(2005年) 115-139頁

本稿は、児童虐待問題に関わる関係機関・団体相互の連携の問題として、児童福祉機関と司法警察との連携不足による過剰介入の問題を取り上げ、行政組織法に関わる問題とは別に、介入か援助かをめぐる基本的な考え方の違いという行政作用法に関わる問題の存在を指摘して、この点に関するドイツ法の考察を通じて日本法への示唆を得ようとするものである。

本稿は、第一に国家介入よりも国家による援助が先行すべきであるとのドイツ法の考え方につき、親の権利を規定する基本法6条2項に関する連邦憲法裁判所判例及び学説の展開を背景とした民法1666a条1項を中心に考察を加え、同条項に具体化された比例原則が子どもの福祉という介入目的から導かれるものであり、介入よりも援助が優先されることとなり、家族の再機能化を支援する児童少年援助法によって実質化される点を明らかにする。同時に援助優位の限界についても考察され、時間

的要因の重要性などが指摘される。

第二に、国家による援助過程における侵害の問題につき、連邦憲法裁判所の判例を中心に考察し、援助の侵害効果に着目した介入と援助の相対化の視点を踏まえて、家族の再機能化に向けた援助における当事者の「任意性」の意義が指摘され、具体的な事例を踏まえた慎重な考慮が求められているとされる。また、援助に際しての情報収集の過程における侵害の問題も指摘される。

以上のドイツ法の考察をもとに、本稿は、日本法の状況につき、「援助優位」の観点から見た司法 警察による一方的介入の法的問題点を指摘し、また、司法警察の任意捜査により援助を支える自発性 が損なわれる問題が指摘され、これらの点を踏まえた上で児童虐待防止法 4 条の定める親子再統合に 向けた支援のための関係機関の連携が求められるとする。

(横田光平)

4 児童福祉分野

【文献33】神奈川県『「子ども虐待」への家族支援〜神奈川県児童相談所における「子ども家庭サポートチーム(虐待防止対策班)」「親子支援チーム」の取り組み〜』(神奈川県、2006年3月)

神奈川県では、児童虐待防止法の改正に先立つ2001年4月から保護者へのカウンセリング機能をそなえた「虐待防止対策班」を設置し、さらに2004年4月からは県内一部の児童相談所で親子の再統合支援を専門的に推進する「親子支援チーム」を設置してきた。世の中の虐待対応が親子再統合をテーマとしてシフトしてきた今の時期に、これからの家族支援のあり方を探るための「道しるべ」として本冊子がまとめられたという。

(田澤薫)

【文献34】杉山登志郎「発達障害としての子ども虐待」『子どもの虐待とネグレクト』 8 巻 2 号(2006年9月)202-212頁

子どもの障害と虐待との関連については、従来、あまり注目されず基礎研究データも著しく不足している領域であると指摘されている(下山田洋三「障害児施設に入所している被虐待児」『子どもの虐待とネグレクト』 6巻3号(2004年)302-309頁)。

本研究では、子どもの虐待と発達障害との関連性を明晰に証明していた研究の成果である。医療センターの「子育て支援外来」を受診した被虐待児の25%に広汎性発達障害が、20%に注意欠陥多動性障害が認められるなど、何らかの発達障害の診断が可能な子どもが55%を占め、その85%がIQ70以上であったことから、軽度発達障害が虐待の高い危険因子となることが示された。また、高機能広汎性発達障害と虐待によって生じる反応性愛着障害は非常に類似した様相を呈するため、治療を行いながら長期にわたる鑑別が必要であるという。さらに、広汎性発達障害児の治療に際して母親対応の難しさは従来から指摘されてきたところであるが、母親が抱える難しさは子どもの障害によるストレスから二次的に生じたものばかりではなく、約2.5%の母親には母親自身に高機能広汎性発達障害が見られた。これらの事例では、母子平行治療によって大きな改善が認められたという。

一方でADHDと虐待による多動性行動障害との鑑別はより困難になる。虐待系の多動が非行に結び つきやすいことも明らかになった。多動性行動障害が見られる虐待既往のある対象者71名の40%に非 行が見られたが、虐待既往のない40名の10%だけに非行が見られた。

これらの知見にたって、筆者は、被虐待児への治療や教育を、発達障害児への治療的教育という視点から見直す必要性を説いている。

(田澤薫)

【文献35】杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』(学習研究社、2007年5月)

虐待された子どもたちは、心だけでなく脳の発達にも障害が起こる、と筆者は述べる。被虐待児のなかには、自閉症ときわめて類似する問題行動や症状を呈する者もいるが、それは自閉傾向とは異なり、虐待によって引き起こされたものである。児童精神科医師としての数多くの臨床経験から、脳に及ぼす影響という視点から児童虐待をとらえ、臨床例を多く引きながら虐待と発達障害の連関を解き明かした。

(田澤薫)

【文献36】津崎哲郎「児童相談所をめぐる問題」『子どもの虐待とネグレクト』 8 巻 3 号 (2006年12月) 362-369頁

ケースワーク援助から介入的対応へと、援助スタイルや制度が児童虐待をめぐって目まぐるしく改変している児童相談所の現状と課題が、整理されている。

児童福祉司の配置基準が人口10~13万人に一人であったものが、児童福祉法施行令の改正により5~8万人に一人となったものの、複数職員での対応体制が一般化し、夜間・休日業務が増加したことから、依然として厳しい状況にあることの指摘に始まり、組織としての専門力が伸びない背景に児童福祉司の在籍年数がわずか3年にすぎないことを、児童相談所実態調査(2004年度)のデータから指摘している。

筆者の主張は、介入型援助には裁判所の関与、初期介入における警察の役割、代理人などの制度の 創設に向けられ、福祉の理念にとらわれることを危惧している。

一例として、2004年の児童福祉法改正により法28条の裁判所による施設入所の承認が期限2年の更新制になったことをあげ、継続的に裁判所が児童虐待事例に関与する仕組みが導入されたと評価する一方で、更新手続の煩雑さもあって事件数の半分が同意入所に切り替わる現状に着目し分析している。2004年の児童虐待防止法改正の一つの目玉であった市町村の相談体制について、市町村が一時保護機能をもたないことから、児童相談所の一時保護所の課題により一層目を向ける必要があることにも

35年もの実務経験のある筆者ならではの視点からの論説は、具体的で当事者意識に満ちており分かりやすい。

言及している。

(田澤薫)

【文献37】木村茂喜「被虐待児童に対する一時保護――時保護の必要性判断に着目して―」『社会保障法』第19号 日本社会保障法学会編 (法律文化社、2004年)

本研究は、一時保護の権限発動が適法であるかどうかを判断するための、必要性の要件を検討している。

最初に、保護者等の同意を得て児童を一時保護することが非常に困難な現状をみて、被虐待児童に対する一時保護の権限の発動段階における一時保護の判断基準について、法的な考察を行っている。一時保護の手続としては、児童相談所長は、安全確認を行うよう努めるとともに必要に応じ、児童福祉法33条1項の規定による一時保護を行う(児童虐待防止法8条)こと、児童虐待防止法においては、児童相談所長が被虐待児の安全確認、立入調査および一時保護を行う際に、必要があると認めるときに警察官の援助を求めることができると規定されており(児童虐待防止法10条)、この規定を除き、児童虐待防止法には、一時保護に関する独自の手続が規定されていないことを指摘している。

次に、一時保護の発動要件について、児童福祉法33条1項2項および児童虐待防止法8条において、何ら具体的に定められていないことについて言及している。その点に関しては、「子ども虐待対応の手引き」で示されている、一時保護の必要性判断に用いているアセスメントシートの運用について分析を行っている。方法としては4つの機関(大阪府中央子ども家庭センター、福岡県中央児童相談所、北九州子ども総合センター、福岡市子ども総合相談センター)への聞き取り調査から実務上の相違点を確認している。

それぞれの現場においてアセスメントシートの取り扱いが違い、大阪府、福岡市では、一時保護を行うか否か判断する時に常に使用するのではなく、一時保護を行うべきかどうかの判断に迷いがあるときに使用している。大阪府、福岡市ともアセスメントシートは該当項目について点数を記入する方式を取っており、一時保護の必要性判断の客観性を担保するための一指標という認識で活用しているという。北九州市子ども総合センターでは、既存のアセスメントシートを使用せず、当該被虐待児個別具体的に判断していた。大阪府、福岡市とも、アセスメントシート(「一連の調査結果と児童相談所ワーカーの意見に基づいて作成した最終案」)をベースにして、各機関それぞれ独自に作成したシートを使用しているが、福岡県中央児童相談所は、アセスメントシート(「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」)をそのまま活用した上で、児童相談所内で協議をして決定していたことについて述べている。

最後に、ドイツ社会法典第8編(SGBVIII)42条における暫定的保護措置の発動要件についてまとめ、その3つの特徴を挙げ、日本の一時保護制度において検討できる点について論及している。3つの特徴では、①児童または少年自らの保護の申し出があったときについて、保護要件を明確に規定していること。②危険性の判断基準として4つの類型(1.親の配慮の不適切な行使 2.児童の放置 3.親の機能不全 4.第三者の行為により危険にさらされている場合の家庭裁判所の必要な措置)が導き出されること。③急迫性の判断について、危険性の4類型全てに急迫性の判断が関与している点を挙げていた。

それらを踏まえた上で、ドイツの暫定的保護措置から得られる示唆について以下の2点を挙げてい

る。第1に、児童からの保護の申し出について、日本においては、アセスメントシートでも性的虐待の場合に限られている点を指摘し、児童自ら保護を申し出る要素について積極的に認めることで、ドイツでは虐待の早期発見に寄与している点より、それを一時保護の権限を発動する要件を満たすものとして考えることが可能であると論じている。第2に、ドイツにおける「親の機能不全」に該当する判断要素の位置づけから、両親の対立やアルコール・薬物依存など、日本のアセスメントシートにも記載されてはいるが、一時保護の必要性の判断基準として、日本の場合も、より高くその要素を位置づけることが可能であることを示唆している。

このように、一時保護についての権限発動が適法であるのか、その判断基準と運用が、日本の場合と他国ではどのように違いがあるのか、それらを丁寧に比較することにより、主に児童相談所に委ねられている一時保護の判断について、法的根拠と適正な手続、判断要素について分析されている研究である。

(加藤洋子)

【文献38】

- 1) 加藤曜子他 『家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成』 (平成15年度研究報告書) 2004(平成16)年3月 厚生労働科学研究
- 2) 加藤曜子他 『家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成』 (平成16年度研究報告書A) 2005(平成17)年3月 厚生労働科学研究
- 3) 加藤曜子他 『家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成』 (平成16年度研究報告書B) 2005 (平成17) 年 3 月 厚生労働科学研究

本研究は、児童虐待予防・再発予防領域において、親支援・家族支援の効果的なアプローチ方法の開発が急がれていることから、①児童相談所の虐待親の支援方法 ②子どもが保護されている親の支援モデル ③児童福祉法28条に対応する親支援プログラム ④軽度虐待を扱う保健分野における親のための支援方法について検討を行っている。

方法としては、1)全国児童相談所180箇所2通ずつワーカーの親対応について調査分析(141通エピソード計273(有効回答率37.8%))し、2)ペアレンティングプログラムを試行している。また、兵庫県家族再生プログラムにおけるペアレンティングトレーニング、サインズオブセイフティアプローチの家族支援方法を実施している。3)児童福祉法28条における虐待事例実態把握調査(全児童相談所所長対象127所(回収率70.1%))を実施し、同時に、第28条ケース回答(157事例 分析対象142例)と援助方法について選択方式で調査を依頼し、さらに第28条についてのプログラム整理を試みている。4)保健分野では保健所の母親グループケアの聞き取り調査を実施している。

結果として、以下の3点を導き出している。1)児童相談所ワーカー調査結果回答を分析し、これをもとに親対応マニュアル集を作成。2)サインズオブセイフティアプローチにおける親を参加させた親支援の有効性が示唆された。兵庫県家庭再生事業におけるペアレントトレーニングの実際から親参加の効果が実証でき、2つのモデルは第28条親支援の参考になること。3)保健所でペアレンティ

ングプログラムであるグループケアを継続的・有効的に実施していくためには、市町村保健師に対する虐待予防の研修を行う、スーパービジョン体制が必須であることを示した。

それらを踏まえ、結論として、1) 虐待親へのペアレンティング支援でもある在宅プログラム、親子再統合プログラム、及び親子再生プログラムの発展開発が、児童福祉法改正後にさらに求められること。2) 家庭再生プログラムおよび、サインズオブセイフティのプログラムについては、モデルを実施してもらった成果を今後も発展をさせていく必要があることを指摘している。

親子再統合の目標に、虐待親へのペアレンティング支援を実施することの有効性を明らかにして、 そのプログラムを開発し、現場に定着させることがいかに重要であるかを詳細に論及した研究は、第 4期の時点では希少であり、ペアレンティング支援について試行錯誤を重ねている状況の中、本研究 は非常に重要な研究であり、先駆的なものであるといえよう。

(加藤洋子)

【文献39】川﨑二三彦『児童虐待ー現場からの提言ー』(岩波新書、2006年)

本書は、三十年余の期間、児童相談所の心理職・児童福祉司という立場で、児童虐待対応の第一線で業務に携わってきた著者によるものである。あとがきに、「業務の合間を縫って、休日や夜間、早朝、疲れ気味の身体にむち打ちながら書き綴ったものだ」と記している通り、24時間365日、何時でも相談に応じ様々な通告に対応しなければならない過酷な業務を通して日ごろ感じていた筆者の児童虐待対策・体制への思いについて言及している。しかし、それは単なる感情論ではなく、統計と事例、死亡・重篤な虐待事件、2000年の児童虐待防止法制定過程における国会での審議をもとに論述している。そして、児童相談所が抱える諸問題、児童虐待対策についての課題解決への手がかりとして、自らの体験を基に提言している。日本の児童虐待の現状を良く知らない読者にも、この著書を読むことにより、どのような虐待が日々発生しており、その解決に挑んでいる児童相談所がどのような問題に困り、法制度の何が整備されていないのかが簡潔に分かる書である。また。現場の第一線で活躍する児童福祉司によるものとして、非常に着目された著書でもある。

特筆すべき点は、児童虐待と貧困との関係について触れている部分であり、児童相談所へ寄せられる様々な「相談内容を深めれば深めるほど、児童相談所が関与するあらゆる相談の背景には広い意味での貧困問題が影を落としているといわざるを得ないのである。そう思って改めて児童虐待の問題を見ていくと、それらの相談にも増して深刻な状況が、つまり非常に厳しい貧困問題が奥深く存在することに気づかされる」と論じている。

(加藤洋子)

【文献40】田邉泰美『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』(明石書店、2006年)

本書は、イギリスにおける児童虐待防止の史的発展と現状を、ソーシャルワークの視点から考察している。そして、その視座は社会的かつ経済的な諸条件からも論考している。本書は4部、15章から構成され、各章は、独立した論文形式になっているが、史的発展の段階に応じた章立てになっており、

全体としては一貫している。序章では児童虐待とは何かというテーマの下、イギリスにおける児童虐待の定義について、1950年代以前から1990年代以降までその変遷を辿っている。また、広義の定義と児童虐待防止ソーシャルワークについて検討している。

第1部は、児童虐待防止ソーシャルワークの成立過程を確認しており、第1章は、戦前における家族への介入(児童虐待防止協会の活動と児童保護)について考察している。第2章では、家族への予防介入(予防的ソーシャルワーク)の展開について、第3章では、マリア・コルウェル事件(児童虐待を社会問題として政府や国民に認知させた衝撃的な虐待事件)について論じている。

第2部では、児童虐待防止ソーシャルワークの展開と質的変化について述べており、第4章では、児童虐待防止ソーシャルワークの展開について、第5章では、ジャスミン・ベクフォド事件(消極的介入が子の虐待死を招いた事件)について、第6章では、クリーブランド事件(積極的介入が親と子の人権侵害を招いた事件)について論考している。

第3部では、1989児童法における児童虐待防止の展開と市場原理の影響について述べており、第7章では、1989年児童法と児童虐待防止ソーシャルワークに関して、第8章では、市場原理と児童虐待ソーシャルワーク その1 (保守党政権下における児童虐待防止ソーシャルワーク) について、第9章では、市場原理と児童虐待ソーシャルワーク その2 (労働党政権下における児童虐待防止ソーシャルワークの課題と展望) について論じている。

第4部では、児童虐待防止ソーシャルワークの実践について記しており、第10章では、ACPC(地域児童虐待防止委員会)の役割と実務について、第11章は、児童虐待ソーシャルワークの方法に関して、第12章では、リスク・アセスメント・モデルの理論と実際について、第13章では、FGC(ファミリー・グループ・カンファレンス)の理論と実際、終章では、イギリスの児童虐待防止とソーシャルワークについてまとめている。著者も本著の中で述べているが、「児童虐待防止は、より精確に言えば、児童虐待防止におけるソーシャルワーカーの対応は、その屋台骨となるソーシャルワーク(の法的・専門的枠組み)より強く影響を受けながら、発展、変化し、軌道修正されてゆく」。イギリスにおけるソーシャルワーク(の法的・専門的枠組み)の史的過程を詳細にわたり記述し分析した書であり、非常に労作で、日本の虐待防止対策の整備に様々なヒントを与えるものである。特に、マリア・コルウェル事件、ジャスミン・ベクフォド事件、クリーブランド事件の検証結果と、それによって法的・専門的枠組みが変化していく過程を記述している点。また市場原理が、どのように虐待防止対策に影響を与えていくか、そして、政党の違いによる対策の方向転換なども参考になる点が多い。最後にファミリー・グループ・カンファレンス(FGC)により、子どもと家族を中心とした児童虐待防止ソーシャルワークの可能性について述べている点は、日本における虐待防止対策について様々な示唆を残している。

(加藤洋子)

【文献41】田澤あけみ 『20世紀児童福祉の展開 ーイギリス児童虐待防止動向から探るー』(ドメス 出版、2006年)

本研究は、「現代の児童福祉のなかでもっとも特質的で統合的な児童福祉問題で、時にもっともそ

の広義の解決が複雑で困難と想定できる、児童虐待問題、制度・サービスについて、20世紀児童福祉概念とその制度・サービスを象徴する特質を有するものと仮説し、その構成と展開の特質を研究することを目的」(16頁)として検討した著書になる。著者は、象徴的特質について「発想そのものが貧困問題からいったん切り離した問題設定であること、福祉国家の枠組みを前提としていること、国家・家族、親子それぞれの関係性において内側での葛藤が存在すること、実践者の専門性を中心に展開される実践であること、サービス提供者と対象者との関係性に専門職実践としての質的特徴がみられること、人権を媒介に『緊急性』を課題とする介入であること、情報の管理・伝達が社会福祉サービスに追加されたこと、など」(16頁)と設定している。

研究方法は、「イギリス児童虐待防止制度・サービスの成立と展開、そしてその変質について、ベヴァリッジ的福祉国家の出現を挟む前後の時期を含めて、反児童虐待運動・活動の中心的民間組織である全国虐待防止協会(National Society for the Prevention of Cruelty to Children、以下NSPCCと表記する)の活動や組織的特質とのメタファを通して考察する」(16-17頁)形を取っている。

筆者は、「児童虐待防止制度・サービス(児童保護)こそが福祉国家のもとでの児童福祉の特質(『20世紀児童福祉』)を象徴しているとみて、その特質を考察」(282頁)しており、終章において、「その『20世紀児童福祉』の限界が新たな問題を取り込み、または21世紀に引き継ぐ要素とは何なのかについて、児童虐待問題や『児童保護制度・サービス』を通して社会福祉・児童福祉全体への課題として提示」(282頁)している。資料編として、NSPCCが関与した虐待事例について4事例、「NSPCCと児童福祉」年表(1866年から1991年)も記載されている。

児童虐待防止制度・児童保護サービスの内容は、その国家が児童について、どのように捉え対応しているかの指標となる。そして、それはその国の社会福祉・児童福祉全体の人権意識に繋がっている。 児童に関する制度・サービスは、社会情勢、人々の子どもに対する価値観、人々の虐待への認識、社会の資源など、様々な要素を絡めながら変遷していく。その過程を詳細に確認することができる著書である。

(加藤洋子)

5 非行・教護分野

【文献42】松浦直己・十一元三「少年院在院者における、児童期の不適切養育の実証的調査」『現代の 社会病理』22号(2007年)119-134頁

非行化群である男子少年院在院者(N=116)と女子少年院在院者(N=70)に加えて、コントロール群として一般高校生(N=540)に、ACE(Adverse Childhood Experiences)を使用して、虐待を含む児童期の不適切養育体験を調査した研究である。まとまった数の調査対象者を得て非行原因を実証的に調査した研究として、注目に値する。

調査の結果、少年院在院者の児童期の逆境体験は、いずれの質問項目についても男子で一般高校生の約5~22倍、女子で約4~33倍の経験率であるなど、極めて深刻であることが明らかにされた。また心理的虐待・性的虐待の2項目で、女子少年院在院者は有意に深刻な状況が示された。

非行原因の研究成果として、非行と児童虐待との関連が指摘されるようになって久しい。家族からの虐待被害が自らの非行と関連していると考えている少年が多いという報告もある(法務総合研究所「児童虐待に関する研究(第1報告)」法務総合研究所研究部報告(2001年)11頁)。

しかしながら、虐待は非行化の深刻な危険因子であることは間違いなくとも、虐待被害者のうち非行・犯罪化したのは26%に過ぎないという報告があり(Widom, C. S., The cycle of violence. Science,244: p.p.160-166, (1989))、虐待に加えて、生育家庭の養育機能が崩壊している場合に非行に至るリスクが高まるという(Lewis, D. O. et al., Parental criminality and medical histories of delinquent children. American Journal of Psychiatry,136: p.p.288-292 (1979), Shanok, S. S. & Lewis, D. O. Medical histories of abused delinquents. Child Psychiatry and Human development,11: p.p.222-231 (1981))。これらの指摘に本調査結果を併せて考えることで、非行生成のリスク因子研究が児童虐待との関連において一段深まると同時に、少年院出院後の再犯リスク因子の視点からも具体的な支援方法を模索する有益な資料が得られる。

(田澤薫)

6 教育分野

【文献43】学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議『学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)』(文部科学省、2006年5月)

本書は、文部科学省の委託を受け、2005年度から実施された「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究」の成果がまとめられた報告書である。学校・教育委員会における児童虐待防止に関する実践事例の収集・分析や、海外の児童虐待防止に向けた先進的な取組に関する調査・分析が盛り込まれている。この成果をもとに、児童虐待防止に向けた学校等における取組を促進するために教員向けの研修プログラムの作成が行われつつあるという。

前年度より25%増加している児童相談所への児童虐待相談処理件数(2004年度、33,408件)のうち、学校が相談経路になっているものが15.2%と前年度から約30%増加していることを早期発見・早期通告の趣旨が浸透していると評価している。それとともに、児童虐待のうち心理的虐待が約48%をしめることに着目し、専門家でなければ発見しにくい事例が増加しているとして、学校等において外部の専門家との連携が必要であることを指摘している。岸和田事件を契機として、学校が児童虐待対策のために児童相談所をはじめとする関連機関との連携をとることが課題であるという認識が、ここでもあらわれている。主たる虐待者が実父母である事例が83%をしめることも、学校の視点からとらえると、保護者への対応の困難さを示すことにあるのである。各教職員は、「被虐待児童生徒はどの学校にもどのクラスにも存在しうる」という危機感をもつ必要性が述べられている。

なお本報告書の第1章第5節には、玉井邦夫らによる「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」(平成14年度~15年度文部科学省科学研究費補助金)の概要が収められている。この研究が、本報告書の研究の前段階をなしており、児童虐待防止法に学校教職員の努力義務が謳われて以来、密接な関わりが求められるという社会的認識が確認されつつも、実態としては特に進展を見なかった学

校教育現場の児童虐待に関する取組の課題に正面から取組んだ研究の始めである。

【文献44】文部科学省『養護教諭のための児童虐待対応の手引き』(文部科学省、2007年10月)

本書は、児童虐待の早期発見の努力義務(法5条)、通告義務(同第6条)、虐待を受けた児童の保護や自立支援に関し、関係機関への協力の努力義務(同第8条)、虐待防止のための子どもへの教育に努めることの努力義務(同第5条)が課せられている学校及び教職員の中でも、とくに養護教諭に対象をしぼって編まれた手引書である。

養護教諭は「全校の子どもを対象として」「入学時から経年的に子どもの成長・発達を見ることができ」、健康診断を通して「外傷の有無やネグレクトの状態であるかどうかなどを観察でき」、「誰でもいつでも利用でき、子どもたちにとっては安心して話を聞いてもらえる人がいる場所」である保健室を拠点としていること等から、児童虐待を発見しやすい立場にあると言える、と指摘することで、養護教諭には児童虐待の対応に果すべき役割があることを確認している (4頁)。そうした役割を担うため、養護教諭は「児童虐待があるかもしれないという視点を常にもって」いる必要があるとされている。

その後、本書では、児童虐待防止法の主な改正を追うことで、対策強化の流れに学校が組み込まれていく様子が説明されている。つまり、2004年改正では、児童虐待の定義が広がると共に通告義務の範囲も「児童虐待を受けたと思われる」まで拡大されたと同時に、早期発見の努力義務者に「学校」が追加された。また2007年改正では、通告を受けた児童相談所の長が行う児童の安全確認に関する学校の協力は、従来の努力義務から義務規定に改められた。これらの改正点からは、教職員一人の判断による行動が実質上困難である「学校」という組織の特性に配慮したうえで、学校の関与に実効性を持たせようという改正の方向性が読み取れる。

以上のように、児童虐待への対応に関する学校の役割を共通の認識とした後で、「児童虐待と心身の健康との関連性」が諸々の症状別にあげられ、養護教諭としての関わり方の留意点が「ポイント」として添えられている。次いで「学校生活上のハンディ」「学校生活での現れ・気付き」として、虐待の心配がある児童の姿と学校で備えておくべき視点が具体的に示されている。

【文献45】玉井邦夫『学校現場で役立つ 子ども虐待対応の手引き』(明石書店、2007年12月)

文部科学研究費の研究代表として学校における児童虐待の対応に関する研究の先鞭をつけた筆者が、その調査研究のデータをもとに、学校と教育行政の視座に立ち具体的な虐待対応の方法を解説した書である。児童虐待を防止するために学校ができること、とりわけ一人一人の教職員ができることを事例に基づいて具体的に示している。

改正児童虐待防止法に盛り込まれた児童虐待対応の学校の役割なども含む教職員に必要な児童虐待の基本的な知識を整理し、児童や保護者への必要な対応の方法や、学校内と市町村や「要保護児童対策地域協議会」などの校外との連携の方法(第9章)、教師のメンタルケアにまで言及している。

「虐待を防止するための具体的な方法」(第2部)として、「虐待を理解する」(第3章)、「虐待を発

見する」(第4章)、「虐待を聴く」(第5章)と順を追って教職員の取るべき方向が示されている。とくに、「虐待という現象を理解すること」(第3章)で虐待を教職員の目に見える「現象」として気づくことを促し、「虐待が子どもに及ぼす影響」(第3章)を紹介しながら、「学校生活の流れに即した虐待発見の視点」(第4章)を教示し、「虐待発見のためのチェックリスト」(第4章)を添えた構成は、この筆者ならではである。

さらに、虐待が疑われる場合の態度を「虐待を聴く」(第5章)と表現し、「虐待の確証を得るのは 学校の義務ではない」(第5章)と現場の教職員を励ましつつ、聴き取った情報を記録する際の留意 点は押さえられている。

筆者らによる調査研究の結果として教職員にとっての困難さが浮かび上がった「保護者への対応」 (第7章)については、とくに濃い内容となっている。他章にはない「不適切な対応の例」(第7章) を項目化するとともに、岸和田事件を想定した「教育ネグレクトと不登校」(第7章)への言及がある。 また、「周囲の保護者への対応」(第7章)についても触れるなど、現場教師の実務上の苦労に添う構成となっている。一方で、この章に「人格障害という概念」(第7章)の項目も立てられており、保護者対応の至難が物語られる。

別書(玉井邦夫『特別支援教育のプロとして子ども虐待を学ぶ』(学研、2009年2月)) もあるが、 筆者のライフワークとして、特別支援教育と虐待の関係、発達障害と虐待の関係は本書でもなされて いる(第10章)。

本書の最後には、虐待対応に取組む教職員が受ける心的ダメージも取り上げ、「スクールトラウマ」という考え方を紹介しながら、対応する教職員が抱えるストレスへの認識とメンタルケアの必要性を主張している。さらに、授業に虐待防止教育を取り入れる可能性が述べられている。

以上のように、本書は、児童虐待に向き合う学校教職員に対する共感に満ちた、極めて親身のガイダンスの書である。背景にあるのは、いうまでもなく、学校教職員が現状よりも児童虐待への対応で実効性を持つように力をつければ、そのことにより結果的に助けられる児童が増えるに相違ないといった信念だろう。

【文献46】玉井邦夫『特別支援教育のプロとして子ども虐待を学ぶ』(学研、2009年2月)

2007年度に完全実施となった特別支援教育と、2004年の児童虐待防止法改正が「密接な関連性を有している」ところに、本書の課題意識がある。

本書の表題は「特別支援教育のプロとして」とあるが、本書の内容は、「知的な遅れに起因しない集団適応の問題」の原因の両端に発達障害と児童虐待を上げる視座に立っているものの(たとえば、20頁)、決して特別支援教育に限定したものではない。むしろ筆者がいうところの「すべての子どもと家庭に投網的に関与することができる我が国唯一のヒューマンサービスシステム」である学校の「虐待を見つける機関から、対応する機関への脱皮」を求めての啓蒙の書である(24頁)。

(田澤薫)

7 医療・保健・心理分野

【文献47】

- (1) 奥山眞紀子他『児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』 平成17(2005)年度 厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 子ども家庭総合研究 2006(平成18)年3月
- (2) 奥山眞紀子他『児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』 平成18(2006)年度 厚生労働科学研究費補助金疾病・障害対策研究分野子ども家庭総合研究 2007(平成19)年3月
- (3) 奥山眞紀子他『児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』 平成19(2007)年度 厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 子ども家庭総合研究 2008(平成20)年3月

本研究は、平成17年度から平成19年度にかけて、予防・介入・ケアをキーワードにして、3年間の介入研究・実証研究などに基づき、子ども虐待対応の現場において必要なプログラムやガイドライン等の提示を行っている。以下の項目について具体的に分析を試みている。

虐待予防:乳幼児揺さぶられ症候群予防プログラム、2か月親子講習会、子ども虐待予防のための 両(母)親教室ガイドライン、子ども虐待予防のための妊婦支援マニュアル、「育児支援家庭訪問事 業を実施してみませんか」パンフレット、「産後のメンタルヘルスと母子保健」冊子、在宅支援:在 宅アセスメント指標シートマニュアル、児童相談所が行う在宅支援に関するガイドライン、医療を中 心としたMDT (Multidisciplinary Team) の在り方提言、市区町村保健分野での子ども虐待在宅養育 支援の手引き、市区町村での子ども虐待在宅養育支援の手引き、医療システム:妊娠・出産・育児期に 支援を必要とする家庭の地域における保健医療連携システム構築のガイドライン、医療におけるデー タベース、「虐待による頭部外傷」診断基準、「対応に医学的専門性を必要とする子ども虐待」に関す る提言、性的虐待:児童養護施設における性虐待対応マニュアル(含ケア・キッドプログラム)、性 的虐待を受けたと思われる子どもの聞き取り面接の導入に向けた提言、分離ケア:分離保護後の支 援・治療モデルの提言、一時保護所向け6種類のガイドライン・マニュアル、施設内虐待対応モデル と提言、子どもの治療:愛着行動チェックリスト(ABCL)、愛着に方向づけられたケア、施設心理 士の在り方に関する提言、感覚療法効果提示、加害・被害の予防:加害・被害の負のサイクルモデル を使った支援への提言、児童自立支援施設生活改善尺度「生活ものさし」、ソーシャルワーカーおよ びケアワーカー育成:概念図と経験年数別プログラムの提案など、現在、地域における医療・保健・ 福祉の領域で、虐待に関する支援体制下で、必要と考えられる様々な項目について、具体的に検討し、 その中から示唆できる事柄について明らかにしている。

結論としては、予防・在宅支援・分離支援・子どもの治療・行動の問題への対応と非行へのサイクルの予防および性的虐待等の特別な配慮が必要な虐待に関して、職種別、職種システム、総合的ガイドラインなど、総合的な視点から必要と考えられた方法を提示している。

また、本研究は、虐待についての「在宅支援」という形の援助について、具体的に何が必要であり、

今後、何に力を注いでいかなければならないかについて、地域において専門家が行う援助という立場から検討している。

(加藤洋子)

【文献48】

- (1) 西澤 哲他『児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的アセスメントの導入に関する研究』 平成16 (2004) 年度 厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 子ども家庭総合研究 2006 (平成18) 年 3 月
- (2) 西澤 哲他『児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的アセスメントの導入に関する研究』 平成17(2005) 年度 厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 子ども家庭総合研究 2006(平成18)年3月

本研究は2003 (平成15) 年度より開始された研究で、2005 (平成17) 年度に総括研究報告書 (2006 (平成18) 年 3 月) と、2005 (平成17) 年度に総合研究報告書 (2006 (平成18) 年 3 月) の両方が発表されている。以下は、西澤 哲他『児童福祉機関における思春期児童等に対する心理的アセスメントの導入に関する研究』平成16 (2004) 年度の概要版をもとに記述している。

虐待を受けた子どもの心理・行動上の問題のアセスメントや、虐待傾向を示す保護者や家族の特性 のアセスメントが必須という観点から、日本の福祉臨床の領域で、このようなアセスメントツールが ほとんど存在しないことを踏まえ、本研究では、虐待による子どもへの影響を評価するための半構造 化面接法と行動チェックリスト、虐待につながる保護者の心理的特性や家族の特徴を評価するための 質問紙の開発を目的とし研究を行っている。研究方法として、児童相談所に一時保護された子どもを 対象に虐待の影響に焦点を当てた半構造化面接法を開発している。また、評価者間の一致度の分析に よって信頼性を確認し、子どもの追跡調査によって本面接法の妥当性を確認している。子どもの行動 チェックリストについては、就学未満の乳幼児用と就学以降の子ども用との二種類を作成。1,901人の 乳幼児を対象とした調査によって乳幼児版チェックリストを作成しT得点を算出し、さらに、施設に 入所中の乳幼児を対象とした調査によって本チェックリストの信頼性と妥当性を確認している。子ど も版チェックリストは、施設に入所中の子ども810人、一般家庭の子ども2,071人を対象とした調査に よって作成し、信頼性と妥当性の検討及びカットオフ値の設定を行っている。一般家庭の保護者120 名を対象に虐待心性を評価するための質問紙の作成を目的とした調査も実施している。また、臨床群 と一般群の家族を対象とした調査によって「家族アセスメントチェックリスト」を作成し、保護者の 精神医学的問題の検討を行っている。結果と考察では、本研究により、虐待の影響を的確に評価する ための、十分な信頼性と妥当性及び臨床適用性を備えた面接法と行動チェックリストを作成。また、 虐待傾向を示す保護者の心理特性や虐待を生じる家族の特徴を評価するための質問紙を作成しその信 頼性を確認したが、本研究においてはこれらの妥当性の検討は十分には行えなかったと記している。 結論では、子どもに対する虐待体験の心理・行動的影響、保護者の心理的特性、及び家族の特徴を評 価するため面接法及びチェックリスト等が作成されたこと。これらのツールを用いることで、従来、

経験等に頼らざるを得なかった虐待事例に対するアセスメント及びソーシャルワークを実証的に行うことが可能となったこと。今後、これらのツールを活用することで、子どもや保護者の心理的な治療やケアに対するニーズの客観的評価、ニーズに基づいた援助プランの策定、および援助効果の客観的評価が可能となることを示唆している。

本研究が示すように、心理領域における被虐待児童に対する心理的アセスメントツールは、ほとんど存在しておらず、その開発は非常に重要なものであった。筆者も述べているが、専門家にとって経験等に頼らざるを得なかった虐待事例対応に関して、アセスメントおよびソーシャルワークを実証的に行えるようになったことは、被虐待児や保護者にとっての治療をより効果的なものにし、的確な支援に繋がる可能性を広げるものとなったのではないだろうか。

(加藤洋子)

児童虐待関係政令・省令リスト (平成16年12月一平成19年3月) 資料1

政令・省令番号	政省令名	年月日	概要
厚生労働省令第178号	児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令	平成16年12月24日	平成16年の児童福祉法改正及び改正法施行に関する関係政令の整理に関する政令の施行に伴い児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を改正し、児童福祉施設最低基準の改正(施設職員による虐待の禁止、職員の守秘義務)、里親認定に関する省令の一部改正(職業指導を行う養育里親の要、申請手続き、認定取り消し等)、里親養育に関する最低基準の一部改正(懲戒権の濫用禁止、職業指導等)をする省令
政令第53号	児童福祉法施行令の一部を改正す る政令	平成17年3月18日	児童福祉司の担当区域を、人口「10万から13万まで」を「5万から8万まで」に改める政令
政令第350号	児童福祉法の一部を改正する法律 の一部の施行に伴う関係政令の整 備に関する政令	平成17年11月24日	児童相談所設置として横須賀市、金沢市を定め、その事務等ついて規定する政令
厚生労働省令第22号	児童福祉法施行規則の一部を改正 する省令	平成17年2月25日	児童福祉司の任用資格、地方公共団体の長が要保護児童対策地域協議会を設置した際に公示すべ き事項、児童福祉施設最低基準(職員の知識、技能向上の義務、施設長による研修の機会付与、 児童養護施設等における自立支援計画策定義務を定める省令
厚生労働省告示第42号		平成17年2月25日	児童福祉司の任用資格として厚生労働省令で定めるもののうち、保健師が受けるべき「講習会」 について定める告示
厚生労働省告示第43号		平成17年2月25日	児童相談所長の資格として必要な研修の基準を定める告示
厚生労働省令第89号	児童福祉法施行規則等の一部を改 正する省令	平成18年3月31日	児童福祉に関する事務処理、里親認定、里親の最低基準に関し、児童相談所設置市を加える省令
厚生労働省告示第252号		平成18年3月31日	里親認定に関する省令に関し厚生労働大臣が定める「研修」について児童相談所設置市を加える 告示
厚生労働省告示第253号		平成18年3月31日	児童福祉司の任用資格として厚生労働省令で定めるもののうち、保健師が受けるべき「講習会」 について児童相談所設置市を加える告示
厚生労働省告示第254号		平成18年3月31日	児童相談所長の資格として必要な研修の基準について児童相談所設置市を加える告示
厚生労働省令第29号	児童福祉施設最低基準の一部を改 正する省令	平成19年3月27日	児童福祉施設最低基準のうち、児童自立支援施設の長の資格を改正する省令

児童虐待関係通知(平成16(2004)年3月~平成19(2007)年7月 資料2

通知名	通知年月日	通知番号	概要
養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について	平成16年3月10日	雇用均等·児童家庭局総務課長通知雇児総発第0310001号	支援を必要とする家庭を早期に把握するため関係機関―とくに医療機関―からの情報提供を促進することを目的に診療報酬を改定した旨を医療機関に周知するとともに、情報の的確な活用・的確な支援につなげるよう市町村に求める通知
児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行について	平成16年3月31日	雇用均等·児童家庭、老 健、保險局長連名通知雇 児発第0331029、老健第 0331015、保発第0331013 号	児童福祉法改正に伴う政令、省令等改正の趣旨、主な内容を説明し、その遺漏なき運用を求める通知
「児童虐待の防止等に関する法律 の一部を改正する法律」の施行に ついて	平成16年8月13日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0813002号	平成16年4月に成立した児童虐待防止法改正法の内容及び運用上の留意事項を示し、市町村、関係機関・団体への周知とその運用を求める通知
「児童虐待の防止等に関する法律 の一部を改正する法律」の施行に ついて	平成16年8月13日	文部科学省生涯学習政 策·初等中等教育局長連 名通知16文科生第313号	平成16年4月に成立した児童虐待防止法改正法の内容を示し、施行に当たり市町村教育委員会、 所管の学校、教職員に周知を図るよう求める通知
児童委員の活動要領の改正について	平成16年11月8日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第1108001号	児童委員、主任児童委員の一斉改選を機に、児童委員の活動要領を改正し、その周知を求める通知。 児童委員については、児童虐待の発生予防、早期発見、再発防止、児童虐待防止ネットワークへ の参画、児童相談所長の措置による児童や保護者への指導等を、主任児童委員については、児童 委員への協力、関係機関との連携等について定める。
「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について	平成16年12月3日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児総発第1203001 号	平成16年11月に成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、児童虐待への適切な対応と慢性疾患に罹っている児童に対する医療の適切な給付のために、改正法の内容を示し、市町村、関係機関・団体への周知を図り、その運用を求める通知
市町村児童家庭相談援助指針につ いて	平成17年2月14日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0214002号	平成16年の児童福祉法改正により市町村が児童家庭相談に応じるものとされたことに伴い、相談 援助活動が適切に実施されるよう、相談援助の基本、市町村の具体的役割等を定める指針
「児童虐待に係る通告先の拡大」 及び「通告を受けた場合の措置」 について	平成17年2月14日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0214001号	平成16年の児童虐待防止法及び児童福祉法改正を受けて、通告先に市町村が加えられたこと、市町村・都道府県福祉事務所が通告を受けた場合の措置(児童の安全確認、児童相談所への通知等)やその留意事項を定める通知
児童福祉法の一部を改正する法律 の施行に関する留意点について	平成17年2月25日	雇用均等·児童家庭局総務課長通知雇児発第0225002号	平成16年の児童福祉法改正及び児童福祉法改正を受けて、施行上の留意点として児童虐待防止対策の充実強化(市町村の役割との関係)、要保護児童対策地域協議会、要保護児童に対する司法関与の強化(2年更新等)等について内容を示し、その適切な運用を求める通知
児童福祉司の任用資格要件に関す る指定施設における業務の範囲等 について	平成17年2月25日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0225003号	平成16年の児童福祉法改正等により児童福祉司の任用要件が見直され、指定施設における相談等の業務に従事することが求められるようになったことに伴い、指定施設および業務の範囲を定めた通知

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について	平成17年2月25日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0225001号	平成16年の児童福祉法改正により規定された要保護児童対策地域協議会につき、本指針を踏まえて設置運営し、その内容について了知するよう管内の市町村等に周知することを、都道府県知事・指定都市市長に求める通知
要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について	平成17年2月25日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0225001号	要保護児童対策地域協議会の円滑な設置と運営のため、要保護児童対策地域協議会の意義、基本的考え方、設立の設置主体、構成員、業務内容、相談から支援までの流れ、役割分担、関係機関への協力要請などを定める通知
「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について	平成17年3月18日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0318001号	児童福祉法施行令の一部改正により児童福祉司の担当区域を定める基準を人口おおむね5万から8万までを標準とすることとされたことについて、その意味や地方公共団体による取り組みのあり方について示す通知
児童養護施設等のケア形態の小規 模化の推進について	平成17年3月30日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0330008号	被虐待児の入所の増加に対応して、家庭的環境の中できめ細かなケアを提供することを目的に、 小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、児童養護施設等において小規模グルー プケア実施要綱を定め、その実施を求める通知(平成16年5月6日雇児発第0506002号は廃止)
児童養護施設等の小規模なグルー プによるケアの推進における実施 指針	平成17年3月30日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0330001号	同日の雇児発第030008号通知を受けて、その実施のため、設備、人数、職員、留意事項等の具体的な事項を定める指針(平成16年5月6日雇児福発第050600は廃止)
児童虐待防止対策支援事業の実施 について	平成17年5月2日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児福発第0502001 号	児童相談の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、その専門性を向上させるため、 児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が可能となる体制を確保することを目的に、「児童虐待防止対策支援事業」を立ち上げ、主任児童委員等に対する研修、児童虐待の協力体制の整備を図ること、カウンセリング強化事業、医療的機能強化事業、法的対応機能強化事業、スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業、一時保護機能強化事業等の実施内容等を定める通知
児童養護施設等における入所者の 自立支援計画について	平成17年8月10日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0810001号	児童相談所や児童福祉施設における被虐待児等の増加を受けて、子どもと家庭に対する的確なアセスメント及び自立支援計画の策定のために、児童養護施設等における入所者の援助に関する計画策定上の留意点を示し、入所者の援助向上の観点からその活用を求める通知(平成10年児家第9号、平成16年5月27日雇児福発第0527001号は廃止)
里親委託推進事業の実施について	平成18年4月3日	雇用均等・児童家庭局長 通知雇児発第0403001号	被虐待児の保護のために、児童相談所、里親、乳児院等の児童福祉施設との連携を図り、里親への子どもの委託、養子縁組の推進を目的に、「里親委託推進事業実施要綱」を定め、その実施を求める通知
学校における児童虐待防止に向け た取り組みの推進について	平成18年6月5日	文部科学省初等中等教育 局児童生徒課長通知 初 児生第11号	改正児童虐待防止法上、学校及び学校教職員に児童虐待の早期発見義務があること、児童虐待の防止、被虐待児の保護・自立支援に関する国・自治体の施策への協力、児童虐待の通告義務があること、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応、教育委員会の責務等について、周知徹底を図ることを求める通知
児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた 子ども等に対する適切な援助体制 の確保について	平成18年6月27日	雇用均等・児童家庭局長 通知雇児発第0627002号	児童養護施設等に入所している被虐待児等、心理療法を必要とする子どもについて、施設における援助体制を確保するため、児童養護施設等に心理療法を行う職員を配置してカウンセリング等を実施し、子どもの心的外傷の治癒、自立支援を図ることを目的とする通知(平成11年4月30日児発419号は廃止)

児童の安全の確認及び安全の確保 を最優先とした児童虐待への対応 について	平成18年9月26日	警察庁生活安全局長・刑事局長・通達警察庁丙少発第38号、丙生企発第83号、 所生企発第83号、 丙搜一発第29号	児童の生命、身体の保護という警察本来の責務を認識し、児童の安全の確認、安全の確保を最優先とする対応をするため、犯罪捜査及び警職法の権限行使等によりできる限りの措置を講じるととらに、児童相談所に対しても児童の安全確認、安全確保を最優先とする対応をとるよう働きかけ、児童相談所等との連携、過去の個別事例の検証、要保護児童対策地域協議会の活用、厳正な捜査と被害児童の支援、警察内での情報の集約、組織的対応等を都道府県警察に求める通知
警察との連携及び警察の事情聴取 における児童相談所の対応につい て	平成18年9月26日	厚生労働省雇用均等,児 童家庭局総務課虐待防止 対策室,事務連絡	警察との連携及び警察の事情聴取における児童相談所の対応として、児童相談所と警察との連携体制の点検整備を図り、情報交換に努めること、一時保護中の児童の事情聴取については児童の小身の状況に配慮した対応をすることに留意するよう求める事務連絡
児童虐待への対応における警察と の連携について	平成18年9月26日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児総発第0926001 号	平成18年9月26日警察庁生活安全局長・刑事局長通達「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先しとした児童虐待への対応について」の発出を受けて、都道府県等に情報共有、意見交換の機会をもつとともに、警察への援助要請、警察の事情聴取における児童相談所の対応について留意点を示して警察との連携を求める通知
児童虐待防止対策の強化について	平成19年1月23日	厚生労働省雇用均等,児 童家庭局総務課、虐待防 止対策室	児童虐待の深刻化を踏まえ、児童相談所運営指針の改正を行い、虐待通告の受付に関する基本の 徹底、安全確認に関する基本ルールの設定、「きょうだい」事例への対応の明確化、すべての在宅 虐待事例に関する定期的なフォロー等の措置を講ずることとした旨を示す。
児童虐待等緊急対策の実施について	平成19年2月15日	雇用均等·児童家庭局長 通知雇児発第0215002号	児童虐待等の深刻化、増加を踏まえ、児童虐待等緊急対策実施要綱を定め、児童相談所等の機能 強化として対応迅速化のための車両配置や一時保護所の安全体制の強化、市町村の児童家庭相談 体制の強化として要保護児童対策地域協議会調整機関に専任職員を配置すること等、児童虐待対 策の基盤整備を定める通知
児童虐待・配偶者等からの暴力 (DV) の早期発見のための取組の 促進について	平成19年3月16日	厚生労働省医政局総務課 長通知医政総発第 0316001号	犯罪被害者等基本法による「犯罪被害者等基本計画」における「医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組を促進するための施策の実施」を踏まえ、児童虐待防止法の趣旨や配慮事項として、児童虐待については医療関係者による早期発見、研修の受講等を求める通知
出産や育児に悩みを持つ保護者に 対する相談窓口の周知等について	平成19年4月5日	厚生労働省雇用均等・児 童家庭局総務課長通知 雇児総発第0405001号	「こうのとりのゆりかご」設置を機に、保護者が子どもを置き去りにする行為は本来あってはならない行為であるとの基本認識のもとに、出産や育児に悩みを持つ保護者に対して、児童相談所や市町村保健センター等の相談窓口に相談するよう周知を図ること、若い世代に生命の大切さを訴える取組を推進すること等、積極的な取組を求める通知
児童虐待事案等における関係機関 との連携強化について	平成19年5月11日	法務省人権擁護局調查救 済課長通知 法務省権調 第219号	児童虐待、配偶者暴力、高齢者虐待に関する各種協議会との連携を強化するため、これら協議会 等を正確に把握し、積極的に参加することを求める通知
児童相談所の一時保護施設におけ る教員OB等の配置について	平成19年7月11日	厚生労働省雇用均等,児 童家庭局総務課長補佐事 務連絡	平成19年度予算により、一時保護施設の機能強化として教員OB等の配置を行う「児童虐待防止対策支援事業 (一時保護機能強化事業)」について、児童相談所単位で配置できるようにしたこと、配置については適宜、教育委員会に相談し、協力を求めることが考えれる旨を示す事務連絡

資料3 児童福祉法分野判例リスト

評釈	吉田恒雄・ 民商法雑誌 133-1 p.228	幹末恵・民商 法 雑誌 134-1 p.100		
掲載誌	家裁月報56-12 p.122	家裁月報57-7 p.30	家裁月報57-7 p.35	家裁月報57-11 p.64
数 数	児相長が、一時保護した児童(8歳女児)の児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件で、児童は、直接的な虐待を受けることはなかったものの、異父妹が同居していた祖母から身体的・心理的虐待を受けるのを近くで再三見ることを余儀なくされ、その結果、複雑性PTSD(心的外傷後ストレス障害)と診断され、最低1年程度の母子分離が必要であると所見されるに至っているところ、単独親権者たる実母は児童と異父妹の恋者を相供に任せ放しにして適切な監護を長期にわたり著しく怠っており、実母による適切な監護は期待できない等。 足童福祉機関の措置権を行使すべき事態にあると認められるとして、児童の福祉のため、児童養護施設への入所を承認した。	市長が、既に家庭裁判所の承認を得て情緒障害児短期治療施設に入所中の児童 (15歳男児) につき、中学卒業時の家庭復帰を目標として監護されてきたが、児童 の問題行動は改善していない点もあり、児童と親権者たる実父との関係調整が未だできていないこと等を理由として児童自立支援施設への人所持置の承認を求めた事件で、児童は中学校卒業に伴い現在入所中の治療施設を退所しなくてはならないが、暴言・暴行等の問題行動があり、未だ実父との親子関係が修復されるにほ至っておらず、実父は児童を引き取ることに対して消極的である等、児童福祉法28条に規定する児童福祉機関の措置権を行使すべき事態にあり、児童の福祉のために、中学卒業後も在籍可能で、定時制高校への進学も可能になる児童日直立支援施設への通学も可能になる児童日直立支援施設への通学も可能に	児相長が、単独親権者たる実母の児童 (8歳女児) に対する虐待行為等を理由として児童の児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件で、実母は、数年にわたってしつけと称して児童を厳しくしかり、時には身体的暴力にまで及び、さらには頂童を虐待している旨を児童相談所等に自ら訴えて関係機関の関与を求めるということを参数回行ってきたものであり、こうした兵母による児童の歌めるということを参数回行ってきたものであり、こうした兵母による児童の歌音・監護は適切さを欠いたものであり、現状のまま等母と児童を同居させれば、これまでと同様の不適切な監護が繰り返される蓋然性が高いといえ、このまま児童を実母に監護させておくことは、著しく児童の福祉を害するものであるとして、児童養護施設への入所を承認した。	児相長が、一時保護中の児童(14歳男児)の児童養護施設への入所措置の承認 を求めた事件で、単独親権者たる実母及び同居人の児童に対する虐待行為が認 められるところ、実母は自己の感情をコントロールする自信も意思も欠けてお り、児童の精神的な被害の深刻さや暴力に対する不安についての理解が欠けて いる等、現時点において、実母に児童を監護させることは、著しく児童の福祉 を害するものであるとして、児童養護施設への入所を承認した。また、児相長 からの上申を受けて、裁判所は、勧告書を用いて児童福祉法28条6項に基づく勧 告(保護者に対する指導及び援助に関する勧告)をした。
主文	承認 (即時抗告 棄却・確 定)	承認 (確定)	承認 (確定)	承認 (確定)
事件名	児童の福祉施設入所 承認申立事件	児童の福祉施設入所 承認申立事件	児童の福祉施設入所 承認申立事件	児童の福祉施設入所 承認申立事件
事件番号	平成16年 (家) 151号	平成16年 (家)2382 号	平成16年 (家) 257号	平成17年 (家) 198号
裁判所	千葉家 松戸支部 (審判)	京都家裁 (牽判)	広島家 福山支勢 (審判)	鳥取家裁 (審判)
判決日	H16.6.16	H16.9.21	H16.11.10	H17.5.20
	1	2	ဗ	4

		橋 八幸代・ 社会保護法 判 匈 百 選 [第4版] (別 申ジュリス ト 191) p200	南方應・ 学セニナー 増刊 (速報 判 匈 解 説 Vol.1) p.139	
家裁月報57-11 p.73	家裁月報58-7 p.62	家裁月報58-6 p.69	裁月報59-5 p.93	家裁月報59-5 p.96
児相長が、一時保護中の児童(5歳)の児童養護施設への入所措置の承認を求め た事件で、児童は親権者たる実母及び養文から暴行を受けており、また養父が 覚せい剤の影響で暴れたり、父母間の暴力を伴う喧嘩を日常的に目の当たりに するなどの生活環境にいたものであるところ、実母はこれまでの暴力等を反省 しており、養父は版役中で当面は家庭に長らない状況ではあるものの、実母は に職に就かず、生活は極めて不安定である等の諸事情に照らすと、現時点にお いて児童を保護者に監護させることは著しく知童の福祉を書するとして、現時点にお 養護施設への入所を承認した。また、児相長からの意見書を受けて、裁判所は、 勧告書を用いて児童福祉法28条6項に基づく勧告(保護者に対する指導及び援助 に関する勧告)をした。	児相長が、既に家庭裁判所の承認を得て(平成14年4月30日審判)児童養護施設に入所中の児童(12歳)の児童目立支援施設への入所措置の承認を求めた事件で、単独親権者たる実父は、児童の引取りを望むものの、未だ実父の下で児童を健全に監護養育できる環境が整えられておらず、児童には問題行動があり、悪化傾向にある等、児童の健全育成のために、児童自立支援施設への入所を承認した。	児相長が、平成16年3月31日以前に家庭裁判所の承認を得て(平成15年2月27日 審判 同年3月18日確定)児童養護施設への入所措置を採られている児童(9歳)の児童養護施設人所措置を採られている児童(9歳)の児童養護施設人所措置を開きて、単独親権者たる実母は、児童の人所措置後児童相談所との接触を拒否し続けており、児童を実母の元に返すと再び虐待等を受けるおそれがある等、入所措置を継続しなければ著しく児童の福祉を害するおそれがあるとして、児童福祉法の一部を改正する法律(平成16年法律第153号)附則4条を適用して、平成18年4月1日から児童養護設入所措置の期間を更新することを承認した。	及相長が申し立てた児童(男児)の福祉施設(乳児院)入所の承認申立事件を本案とする審判前の保全処分申立事件で、①児童は、父母による養育中、何らかの事情により、重篤な火傷を負っていること、②その受傷状況に関し、父母ないしその関係者は、不自然な供述をしており、虐待の可能性も否定できないこと、③児童が転院さえ無理な状況にあるにも関わらず、父母は退院要求を繰り返したこと、④父母は、夜間にもかかわらず退院を迫り、その親族らとともに、家児童大院中の病院の旧て切から、病院職員の創止を振り切り連れ去っていること、⑤児童は、現在落ち着いた環境で順調に回復しつつあること、⑥父は、本件本案の審問期日に出頭セず、家庭裁判所調査官による面接調査をも拒否していること等の事実を認定した上で、特別家事審判規則18条の2に基づき、本件本案の審判がその効力を生ずるに至るまでの間、父母両名と児童との面会及び通信を削限することとした。	児相長が、一時保護中の児童(男児)の乳児院への入所措置の承認を求めた事件で、親権者たる父母の養育には、子どもの権康・安全への配慮の懈怠(ネグレクト)が認められる上、身体的虐待の可能性もあるなど著しい不適切さが認められること、児童は、重篤な火傷の外傷を負っており、今後も長期間にわたる適切な治療と訓練とが必要とされるところ、父母による養育に委ねていては、兄童の心身の発達、回復に著しい問題を残すおそれが強く、児童の福祉を害することになると認められること、父は、児童の福祉院措置につき明確な拒否はしないものの、期限までに措置願書を返送せず、児童相談所の一時保護に否定的であったこれまでの経緯にもかんがみると、黙示的に施設措置に反対の意向を示しているものと認められることを認定した上で、児童を児童福祉施設たる乳児院に入所させることが相当であるとして、乳児院への入所を承認した。
承認 (確定)	承 編定)	承認(確定)	森 林 (雅定)	承認
児童の福祉施設入所 承認申立事件	児童の福祉施設入所 承認申立事件	児童福祉施設入所措 置等の期間更新の承 認申立事件	審判前の保全処分申 立事件	児童の福祉施設入所 承認申立事件
平成17年 (家) 4651 号	平成17年 (家) 797号	平成17年 (家) 10712 号	平成18年 (家口) 502 号	
東京家裁 (審判)	前橋家裁 太田支部 (審判)	東京家裁 (審判)	福岡家教 小倉文部 (審判)	福岡 小倉 (華祖)
H17.9.5	H17.12.19	H18.2.7	H184.27	H18.4.27
ro	9	2	∞⊝	∞⊗

資料4 民法(家族法)分野判例リスト

評釈	床谷文雄・判 例 9 イムズ 例 9 イムズ M 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		田中通絡・判 例 タ イ ム ズ 1099 p.85 山田美枝子・ 民 商 法 雑 誌 民 商 法 雑 誌 p.243 二 宮周平・判 例 タ イ ム ズ 1119 p.106
掲載誌	家裁月報52-8 p.55	家裁月報545 p.139	家裁月報54-5 p.125
整	児相長が、親権者(父。長男に対する傷害事件で在監中。)の児童ら(養女、長男、 長女。いずれも児童養護施設入所中。)に対する性的・身体的虐待、及び出所後 に児童らの引取りを強要し、児童らが再び危険な状態に置かれることが予想さ れること、を理由として申し立てた親権喪失申立事件。裁判所は、親権者が児 童らに対し親権を濫用して、日常的な性的・身体的虐待を加え、その福祉を著 しく損なったことを認定して、親権者の児童らに対する親権の喪失をそれぞれ 宣告した。	事件本人の単独親権者であるY(集母、相手力)は、平成5年9月に事件本人人(集 交BはAを認知していない)を出産したが、生活状況が不安定で、精神的・経 済的に苦しかったことから、Aは乳児園に入園措置となった。その際、Yが、 Aを養育できない旨を述べていたことから、JR重相談所は事件本人を主題委託 し、Xら(里郷、申立人)はAについて里線委託を受け、約3年7ヶ月(審判時) にわたって里親としてAを養育してきた。その後、平成11年4月頃から、Yから Aの引取りの要望が強く出されたため、JR重相談所は、Tらに対してAをYに 戻して欲しい旨を伝えたところ、XらはAの監護者を継続したいと希望し、 引渡しの方向での調整は困難となった。そこで児童相談所は、同月30日付けで、 Xらへの里親委託を開除し、引き続き、引取りへの調整のためよにつき一時保 護措置を執るとともに、一時保護先として、XらにAの委託を行った。Xらは、 Yから、直接電話によりAを引き取りたい旨の要望が伝えられたことから、同 年6月15日、家庭裁判所にXとをAの監護者として指定するように求めた(第1 事件。(一つ連去り禁止の仮処分も申立でたが、平成12年3月取下)他力、平成 11年11月16日、YはXらに対してAの引渡とを求めた(第2事件。裁判所は、 第1事件について、第三者たるXらに監護者指定の審判の申立権があるかを問 再にした上で、民法776条が、親の離婚に当たり郷権者とは別に監護者を指定するとも場合に、監護者を指定するととにあると解し、本件については、 等1事件について、第事審判法9条1項と類45の子の監護との明する処分との分離が 必要である場合に、監護者を指定することにあると解し、本件については、 本の趣旨を独進した。第2事件については、Aを対の等をない、として を整理がが、一時保護券割をのとと引は、AがXらのもとで低騰を対して、 を整理がが、一時保護券配を受けて実際に関係をあるといる者に対して、 の本税がを変化させることが各易に予組を記るを表した。 を監護者に指定した。第2事件については、一時保護中の児童について、 を整理がが、一時保護券配ととは、行政値を監護して、3月 施技判所が、一時保護券配をのというは、行政値を認定していて、明確法であるとして却下した。また、親権者であるととからかのとなり、不適法であるとして却下した。また、親権者であるととがらとなら、	Yが、原審判の取消を求めて抗告。裁判所は、原審第1事件について、家庭裁判所に対して子の監護権者の指定の審判の申立でをすることができるのは、子の父と母であり、第三者にはその指定の事判の申立てをすることができるのは、子の父と母であり、第三者にはその指定の事制の申立てをすることができるのは、指述所県は、保護者に児童を監護させることが著しく。その福祉を害する場合には、親権者の意に反するときでも、家庭裁判所の表認を得て里親委託等の措置を採ることができる旨を定めているから、そのような場合には上記の措置が採られるべきであり、また、民法834条所定の要件がある場合には、親権喪失の宣告の申立てがされるべきであると付言した。第2事件については、我権喪失の宣告の申立てがされるべきであると付言した。第2事件については、Yの申立ては不適法であるとして却下した。
主文	計可	等 等 是2 世間 中部	第1 原 1
事件名	親権喪失申立事件	子の監護者の指定申 立事件及び子の引渡 し申立事件	子の監議者の指定申 立ての審判及び子の 引渡し申立ての却下 審判に対する即時抗 告事件
事件番号	平成10年 (家) 331号, 332号, 333 号	平成11年 (家) 212号, 平成12年 (家) 64号	平成12年 (ラ) 60号
裁判所	長崎家裁 佐世保支 部 (審判)	(((((((((((((((((((仙台高裁 (決定)
田米田	H12.2.23	H12.3.10	H12.6.22
	-	∾⊝	N (S)

m17			
吉田恒雄・民 商法雑誌 129-1 p.13-4		来令文権・ 図タイム・ 1120 p.80 村庫勝一・ 連時機561 か50 か50 か7 超大雑誌 129-4・5 129-4・5 カ298 個村政介・ 関本はな行・ 関本はな行・ 関本はな行・ 関本はな行・ 関本はな行・ 関本はな行・ 関本はな行・ 関本はな行・ 関本はな行・ 関本はなどの 関本はなどの 関本はなどの 関本は、 日本は、 関本は、 日本は 日本は、 日本は、 日本は、 日本は、 日本は、 日本は、 日本は、 日本は、 日本は、 日本は、 日本は	
家裁月報55-3 p.88	家裁月報55-2 p.172	家裁月報55-2 p.163 判例タイムズ1115 p.208	家裁月報59-4 p.135
別居中の妻(X)が、夫(Y)を相手方として申し立てた未成年者ら(長女A。 長男B。共に里親委託中。)の監護者指定申立事件。(AB里親委託の経緯としては、XがABを虐待しそうだとして自ら通報し、現相の一時保護の後、XYの同意のもとで里親委託措置が執られたものである。)裁判所は、ABとも出生時からXが継続して監護してきたことが認められ、Xは一時、ABらの養育を行わず、現相に接助を求めたが、その窮状はYとの夫婦関係の問題から生じた家によるす。生活保護によりABら養育する予定であること、な品によるお売れる一方で、Yは、ABの養育を不予を環境を確保できる状況になく、収入も安せず、チの監護権とはないことを前提とすると、現実にABを里親から引き取るかどうかは児相の措置決定に委ねることになるが、XとYとの監護者としての比較においては、Yが監護者として相応しくないことは明白である等として、Xが児相の指導を受けることを前提としてXを監護者に指定した。	未成年者ら(長女 A。二女 B。)の祖母(X)が、未成年者の実父母(父 X1 母 Y 2)を相手方として申し立てた子の監護者指定を本案とする審判前の保全処 分申立事件。(Aは、本審判時一時保護中、本審判後無断で見相から逃げ出し X のもとに身を寄せる。Bは、父母の下で生活中。)裁判所は、Y1によるA Bに 対する暴力行為や性的行為があったことは否定し難いものの、本案審判の申立 認容の蓋然性だけでなく、保全の必要性の疎明もないとして、申立を判下した。	Xは、性的虐待の特殊性を指摘し、本案認容の蓋然性を疎明することの蓋然性は十分であり、AB両名につき保護の緊急性も保全の必要性もあるとして即時が告した。即時抗告審は、Bについては原審判は相当であるとしつの、Aについては、度重なるY1Y2の暴力を伴った紛争、Y1による暴力や性的虐待が加えられている可能性が極めて高いこと等が否定できないのであるから、Y1Y2の親権の行使がAの福祉を書する蓋然性があり、また、審判後児相から逃走し、Xのもとでかくまわれている状況であって、XとAは、Y1Y2から連れ戻されるのを恐れて、学校に登校することもできない状況におかれており、Aの生活環境を早期に安定させる必要があるので、保全の必要性も認めることができるとして、原審判を取り消し、Aの監護者を仮にXに指定した。	児相長が申し立てた親権喪失申立事件を本案とする審判前の保全処分 (親権者 の職務執行停止・職務代行者選任) 申立事件。裁判所は、認定事実から未成年 者の手術を可及的早期に行う必要を認めた上で、親権者たる実父母の手術不同 意は、たとえこれが宗教的信念ないし確信に基づくものであっても、未成年者 の健全な発達を妨げ、あるいは生命に危険を生じさせる可能性が極めて高く 未成年者の福祉及び利益の根幹をなす、生命及び健全な発達を書する結果にな るものといわざるを得ないとして、父母の親権者としての職務執行を停止させ、 本案審判確定までの間の職務代行者として未成年者の罹患する疾患に精通した 医師を選任した。
承認	圳下	一部現 一部 部 一部 連 地	殿
子の監護者の指定申立事件	審判前の保全処分申 立事件	審判前の保全処分申 立劫下の審判に対す る即時抗告事件	親権者の職務執行停止・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
平成14年 (家)5454 号,5455号	平成14年 (家口) 1004号	平成14年 (ラ) 254号	平成17年 (家 ロ)13 号
新湯家裁 (審判)	福岡家 大留家 部 (審判)	面 (分代) 数	大阪家裁 岸和田太 (審判)
H14.7.23	H14.7.19	H14.9.13	H17.2.15
т	4①	4.0	rc

	山田美枝子・ 民商法雑誌 135-2 p.447
家 裁月 報57-9 p.47	家裁月報57-12 p.82
未成年者の母方の租母(X)が、実父母(父Y1、母Y2)を相手方として申し立てた来成年者の監護者指定申立事件。Y1・Y2の間には、長女、長男、二女(平成10年12月24日、Y1の虐待行為により死亡。)及び事件本人の4人の子がいる。Y1は、二女の虐待死事件について傷害致死罪によって懲役4年6月の実刑判決を受けている。裁判所は、①子の監護に関する処分事件を中立権を子の租毎に認めることができずみという点については、文廷が子の監護権に関する他分事を与している場合には、家庭裁判所の権限につき民法766条を、請求権(申立権)者の範囲につき民法834条をそれぞれ類推適用し、子の組裁は著しく反する結果をもたらしている場合には、家庭裁判所の権限につき民法766条を、請求権(申立権)者の範囲により予の監護を有し、同申立てに基づいて、家庭裁判所は、家事審判決9条1項と類4号により予の監護者をためることができるかというにより、全日が書をから、父母が親与のであり、租母が申立人となった本件とは事業を担に任6月2日決定・家庭が組号により、全日の監護者に関するのであり、租母が申立人となった本件とは事業を担じたない。とし、②子の父母ではない者を子の監護者に指定することができるかというにより、大母の意思に及って、公母が親にから、子の父母ではない。さらまえ初を行使させると子の福祉を不当に阻害することがあるり、父母が親居をつ本来の事信に治って行信をおから、よの名との意思に及っている。というのであるから、Xが未成年者の服産を継続することが可人の福祉に合致していうのであるから、Yが未成年者の規権者としての責任ある養育態度や監護に対する意欲を見せていない等の事実関係のもとでは、前記の特段の事情が認められるようとは対する意欲を見せていない等の事実関係のもとでは、前記の特段の事情が認められることは明らかであるとして、Xを監護者に指定した。	児相長が、児童福祉法28条の承認審判を受けて情緒障害児短期治療施設への入 所措置が採られている未成年者の親権者たる事件本人ら(実母・養父)について、 児童福祉法33条の6に基づき、親権の喪失を求めた事件。養父は、児相から虐待 と扱われたことに怒り、児相や市の教育委員会等に激しい抗議や苦情を繰り返 し、教育委員会職員に対する暴行・傷害で逮捕・拘留され、親権者変更調停(不 成立により率報移行うを乗して、末成年者の一時保護中に、親権者変更調停(不 成立により率報移行うを申し立て、また、報刊移行後には、集母の未成年者へ の職務執行停止命令を求める審判前の保全処分を申し立てたが、親権者の顕務 執行停止・職務代行者選任の審判書が実母に送達される前日に、事件本人らが 婚姻屈及び養父と未成年者との養子縁組届(代諾者・実母)を提出したために、 親権者変更の申立が却下されたという経緯がある。裁判所は、未成年者は既に 心身ともに安定し、児童福祉施設入所が相当長期間に及んでいる現状では、早 D8 期后を登回の申立が却下されたという経緯がある。裁判所は、未成年者の福祉にとっ 期に未成年者を退所させて、家庭生活を送らせることが未成年者の福祉にとっ 現まから虐待といわれたことに強くならではことが未成年者の強化とっ に終始し、未成年者の事件本人らに対する相当の強しい抗議行動等 に終始し、未成年者について、未成年者を事件本人らに引渡すことは明らかに未 成年者の福祉を書するといわざるをえないことに加えて、事件本人らは、本件 とは、未成年者についての親権を本件児相への抗議行動や らば、未成年者についての親権を本件犯相への抗議行動や を銭要求の手段としているのであって、こうした事件本人らの聴度は、未成年 者の福祉を著しく損なうものであり、親権の整用といわざるを得ないとして、
(発表)	85 谷
子の監護者の指定申立事件	親権喪失申立事件
平成16年 (家) 61号	平成16年 (家) 1548 号
後 	名裁部) 古岡 衛局 到 終女
H17.3.11	H16.12.9
₉	⊢ ⊝

木村茂喜・別 串ジュリスト 191 (社会保 確決判例百選 [第4版]) p.202	神令族・判例 タイムズ1249 p.58 田中通裕・民 商法権誌 語法権誌 澤田台三・戸 釋出省三・戸
木 中 大 本 大 本 大 本 大 正 元 ェン・エン・エン・エン・エン・エン・エン・エン・エン・エン・エン・エン・エン・エン	本 本 か か か か か の の の の の の の の の の の の の
家裁月報57-12 p.87	家裁月報59-4 p.127
抗告人ら(集母・養父)は、原審判を不服として即時抗告。抗告人らの抗告理由は、①抗告人らが児童福祉施設等に繰り返し質問や抗議を行っているのは、児童福祉施設への入所措置をとった前後以降の様々な取扱い等について児童福祉施設への入所措置をとった前後以降の様々な取扱い等について、納得のいく説明をせず、対応に問題があったためであり、抗告人らの行動はこれに対する当然の抗議・質問であるから、何ら不当な抗議行為に当たらない、②抗告人である養文が高いで未成年者との養子縁のではない、③抗告人らは、大成年者内の福祉を考えて行動しているのであり、数に準値福祉施設への入所措置をはじめ、未成年者についてとられた各種の指置いらものではなく、大成年者に対する虐待を行ったとなれたことに放ん、抗告理由に対しては、しい合ものであった。抗告審は、原希の判断を支持しながら、抗告理由に対しては、いうものであった。抗告審は、原希の判断を支持しながら、抗告理由に対しては、大成年者に対す。信任を行ったとされたことに対し、親権の行使に各合借りた抗議や当情を繰り返しているめのとのであり、その億様や程度も、社会的に相当な範囲を超さな行うにているものといわざるを得ないこと、②養文が急いで養子縁組を行ったことについて、その主たる目的が実父に対する親権者変更を実質的に阻害する点にあったものと判断せざるを得ないこと等を指摘し、抗告を棄却した。	B相長が申し立てた親権喪失申立事件を本案とする審判前の保全処分 (親権者の職務執行停止・職務代行者選任) 申立事件。裁判所は、未成年者が重篤な心臓疾患を患い、早急に手術等の医療措置を数次にわたって施さなければ、近い将来、死亡を免れ得ない状況にあるにもかかわらず、親権者たる実父母は、信仰する宗教上の考えから、手術の同意を求める主治医及び児童相談所職員の再言の説得を担てしているものであって、このま事事態を放置相談所職員の再者の生命を危うくすることにほかならず、20年事職を放置することは未成年者の任命を危うくすることにほかならず、20年事職を放置することは未成年者の権金者しく損なっているとして、父母の親権者としての職務執行を停止させ、本条審判確定までの間の職務代行者として弁護士を選任した。(なお、参参資料として本件の申立書が掲載されている。家裁月報594 p.130。)
抗告 (確定)	路
瀬権喪失宣告申立認 谷審判に対する即時 抗告事件	親権者の職務執行停 止・職務代行者選任 申立事件 (親権喪失 申立事件を本案とす る 密判前の保全処 分)
平成17年 (ラ) 11号	平成18年 (家口) 1026号
名古屋高 (決定)	名古屋 数 (審判)
H17.3.25	H18.7.25
⊳ ⊗	∞

資料5 民法(財産法)・国家賠償法分野判例リスト

			格本記 (本本記 (本本記 (本本記 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本 (日本	
計				
掲載誌	判例時報1760 p.106 判例タイムズ1109 p.149	T K C 法律情報 データベースの検 素結果による	判例タイムズ1188 p.266	判例時報1929 p.62 判例タイムズ1230 p.251
戴	大阪府 (Y1) の設置する堺子ども家庭センターで一時保護されていた原告ら(養父X1、実母 X2) の子を帰宅させる条件として、同センターの所長 Y2及び同センター職員 Y3 から離婚を強要されたと主張する Xらが、Y2・Y3に対しては民法709条・719条に基づき、Y1に対しては民法715条又は国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償を3 x2の4に対する虐待待及及び子どもンターの一連の対応過程等の事実を静御に認定した上で、Y らによる権利侵害の有無に関し、①一時保護後までの子どもセンターの一調の対応施設人所に当たってのY 5の調査・説得活動、②一時保護時のY5の言葉を予めの調査・説得活動、④一時保護時のY5の言動、③一時保護後、施設人所に当たってのY 5の調査・説得活動、④ Y 5が X 5に対して「離婚したら属してやる」と言ったか、⑤ X 5 0 0 座り 込み行為から親権喪失の申立までのY 5 0 調査・説得活動、の 5 点について検討し、いずれについても Y 5 には遠法な行為がないとして X 5 0 の請求を棄却した。	原告Xが、元養父である被告Y1から養子縁組継続中の小学2年生から約8年間にわたり 性的虐待行為を受けたとして、また、元養母である被告Y2はY1による当該虐待行為 を知りながらこれを黙認していたとして、Yらに対して不法行為に基づき合計1000万 円余の損害賠償を請求した事件。これに対して、Y2は、XがY1から当該陵辱行為を 受けていたことを全く知らなかったと主張した。判決は、XがY1から性的虐待を受け ていたことを認定した上で、Y2については、当該陵辱行為を知り又は知りうべき状況 にあったにもかかわらず、長期間にわたり当該行為を放置し、Y2に敷いの手を求めて いたXに対し、筆舌に尽くしがたい精神的肉体的苦痛を与えたもので、Y1に勝るとも 劣らない責任があるとして、Yらに対して、連帯して、1000万円余の支払いを命じた。	当時小学生であった被控訴人(1番原告)が、養文であった控訴人(1審報告)から、 平成9年から平成11年頃までわいせつ行為及び姦淫行為を受けたとして、控訴人に対し て不法行為に基づき、慰謝料等550万円余の損害賠償を請求した事件。原審は、控訴人 の被控訴人に対するわいせつ及び姦淫行為を認定した上で、不決行為による損害賠償 請求権の消滅時効の申望点は、被害者らが損害賠償を提訴することが合理的に可能に なった時点であるとし、控訴人が被控訴人と雕縁し、被控訴人の母親と雕縁したと享(成12年1月4日)がこれに当たり、本件能起時(平成15年5月6日)これに先立つ平成14 年11月7日に催告。)までに消滅時効は完成していないとして、控訴人に対して440万円 判 余の支払いを命じた。これに対して控訴人は、わいせつ行為及び姦淫行為は存在せず、p2 また板に当該行為があったとしても、消滅時効は各行為時から進行するものと解すべ まであるとして控訴した。裁判所は、控訴人によるかいせつ行為及び姦淫行為を認定 した上で、消滅時効の起算点について、民法724条の「被害者又い其法定代理人力」「損 害及と加害者ヲ加リタル時」とは、被害者である被控訴人については、早くても(被 控訴人が13歳になった)平成13年8月23日以降であり、法定代理人である母親について は、平成14年8月頃であるから、本件提起時(平成15年5月6日)までに3年の短期消滅 時効が完成していないとして、控訴を棄却した。	原告が、産婦人科を経営する医師で祖父である被告から、小学6年生から8年間にわたり性的虐待行為を受けたことにより、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等に罹患し、働くことができなくなったため、被告に対して不法行為に基づき、逸失利益・慰謝料・弁護士費用等合計1億2509万円余の損害賠償を請求した事件。これに対して、被告は原告に対して性的虐待を行ったことやPTSDに罹患したことを否定し、原告が被告から性的虐待行為を受けていたとすれば、約8年間もの間、そのことを公に全く相談しなかったというのは不自然であり、原告の主張は、あまりに多突飛でかつ具体的模拠のない妄想であるなどと主張した。判決は、原告の供述内容の概要、原告の供述の信用性、被告の供述の信用性、被告の供述の信用性をそれぞれ検討した上で、原告が、約8年間にわたり、被告からな告の供述の信用性をを引ていたことを認定し、さらに、当該性的虐待行為と原告のPTSDとの間の因果関係も認められるとして、被告に対して5928万7165円糸の支払いを命じた。
主文	紫	認容	搭訴棄却 (確定)	
事件名	損害賠償請求事件	損害賠償請求事件	損害賠償請欢事件	損害賠償請求事件
事件番号	平成11年 (7)7473 号	平成13年 (ワ) 7号	平成16年 (ネ) 789号	平成15年 (7)22852 号
裁判所	大阪地裁 (判決)	名古屋地 裁岡崎支 部 (判決)	新國高高 (地次) (地次)	東京地教 (判決)
判決日	H13.330	H13.11.27	H17.2.17	H17.10.14
	П	2	г	4

__ 事法分野判例 国 9 資料

評釈等

1419 p.209

高検速

被告人は妻子を有しながら、他の女性と親密になり、同女に自らの境遇を偽って結婚を考えさせ、その居宅に泊まるなどして、その幼子に馴染もうとしたものの、同児が思うように懐かないと苛立ちを募らせ、同女から信頼されて同児を預かり、いわばその監護者ともいうべき立場にありながら、同児の頭部を蹴りつける等の暴行を加え、傷害を負わせた事業について、原審では、被告人に懲役1年2月が言い渡されたが、これに対し、検察側が本件犯行が近時社会問題となっている児童虐待の事業であり、一般予防の児地高核から厳しい処罰が必要であるとして控訴した。本判決は、被告人の本件犯行について「その経過や動機が余りにも身勝手かつ短絡的で、これに酌量に値するものがない」とし、また「専門家からは、本件のような効処制における報告体験が本人のその後の精神や人格形成に様々な悪影響を及ぼす惧れがある旨の見解が示されており、本件の被害者についても、他の男性やマネキン人形を被告人と見間違えて怖がるなど、当時の恐怖心や不安感が残っている様子が窺われ、今後の健全な成長に懸念されるものがある」として、懲役2年を言い渡した。 被告人両名は、自分らの子どもに日常的に躾と称して厳しい折檻を加え、同児が盗み食いをしたことに腹を立て、手拳及び木の棒で同児を殴るなどの暴行を加え死亡させたうえ、その死体を山中に遺棄した事案について、本判決は「いかなる理由があろうとも、子供に対する判示のような暴力が許されるものではないことはいうまでもないところ」、被告人両名が立腹した理由についても、「この犯行以前から盗み食いを改めない罰として、同児に満足な食事を与えておらず、自ら同児を空腹状態に追い込んだのであるから、基制を発展、だ身勝手を理由と言わるを得ず」、その犯行態様は、「極めて執拗かの施湿であり」「同児が衰弱し、このままでは同児が死んでしまうかもしれないことを認識しながら、犯行の発覚を恐れて医師の治療を受けさせようとしなかったばかりか、同児が苦しんでいる間、パチンコに興じていたというのであるから、同児を見殺しにしたというに等しく、折檻行為後の行動も悪質である」として、父親に整役10年、母親に懲役8年を言い渡した。なお、父親にのいては、本件犯行のほか、侵入窃盗(空巣)についても有罪が認定され 被告人が、内縁の妻の連れ子であるD(当時3歳)が、脱糞したり、うなり声を出し続けたこと等に立腹して、その背部、腹部、頭部を手掌で殴打し、Dを窒息死させた傷害致死の事案につき、Dの遺体に残された傷痕等から、被告人がDの頭部及び背部等に対して暴行を加えた事実が認められるとした上で、たとえ当初は被告人にDに対するしつけの意図があったとしても、地告の暴行が明らかに行き過ぎであることを十分認識できたにもかかわらず、その後も、被告人は、そのような暴行を続けていたのであって、本件犯は決して偶発的なものではなく、被告人の本件犯行を続けていたのであって、本件犯行は決して偶発的なものではなく、被告人の本件犯行を減けていたのであって、本件と、被告人が24歳とまだ若年であること等、被告人のために斟酌すべき情状を考慮しても、懲役3年6月の実刑をもって望むほかないとした。 内妻の集子である7歳と5歳の児童らが兄弟げんかをし、兄が負けて泣いていたことから、 被告人が兄弟げんかを再開させ、兄に弟を暴行させた事案につき、被告人は、児童らの 人格を無視し、しつけに名を借りて児童らに日常的に暴行を行い、兄の通う小学校の教 師や児童相談所の忠告を受けた後も、外部に発見しにくい方法をとって児童相談所や警 察の目をかいくでり非力な年少児童に将た継り返しており、動機に酌量の余地はなく、 かつ、教育、しつけに仮装した児童虐待た対する一般予防の必要性も高く、被告人の刑 事責任は重いとした。もっとも、被告人に前科前歴がないことや反省悔晤の態度が認め られること等から、被告人に保護観察付き執行猶予が付けられた。 苦なない、、、ことの。 (判決破棄 沒2年 父親:懲役 10年、母親; 懲役8年 :役6月 :行猶予3 役3年6月 半文 懲執年 鏯 交際中の女性の子ども (3歳) に対するいわゆる児童虐待傷いわゆる児童虐待傷人に難難者としての立場を登れたの立場を認めた事例 (被告人: 母親の交際相手) 両親が幼児(6歳) を折檻死させ、山中 にその死体を遺棄し た事例 内縁の妻の実子である兄弟にけんかを命じ、兄に弟を暴行させた中とかを命じ、兄に弟を暴行させた事例 当加州 内縁の妻の実子 (当時3歳) に暴行を加まる。 ではまれる加え、死亡させた事例 平12 (わ) 5 8 3 号・ 6 3 4 号・ 781号・平 13 (わ) 18号・98 | 平12 (う) 94号 平13 (わ) 194号 3 平13 (34号 빠 福岡高裁 宮崎 (判決) 裁 地() 神戸地場 姫路 (判決) 旭川地 (判決) 裁判 福井(世) 壑 舳 H13.9.6 体的虐待 H13.4.19 13.9.27 H13.8.22 Ш 北米日 妕 4

判夕1072

hanrei/pdf/E20 A83FA02C1833 A49256B580009

裁判用

764E.pdf

courts.go.jp/

LEX/DB インター ネット

http://www. courts.go.jp/han rei/pdf/8C9B46 4602AB7F26492 56B5A00170154. pdf http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/939 E0EF020B751E 349256B570014 ADCA.pdf	
htttp://www.neiv.neiv.neiv.neiv.neiv.neiv.neiv.neiv	
機制所 田P 機制所 田P インター ネット インター	☆
被告人は、妻とその前夫との特別様子であったA(当時10歳)と被害者(当時9歳)とそ 養子にしたが、被害者らが親の愛情を巡って反目し合うなどすることから、本件犯行の 19.月前切りも、妻とともに、被害者を配る際元、しつけとし、暴行なる自己で、当日分 を破り、これを被害者のせいにした。このことについて、被告人が被害者を結開し、事 けんで顕稿を殴打し、被害者を被告人の上腹部ないし 横告人が被害者を結開し、事 ななどの場行を加していることについて、被告人が被害者を結開し、事 ななどの場行を加している。主題をとしてがが、本地決は、本件暴行に至る経験、動様、 場所の自己では、これが親権者による際収権の行及として非難人の主張には担かない。 とし、雇用においても、他にとるべき方途があったことは明らかであり、その経緯には 商量すべき事情に乏しいとして、被告人に懲役3年を言い渡した。 商量すべき事情に至しいとして、被告人に懲役3年を言い渡した。 商量すべき事情に至しいとして、被告人に懲役3年を言い渡した。 商量すべき事情に至しいとして、被告人に懲役3年を言い渡した。 市なるうなるとしては明らかであるなどとして非難人の主張には相かない、 市なることである。他にとるべき方途があったことは明らかであり、その経緯には を加えて死亡させびを必要を信し続わるなどとして非難人の主張になるの。 前去に重なってみえ、そのとに激昂して被害者を殴打し、 市なるうとする者としては余りにも、被告人に懲役3年を言い渡した。 市ならよってのよってもない。 市ならまれていたことに発りにも、被告人の事ををしている。 当時6歳の被害者が他の子らがもの手を行した。 当時6歳の被害者が他の子らがものったお年至を収った場ので、親心が聴様は衛かのといったも とから数目とから数告人の妻が限として、実交が暴行を加 ことを与らも明らかであって、かつ、被告人の事ないは被害者を養殖に着がか とからも明らかであって、かつ、被告人の事ないにもがかけるよびたもものと はなの方法によって危機の用者行る後したなどのといない。 は参加のの用音に強した。といるよりないことがよいを発達を確認する。 本ものであるが、被告人両名の用書する機したを改め、あないにもなるが、本律ものの用を行るの手を見できない。 はをしたいこと、被告人両名の用書するとはだといるというよりないをを手をせることの事をしているとの事をしているのもの事をしているの事がなるの手をしているのが、様告人面とを直にま利に強するといるをを手をせることでないにとかなり、被告人両名を直にま利にといるより、発音者な知らなるといるがなりのなるのとの事をしているのものを手をしているのとの等をしているのとの事をしているとの手をしているのとの事をしているとの手をしている。 本もののの事ををしているのと判断した。 本ものがの自じに適うものと判断した。 本ものをも関するとしているのとの事をしてるかかわらず、まにしているをもになり、被害者を関連さるとの事をしているのをもにしている。 本もしているといるを持ているとの等を指する。 本ものののはできないにもはのましているのではないには、またしているのではないにはないになるのとの事をしているのを手をしているのではないによる。 本ものののではないにはないによりないにはないによりないにもはないによりないにもはないによりないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにな	点も併せ考えると、被告人の刑責は重大ではあるが、被告人が自戒と自責の念を深めて いること、夫の実母が被告人らの家族を迎え入れ、その更生を支援する旨を述べている ことなど、被告人のために酌量すべき事情があるとして、刑の勢行猶予を言い渡した。
	
※ 金田 では、100mm を でからいって を で を で で で で で で で で で で で で で で で で	え、傷害を負わせた 事例
平12 (わ) 693号 平13 (わ) 135号 平12 (わ) 194号 平13 (わ)	2
横	(441)
H13.10.31 H13.11.15 H13.12.6	

http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/0710 8462C2C7F9834 9256C470017C8 2D.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/B4A BBE7761B3FD9 E49256BDB001 E7EF4.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/D23 8AB0F832F101 24926C80001A 6ED2.pdf	
裁判所 HP	裁判所 HP	裁判所 HP	LEX/DB インター ネット
左記の事案において、本判決は、保育園や社会福祉関係者らは被害者の痣から被告人らの虐待を疑い、被告人夫婦に対し、種々の援助を申し出ていたのに、これを受け入れ、あるいは生かすことをせず、しかも、被告人は、相応の学校教育も受け、職場勤務の経験もあって、幼児に対する暴行の危険性等についても十分理解できる立場にあり、本件は、被害者に対するいらだちや腹立を解消しようと思慮なく感情的に強害者に対するいらだちや腹立を解消しようと思慮なく感情的に残害者に暴行を加えためであって、育児情報の不足というよりも、被告人の性格特性が強く反映している点からみて、これが斟酌できる事情とは認められず、被告人の性格特性が強く反映している点からみて、これが斟酌できる事情とは認められず、被告人の間事責任は重大であるが、被害児童の具合が悪くなってからは、救命のための努力をしていること、被告人の前親の離婚や小学校、高校でのいじめの経験などが被告の激しやすい性格特性の形成に影響を及ぼしたとみうることなどの被告人のために酌むべき事情も認められるとして、被告人に懲役4年を言い渡した。	被告人両名が、2歳4か月の実子に対し、ホテルの一室で浴槽の場に顔を沈めるなどの暴行を加えて窒息死させ、その死体を遺棄し、以後約8か月にわたり自動車で逃亡生活を続けるうち生活費に窮し、これを得るために被告人Aが店舗で物品を窃取し、自動車の無免許運転をした事業について、被告人両名は、もともと子供の世話をしようとする意思が乏しく、被害者の世話も怠っていただけでなく、身勝手極まりない理不尽な理由で虐待を続け、本件犯行は、被告らが残酷な虐待の延長として、いわれのない暴行を執拗に付えたものであり、被告人両名が被害者に加え続けた虐待を執拗について、それぞれの暴行内容や回数等を全体的に見れば、その間に大きはないといせきであり、本件傷害致死及び本件死体遺棄における被告人両名の各実行行為を見ても、共に積極的に関与したものであるとして、父親に懲役5年6月、母親に懲役5年を言い渡した。	被告人が、同様していた女性の次男 (1歳8月) に暴行を加えて死亡させた傷害致死の事 案について、被告人の公判供述において述べられている暴行のみによっては、被害者の 遺体に認められる損傷を説明し尽くすことができないことは明らかであって、被告人の 公判供述を全面的に信用することはできないといわざるを得ないが、被告人が被害者に 対し、被害者の遺体を解剖した医師が倒示するような、顕語に強度の過剰運動を生じさ せるような種類の暴行を加入、これによって被害者を死亡させたことは証拠上明らかで あると認められるのとして、また、被告人が被害者に用常的に信令を加入でいたこと、 本件犯行動機の短絡性から、被告人の刑責は相当に置いとして、被告人が、被害者と 活をともにした過程において、虐待に終始していたわけではなく、愛情をもって接しよ うとしたこともあったものと認められる等の被告人のために斟酌すべき事情を十分に考 慮しても、懲役4年の実刑を科すことはやむを得ないとした。	左記の事案において、本判決は、児童虐待の防止等に関する法律を引用し、しつけの名目であっても、児童の身体に外傷が生じたり、生じるおそれのある暴行を加えることは、厳重に禁止されているのであって、そのような暴行行為が、犯罪行為そのものであることはあるされているのであって、そのような暴行にあが、犯罪行為そのものであることはある者が、単に自己のストレスを発散させるためにしている残虐な行為であり、「しっし」によったが争りのであることを理解すべきであると判示したうえで、児童虐待行為は、イリーの単に対する重大を犯罪であり、被告人両名の刑事責任を軽視することはできないが、ネ同居男性に対しては、保護観察に付し、保護司の指導の下で、児童虐待に関する専門家のカウンセリングを受けることによって、子供に暴力を振るう行為の犯罪性を自覚し、虐待行為の制御をすることも可能であること等を総合考慮して、母親には、同居男性との間に生まれた乳児の養育になくてはならない存在であるなどの事情を考慮し、刑の執行猶予を言い渡した。
懲役4年	父親:懲役5 年6月、母 親:懲役5年	懲役4年	母親.懲役 年 年 同居男性 國內1年6 商名:執行 爺子3年
職態障害者である。 地大文が、当時3歳を被 かしたが、大の類を強数 地でたたの類を強める 地でたたり質を強いるののを かのを程へり、かれてい が大の類は、カイン が大の質を、大力の 関い、、一人を 関い、大力の 関係、大力の 関係、大力の 関係、大力の 関係、大力の のかれて、 が大の が大の を が、 がれて、 がよった のかれて、 がれて、 がれて、 がれて、 がれて、 がれて、 がれて、 がれて、 がれて、 がれて、 ののを がれて、 がれて、 がれて、 ののを がれて、 ののを がれて、 ののを がれて、 ののを がれて、 ののを がれて、 ののを がれて、 ののを がれて、 ののを がれて、 ののを がれて、 ののを がれて、 ののを がれて、 ののを のがまる がれて、 ののを のがまる がれて、 ののを のがまる がれて、 ののを がれて、 ののを のがまる がれて、 のった に、 のった に、 のった のった のった のった のった のの がった のの がった のの がった のの がった のの がった のの がった の。 がった の。 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	被害者 (2歳4月) の 両親らが、冷補の湯 に顔を沈めるなどの 暴行を加えて窒息死 させ、その死体を遺 棄した事例	同様していた女性の 次男 (1歳8月) に暴 行加えて死亡させた 事例	母親とその交際相手 で同居している男性 が、共謀の上、被害 者(男兄5歳)に対 にて、同居男性が継 続的に暴行を加え、 母親も被害者の足を 職るなを物害者の足を 職るなどの場行を加え、 、傷害を負わせた
平13 (わ) 689号	平13 (わ) 120号・ 141号・	平13 (わ) 2361号	平14 (わ) 73号
樹浜地裁 (判決)	福井地裁 (判決)	き 地 (と (と (知 (知	長野地裁 (判決)
H14.1.24	H14.5.9	H146.14	H146.18
ō	10	11	12

http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/395 A744F13556B20 49256C1B001 DC102.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/02D 7C8DD4AF11D 0049256C690031 DE83.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/F4D 80EA2A42691E A49256C950025 EA03.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/47D 692D9F998167F 49256D02001C6 AD7.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/44F 8CCB9D829EE9 949256CD70032 A6AC.pdf
裁判所 HP	裁判所 HP	裁判所 IIP	裁判所 HP	裁判所 HP
左記の事案において、被告人両名の生育過程において、模範となるべき家庭環境がなかったという面は認められるが、これをもって親、あるいは、親となろうとする者として、被害者の身体、生命の安全を第一に考慮すべき立場にあった被告人両名が、被害者に対して残虐な暴行を加え、死に至らしめたことを正当化できるものではないとして、被告人両名の行為を厳しく非難したうえで、母親の内縁の夫に懲役7年、母親に懲役5年6月を言い渡した。	母親である被告人が、生後わずか3か月の我が子Bに対し、1メートルほどの高さから敷き布団等に叩きつける等の過激な暴行を加え、Bに発達遅延の後遺症を伴う傷害を与えた事案について、Bの人格を無視した過激な本件犯行態様は残虐で悪質であり、本件犯行がBの人格形成に与える影響は計り知れないものがあるが、Bは、治療状況にあるものの、保護施設で手厚く養育監護されており、元気に成長していること、本件は、被告人が自ら警察官に本件の事実関係を申告したことにより、必能とのであること、被告人が任告婚母に不能である。こと、被告人が任告を示していること、被告人にこれまで、父親との同百を嫌って任居不定、無職の生活を送り、不特定多数の男性と不純交遊を繰り返していたなどの状況に鑑みると、居所を安定させ、就労させて生活能力を高めるなどしてその更生を図るためには、強力な保護的措置が必要であること等を考慮して、被告人に懲役3年、保護観察付款行	左記の事案において、被告人は、それまでにも被害児童の母親から同児の頭を叩かないよう再三注意されていたのに、同児の頭部に対し、振りげた足を力任せに振り下ろしてかかとで職り付けるという蛮行に及び、しかも立て続けに3回も職り付けたもので、いまだ自分の意思や気持ちを言葉で十分表現することもできない弱者である2歳の幼児に対する配慮など微塵も看て取ることはできず、犯行態様は、まことに悪質であり、さらに被告人は、犯行直後、被害児童が意識不明となってからも、その介抱をせず、加えて、児童虐待と目される事件が頻発し、大きな社会問題となっている今日において、本件が地域社会に与えた影響も看過できないものがあるとして、被告人に懲役4年を言い渡した。	被告人が、長男に盗みや妹に対するいじめなどの問題行動があり、それが被害者の異常な性格に起因するものであると思い悩むとともに、強い恐怖感を抱き、親しい知人であった共犯者に言われるまま、同人や自ら、全裸の被害者の手足を、ビニール紐や布製ガムテープで縛った上、ベランダの雨樋に縛り付け、約3日間、ほとんど飲食物を与えることなくが置し、被害者を敗血症により死亡させたという傷害致死の事案であり、その犯行意様は、その動機や経験がいかなるものであろうとも、10歳の児童に対するして、本件の田舎様は、その動機や経験がいかなるものであろうとも、10歳の児童に対するとして、本件の田舎はは走だ悪く、被告人の刑事責任は重虐たというほかないと断じる一方で、家庭内で完全に孤立し、これに代わるものとして、共犯者と異常なほど親交を深め、信頼し依存したという被告人の立場を考慮したうえで、被告人の被害者に対する僧しみや恨みを動機とするものではなく、量刑上、被告人に酌むべき一面も否定できないとして、被告人に	被告人が、養子である被害児の頭部をたたいで転倒させるなどして、全治約1週間の額部 整傷兼牲創等の傷害を負わせた事案(第3)、同児の腹部を殴打する暴行を加えて、肝挫 裂等の傷害を負わせて死亡させた事案(第3)、被告人が交際していた女性から被告人と 別れて別の男性と結婚したいと言い出されたことから、この男性に暴行を加えて加療約 1か月の鼻骨骨折等の傷害を負わせた事案(第1)で、被告人は第2の犯行後に、警察に呼 ばれて注意を受け、今後は暴力を振るわずに養育する旨上申書まで作成したにもかかわ らず、更に、第3の犯行に及んだ経緯もあり、犯情が悪いとして、被告人に懲役4年6月を 言い渡した。
母親:懲役5 年6月 母親の内縁 の夫:懲役7 年	懲役3年 保護観察付 執行猶予4 年	懲役4年	懲役2年6	懲役4年6月
母親とその内縁の夫が、被害者(長女万が、被害者(長女万が、被害者(長女万郎)にわたり、様々な暴行を加え、同人を外傷性ショックにより死亡させた事例	母親が生後わずか3 か月の実子を1メー トルほどの高さから 敷き布団等に叩きつ ける等の過激な暴行 ける等の過激な暴行 を加え、発達遅延の 後遺症を件う傷害を 与えた事案	被告人が、内縁の妻の連れ子である男児(2歳)に対し、暴行を加え、死亡させた事例事例	母親である被告人が、そのな人と共謀の上、全様となった人と共謀の上、全様となった長期(10歳)をどって、一、ベランダの両値に縛りつけ、40時間に対しる放置して、同人を放血流によるでは、10歳のかによるが増して、同人を放血流によるショックによりがよりませた事例	被告人が妻の連れ子である 養子(2歳)の頭部を叩いて転倒っ頭部を叩いて転倒させるなどして傷害を負わせた事例、同児の腹部を放射する。現代を加えて死亡をした事例を回りを加えて死亡された事例など
平13 (わ) 1762号	平14 (わ) 99号	平14 (わ) 251号	平12 (わ) 666号	平14 (わ) 975号・ 2303号
名古屋地 裁(判決)	山形地裁(判決)	岡山地裁(判決)	名 本 超 (判決)	名古屋地 羰 (判決)
H14.7.16	H14.7.31	H14.11.8	H15.1.20	H15.1.23
13	14	15	16	17

http://www. courts.go.jp/ FEE910D1FD7 E938249256D00 00393D70.pdf http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/7C4 FE23812A82A1 B49256D120001 42E1.pdf http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/2FF 29361C7A8CF7 649256D740004 D97E.pdf http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/7D8 689E55D740004 D97E.pdf http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/7D8 689E55D740004	II.
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	43230E5F00 1A1655.pdf
接田 機田 機田 機門 正	
被告人が、同棲相手の進れ子である当時2歳の被害児を虐待死させた傷害效死の事業につき、被告人が、同棲相手の進れ子である当時2歳の被害児を虐待なが、回様相手の進れ子である当時2歳の被害児とかう身体の重要部位を殴りつけ、同児をはお孫にしてかの頭部等を浴室の腰面やりて、「同児をはわました。人の優先のなりたりという。 展本間に打ち付け、同児の頭部等が異様な状態になったのに気づきながら、本の後をらにりし、同児に腸間膜出血の損傷をさせ、これらの暴行により同児を死亡するに至らせたものであり、被害児の実母にようとして、被告人は、被害児らが生活できるとして、被告人は、被害児らが生活できるとして、被告人は、被害児らが生活できるといてがあるとして、被告人は、被害児らが生活できるといるが、とならに移動できる事事情を十分に考慮しても、懲役5年はやむを得ないとした。一種名に「一般告人の私行は東省を入めたから、被告人は、被告人は、被害者を義父母に預けた期間を除き、本件犯行のやりを持ないとした。 数回にわたって平子で殴打し、あるいは足臓にするなどして、で硬脂ではにか全身を参数回にわたって平子で殴打し、あるいは足臓にするなどして、で硬度で出から破害を負わせ、同傷者に、り被害者を死亡させどと、他告人は、被告人は、被告人は数害なのであり、その動物に対した。 こと等を考慮して、被告人は必要者の異常に気付くや、直ちに病院に連れて行って救命措置を離によっとしたこと、被告人は被告を見かり、を告から破害のながり、その動機に耐害の決しい。報告人の感情にまかせた倍極の手状犯が行き、立たが行とないが見が、ないなり、その背部を突き飛ばして座椅子等に打ち付けさせた上、その抵船を上がのなかり、その背部を突き飛ばして座椅子等に打ち付けさせた人、被告人が自己の窓の変女に対し、その背部を突き飛ばして座椅子等に打ち付けさせたく、被告人が自己の窓の変女に対し、その背部を突き飛ばして座椅子等に打ち付けさせたく、被告人が自己の窓のを女に対し、その背部を突き飛ばしてきたものであり、ま年は、本件犯行の数か月前から日常的に暴行を繰り返したきたものであり、本件は、本件犯行の数か月前から日常的に暴行を繰り返したきたものであり、本件は、本件犯行の数か月前から日常的に暴行を繰り返した。本件に、かとよるの、本件は出来によっ。本件にありとかよるの。 なんはなに、本件犯行の数か月前から日常的に暴行を繰り返したきたもの、本年は、本件犯行の数か月がから暴布とがよるの。 などもにあり、本年は、本件犯行の数か月がから場所に要したがよるのの、もれれに、本件犯行の数か月がかり、かれまはより、なれままにあり、表ももはから、から場前によりがよままにあり、本年は、本件犯行の数かり、表もとがもはもは、本件犯行の数かりにありたがもには、本件犯行の数かもにはない。まれまによりとかよまによりにからとよれままにない。まれままにはない、かれままにはない、かれままにはない。まれまにはない、かれままにはない。まれまにはない。まれまにはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないは	mはこりこめたものが、対体的物音日枠相当に基い、本件の都本は重人にあることが、 本件のような重大な結果が生じるに至ったのは、被告人の被害者に対する従前の暴行を 容認していた母親の態度にも原因があると認められること等被告人のために酌むべき事 情を十分考慮しても、懲役4年の実刑をやむを得ないとした。
懲役5年 懲役6年 懲役4年	
国 無 を を を を を を を を を を を を を	せた事例
平14 (わ) 558号 766号 平15 (わ) 平15 (わ) 761号	
事 一 一 一	
H15.3.25	
H15 H15 H15	

http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/AC4 11F392DE9CF9 649256DD60005 711E.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/8876 9236E5603894 9256E3200 0D1191.pdf	
裁判所 HP	裁判所 HP	判夕1186 p.332
左記事案において、被告人は、既に被害児の実兄を里子として迎え入れていたばかりでなく、被害児は僅か3歳の幼子に過ぎず、しかも、発達の遅れがあり、被告人夫婦との関係は約4か月の間における断続的な面会や一時外泊に止まり、その際の言動からは必ずしも十分機いていたとまでは断定できないなど、養育上障害となる事情が少なからず構たいと寛容の精神をもって養育に努め、強えて被害児を里子として引き受けたからには、没耐いこれを認識はもちんのこと、特に参託を受けた児童相談所に包み隠さず相談をして解決策を探り、打開困難と判断した場合は、速やかに児童相談所に連絡し、被害児を戻す対応を含め、指示を仰いでそれに従うことが、里親としての責任ある対応として政力のおれては不耐っていることを正直に打ち明けることのないまま分別も付かない被害児の主に、市立ちや僧しみを剥き出しにし、押さえきれない感情の予先を、庇護すべき里子でいと断じつら、乳児院の記録等から見る限りは、被告人夫婦と被害児との交流を図る一時外沿等の際、被害児は本件犯行の直接的原因と同様の不動機に酌量の余地は認め難いと断につり、乳児院の記録等から見る限りは、被告人夫婦と被害児にの交流を図る一時外沿等の際、被害児は本件犯行の直接的原因と同様の行動様式である泣くなどの指否的反応を頻繁に示していたことが歴報とより、結果が助には、被告兄の受託時期はもとより、少なくとも委託後の児童無熱所の対応が適切であったかどうか、疑問が残らないではない等の被告人のために酌むべき事情を考慮して、被告人に懲役4年の実刑を言い渡した。	左記の事案において、被告人は、働きに出ている妻に負い目を感じながら、同女に代わって事ら肯児を担当し、慣れないことに負担を感じていた中で、かねてから不仲であった妻と実母の関係が本件の1週間前ころから更に悪化した上、本件当日、苦手に感じていた物態の開親に付き合わされたことなどからうっぷんがたまっていたところ、泣き止まないな著鬼に立腹して本件犯行に及んだというのであり、本件の動機は、被告人の身勝手かつ理不尽なものであって、酌量の余地に乏しいとしつつ、被告人は、本件当時19歳の少年であり、社会的経験に乏しい検与ルにとって、育児が負担になっていただけでなく、嫁贴間の不安定な関係の板挟みという困難な問題に直面していた経緯もあること、一貫して本件犯行を認め、被害児の冥福を祈りたい旨述べて反省の態度を示していること等を併せ考慮して、被告人に懲役2年6月を言い渡した。	被告人が同居していた女性の長男 (6歳)に対して約2ヶ月にわたり虐待を加えた未、ビニール袋に入らせて密封状態にして窒息死させ、さらにその20日後、同児の妹に対してニール袋に入らせて密封状態にして窒息死させ、さらにその20日後、同児の妹に対して「顧面、腹部を殴打するなどして失血死させ、それぞれの死体を山中に遺棄した。本判決は、被告人の表意について、被告人が本件まで種々の虐待行為を継続する中で、いずれ長男が死亡至るあうりと認識していたとは考えられるものの、実際に行った虐待為ら隔して具体的に同個の死亡を認識していたとは認められないうえ、密封行為も同児が死亡する前に解放するつもりであったことは否定できないうえ、同児の兵親とと、に長時間にわたり真摯な投命措置を講じていること等から、被告人は同児が死に至るとを容認していたと断じるには、合理的な疑いが残るとして、長男についても、同児のの妹についても傷害致死を認定した。量別については、「鬱積した不満を有していたことを存ってなった。もを不満解消のはけ口にしたとしか考えられない理不尽かの事なのであり、月別においては、約2ヶ月間にわたって夢修な信待を受けた末に、郊の恐怖におのかきながら窒息を不満解消のはけ口にしたとしか考えられない理不尽かのの必ずにおおっては、約2ヶ月間にわたって夢修な信待を受けた末に、郊の恐怖におのであり、女児においては臓器からの出血で死亡するほど繰り返し腹部を殴打されて死亡するに至ったものであって、同児らが死の直前までに受けた苦痛や恐怖には想像を絶するものがある。」として、死体遺棄等と併せて、懲役15年を言い渡した。
懲役4年	懲役2年6月	懲役15年
田本人と婚姻し、 職主婦をとていいた大 が、用子としていた大 かった日子として 酸)に日子として 成)に日子として では一子として では一子として では一子として のならた が、たまれる が、たまれる が、たまな が、たまな が、たまな が、たまな のならた。 では、 のならた。 では、 のならた。 では、 のならた。 では、 のならた。 のならた。 では、 のならた。 のならた。 のならた。 のならた。 のならた。 のならた。 のならながらない。 のならながらない。 のなが、 のな	な親が、駐車中の自 動車内で、生後3ヵ 月の長女が改き止ま ないことなどに履を 立て、同児の左右側 顕部を手拳で各1回 投打するなどした結 果、同児を死に至ら	同居女性の長男(6人のではの大きの大きとなっているなっている。 したなったないでは、 はんなったない。 をはなれない。 を教験をみたいいのの を教験をみたいいのの のなれる。 のの末(は数)に、 ののまは数。 のがはのは、 のがは、 のがは、 をはまれる。 をはまれる。 をはまれる。 をはまれる。 をはまれる。 をはまれる。 をはまれる。 のは、 はない。 はな。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はな
平14 (わ) 832号	平15 (わ) 341号	平12 (わ) 923 号・ 946号・平 13 (わ) 14号・67 号・67
字 裁 器 知 名 出	大分地裁 (判決)	広島地裁 (判決)
H15.10.7	H161.22	H16.4.7
22	23	22 ①

		http://www. courts.go.jp/ hanreiv.pdf/1A9 20592C098D8 8E492570430029 7750.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/E1E B7D6542140F81 49256F1E00095 591.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/274 A55DEFD2FEE DA4925707C000 61739.pdf
判夕1186 p.332	判 <i>タ</i> 1200 p.297	高檢速報 3号(平成 17年) 裁判所田P	裁判所 HP	裁判所 IIP
上記の事例において、長男に対しては、同居男性の指示に従っている点等から傷害致死罪の共同正犯を認め、長女に対しては、不作為による精助犯が成立するかどうかが争われた。この点について本判決は、被告人は同児と同居していた唯一の親権者であり、同居男性が暴行に及ぶことを防止すべき強度の作為義務があり、かつ暴力の防止の措置をとることが不可能あるいは困難であったような状況は認められず、同児の様子に変調が見られるまで何らの制止措置をとらなかったことは、同居男性の犯行を容易ならしめた判してい、傷害致死の精助を認定した。量がいてに、「子どもの保護より自己の利益をDS(として、傷害致死の精助を認定した。量がいて、子もの保護より自己の利益をDS(を大きせた身勝手な犯行動機に同情すべきものはない。子どもたちは信頼していた母親に裏切られ、理不尽な虐待を受けた上、将来のあらゆる可能性を奪われて短い一生を終えればならなかったものであり、その結果はあまりにも重大である」等被告人の刑事責任は重いと判断し、その他被告人のために斟酌すべき事情も考慮したうえ、その他死体遺棄と併せて懲役8年を言い渡した。	上記事例において、同居男性が長男を窒息死させた点について、被告人は同児に対し虐 待行為を繰り返した結果、同児が全身衰弱状態に陥っていたところ、これを熟知してい ながら、同児を二重のビニール袋に入れて、その口を固く二重に結んだ上、大型スポー ッパッグ内に押し込んで、約5分間にわたって、そのまま放置したのであるから、少なく とも未必の殺意を有していたことは明白であって、未必の殺意を否定した原判決の認定 は到底是認することができないとして、原判決を破棄し差し戻した。	上記事例において、母親である被告人は、長男が共犯者から執拗で強烈な暴行等によるいわゆる虐待行為を繰り返し受けた結果、全身衰弱状態に陥っていた上、共犯者が被害者を二重のビニール袋に入れて、その口を固く二重に結び、大型スポーツバッグ内に押し込んだことを熟知していながら、共犯者とともに、約5分間にわたって、そのまま放置したのであるから、少なくとも未必の殺意を有していたことは明白であり、その際、共犯者と暗黙のうちに意思を相通じていたことも認められるから、被告人には共犯者との制で、殺人の共同で、犯し、意思を相通じていたことも認められるから、被告人には共犯者との制で、殺人の共同正犯が成立することが明らかであって、被告人らの殺意を否定して、傷害殺死罪の限度で共犯者との共同に犯が成立するにとざまるとした原制決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があるとして、原判決を破棄し、長男に対する殺人及び死体遺棄、長女に対する傷害致死幇助及び死体遺棄について、併せて懲役12年を言い渡した。	被害児の父親である被告人が、生後4か月に満たない長男の頭部を床に叩き付けて重傷を 負わせ、1週間後に死亡させて殺害した殺人の事案において、被告人の規査段階の自白に つき、任意性に疑いはなく、かつ、その供述内容は、行為の時々の心情も交え、具体的 で詳細であるとともに、客観的な創傷状態とも一致し、また、被告人が、故意に A の頭 部を、少なくとも2回強く打ち付けたと推認できる状況と合致すること等から、信用性が 認められ、被告人に確定的な殺意があったことは優に認定できるとして、また、被告人 が若く、未熟な点が多いことを考慮しても、経緯につき酌むべき事情は乏しいとした。	犯行当時18歳だった被告人が、交際相手であるBの子である4歳のCに暴行を加えて死亡させたという傷害致死とその母親であるBに対する暴行の事案において、弁護人が、被告人しいり傷害致死とその母親であるBに対する暴行の事案において、弁護人が、被告人は、Cに対し、多数回足職りや手拳で殴打する等の暴行を加えており、Cの死亡原因である肝右副腎裂開が生じ得る右胸部の側方や後方にも暴行を加えていること等から、被告人の上記暴行により、Cが死亡したことに合理的疑いをいれる余地はないとし、かつ、被告人が成青時に受けてしているできた。といかの、強告人が成青時に受けく、被告人を保護処分にはするのが相当であるとは認められないとして、被告人に不定も期刑をではないとして、被告人が成青時に受けく、被告人を保護処分に付するのが相当であるとは認められないとして、被告人に不定期別
懲役8年	破棄差戻	原判決破棄 懲役12年	懲役5年	懲役3年以 上懲役5年 以下
上記2児の母親について、長男に対する 傷害致死の共同正 犯、および同児の麻 に対する傷害致死に に対する傷害致死に つき不作為による精 期を認め、各死体遺 乗と併せて懲役8年 を言い渡した事例	同居女性の長男(6歳)を化一の表別(5分せるなどして鑑息死させた行為につきま死させた物につきま来必の教意が認められた事例(控訴等、核告人:同居男性)	上記児童の母親について、同児に対する未必の教育を認定して、傷害致死の限度で同様性で同様相手の関係との共同に対する大の共同に犯が成立するとした原判決を破棄した事例	文親が、生後4か月 に満たない長男の頭 部を床に叩き付けて 重傷を負わせ、1週 関後に死亡させた事	18歳の少年が交際相 手の子 (4歳) に暴 行を加え、死亡させ た事例
平12 (わ) 946号・平 13 (わ) 14号・67 号	平16 (う) 115号	平16 (う) 116号	平15 (わ) 2981号	平15 (わ) 3288号・ 平17 (わ) 522号
広島地数 (判決)	広島高裁 (判決)	広島高数 (判決)	名古屋地 裁 (判決)	名古屋地 数 (判決)
H16.4.7	H17.3.17	H17.4.19	H16.7.26	H17.4.19
24	934	27 (#)	25	26

1113.50 25.4 元章					
1173.20	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/3E9 118201A5323C5 492570A4001E8 7B6.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/71B 6058A4B120891 4925709D001F 8E21.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/ pdf/2006062712 0558.pdf		
(判決) (117.5.20 地裁 (47) に発送を持つ (24.6(47) に発送がより (24.6(47) に発送がより (24.6(47) に発送して中心経 (24.6(47) に発送して中の経 (24.6(47) に発送して中の経 (24.6(47) を発揮して中の経 (24.6(47) を対しているのの (25.6(47) を対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対	裁判所 HP	裁判所 HP	裁判所 HP	高検速 3308 p.242	東高刑時 報 57巻1~12 号 p.72
(判決) (利決) (246 (4) (246 (4) (246 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	被告人が、生後3か月の四男を、その2年後に生後1歳3か月の長女をそれぞれ虐待して死亡させた2件の傷害致死、及び、窃盗、無免許・潤気帯び運転の事案について、被告人は、生後3か月又は1歳3か月の乳幼児に対し、ベビーキャリーごと床に投げ落をし、身体を執ように激しく揺さぶり、独り座りもできない乳幼児を無理に座らせて畳や布団の上に頭から転倒させるなどの暴行を相次いで加え、脳挫傷、急性硬膜下血腫、くも膜下出血といった傷害を負わせて、死に至らせており、その動機ないと経緯を、自己のいらだもなうっぷんを、最も身近で抵抗力のない被害者らにぶつけるという身勝手極まりないもので、酌量の余地はなく、本件各傷害致死における、報告人の常日ごろの怠惰で酒におぼれる生活と長期間にわたる家庭内暴力の末に必然的に犯されたともいえる犯行に至る経緯、2名の無垢な我が子の命を失わせた結果の重大性、被告人の根深い犯罪性向等を考慮して、懲役9年を言い渡した。	被告人が、生後間もない次男に対し、殺意をもってその顔面を平手で殴打する暴行を加えて殺害し、妻と共謀してその死体を焼損して土中に埋め、その約1か月後に、殺意をもって1歳の長男の頭部や顔面を手拳で殴打する等して殺害し、妻と共謀して死体を遺棄した事において、被告人の各犯行は、極めて非人間的で自己中心的なものとして厳しく非難されなければならないが、子どもを嫌悪するに至ったのは、特異な生育歴に基づくものであること、徐々にではあるが、反省の情を示しつつあること、被告人が若年であり、前科前歴がないこと等を考慮して、懲役17年を言い渡した。	被告人が内妻の実子 (当時2歳) の腹部を炬燵天板に押し付け、その上に自己の体重をかけて、同人に対し、全治約3ヶ月間を要する十二指腸断裂等の傷害を負わせたものの、殺害するには至らなかったという殺人未遂事件において、被告人は当該暴行を加えれば、被害者が死に至る危険性があることを認識・容認していたものと推測でき、かつ被害者の様態が悪化していく様子を目の当たりにしながらも、被告人は被害者を介抱するどころか、犯行を隠ぺいする行動に終始していたとかった。かんる行動からも被告人が犯行時被害者の手のに対して何らの配に終むしていたとかったことが推認されるとして、執意を認定する一方、本件犯行が、継続的な幼児虐待の結果敢行されたものでなく、一時的な激情に駆られた偶発的犯行であることは否定できないこと等から、懲役5年を言い渡した。	被告人が、内妻の子(当時3歳9か月)に加療約6か月を要する傷害を負わせた事案について、被告人らの行為は、嫌の域をとうに超えており、思いどおりにならない同児に対し、単に自分たちの市々や鬱憤を発散させるために虐待行為を行ったに過ぎないというべきであって、過激な体罰により力尽くで同児に言うことを聞かせようとした被告人らの身勝手な動機に、酌むべき事情を見出すことはできず、近時、児童虐待の事案が多発して、社会的に厳しい非難を受けていることなどにかんがみると、本件のような事案については、一般予防の観点も考慮する必要があり、本件事案の悪質性や重大性等にかんがみると、本件は刑の執行を猶予すべき事案ということはできないとして、懲役2年8月の実刑を言い渡した。	施設から引き取ったばかりの3歳の長男を虐待死させた被告人両名に対する原判決の量刑 (父親につき懲役7年(宋刑懲役13年)により、は、傷害致死罪についての改正法(平成16年法律第156号)による刑の引上げの趣旨等を踏まえると、軽すぎて不当であるとして検察官が控訴した事案につき、犯行に至る経緯、動機、結果、関係者の心罰感情及び社会的影響などの犯情等を踏まえて量刑を総合的に検討すると、結論においては、原判於が一般情状を必要以上に有利に評価しているものときては認められない等として、控訴を棄却した。
HIR.520 地裁 平16 (わ) HIR.520 地裁 (利決) 654号 (利決) (利利) (利利)					
(判決) (判決) (判決) (117.520 地裁 (判決) (117.9.6 (判決) (判決) (118.6.9 (判決) (118.10.11 東京高裁 平18 (う) (判決) (判決) (判決) (判決) (判決) (判決) (判決) (判決	父親が生後3か月の 四男を、その2年後 に年後1歳3か月の長 女をそれぞれ虐待し て死亡させた事例	父親が、生後間もない次男を殺害し、歩 と共謀してその死体を施損して土中に理め、その約1か月後 に、1歳の長男を殺 害し、薬と共謀して 死体を遺棄して	内妻の実子(2歳) に暴行を加え、傷害 を負わせたものの、 殺害するには至らな かった者には至らな かっまをには殺人 未遂を認定した尊人	内妻と共謀の上、内妻の子 (3歳9月) に暴の子 (3歳9月) に暴行を加え、加療約6か月間の傷害を負わせた事例	集子 (3歳) に暴行を加え、死亡させた あ加え、死亡させた 両親につき、傷害致 死罪についての改正 法を踏まえても、刑 が軽すぎて不当であ るとはいえないとし た事例
H17.5.20 H18.6.9 H18.10.11	平16 (わ) 654号	(Q			
	き型 (決) ま	仙台地裁 (判決)	大阪地裁 (判決)	東京高裁(判決)	東京高裁 (判決)
31 30 23 23 23	H17.5.20	H17.9.6	H18.6.9	H18.10.11	H18.12.1
	27	78	53	30	31

グレクト事例

	判決日 裁判所	事件番号	事件名	主文	カー	掲載誌	評釈等
H13.6.21	大阪高裁 (判決)	改 平12 (う) 1227号	母親が長女(1歳8ヶ月)になり、長雄日 日)に対し、長雄国 住事に必要な飲食物 や与えずに競死な かこ女(1歳2ヶ月) ないける等して私に可 ななた事等につる、 長女については 長女については 最次については 最次については まないから 大は確定的 大き 大いる まないます。 まないます。 は まないよう。 は まないないます。 は まないない。 は まないない。 は まないない。 は まないない。 は まないない。 は まないない。 は まないない。 は まないない。 は まないない。 は まないない。 は まないない。 は またいる。 は またいる。 は またいる。 は またいる。 またい。 またい。 またい。 またい。 またい。 またい。 またい。 またい	破棄自判 懲役15年		判夕1085 p.292	
H13.9.21	 大阪高裁 (判決)	数 平13 (う) 622号	上記事案の共犯者である夫に対し、共犯者である妻との量刑者である妻との量刑の均衡等から被告人を懲役15年とした事例	原判決破棄 懲役15年	事案の共犯者である夫について、長女の殺害は、被告人の提案をきっかけとするもあったとはいえ、家事に専念し終日子供の世話をしていた妻の積極的な協力なくし到底行えないものであったこと、三女の殺害については、被告人自身も被害者殺害極的であり、自らは手を下さずに妻に犯行をし向けたことが認められるとしても、的には妻が行った被害者に対する激烈な暴行によって達成されたものであることか懲役15年を言い渡した。	裁判所 HP	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/83B FF7D913899093 49256B5900222 FCC.pdf
H14.2.25	ない 胎 (判決)	平13 (わ) 870号	長男 (3ヶ月) の低 栄養による死亡につ いて同児らの父親で ある夫との共謀の上 の保護責任者遺棄致 死罪、三男 (4ヶ月) の簡面熱傷について 単独による傷害罪が 認定された事例(被 告人:母親)	懲役4年	被告人は、長男の親権者として、同児の父である夫と共に同児を保護する責任を負っていたが、夫と暗黙のうちに意思を相通じて、約1ヶ月間にわたり同児に十分な授乳をせず、同児を低栄養状態に陥らせながら、これを放置し、よって同児を低栄養により死亡するに至ら生、約3年8ヶ月後に三男に対し、その顔面に加熱した物体を接触させる暴行を加出た、領面熱傷の傷害を負わせた事寒において、両事実について詳細な事実認させる暴行を加上、量刑においては「近時乳幼児虐待が社会問題化している折、本件は、夫と共に長月に十分な授乳をしなかったため児虐待が社会問題化している折、本件は、夫と共に長月に十分な授乳をしなかったために子が死亡したという肯児放棄型の信待を取行した被告が、約3年8月後にまたしても三男の顔面に酷い熱傷を負わせたという虐待事案の中でも稀有な残忍非道な犯行であり、一般社会にもたらした衝撃の程度に鑑みると、その社会的影響も大きい」として懲役4年を言い渡した。	判夕1140 p.282	
H14.6.21	(地) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東	東 平14 (わ) 235号・ 345号	母親が、長男(2歳6ヶ月)と次男(1歳7ヶ月)と次男(1歳7ヶ月)の数(1歳7ヶ月)の教によの養育を放棄し、その生存に必要な保護を仕ず、次男を衰弱死するに至らせた事例	際役2年	左記事案において、被告人は、被害児らの母親である上、夫が肯児に関心を示さない状況下においては、被害児らの面倒を見ることのできるほぼ唯一の存在であり、被告人の保護なくして、被害児らは成長はもとより、生存すらできないことにかんがみれば、被告人が被害児らに対して負う保護責任は最も重く、また、幾度も児童相談所等から差し伸べられた支援の手を、ことごとく拒絶し、家族を含め他人と相談することなく被害児らへの不保護を続け、次男を死に至らしめたのであり、その経緯は、身勝手で非情なものといかざるを得ないとする一方、被告人は、本件当時、いわゆる育児ノイローゼや夫との口論等で、精神的に相当程度追いつめられた心理状態であったにもかわらず、被告人はと同じく育児に対して青生を持つべき夫が育児に無関心で、肯児に関して何ら実質的な協力を得ることができなかったこと等から、懲役2年の実刑を言い渡した。	裁判所 HP	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/A69 C3648586BA02 E49256BF4002C B3AC.pdf

http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/415 EE9288E7EC92 B49256C920031 67F3.pdf		http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/E63 193D68E821034 49256E0100084 1E5.pdf		http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/8099 E24CB85BC2C0 49256D0800396 F3C.pdf
裁判所 HP	D1-Law. com	裁判所 HP	D1-Law.	裁判所 HP
上記事案の父親について、同人は、被害児らに対して食事を与えたり、医師の診察を受けさせるなどの行動を全く取らなかったばかりか、夜は自動車内で寝て、朝自宅に着替えを取りに帰る生活を送るなどして、自宅にほとんど寄りつかず、次男が死亡して本件が発覚するまでの間、被害児らの健康状態の確認すらしなかったことが認められ、このような被告人の行動は、被害児らの生存に必要な保護をしなかったとが認められ、このり、その故意があったことも明らかであるとして、保護責任者遺棄致死罪が成立するとして、母親と同じ懲役2年の美刑を言い渡した。	が、同居していた3歳の長女に適切ることなく、段ポール箱に入れたることなく、投ポール箱に入れたき、被害児が死亡することを十分する措置をとらないということをする非難が成立したものと認めら、人の共謀が成立したも	至る経緯、更には原判決が正当に と告人両名には、被害児をそのまま やむを得ないとの、いわゆる「未必 ・の認識を共有し、暗黙のうちに丁 特和的・人格的に未熟なまま人の親 ・した事件と考えざるを得ないが、 響となけているものと考えられ えるいたわけではなかったこと、 それ両名をそれぞれ懲役7年に促し えないとした。	左記の事条について、被害者は、当時2歳とまだ幼いことからすれば、食事中にいたずらをしたり、注意されても離らずにふてくされたりするのは誠に無理からぬことであるにもかかわらず、一途にいら立ちを募らせ、本件に及べでいるのであって、犯行の動機、経緯は酌量の余地に乏しく、本件において被告人し来たした役割をみるに、被告人は、終始主体的かつ積極的に振舞っていることが明らかであり、その刑責は夫に比してより重いと言わざるを得ないとして、懲役9年を言い渡した。	左記の事案について、被害者は、当時2歳とまだ幼いことからすれば、食事中にいたずらをしたり、注意されても離らずにふてくされたりするのは誠に無理からぬことであるにもかかわらず、被告人は、このような被害者の態度に一途にいら立ちを募らせ、やがて自分とは血がつながっていない被害者などごうなってもよいなどという考えに支配されて本件に及んでいるのであって、犯行の動機、経緯は酌量の余地に乏しく、妻が、被害者に暴力を振るったり、食べ物や飲物を与えなかったりするのを黙認するにとどまらず、自らにおいても被害者に対して紹介を敬しい場合を加えているのであるから、その刑責は重いといわざるを得ないが、被害者が死に至るまでに被害者に加えた折檻を全体としてみると、妻が行う激しい折檻に比して、その程度は軽いとみられることから、懲役8年を言い渡した。
懲役2年	懲役7年 (両 名)	控訴棄却 (両名:懲 役7年)	懲役9年	懲役8年
上記事案の被害者ら の父親が、夢の養育 放棄者知りながら、 被害者らを漫然と放 置して、生存に必要 な保護をせず、次男 を衰弱死するに至ら	両親が、被害児(3歳) に適切な食事を与えず、死んでもかまわないとの意思を相通 といとの意思を相通 じて、放置して餓死	上記事 条の控訴 希で、原奉司様、殺人罪の成立を認め、被告の成立を認め、被告人らの控訴を乗却した事例	母親が、思い通りに しつけができないに とから、夫(被害者 の第文)と共に、教 の第名)と共に、教 の有為を持、に暴行 等の行為を持、ない 、既水による循環 不全等により、被害 者を死亡させた単	上記事例の被告人の 夫であり、被害者の 養父である被告人に 対し、懲役8年が言 い渡された事例
平14 (わ) 317号・ 351号	平12 (わ) 2912号	平15 (う) 94号	平14 (わ) 450号	平14 (わ) 450号
神戸地裁 (判決)	名古屋地 裁 (判決)	始 機 (判決)	a v v v t 走地数 (判決)	さいたま 世数 (判決)
H14.10.25	H14.10.30	H15.10.15	H15.2.21	H15.3.12
34	93	88	%⊖	%® %®

http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/8D0 763B6DC2E21D F49256D410027 FFFD.pdf	7. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/566 D1183EAFC65C F492570B2000C C14C.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/2006 0509192637.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/2006 0509192637.pdf
裁判所 HP	裁判所 TIP	裁判所 HP	裁判所 HP	裁判所 HP
左記の事案につき、被告人は、確かに経済的に困窮していたが、何らかの方法で肉親に連絡したり、近隣住民や行政機関に援助を求めることもできたのにこれを怠ったこと、同日が死亡の危険ある重篤な状態に陥っていたことは明らかであるのに救急車を呼ぶ努力すら怠っていたこと等、被告人が被害者の死亡を回避するのにさほど大きな困難があったとはいえないとする一方で、自らも飢餓状態に陥り、死を覚悟していた心中に近い形態であり、現在も車椅子で移動しなければならない身体であること等、被告人に有利に勝酌すべき事情も認められるとして、懲役2年4月を言い渡した。	上記事案の控訴審において、弁護人は心神耗弱を主張したが、関係証拠から認められる事実から、本件当時、被告人は体力的に衰弱しつつあったとはいえ、その事理弁識能力の存在に格別疑問を抱かせる点は存しないとして、その主張を排斥したが、初めての土地で、頼れる肉親、知人もない状況の下、隣りの居住者から2回程食料の提供を受けたことがあったとはいえ、親密な近所付き合いもないままに、公的機関は頼りにならないとの気持ちもあって、行政機関等に援助を求めることもなく、遂には被害者共々衰弱し、自己の死を覚悟して本件に至ったことについては、その経緯に酌むべきものがあり、本件は、いわば種々の悪条件が重なった消極的な遺棄致死という側面が認められるとして、執行猶予を付した。	被告人が、妻のAが不貞をして出産した子であるBを引き取ったが、当時2歳のBが生命に危険を生じかねない重い熱傷を負い、そのままBに医療機関の治療を受けさせないで放置すると、Bが死亡することを予見しながら、Aと暗黙のうちに意思を相通じ、Bを放置して死亡させたという、殺人の事案において、被告人は、Aと暗黙のうちに意思を相通じ、Bを相通じ、被告人とAの医療措置を受けさせない等の不作為によりBを死亡させたのであるから、殺人の実行共同正犯と構成要件的に等価値であると評価することができ、不作為による殺人の実行共同正犯と構成要件的に等価値であると評価することができ、不作為による殺人の実行共同正犯が成立すると認定し、原判決の判断は結論において相当であるとして、被告人の控訴を棄却した。	母親が、交際相手と共謀の上、3歳の長女に対して、4か月近くにわたり、十分な食事を与えるなどの適切な養育をすることなく、さらに、途中、医療機関による治療を受けさせるべきことを認識しながら、被害児の実の父にも、実家の両親にも、被害児の状況を知られたくないとの思いから、被害児を極度の低栄養により飢餓死させた事案について、たとえ、被害児に対して、その死亡の当日まで食事や水分を与える等していたとしても、殺人罪の未必の故意が認められるとした上で、被告人は、共犯者の愛情をつなぎとめようとして、被害児があたかもいないかのように振る舞おうとする余り、被害児を極めて邪険に扱ったもので、身勝手極まりない動機や経緯に酌量の余地などないとして、懲役12年を言い渡した。	な際相手と共謀の上、交際相手の実子である3歳の子を、3ヶ月余りもの間、交際相手と同様していたワンルームのアパートのロフト上に隔離し、交際相手が十分な食事を与えず、同児をほとんど構わず虐待して、同児を極度にやせた状態に陥らせていることを知りながら、これを容認しつつ共に放置し、医療機関による治療が必要な同児に治療を受けさせないまま死亡させた事案について、被害児に医療機関による治療を受けさせることについて、特段の支障はなかったことから、被告人にも同児に対してその救命のために速やかに医療機関による治療を受けさせる義務があったとして、殺人罪の共同正犯が成立すると認定した。
懲役2年4月	懲役2年4月 執行猶予4 年	控訴棄却 (両名:懲 役7年)	懲役12年	懲役8年
母親が、被害者 (11 験) (たかずかな食べ 物や水分を与えるの みで、漫然と同児を 放置し、よって同児 を削験状況下による 表現により死亡させ 大事例	の、条的側責帰離、事控い件な面任すな教例	妻が不貞をして出産 い熱傷を負ったにも かかわらず、妻と共 課しての医療措置を 受けさんで、 を がっさんでも が、 り がなりで、 な がなりで、 を がなりを を を を	母親が、長女 (3歳) に対して、4か月近 くにわたり、十分な 食事を与えるなどの 適切な養育をするこ となく死亡させた事 例	上記事例の被告人の 交際相手について、 殺人罪の共同正犯が 成立するとした事例
平14 (わ) 773号	平15 (う) 59号	平17 (う) 80号	平17 (わ) 209号	平17 (わ) 209号
岡口地裁(判決)	広島高裁 岡山支部 (判決)	広島高 岡山大部 (判決)	s いたま地数 地数 (判決)	s c s s s s s s s s s s s s s s s s s s
H15.4.23	H16.1.28	H17.8.10	H17.10.12	H18.5.10
i			<u></u>	l

性的虐待事例

	裁判所	事件番号	事件名	主文	概要	掲載誌	評釈等
さいたま 平地裁 (判決) 1(16年4	平13 (わ) 694号・ 1014号・	当時11歳であった妻 の連れ子を強姦し、 さらに15歳となった ゴケと正当な理由な く性交をしたという 事例	懲役5年	被告人は、幼い少女に性的興味を抱き、当時9歳の妻の連れ子をフィリピンから引き取って養育し始めて間もないころから、同女に対して性的ないたずらをするようになり、やがてそれだけでは満足できなくなって、本件一連の犯行に及んでいるのであり、犯行の動機に酌量すべき余地はなく、また、被告人は、公判廷において「被害者と一緒に暮らしたい」とか、「私が身を引けば被害者が家族と暮らせることは分かるが、その判断は被害者に任せる」などと、およそ被害者の心情や被害の深刻さを自覚しているとは思われない供述をしており、十分な反省の態度はうかがわれないとして、懲役5年を言い渡した。	裁判所 HP	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/DD0 4583B223F8370 49256BF900157 641.pdf
	33 33	平14 (わ) 306号・ 343号・ 398号・ 531号	実の娘である被害者 (13歳)を自動車内 で強姦し、その際傷 害を負わせた事例等	無期懲役	関係証拠によれば、被害者は、髪をかきむしったり、何かに怯えて一人でいるのが怖いといった症状や、自分が日々経験している苦しい出来事を深刻に受けとめないよう自分 ま自身でコントロールする虐待児特有の精神症状も見受けられ、本件強姦致傷の結果は重大であるとして、その他の強姦、殺人、死体遺棄の事案と併せ、被告人を無期懲役に処した。	裁判所 HP	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/7881 ED2FE9379FA9 49256D5F0021A A4C.pdf
東京高裁 平 (判決) 7.7		平17(う) 745号	父親が13歳の実の娘をして自己を相手にをして自己を相手に性交させて児童に淫行を指手に行きまた。 行をさせて児童に淫行をさせた事例	控訴棄劫 (懲役6年)	被告人が、中学1年の集の娘(当時13歳)をして、自宅で2回にわたり自己を相手に性交させて児童に淫行させたという児童福祉法違反の事案について、被告人は、同女がまだ小学校4年生のころから同女を相手にわいせつ行為を開始し、聞もなく性交するようになり、以来約2年間にわたりこれを繰り返し、そのため同女が妊娠して出産したが、それでも同女との性交を止めようとせず、本件犯行に及んだもので、人の道を外れたとしか言言いようのない犯行である上、同女の人格形成に多大な悪影響を与えたであるうことは疑3かよう余地がなく、被告人が反省の態度を示していることなど有利な情状を斟酌しても、本件が児童福祉法違反事件の中でも厳しい非難に値する悪質な事案と評価せざるを得ないとして、被告人を懲役6年に処した原判決の量刑が重すぎて不当であるとは言えないとした。	高檢速報 3242 p.125	

,事例	
子綴し	

	出沃田	裁判所	事件番号	事件名	英世	- 超級	掲載誌	評釈等	
43	H132.15	神 海路 (決定) 高	平13 (少) 48号	分娩した男児を殺害 し放置した19歳の女 子少年を中等少年院 に送致した事例	中等少年院送羧	分娩した男児を浴槽の湯の中に入れ、殺害して放置した19歳の女子少年に対する殺人、 死体遺棄保護事件において、少年の年齢及び本件非行の重大性、悪質さからすれば、少 年を刑事処分に付することも検討する必要があるが、少年には、一般的な非行性は認め られず、本件非行は少年の未成熟な面によって惹起されたといえること、実父は、少年 の受け入れに積極的であり、今後、少年の社会復帰に向けた働きかけが期待できること などから、刑事処分をもってのぞむことは相当でなく、矯正教育を施すことによって、 少年の資質面での問題点を改善することが必要であるとして、少年を中等少年院に送致 した。	家裁月報 53-8 p.84		
44	H13.9.19	横浜地裁 川崎支部 (判決)	平13 (わ) 265号	母親が、育児の行き 詰まりから、当時4 か月の長男を殺害し た事例	懲役3年 執行猶予4 年	被害者の母親である被告人が、育児の行き詰まりから、当時4か月の長男に対し、殺意を もって、その前頸部を左手の母指及び示指等で圧迫し、同児を死亡させた殺人の事案に おいて、弁護人が、声を出すことのできなかった被告人に代わって被告人の夫が本件犯 行を医療関係者に告げたことから被告人の緊急逮捕に至ったものであり、自首が成立す ると主張したが、被告人が夫に対して自らの犯行を打ち明けたことは認められるが、被 自告人は、夫に対して捜査人の犯人をものではなく、また、夫が捜査機関に 申告するのが当然であったともいえないから、被告人が、夫を介し、捜査機関に対して犯事集を申告して自首したものとは認められないとする一方、被告人は、産後のうろ病の症状の下で突発的に本件犯行に及んだものであって、恒常的ないわゆる「幼児虐待」があったとは認められないとする一方、被告人は、産後のうろ病の症状の下で突発的に本件犯行に及んだものであって、恒常的ないわゆる「幼児虐待」があったとは認められないとして、複告人に懲役3年、執行猶予4年を言い渡した。	裁判所 HP	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/ DA6D6E4D091 EAAE549256B 5A00016381.pdf	

					,
	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/ CFEAAC31C AE938749256C E0000C9A69.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/F8E C3F4760CD1810 49256CB4001 BE254.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/5DD 14957C5DFC119 49256CF7002E0 4EA.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/87F ED38198B112E7 49256F8E002 0A877.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/ pdf/2006041120 3816.pdf
LEX/DB インター ネット	裁判所 HP	裁判所 HP	判 <i>タ</i> 1164 p.292 裁判所 HP	裁判所 HP	裁判所 HP
被告人は、生まれてくるであろう子の父親が被告人に愛情を失っているのであれば、もにやその子を産んで育てても意味はないなどとして、本件犯行に及んでおり、母親としての自覚と責任を欠いた極めて身勝手かつ自己中心的な犯行であり、本件犯行の約5年前にも、本件と同様の犯行により、執行猶予付きの判決を受けていることからも、被告人の刑事責任は重大であるとして、被告人に懲役6年を言い渡した。	被告人が、生活者から将来を悲観して、長女であるAを殺害し、自分も自殺して心中しようと決意し、就寝中のAの首をスカーフで絞めて殺害したという殺人の事案について、弁護人が、被告人は心神耗弱状態にあった旨主張したが、関係各証拠によれば、本件当時、被告人の精神状態が、うつ的な症状をもって不安定であったことは否定できないとしても、その別責責任能力は完全であったものと認められるとした上で、本件犯行に至った経験及び動機は、あまりにも身勝手かつ短絡的で、犯行態様も残忍と言わざるを得ないが、客観的に見て、両親や姉らを頼ったり、生活保護を受けるなどの有用な選択手段が被告人にはあったと考えられるとしても、被告人は、私と一緒に、何とか生きていくための真摯な努力を被告人なりにしてきたと認められること、被告人は、本件を強く後悔していること、前科前歴がないこと等を考慮して、懲役5年を言い渡した。	本件は、被告人が、自己が妊娠していることに気づいたものの、交際相手にも両親にも妊娠の事実を告げないまま臨月を迎え、深夜、自宅にいた母親に助けを求めることもなく、1人で自宅の便所内で男児を出産し、その処置に窮した末、とっさに同児を殺害しようと決意し、犯行に及んだというもので、混乱した心理状態にあったとはいえ、余りにも短絡的で、我が子に対する慈しみの気持ちを忘れた、身勝手で自己中心的な犯行といわさるを得ないとして、被告人に懲役3年、執行猶予4年を言い渡した。	当時愛人関係にあった被告人両名が共謀して、被告人人の夫と実子を保険金目的で殺害し、生命保険会社から保険金を驅取するなどした事案において、家族内の犯行であるということに関しては、「法律は家庭に入らず」として、一定の財産犯については不処罰としたり、あるいはその処罰を被害者の意思に委ねるものとされ、殺人のような重大な犯罪にあっても、家族内の犯行として、刑が軽減される例は珍しいことではないが、家族内の犯行で刑が軽減される例が多いのは、その動機が家族内の人間関係に根差した酌む、111で、よらのであったり、犯行謙様もそれらの苦悩から衝動的、発作的になされたものであったり、これらの事情を権れて、家族内の犯行という一事だけで刑が軽減されるものでは、財ンこれらの事情を離れて、家族内の犯行という一事だけで刑が軽減されるものではない、本件は、前述のとおり、夫殺害については、夫婦間の不満、僧しみを発端とするものではなるが、結局は金銭欲、打算的な考えに基づく計画的で冷酷な犯行であり、実子殺害に至っては、酌むべきものの全くない冷酷無比の犯行であって、家族内の犯行として刑が軽減されるべき前提をおよそ欠いているといわざるを得ないとして、被告人両名に死刑を軽減されるべき前提をおよそ欠いているといわざるを得ないとして、被告人両名	被害児の母親である被告人が、集子を殺害しようと企て、同児を居宅の窓から投げ落としたが、全治約3日間を要する全身打撲の傷害を負わせるにとどまり、その目的を遂げなかったとして、殺人未遂の罪に問われた事案について、被告人の捜査段階における自白には、被告人の作り話ではないかという合理的疑いを入れる余地がある上、それに対する十分な補強証拠もないから、被告人が被害児を本件窓から投げ落としたことについては合理的疑いを容れないほどの立証がないとして、無罪とした。	女児を分娩した被告人が、生まれて聞もない同児の顔面等を自己の左上腕部付近に押し付けて圧迫したり、同児の頸部に臍帯を数回巻きつけて緊縛したりするなどして殺害した事案において、本件犯行動機は誠に自己中心的で短絡的というほかない上、極めて冷酷かつ残忍な犯行というべきであり、本件では、嬰児殺の中でも悪質と評価すべきであるとして、被告人に対し、懲役3年の実刑を言い渡した。
懲役4年6月	懲役5年	懲役3年 執行猶予4 年	死 [刊]	無罪	懲役3年
自室にて男児を分娩 した被告人がその処 置に困り、窒息死さ せ、自動車内に死体 を遺棄した事例	母親が、生活者から 将来を悲観して、長 女 (7歳) を殺害し、 自分も自殺して心中 しようと決論し、就 浪中つち失命首し、就 カーフで絞めて殺害 した事例	被告人が、自宅の便 所内で分娩した男児 の処理に窮し、殺意 をもって、同児の口 腔内にトイレット ペーパーの固まりを 計め込んで殺害した	母親とその内縁の夫が共謀の上、保險金田的で実子(次現・当時16歳)を殺害するなどした事件において、母のでした事件において、母らに死刑が言い。後された事例言い渡された事例	集子を殺害しようと 企てたとして、殺人 未遂の罪に問われた 母親に無罪が言い渡 された事例	女児を分娩した被告 人が、生まれて聞も ない同児を殺害した 事例
平13 (わ) 270号	平14 (わ) 30号	平14 (わ) 967号	平11 (わ) 188号・ 211号・ 225号・ 251号	平15 (わ) 264号	平17 (わ) 315号
甲府地裁(判決)	青森地 以前支部 (判決)	さいな 報報 (単決)	長崎池 (判決)	旭川地裁(判決)	鹿児島地 裁 (判決)
H13.10.25	H14.10.24	H14.11.1	H15.1.31	H16.12.15	H18.3.10
45	46	47	48	49	20

心神耗弱事例

)	54 5 220 1-110	,							
	判決日	裁判所	事件番号	事件名	主	克 勒	掲載誌	評釈等	
51	H15.7.15	s を といれ (地数 (地)	平14 (わ) 411号	無理心中事条において、被告人は、神経 に、被告人は、神経 症性うの病又は、神経 性うの病による自殺 診臓を伴う知うの状態にあったため、心 神耗弱の状態にあっ たとした事例	懲役7年	母親である被告人が、知的障害のある次女(6歳)の将来を悲観し、次女とともに長女(8歳)も道連れに自殺しようと企て、2人を乗せた自動車内に火を放ち焼死させた事業につき、弁護人が、被告人は本件犯行当時、重度のうつ病に罹患しており、心神喪失ないし、神経病の状態にあったと主張したのに対し、神経症性又は反応性のうつ病に罹患していたとする鑑定を採用し、また、犯行後、かけつけた男性に対し、車内に子供がいる旨告げるなどした犯行後の被告人の言動は、結果の重大性を十分に認識していたと認めることができ、本件犯行当時、被告人が事理を弁職しその弁職に従って行動する能力を全く失っていたとは認められないとして、心神耗弱の状態にあったと認定した。	裁判所 HP	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/28B D4534E980C6B3 49256D95001E0 EBB.pdf	

施設等における虐待児例

証言能力
能力.
化 斯

	被告人が同居していた内妻の子である被害児童に対し、同児が13歳未満であることを知りながら姦淫したという事案において、被害児童作成の告訴状および検察官に対する供心調書抄本によれば、本件被害の内容を具体的に認識しつつ、被害感情を持って被告人に対する処罰を求めているものと認められるのであり、C子が告訴当時12歳3か月の小学が年でおするでいって、自分の供述内容の意義を理解していなかったと疑うべき事情は窺われず、その告訴他力に欠けるところはなく、昨今、児童虐待の事例が目に付き、民童の保護が強く叫ばれる情勢に照らしても、被告人の行為は厳しい非難を免れないとして、被告人が自縁の其の正による。被告者の遺体の損傷状況や、被告人の足職りを窺かせる客観的事情が存在すること等に加え、これらの諸事情と符合する数違者の別(当時5歳)の目撃供述があり、その目撃事実を聞いたという相母の証言の信用性を詳細に検討した上、被害者の兄による証言學事実を聞いたという相母の証言の信用性を詳細に検討した上、被害者の兄による証言の証拠能力及び信用性を肯定し、被告人の暴行による傷害致死罪の成立を認め、本件については、多分に偶発的な要素がみられる不幸な事件という側面も窺え、虐待を繰り返といては、多かに傷きの正にした虐待死のような悪質な事業とは様相を異にするといえることにある。	被告人が同居していた内妻の子である被害児童に対し、同児が13歳未満であることを知りながら姦淫したという事案において、被害児童作成の告訴状および検察官に対する供述調書抄本によれば、本件被害の内容を具体的に認識しつつ、被害感情を持って被告人に対する処罰を求めているものと認められるのであり、C子が告訴当時12歳3か月の小学6年生でかったといって、自分の供述内容の意義を理解していなかったと疑うべき事情に強われず、その告訴能力に欠けるところはなく、昨今、児童虐待の事例が目に付き、児童の保護が強く叫ばれる情勢に照らしても、被告人の行為は厳しい非難を免れないとして、被告人が内縁の大の連れ子である3歳の幼児の腹部を足臓りとで統しい非難を免れないとして、被告人が内縁の大の連れ子である3歳の幼児の腹部を足臓りと変傷的事情が存在すること等に加え、これらの諸事情と符合する被害者の兄(当時5歳)の目撃供述があり、その目撃事実を聞いたという祖母の証言の信用性を詳細に検討した上、被害者の兄による証言の正規を持つないる。 を告えの足による超らいていては、多分に関発的な要素がみられる不幸な事件という側面も窺え、虐待を繰り返したこえべくしてはことには様相を異にするといえることとかえることといえることといえることとのよることとのよることといた。	強姦の被害者が告訴 当時12歳3か月の小 学6年年であったか らといって、告訴能 カに欠けるところは ないとされた事例 数害者の兄である5 歳兄の目撃供述等か ら被告人を有罪とし た事例	強姦の被害者が告訴 当時12歳3か月の小 学6年生であったか わ) 91号 うといって、告訴能 力に欠けるところは ないとされた事例 被害者の兄である5 平14(わ) 歳児の目撃供述等か ら被告人を有罪とし た事例	強姦の被害者が告訴 当時12歳3か月の小 学6年生であったか らといって、告訴能 力に欠けるところは ないとされた事例 被害者の兄である5 歳兄の目撃供述等か ら被告人を有罪とし た事例
いる)と改う策	被告人が内縁の夫の連れ子である3歳の幼児の腹部を足蹴り で、被害者の遺体の損傷状況や、被告人の足職りを窺わせる3 等に加え、これらの諸事情と符合する被害者の兄(当時5歳) 撃事実を聞いたという祖母の証言の信用性を詳細に検討した の証拠能力及び信用性を肯定し、被告人の暴行による傷害致 ついては、多分に偶発的な要素がみられる不幸な事件という にたこべくして起こした虐待死のような悪質な事案とは様 たから、かなれた5日を言い。	被告人が内縁の夫の連合で、被害者の遺体の損等に加え、これらの諸等に加え、これらの諸撃手を聞いたというの証拠語力及び信用性のいては、多分に偶然したした。とれて、多分に関係がら、後から、後後れたのと、	被害者の兄である5 歳児の目撃供述等か ら被告人を有罪とし た事例	被害者の兄である5 平14(わ) 歳児の目撃供述等か ら被告人を有罪とし た事例	被害者の兄である5 薬児の目撃供述等か 2639号 ら被告人を有罪とし た事例
.	添1×4十0万で	かなも 中リリュ	し起こるべくして起こした虐待死のような悪質な事案とは様 等から、懲役4年6月を言い渡した。	したしょう	等から、懲役4年6月を言い渡した。
足術な言う、田林ら	被告人が、内縁の夫の連れ子である3歳児を自宅内で折檻死させた事案において、被害児の兄である6歳児の目撃証言は、事件当時から証言時まで約1年4か月が経過している等、信用性を減じる方向に働く可能性のある事情も認められるが、その証人尋問は、女性保育士を付添人に付し、非公開で行われるなど、幼児の証言を得るための相応の配慮がなされていると認められる上、幼児が年齢相応に記憶に従って自然に供述している様子がうかがわれ、遺体の成傷機序等とよく整合しているなど、証言縁取の過程、供述経過、他の証拠との整合性に照らすと、その証言内容は十分信用できるものであるとして、さらに、遺体の成傷機序等にかんがみて、事故死であるとは認められないとして、本件が数告人による被害児の腹部を足職にした暴行に起因するものであると起気判決を結れた。	被の間でなる。 大学の はない はない はない はない はない ない な	被告人の内縁の夫の 連れ子に対する傷害 致死につき、被害児 の兄である6歳児の 日曜証言等から認定 した事例	被告人の内縁の夫の 連れ子に対する傷害 平17 (う) 致死につき、秘害児 の兄である6歳児の 日撃証言等から認定 した事例	被告人の内縁の夫の 連れ子に対する傷害 致死につき、被害児 の兄である6歳児の 日曜証言等から認定 した事例

	クに 利用
	6
7	6
1	ز
	Œ
	Ė
	Ш
	Ķ

X	※声は付ってるがず	ナシ シンじま							
	判決日	裁判所	事件番号	事件名	\ \ \ \ \ \ \	大学 一	掲載誌	評釈等	
57	H17.3.24	名古屋 数 (判決)	平16 (わ) 2314号・ 2476号	被告者の を を を を を を を を を を を を を	被告人 A (長女): (長女): (長女): (長女): 機能 12年 機能 12年 機能 2年 勝	被告人Aが母親の首を絞めて殺害したという殺人の事案及び被告人両名が、被害者の遺体を被害者方の床下に埋めた死体遺棄と被害者の口座から現金を引き出した有印私文書偽造・同行使、詐欺の各事案において、被告人Aの母親の殺害態様は、確定的故意に基づくもので、悪質であり、被告人Aが被害者から虐待されていた記憶がよみがえったとしても、それは10年以上前のことであり、犯行時において、被害者に殺害されるまでの「落ち度があったとは認められないとする一方、被告人Aが被害者から虐待を受けていたことが殺人の犯行の遠因となったことは否定しがたいこと、計画性は認められないこと等から、被告人Aに懲役12年を言い渡した。	裁判 TP	http://www. courts.go.jp/ hanrei/pdf/3A2 38E94D1B49739 4925707C0009 AD44.pdf	

ь.	
http://www. courts.go.jp/ hanrei/ pdf/2007041117 4054.pdf	http://www. courts.go.jp/ hanrei/ pdf/2007060410 5448.pdf
裁判所 HP	裁判所 IIP
被告人や被告人の長男に対し日常的に暴力や脅迫を行い、被告人の長女に対しては性的 虐待を繰り返していた内縁の夫を、被告人が長男と共謀して殺害した上、その死体を空 き地に放置したという殺人及び死体遺棄の事案において、弁護人が、被告人には過剰防 備が成立する旨主張したが、本件犯行時において、被害者の暴力は現実化していないし、 被告人らは、長女が児童相談所に保護される前からすでに被害者殺害及びその罪証隱滅 力法等を計画していたことから、殺害行為を正当視することはできず、厳しい非難を免 れることはできないが、被害者は被告人及びその子らに日常的に暴力を振るっていた上、 被告人の長女に対して性的虐待を繰り返すなど常軌を逸した行動に出ており、被害者に、 本件に至る経緯において極めて重大な落ち度が認められることなどを考慮して、被告人 に懲役7年を言い渡した。	事案の長男について、弁護人が、被告人には過剰防衛が成立する旨主張 行時において、被害者の暴力は現実化していないし、被告人らは、以前 殺害及びその罪証隠滅方法等を計画していたことから、殺害行為を正当 きず、厳しい非難を免れることはできないが、被害者は被告人並びにそ 日常的に暴力を振るっていた上、被告人の妹に対し性的虐待を繰り返す た行動にも出ており、被害者に本件に至る経緯において極めて重大な落 ることなどを考慮して、被告人に懲役2年6月以上3年6月以下の不定期刑
懲役7年	懲役2年6月 以上3年6月 以下
被告人や被告人の長 男に対し日常的に暴 力や脅迫を行い、被 は上の長女に対して は性的虐待を繰り返 していた内縁を繰り返 後害し、その死体を 遺棄した事例	上記事例の長男である16歳 の少年 に対し、不定期刑が言い、 渡された事例
平18 (わ) 254号	平18 (わ) 281号
函館地裁 (判決)	函館地裁 (判決)
H19.3.29	H19. 5.15
928	88.89

护
ュ
10
4
IJ
紪
徙
κ

	判決田	裁判所	事件番号	事件名	主文	超	掲載誌	評釈等
59	H17.11.7	名古屋高 数 (判決)	平17 (う) 248号	実子 (4歳) に対する交際相手の暴行を制止しなかった母親に、不作為による傷害等。 不作為による傷害致死幇助の成立を認めた事例	控訴棄却	被告人は、被害児(当時4歳)の実母であり、唯一の親権者として同児を保護すべき立場にありながら、自らの意思で同児の生活圏内に交際相手のAの存在という危険な因子を持ち込んだものであり、自らの責めにより同児を危険に陥れた以上、Aとの関係においてはその危険を自らの責任で排除すべき義務をも負担するに至ったと解されるから、社会通念上、被告人にAの被害児に対する義行を阻止すべき義務が課せられていたと解するのが相当であり、不作為による特別がにおいては、犯罪の実行をほぼ確実に阻止できたのに放置した」との要件を必要とするものでないとして、不作為による傷害変死幇助の成立を認め、原判決には不作為による制助の成立要件に関して法令の解釈、適用の誤りはないとして、控訴を棄却した。	高檢速報 716 p.292	

から名

	評釈等	村井敏邦・法セ増刊(速報判例 解説)1号201頁
	掲載誌	判タ 1225 p.227 判時 1950 p.173
	概要	被告人両名の次女が、交際していた男性と同居して生活するため、被告人両名の了解を得ないまま実家を出て、当時3歳4か月の長女と2歳年下の長男を伴い上記男性と同様し始めたことから、次女を説得して実家に連れ戻そうとしたところ、口論となったことから、長女を上記実家に連れて行き、もって、未成年者を誘拐した事案について、被告人両名においては、長女が虐待されると憂慮していたことに加え、本件では、次女が報告人両名に長女の引渡しを求める法的手段として、家庭裁判所の調停手続などにより被告人両名と大女の間で話し合う機会に乏しく、当初から人身保護の請等手続などにより被告人両名とより間題の解決を困難にした事情とよる会地がある上、その法的な正当性はともかく、被告人両名による長女の養育状況目体は、その福祉に反するものであったとはいえないこと、本件犯行は計画的犯行ではなく、祖父母が、幼児を直前まで平穏に生活していた住居に連れ戻した点に照らせば、その安全を脅かすものともいえないこと等から、執行
	土	破棄自判 (懲役10月· 執行猶予3 年)
	事件名	祖父母による未成年者誘拐事件につき懲役10月の実刑が破棄されて執行猶予が付された。
	事件番号	平17(あ) 2437号
	裁判所	最高裁第 一小法任 (判決)
<u>)</u>	判決日	H18.10.12
,		09

資料7 児童虐待関係文献リスト

2004.5 特集 岸和田事件が問いかけるもの - 子どもへの虐待を許さない社会 はらっば編集部 (1.29ビュー 岸和田事件が問いかけるもの - 子どもへの虐待を許さ (1.5) (1.5) (2.5	ヨシダツネオ	2004.5	児童虐待ケースに対する司法関与制度試案―社会保障審議会児童部 会報告書を手掛かりに― (特集 日本子どもの虐待防止研究会第9回 学術集会 (京都大会))	日本子どもの虐 待防止研究会	子どもの虐待とネグ レクト 6-1	129–136	日本子どもの 虐待防止研究 会
4ンかじュー 岸和田事件が聞いかけるもの一子ともへの虐待を許さ はらっば編集部 (4ンかじュー 岸和田事件が聞いかけるもの一子ともへの虐待 はらっば編集部 (4) ない社会へ (4) 株 岸和田事件が聞いかけるもの一子ともへの虐待 はらっば編集部 (4) な計さんとから (4) 株 岸和田事件が聞いかけるもの一子ともへの虐待 はらっば編集部 (4) な計さんとから (4) 株 岸和田事件が聞いかけるもの一子ともの虐待 (4) 日本法政学会 (4) とおったま事をあるが表していて (4) 株 ストップ (4) 促進信号が上に向けて収組なたこいて (4) 株 ストップ (4) 促進信号が上に向けて収組なたこいて (4) 株 ストップ (4) 促進信号 (5) と2004.6 特集資料 1 ▼ (4) 定進信号 (5) と2004.6 特集資料 1 ▼ (4) 定進信号 (5) と2004.6 特集資料 2 ▼ (4) 定進信号 (5) と2004.6 特集資料 2 ▼ (4) 定進信号 (5) と2004.6 特集資料 2 ▼ (4) 定進信号 (5) に対した (4) を ストップ (4) 定進信号 (5) と2004.6 特集資料 3 ▼ (4) 定進信号 (5) と2004.6 特集資料 3 ▼ (4) 定進信号 (4) に対していて、関連した組みといると、関連に対していて、関連に対して、不足が関係として、関連に対して、大きないて、関連に対し、対しに対して、大きないて、関連に対し、対しに対して、対しに対しが対しが対しが対しが対しに対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対		2004.5	特集 岸和田事件が問いかけるもの一子どもへの虐待を許さない社会 へ—	よらっぱ編集部	はらっぱ 240	2-8	子ども情報研 究センター
2004.5.15 トイツにおける「親権」の最近の動向一懲戒権と児童虐待の視点か 日本法政学会	111	2004.5	インタビュー 岸和田事件が問いかけるもの―子どもへの虐待を許さない社会へ― (特集 岸和田事件が問いかけるもの―子どもへの虐待を許さない社会へ―)	よらっぱ編集部	はらっぱ 240	2-5	子ども情報研 究センター
2004.5.15 子どもの立場からみた家事手続のあり方 (日弁連司法改革シンポジウ 2004.5.22 ドイツの里親制度―児童虐待との関連から― (含 質問と意見交換) 2004.5.22 ドイツの里親制度―児童虐待との関連から― (含 質問と意見交換) 2004.5.24 展閲等への連絡等の状況について (特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 程集資料 1 ▼見童信存の対応について (特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 特集資料 2 ▼現在長期間学校を休んでいる児童住徒の状況及び児童 信持に関する通信の (特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 特集資料 2 ▼現在長期間学校を休んでいる児童住徒の状況及び児童 信待に関する関係機関等への連絡等の状況について一都道係県教育 2004.6 委員会立正と立小中学校について調査した結果― (特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 接債待の方面に公立小中学校について調査した結果― (特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 接債待の方面に公立小中学校について調査した結果― (特集 ストップ! 児童虐待の 2004.6 接債待の方面に公立小中学校について調査した結果― (特集 ストップ! 2004.6 接債持足のケア < 特集 > 2004.6 接債持関を分割を検討を対応ができる校内体制を(特集 2 虐待の疑 学校教育相談研 2004.6 数債待提勘らかると 児童虐待の正で考え後内体制を(特集 2 虐待の疑いを愿 学校教育相談研 2004.7 まず子ともを支え適切な対応ができる校内体制を(特集 7 ともの疑いを愿 学校教育相談研 2004.7 ときる) 2004.7 ときると見を信待からする) 2004.7 にたとき) 2004.7 児童相談所で考える児童虐待対係の課題 (特集 子ともと親を虐待からする) 2004.7 保護 手ともと親を虐待からする) 2004.7 保護 手ともと親を虐待からする) 2004.7 保集 子ともと親を虐待からする) 2004.7 保集 子とも、2004.7 保集 子ともの人を記しました。2004.7 保集 子とも、2004.7 保集 子ともの人権利・2004.7 保集 子ともの人を記しませい。 2004.7 保集 子ともの人権利・2004.7 保集 子ともの人徒 2 と見述 2 と見	#	2004.5.15	ドイツにおける「親権」の最近の動向—懲戒権と児童虐待の視点から—	1本法政学会	法政論叢 40-2	182-191	日本法政学会
2004.5.22 ドイツの里親制度―児童虐待との関連から―(含 質問と意見交換) 2004.6 児童虐待の応に向けた収組みについて(特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 特集資料 1▼児童虐待の近について(特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 特集資料 2▼児童虐待の正に関する通知(特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 特集資料 2▼児童虐待的正に関する通知(特集 ストップ! 児童虐待) 4 特集資料 2▼児童虐待的正に関する通知(特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 特集資料 3▼現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童虐待に関する関係機関等への連絡等の状況について一部道府県教育 2004.6 保健所が開発した児童虐待的上アセスメント 2004.6 保健所が開発した児童虐待的上アセスメント 2004.6 投虐待児のケア < 特集 > 2004.6 投虐待児のケア < 特集 > 2004.6 投虐待についての研究(甲南大学総合研究所業書 70) 2004.6 投虐待についての研究(甲南大学総合研究所業書 70) 2004.7 まず子ともを支え適切な対応ができる校内体制を(特集 2 虐待の疑いを感 学校教育相談研し、かを聴じたとき) 2004.7 は童虐待に上資料(抜粋)(特集 2 虐待の疑いを感 学校教育相談研したとき) 2004.7 児童福詩的正漢教者(抜粋)(特集 2 虐待の疑いを感 発売 2004.7 とたとき) 2004.7 児童福詩的正法制の到達度を考える一子ともの人権と家族の支援一 第所 2004.7 児童相談所で考える児童虐待対策の課題(特集 子ともと親を虐待か 総合社会福祉研り2004.7 児童相談所に考える児童虐待が完か課題(特集 子ともと親を虐待か 発売 2004.7 児童相談所に表別の到達度を考える一子ともの人権と家族の支援一 総合社会福祉研 第二回子ともの権利条約 「もつつの報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研	バキツネオ	2004.5.15	子どもの立場からみた家事手続のあり方 ム)		判例タイムズ 1145	4-41	判例タイムズ 社
2004.5.24 機関等次を休んでいる児童生徒の状況及び児童虐待に関する関係 2004.6 児童虐待の防止に向けた取組みについて (特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 特集資料 1 ▼ 児童虐待のはについて (特集 ストップ! 児童虐待) (特集 ストップ! 児童虐待の対応について (特集 ストップ! 児童虐待) (特集 ストップ! 児童虐待の対応について (特集 ストップ! 児童虐待) (特集 ストップ! 児童虐待の対応 (特集 ストップ! 児童虐待) (表責を適しる力・中学校について) (表責を通したお果―(特集 ストップ! 児童虐待) (表責を通した力・中学校について) (表責を通した力・中学校についての研究 (甲南大学総合研究所業書 70) (表責ともを表え適りな対応ができる校内体制を (特集 2 虐待の疑いを閲 学校教育相談研 (本を歴じたとき) (2004.7 と様と対し (表集 子ともと (表集 子とも (表集 子ともと (表集 社 (本者	ハシュキコ	2004.5.22	ドイツの里親制度―児童虐待との関連から―〔含		新しい家族 44	20-35	養子と里親を 考える会
2004.6 児童虐待の防止に向けた取組みについて (特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 学校における児童虐待の対応について (特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 特集資料 2 ▼児童虐待防止に関する通知 (特集 ストップ! 児童虐待) 4 特集資料 2 ▼児童虐待防止・関する法律の一部を改正する法律案 (特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 特集資料 3 ▼現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童 持集資料 3 ▼現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童 持権に関する関係機関等への連絡等の状況について一都道府県教育 2004.6 時報サロン 新・法律エッセイ (13) 「人とは何か」 一子どもの虐待 (5) 2004.6 時報サロン 新・法律エッセイ (13) 「人とは何か」 一子どもの虐待 (5) 2004.6 限種所が開発した児童虐待防止・アセスメント 2004.6 2 教育法規あらかると 児童虐待か止・アスメント 2004.6 2 数育法規あらかると 児童虐待への対応 2004.7 まず子どもを支え適切な対応ができる校内体制を (特集 2 虐待の疑いを感 学校教育相談研2004.7 じたとき) 2004.7 にたとき) 2004.7 に対しが正法側の到達度を考える一子ともの人権と家族の支援 総合社会福祉研2004.7 に対しに法側の到達度を考える一子ともの人権と家族の支援 総合社会福祉研3点に同子ともの権利条約「もうつ一の報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研3のの。1 第二回子ともの権利条約「もうつつの報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研3	カガクショウ	2004.5.24	長期間学校を休ん 機関等への連絡等		文部科学広報 49	4	
2004.6 学校における児童虐待の対応について (特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 特集資料 1 ▼児童虐待防止に関する通知(特集 ストップ! 児童虐待) 4 集資料 2 ▼児童虐待防止等に関する法律の一部を改正する法律案 4 集資料 3 ▼現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童 持持に関する関係機関等への連絡等の状況について一都道所県教育 1 東電台に公立小中学校について調査した結果―(特集 ストップ! 児童虐待) 2004.6 保健所が開発した児童虐待防止アセスメント 2004.6 保健所が開発した児童虐待防止アセスメント 2004.6 保健所が開発した児童虐待防止ですスメント 2004.6 保健所が開発した児童虐待防止でする 2 を教育相談研 2 を選じたとき) 2004.7 まず子ともを支え適切な対応ができる校内体制を (特集 2 虐待の疑いを感 学校教育相談研 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	カワナツキ	2004.6	児童虐待の防止に向けた取組みについて(特集		月刊生徒指導 34-7	6-11	学事出版
2004.6 特集資料 1 ▼ 児童虐待助止に関する通知(特集 ストップ! 児童虐待) 特集資料 2 ▼ 児童虐待助止等に関する法律の一部を改正する法律案 (特集 ストップ! 児童虐待) 信養(特集 ストップ! 児童虐待) 信養(特集 ストップ! 児童虐待) 信養(内) 日童虐待) と004.6 禁責者 3 別 (1タニノボル	2004.6	学校における児童虐待の対応について (特集 ストップ! 児童虐待)		月刊生徒指導 34-7	12-17	学事出版
# 集集資料2 ▼児童虐待助止等に関する法律の一部を改正する法律案 特集 ストップ! 児童虐待)		2004.6	特集資料1▼児童虐待防止に関する通知(特集 ストップ! 児童虐待)		月刊生徒指導 34-7	31–33	学事出版
特集資料3▼現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況及び児童 「程序に関する関係機関等への連絡等の状況について一都道府県教育 「児童虐待」 「児童虐待」 「2004.6 時報サロン 新・法律エッセイ (13) 「人とは何か」一子どもの虐待 (5) 「2004.6 保健所が開発した児童虐待防止アセスメント 2004.6 数育法規あらかると 児童虐待への対応 2004.6 数育法規あらかると 児童虐待への対応 2004.6 3数育法規あらかると 児童虐待への対応 2004.7 いを感じたとき) こ004.7 いを感じたとき) こ004.7 したとき) 「日童相談所で考える児童虐待対策の課題 (特集2 虐待の疑いを感 学校教育相談研 2004.7 したとき) 「大とともなる兄童虐待対策の課題 (特集 子どもと親を虐待か 総合社会福祉研 5004.7 しましたとき) 2004.7 したとき) 「日童相談所で考える児童虐待対策の課題 (特集 子どもと親を虐待か 総合社会福祉研 5004.7 したとき) 「日童相談所で考える児童虐待対策の課題 (特集 子どもと親を虐待か 総合社会福祉研 5004.7 してとき) 「日童信待防止法側の到達度を考える一子どもの人権と家族の支援一 第504.7 に作り、特集 子どもと親を虐待から守る) 第676.7 に対し、 第676.7 に対し、 第766.7 に対		2004.6			月刊生徒指導 34-7	34-41	学事出版
2004.6 時報サロン新・法律エッセイ(13)「人とは何か」一子どもの虐待(5) 2004.6 保健所が開発した児童虐待防止アセスメント 2004.6 被虐待児のケア < 特集 > 2004.6.25 教育法規あらかると 児童虐待への対応 2004.6.25 教育法規あらかると 児童虐待への対応 2004.6.27 教育法規あらかると 児童虐待への対応 2004.7 まず子どもを支え適切な対応ができる校内体制を(特集2 虐待の疑いを感 学校教育相談研2004.7 2004.7 じたとき) 2004.7 とたとき) 2004.7 とたとき) 2004.7 とたとき) 2004.7 とたとき) 2004.7 とたとき) 2004.7 とたとき) 現童虐待防止法制の到達度を考える一子どもの人権と家族の支援一部連手級 発行会社会権利・ 2004.7 保集 子どもと親を虐待から守る) 第所 発売してどもの権利条約「もう一つの報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研算 第二回子どもの権利条約「もう一つの報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研算		2004.6	特集資料・3▼現在 虐待に関する関係 ³ 委員会を通じ公立 ⁷ 児童虐待)		月刊生徒指導 34-7	42-45	学事出版
2004.6 保健所が開発した児童虐待防止アセスメント 2004.6 被虐待児のケア < 特集 > 2004.6 規量虐待についての研究 (甲南大学総合研究所叢書 70) 2004.6.25 教育法規あらかると 児童虐待への対応 2004.6.30 裁権の判例総合解説 2004.7 す子どもを支え適切な対応ができる校内体制を (特集2 虐待の疑いを感 学校教育相談研したとき) 2004.7 じたとき) 2004.7 じたとき) 2004.7 じたとき) 2004.7 児童虐待防止法制の到達度を考える一子どもの人権と家族の支援一部の主席を考える一子どもの人権と家族の支援一部所に表現を虐待から守る) 2004.7 保集 子どもと親を虐待から守る) 第所 発売 第二 第二	トウタカオ	2004.6	時報サロン新・法律エッセイ(13) 「人とは何か」一子どもの虐待		戸籍時報 570	75-80	日本加除出版
2004.6 被虐待児のケア < 特集 > 2004.6 規重虐待についての研究 (甲南大学総合研究所叢書 70) 時事通信社 2004.6.35 教育法規あらかると 児童虐待への対応 時事通信社 2004.6.37 親権の判例総合解説 時事通信社 2004.7 まず子どもを支え適切な対応ができる校内体制を (特集2 虐待の疑いを感 学校教育相談研 2004.7 完成じたとき) 2004.7 じたとき) 発売 2004.7 児童相談所で考える児童虐待対策の課題 (特集 子どもと親を虐待か 総合社会福祉研 5年3) 2004.7 児童虐待防止法制の到達度を考える一子どもの人権と家族の支援一総合社会福祉研 32004.7 保集 子どもと親を虐待から守る) 2004.7 (特集 子どもと親を虐待から守る) 発所 2004.7 (特集 子どもと親を虐待から守る) 発所		2004.6	保健所が開発した		月刊母子保健 546		
2004.6 児童虐待についての研究 (甲南大学総合研究所叢書 70) 時事通信社 2004.6.25 教育法規あらかると 児童虐待への対応 時事通信社 2004.6.30 親権の判例総合解説 時事通信社 2004.7 まず子どもを支え適切な対応ができる校内体制を (特集2 虐待の疑いを感 学校教育相談研 2004.7 完全とき) 2004.7 にたとき) 発動係者虐待防止資料 (抜粋) (特集2 虐待の疑いを感 学校教育相談研 2004.7 コープの4.7 児童相談所で考える児童虐待対策の課題 (特集 子どもと親を虐待か 総合社会福祉研 2004.7 発売 2004.7 児童虐待防止法制の到達度を考える一子どもの人権と家族の支援一 総合社会福祉研 2004.7 発売 2004.7 保事 子どもと親を虐待から守る) 発売	=リノゾム ショウマサハル	2004.6	被虐待児のケア<特集		月刊少年育成 49-6	8-27	大阪少年補 導協会
2004.6.25 教育法規あらかると 児童虐待への対応 時事通信社 2004.6.30 親権の判例総合解説 時事通信社 2004.7 まず子どもを支え適切な対応ができる校内体制を(特集2 虐待の疑いを感 学校教育相談研 完全とき) 発放者 自 表示 2004.7 にたとき) 完たとき) コ 2004.7 児童相談所で考える児童虐待対策の課題(特集 子どもと親を虐待か 総合社会福祉研 完売る) コ 2004.7 児童虐待防止法制の到達度を考える一子どもの人権と家族の支援 総合社会福祉研 完成。 (特集 子どもと親を虐待から守る) またもと親を虐待から守る) 発売 またし 第三回子どもの権利条約「もうーつの報告書をつくる」と国連「最 総合社会福祉研 無に回子ともの権利条約「もうーつの報告書をつくる」と国連「最 総合社会福祉研		2004.6	児童虐待についての研究 (甲南大学総合研究所叢書		ı	I	甲南大学総合 研究所(神戸)
2004.6.30 親権の判例総合解説 学校教育相談研究さる校内体制を(特集2 虐待の疑 学校教育相談研究を定たとき) 2004.7 まず子どもを支え適切な対応ができる校内体制を(特集2 虐待の疑いを感 学校教育相談研定とき) 発教育相談研究を定たとき) コ 2004.7 児童相談所で考える児童虐待対策の課題(特集 子どもと親を虐待か 総合社会福祉研究表) コ 2004.7 児童虐待防止法制の到達度を考える一子どもの人権と家族の支援一総合社会福祉研究表別 東京とおと親を虐待から守る) 発売 2004.7 (特集 子どもと親を虐待から守る) 第5 第6社会福祉研究表別 第6社会福祉研究表別を追答を考える一子どもの人権と家族の支援一総合社会福祉研究の権利条約「もう一つの報告書をつくる」と国連「最終合社会福祉研究表別を担任を表別を指述を指令を含して国連「最終合社会福祉研究表別		2004.6.25	児童虐待への対応	寺事通信社	内外教育 5487	22	時事通信社
1 2004.7 まず子どもを支え適切な対応ができる校内体制を(特集2 虐待の疑 学校教育相談研究を感じたとき) 発動 2004.7 CAPNA学校関係者虐待防止資料(抜粋)(特集2 虐待の疑いを感 学校教育相談研究とたとき) 発動 2 2004.7 児童相談所で考える児童虐待対策の課題(特集 子どもと親を虐待か 総合社会福祉研究方の名) 2 2004.7 児童虐待防止法制の到達度を考える一子どもの人権と家族の支援一総合社会福祉研究所有 表別を虐待から守る) 2 (特集 子どもと親を虐待から守る) 発売 2 (特集 子どもと親を虐待から守る) 発売 2 第二回子どもの権利条約「もうーつの報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研究	トウタカオ	2004.6.30	親権の判例総合解		_	ı	信山社
2004.7 CAPNA学校関係者虐待防止資料(抜粋)(特集2虐待の疑いを感 学校教育相談研 2004.7 学校教育相談研 3004.7 コ 2004.7 児童相談所で考える児童虐待対策の課題(特集 子どもと親を虐待か 総合社会福祉研 3004.7 発売 2004.7 児童虐待防止法制の到達度を考える一子どもの人権と家族の支援 総合社会福祉研 3004.7 総合社会福祉研 3004.7 第二日子どもの権利条約「もう一つの報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研 3004.7 第二日子どもの権利条約「もう一つの報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研 3004.7		2004.7	まず子どもを支え適切な対応ができる校内体制を (特集2 虐待の疑いを感じたとき)	学校教育相談研 E所	月刊学校教育相談 18-8	26-29	ほんの森出版
コ 2004.7 ら守る) 児童相談所で考える児童虐待対策の課題 (特集 子どもと親を虐待か 総合社会福祉研 発所 児童虐待防止法制の到達度を考える一子どもの人権と家族の支援 総合社会福祉研 (特集 子どもと親を虐待から守る) 第一回子どもの権利条約 「もう一つの報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研 発所		2004.7	CAPNA学校関係者虐待防止資料(抜粋)(特集2虐待の疑いを感じたとき)	斧校教育相談研 5所	月刊学校教育相談 18-8	30–33	ほんの森出版
2004.7 児童虐待防止法制の到達度を考える―子どもの人権と家族の支援― 総合社会福祉研 (特集 子どもと親を虐待から守る) 究所 第二回子どもの権利条約「もう一つの報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研		2004.7	児童相談所で考える児童虐待対策の課題 (特集 子どもと親を虐待から守る)	&合社会福祉研 E所	福祉のひろば 通号 417	16–19	大阪福祉事業 財団
ハハハ 第二回子どもの権利条約「もう一つの報告書をつくる会」と国連「最 総合社会福祉研	コマサト	2004.7	児童虐待防止法制の到達度を考える―子どもの人権と家族の支援― (特集 子どもと親を虐待から守る)	社会福祉研	福祉のひろば 通号 417	22-25	大阪福祉事業 財団
2004./ 終所見」(特集 子どもと親を虐待から守る)	ロンソノコ	2004.7	第二回子どもの権利条約「もう一つの報告書をつくる会」と国連「最 終所見」(特集 子どもと親を虐待から守る)	総合社会福祉研 究所	福祉のひろば 通号 417	26–29	大阪福祉事業 財団

明治図書出版	全国社会保険協会連合会	全国社会福祉 協議会	明治図書出版	第一法規	日本加除出版	日本加除出版	警察時報社	裁判所職員総 合研修所	日本小児医事 出版社	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	金子書房	金子書房
H 8-9	4-6 B	12–19	74-77 B	41-45	61–68	116-121 E	6-8	84-91	1381–1388 H	147-180	175-180	182-204	182-186	187-195	196-204 唐	246-249	1115-1134	6111-2111
解放教育 34-7 (通 号 439)	社会保険 55-7 (通 号 648)	生活と福祉 580	学校運営研究 43-7 (通号 563)	法令解説資料総覧 270	戸籍時報 571	戸籍時報 571	警察時報 59-7	総研所報 1	小児科臨床 57 (增刊) (通号 673)	子どもの虐待とネグ レクト 6-2	子どもの虐待とネグ レクト 6-2	子どもの虐待とネグ レクト 6-2	子どもの虐待とネグ レクト 6-2	子どもの虐待とネグ レクト 6-2	子どもの虐待とネグ レクト 6-2	子どもの虐待とネグ レクト 6-2	児童心理 58-11 (通 号 809)	児童心理 58-11 (通 号 800)
解放教育研究所										日本子どもの虐待防止研究会	日本子どもの虐待防止研究会	日本子どもの虐待防止研究会	日本子どもの虐 待防止研究会	日本子どもの虐待防止研究会	日本子どもの虐待防止研究会	日本子どもの虐 待防止研究会		
座標 深刻化する児童虐待問題―親権への介入とその回復に向けて―	改正児童虐待防止法の概要	児童虐待の防止に向けた取り組みについて (特集 虐待をめぐる諸課題の現状)	文教ニュース 児童虐待への対応で文科省通知,問題行動対応で関連 機関と連携	法律解説 [厚生労働] 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律―平成 16 年 4月 14 日法律第 30 号―	児童虐待の防止に向けた取組みについて	時報サロン 新・法律エッセイ (14) 「人とは何か」 一子どもの虐待 (6)	児童虐待問題に思う	虐待が問題となる少年事件の調査における留意点 (平成 15 年度少年 調査実務研究会結果報告)	児童虐待防止法の改正の動き (子どもの心のケア―温かく育むために一) — (総論3家庭のあり方と子どもの心)	特集1性的虐待	日本における性的虐待への対応の現状と課題 (特集 1 性的虐待)	特集2虐待死―その実態と法的処置―	法医学にみる虐待死亡児 (特集 2 虐待死―その実態と法的処置―)	児童虐待に対する刑事司法の現状とあるべき姿についての考察-2 つのネグレクト死事件から見えてくるもの (特集2 虐待死その実態と法的処置)	子どもを守る社会資源と精神の貧困―公的機関が関与した虐待死亡 ケース取材から― (特集 2 虐待死―その実態と法的処置―)	市民からの児童相談所への児童虐待通告の意義と問題点	[第二特集] 児童虐待をどうしたら防げるか一大阪岸和田の事件から学ぶもの―	虐待がなぜ頻発するか([第二特集] 児童虐待をどうしたら防げるか ――士 胎 岩和田の 事体 から ヴジュの―)
2004.7	2004.7	2004.7	2004.7	2004.7	2004.7	2004.7	2004.7	2004.7	2004.7	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8
モリタヨウジ		コウセイロウドウ ショウコヨウキント ウ・ジドウカテイキョ クソウムカギャクタイ ボウシタイサクシッ	アダチタクジ	オクカツとコ	フルカワナツキ	サトウタカオ	ヒシカワユウジ	カテイサイバンショチョウサカンケンションコウジョ	サクタットム		オクヤママキコ		フクダナオコ ツネナリシゲユキ	イワキマサテルオノギトモコ	コミヤジュンイチ	セキヒデトシフジタミキ		カトウヨウコ
森田洋司		厚生労働省雇 用均等·児童家 庭局総務課虐 待防止対策室	安達拓二	奥克彦	古川夏樹	佐藤隆夫	菱川雄治	家庭裁判所調 査官研修所	作田勉		奥山真紀子		福田直子 恒成茂行	岩城正光 小野木朋子 他	小宮純一	関秀俊 藤田三樹		加藤曜子

124 金子書房	129 金子書房	134 金子書房	日本司法福祉 学会	全国社会福祉 協議会	日本司法書士会連合会	日本司法書士会連合会	日本司法書士会連合会	日本司法書士会連合会	2 新読書社	島根大学	11 明治図書出版	日本助産師会出版部	- 創元社	国立印刷局	日本ソーシャ ルワーカー協 会	現代法律出版	現代法律出版	現代法律出版	現代法律出版
1120-1124	1125-1129	1130-1134	49-69	28-31	8-55	8-15	16-23	24-29	102-112	29-72	122-133	6-10	ı	30-41	88-94	22-81	22-46	47-53	54-61
児童心理 58-11 (通 号 809)	児童心理 58-11 (通 号 809)	児童心理 58-11 (通号 809)	司法福祉学研究 4	月刊福祉 87-9	月報司法書士390	月報司法書士 390	月報司法書士390	月報司法書士390	季刊保育問題研究 (通号 208)	島大法学 48-2	解放教育 34-8 (通 号 440)	助産師 58-3	ı	時の法令(通号 1719)	ソーシャルワーカー8	現代刑事法 6-9 (通 号 65)	現代刑事法 6-9 (通 号 65)	現代刑事法 6-9 (通 号 65)	現代刑事法 6-9 (通 号 65)
				全国社会福祉協 議会							解放教育研究所	日本助産師会			日本ソーシャル ワーカー協会調 査研究委員会				
子どもの虐待に関する地域による支援([第二特集] 児童虐待をどう したら防げるか一大阪岸和田の事件から学ぶもの一)	子どもの虐待への対応 子どもへのケア・大人へのケア ([第二特集] 児童虐待をどうしたら防げるか―大阪岸和田の事件から学ぶもの―)	虐待された子のその後([第二特集] 児童虐待をどうしたら防げるか 一大阪岸和田の事件から学ぶもの一)	児童虐待防止法とリスクアセスメントについて	現代における家族問題と法制度の改正―児童虐待、DVを中心に― (特集 家族の本質と課題)	特集 虐待	子ども虐待防止の焦点一虐待する親へのアプローチー (特集 虐待)	児童虐待をめぐる新たな状況と児童虐待防止法の改正 (特集 虐待)	家庭裁判所が関与する児童虐待事例を通して(特集 虐待)	第 21 回夏季セミナーにむけて 保育における家族援助―児童虐待問 題を契機とする保育の新たな役割―	裁判実務における性的虐待事例についての一考察	深刻化する児童虐待問題によせて 子どもたちの輝く未来のために(大阪府教育委員会児童虐待防止方針) ―子どもに対する権利侵害(児童虐待) から守るための、学校と教職員に求められる役割― 平成16年3月	子ども虐待予防に関する最近の行政の動きから(特集 子ども虐待予 防に助産師はどうかかれるか)		[法令解説]より強力な児童虐待防止法へ一国及び地方公共団体の責務の強化、通告義務の範囲の拡大、警察署長に対する援助要請等に関する規定の整備等— 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律	児童虐待通告制度における罰則規定の考察	特集 改正児童虐待防止法の成立と展望	[座談会] 児童虐待の現状と法整備 (特集 改正児童虐待防止法の成立と展望)	児童虐待の実態と諸問題―児童虐待防止法 (平成12年) 制定後の 状況を中心に― (特集 改正児童虐待防止法の成立と展望)	児童虐待防止法の改正とその問題点(特集 改正児童虐待防止法の 成立と展望)
2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8	2004.8.1	2004.8.10	2004.8.15	2004.9	2004.9	2004.9	2004.9	2004.9
ヤマガタフミハル	こうぜつサトル	ハセガワヒロカズ	こ か ト ウ ヨ ウ コ	サイムラジュン		ナカムラタダシ	ヨシダツネオ	どやに小子や す	モチヅキアキラ	ハヤシヒロマキ	オオサカフキョウイ クイインカイキョウ イクシンコウシッジ ドウセイトカ	サエグサキヨミ	ハシモトカズアキ	オクカツとコ	ササキセイジ		とラユマサト タナカジマアサコ	アベテッオ	ゴトウとロコ
山縣文治	西澤哲	長谷川博一	加藤曜子	才村純		中村正	吉田恒雄	山本弘二	望月彰	林弘正	大阪府教育委 員会教育振興 室児童生徒課	三枝きよみ	橋本和明	奥克彦	佐々木誠二		平湯真人 田中島晁子 他	安部哲夫	後藤弘子

3-9 (通 62-68 現代法律出版	6-9 (通 69-75 現代法律出版	ろば 7-3 16-21 人権擁護協力	(通号 22-27 全国保険医団 体連合会	(通号 34-37 全国保險医団 体連合会	(通号 42-46 全国保険医団 体連合会	76-10 (通	37-12 81-87 学事出版	· 障(通 70-77 旬報社	-10 98-103 全社協	34-9 (通 43-73 明治図書出版	学社会 1-25 日本福祉大学	F究 29 96-111 現代人文社	学 52-10 886-975 慶應義塾大学 出版会	: 52-10 852-959 慶應義塾大学 出版会	と母性 6-9	と母性 $10-13$ 第年堂社会福 私事業財団	祉学4 51-59 日本子ども家 庭福祉学会	-10 52-64 東京法令出版	16-10 736-741 杏林書院
現代刑事法 6-9 号 65)	現代刑事法 (号 65)	人権のひろ (通号39)	月刊保団連 835)	月刊保団連 835)	月刊保団連 835)	法律時報 76- 号 948)		 賃金と社会保障 号 1377)	8 月刊福祉 87-10	解放教育 号 441)	E 日本福祉大学社会 E 福祉論集 111	² 犯罪社会学研究	教育と医 (通号 616)	教育と医学 (通号 616)	世界の児童? 57	世界の児童と母性 57	子ども家庭福祉学	捜査研究 53-10	保健の科学 46-10
							高校教育研究会		全国社会福祉協 議会	解放教育研究所	日本福祉大学社 会福祉学部·日 本福祉大学福祉 社会開発研究所	日本犯罪社会学 会	教育と医学の会	教育と医学の会				東京法令出版	
児童虐待への法的 を中心にして(特	児童虐待と刑法理論—不作為犯における共犯を中心として— (特集 改正児童虐待防止法の成立と展望)	講演録 児童虐待を防ぐために一私たちに今できること―	子どもの権利擁護と児童虐待防止法 (特集 児童虐待)	子どもの虐待—「子どもの権利条約」の視点で考える—(特集 児童 虐待)	東京都が実施した「被虐待児童の口腔内状況調査」について(特集 児童虐待)	B&Aレビュー 中谷瑾子他編『児童虐待と現代の家族』	児童福祉施設収容の妥当性―児童虐待に対する学校の役割と発見 後の対応を考える― (千葉家庭裁判所市 出張所平成 14.12.6 審判) (学校教育の基本判例 (30))	「社会保障判例研究 関西社会保障法研究会」父の心理的虐待を理由 トとする児童自立支援施設への入所承認―児童の福祉施設入所の承認 申立事件・東京家裁平成 13.11.26 審判―	児童虐待事例の検証結果について	子どもの明日を守るために―児童虐待問題緊急対策検討チームからの緊急提言― 平成 16 年3月(特集 変貌する子どもたちの深層―多様な子ども像の読み方)	児童福祉法・児童虐待防止法改正をめぐる諸問題―児童相談所の変 貌をどう見るか―	「症候群」としての児童虐待と「代理人によるミュンヒハウゼン症候群」 一医学的「症候群」証拠の意義と刑事裁判—	特集 子ども虐待:現状と対策			家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けて―児童虐待防止 対策から― (特集 家族の再統合)	アメリカ児童虐待の定義とその課題について	児童虐待防止法の一部改正について	小・中学校の虐待事例発見の特徴と連携の現状 (特集 学校の現状 と課題)
2004.9	2004.9	2004.9	2004.9	2004.9	2004.9	2004.9	2004.9	2004.9	2004.9	2004.9	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10
イワサヨシとコ	ソネタケヒコ	サイムラジュン	アサイハルオ	イイオカンジ	フルタニとロミ	カワモトテツオ	クロカワマサコ	ヒラタツネコ	フルカワナツキ	オオサカフジドウ ギャクタイモンダイキ ンキュウタイオウケ ントウチーム	タケナカテツオ	ナンブサオリ		とラユマサト	ニシザワサトル	アイザワマサシ	マスダコウシン	マルヤマアキヒサ	アラキダミカコ イダマリコ
岩佐嘉彦	曽根威彦	才村純	浅井春夫	飯尾寛治	古谷ひろみ	川本哲夫	黒川雅子	子 <u>常</u> 田本	古川夏樹	大阪府児童虐 待問題緊急対 策検討チーム	竹中哲夫	南部さおり		平湯真人	西澤哲	相澤仁	益田幸辰	丸山彰久	荒木田美香子 井田真理子 他

日本犯罪学会	立花書房	北大路書房	ミネルヴァ書 房	ミネルヴァ書 房	ミネルヴァ書 房	ミネルヴァ書 房	ミネルヴァ書 房	有斐閣	養子と里親を 考える会	養子と里親を 考える会	養子と里親を 考える会	東京法令出版	公職研	学事出版	学事出版	学事出版	学事出版	日本更生保護 協会
139–152	132-152	I	11-36	12-16	17-23	24-30	31-36	90-94	50-92	52-67	68-92	9-17	144-147	1-158	7-20	37-52	143-157	28-31
犯罪学雑誌 70-5	警察学論集 57-10	ı	発達 25 (100)	発達 25 (100)	発達 25 (100)	発達 25 (100)	発達 25 (100)	ジュリスト 1276	新しい家族 45	新しい家族 45	新しい家族 45	月刊警察ヴァリアン ト 22-11 (通号 254)	地方自治職員研修 37 (-) (通号 520) (臨增77)	月刊生徒指導 34-14 (增刊)	月刊生徒指導 34-14 (増刊)	月刊生徒指導 34-14 (增刊)	月刊生徒指導 34-14 (増刊)	更生保護 55-11
	警察大学校	法と心理学会						有斐閣				東京法令出版	公職研					
住民による児童虐待防止事業の政策評価―CVM による経済評価―	[実践的刑法講座 (刑法各論) 第 11 講] 家庭内暴力における傷害罪と遺棄罪―児童虐待および高齢者虐待を中心として―	子どもの面接法—司法手続きにおける子どものケア・ガイド— (法と 心理学会叢書)	特集1 親子の絆―子ども虐待の現場から― ([発達] 創刊 100 号記 念 生きる意味を語ろう)	子ども虐待における「親子の絆」―親子の再統合に向けた取り組みをめぐって― (発達) 創刊 100 号記念 生きる意味を語ろう 特集 1 親子の絆―子ども虐待の現場から一)	親子関係への支援―医療現場の試み― (「発達」創刊 100 号記念 生きる意味を語ろう 特集 1 親子の絆―子ども虐待の現場から一)	家庭再統合―児童相談所の取り組み― (「発達」創刊 100 号記念 生きる意味を語ろう 特集 1 親子の絆―子ども虐待の現場から一)	親子関係の再構築―福祉施設の現場から― (「発達」創刊 100 号記 念 生きる意味を語ろう 特集1 親子の絆―子ども虐待の現場から―)	児童虐待防止法の一部を改正する法律 (特集・第 159 回国会主要成立法律 (3)	被虐待児受託里親の支援に関する調査研究	第2報告:児童相談所に対するアンケート調査の結果について〔含 質問と意見交換〕(被虐待児受託里親の支援に関する調査研究)	第3報告:里親委託児童に関するアンケート調査結果(1) 実親家族 との交流について[含 質問と意見交換](被虐待児受託里親の支援 に関する調査研究)	児童虐待防止法の一部改正について	事例 -19 児童虐待における関係機関の役割とはなにか(自治体現場の法務・財務ケースで学ぶ政策法務・政策財務第2章 法務/政策法務を考える実例 22 選	法律・判例で考える生徒指導―いじめ、体罰から出会い系サイト、児 童虐待まで	総論 生徒指導と法一学校運営の課題 (法律・判例で考える生徒指導一いじめ, 体罰から出会い系サイト, 児童虐待まで)	2章 いじめ問題と学校の法的責任―類型化と裁判の動向 (法律・判例で考える生徒指導―いじめ,体罰から出会い系サイト,児童虐待まで) — (第一部 学校病理と生徒指導)	3章 増加する児童虐待一法整備とその対応 (法律・判例で考える生徒指導一いじめ, 体罰から出会い系サイト, 児童虐待まで) — (第二部 生徒指導と社会問題)	読みもの 子どもを虐待から救うために (特集 危機介入)
2004.10	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10	2004.10.1	2004.10.30	2004.10.30	2004.10.30	2004.11	2004.11	2004.11	2004.11	2004.11	2004.11	2004.11
ワダイチロウ ヨシダケンタロウ	サクマオサム			ニシザワサトル	オクヤママキコ	イヌツカミネコ	とシダオサムフジサ ワヨウコ	オクカツヒコ		イワサキミエコ	キクチミドリ	サンチマアキとサ		サカタタカシ	サカタタカシ	サカタタカシ	クロカワマサコ	マスザワタカシ
和田一郎吉田謙太郎他	佐久間修	Aldridge,Michelle Wood, Joanne		西澤哲	奥山真紀子	大塚峰子	菱田理 藤澤陽子	奥克彦		岩崎美枝子	菊池緑	丸山彰久		坂田仰	坂田仰	坂田仰	黒川雅子	増沢高

厚生統計協会	二省堂	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	日本子どもの 虐待防止研究 会	教育開発研究 所	教育開発研究 所	教育開発研究 所	教育開発研究 所	教育開発研究 所	教育開発研究 所
13-18	ı	283-296	297–301	302-309	317-354	317-325	326-331	332-336	337-341	342-346	362-371	32-84	32-35	36-39	40-43	44-47	48-51
厚生の指標 51-13 (通号 804)	1	子どもの虐待とネグ レクト 6-3	子どもの虐待とネグ レクト 6-3	子どもの虐待とネグ レクト 6-3	子どもの虐待とネグ レクト 6-3	子どもの虐待とネグ レクト 6-3	子どもの虐待とネグ レクト 6-3	子どもの虐待とネグ レクト 6-3	子どもの虐待とネグ レクト 6-3	子どもの虐待とネグ レクト 6-3	子どもの虐待とネグ レクト 6-3	教職研修 33-4 (通 号 388)	教職研修 33-4 (通 号 388)	教職研修 33-4 (通号 388)	教職研修 33-4 (通 号 388)	教職研修 33-4 (通 号 388)	教職研修 33-4 (通 号 388)
		日本子どもの虐待防止研究会	日本子どもの虐待防止研究会	日本子どもの虐待防止研究会	日本子どもの虐 待防止研究会	日本子どもの虐 待防止研究会	日本子どもの虐 待防止研究会	日本子どもの虐 待防止研究会	日本子どもの虐 待防止研究会	日本子どもの虐 待防止研究会	日本子どもの虐 待防止研究会	教育開発研究所	教育開発研究所	教育開発研究所	教育開発研究所	教育開発研究所	教育開発研究所
児童虐待の要因に関する研究―乳幼児発達相談・発達訓練事業の 事例対照研究	Q&Aドメスティック・バイオレンス法 児童虐待防止法解説<第2版>	児童養護施設と虐待防止法の歴史 (特集 1 社会的養護を考える)	施設内虐待をめぐって (特集 1 社会的養護を考える)	障害児施設に入所している被虐待児 (特集 1 社会的養護を考える)	特集 2 岸和田事件	岸和田事件からみえる課題 (特集2岸和田事件)	岸和田事件をめぐって福祉の立場から (特集2 岸和田事件)	岸和田事件をめぐって学校関係者として (特集 2 岸和田事件)	岸和田児童虐待事件が学校・教育委員会に問いかけたもの (特集2 岸和田事件)	児童虐待の現状と今後の対応―岸和田市の事件に関連して― (特集 2 岸和田事件)	被虐待児のこころを支える生きがい感―児童養護施設における調 査―	特集 虐待防止にどう取り組むか―児童虐待防止法の改正と学校の対 応課題―	児童虐待防止法の改正と学校に求められるもの (特集 虐待防止にどう取り組むか―児童虐待防止法の改正と学校の対応課題―)	虐待防止に向けた学校組織体制づくりをどう進めるか(特集 虐待防止にどう取り組むか―児童虐待防止法の改正と学校の対応課題―)	「虐待対応マニュアル」の作成と活用をどう進めるか(特集 虐待防止 にどう取り組むか―児童虐待防止法の改正と学校の対応課題一)	子ども虐待の早期発見・対応にどう取り組むか(特集 虐待防止にどう取り組むか―児童虐待防止法の改正と学校の対応課題―)	長期欠席児童・生徒の状況の把握と対応をどう進めるか (特集 虐待 防止にどう取り組むか―児童虐待防止法の改正と学校の対応課題―)
2004.11	2004.11	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12	2004.12
ヨコタケイコイマイミカコ	ヤマダヒデオ	マエダトクハル	とラユマサト	シモヤマダヨウゾウ		コバヤシミチコ	ッザキテッロウ	カネダトモヒコ	ミネモトコウジ	ヤマモトマリ	スズキヨウコ		タマイクニオ	アリムラとサハル	サコタツネオ	ニシザワサトル	カドタコウジ
横田恵子 今井美香子 他	山田秀雄	前田徳晴	平湯真人	三世田山子		小林美智子	津崎哲郎	兼田智彦	拳本耕治	山本麻里	鈴木葉子		玉井邦夫	有村久春	道田恒夫	西澤哲	門田光司

斎藤義房	サイトウヨシフサ	2004.12	児童虐待の通告義務をどう遂行するか(特集 虐待防止にどう取り組 むか一児童虐待防止法の改正と学校の対応課題一)	教育開発研究所	教職研修 33-4 (通号 388)	52-55	教育開発研究所
尾木和英	オギカズアキ	2004.12	_	教育開発研究所	教職研修 33-4 (通 号 388)	64-67	教育開発研究 所
野田正人	ノダマサト	2004.12	虐待防止に向け地 う取り組むか―児	教育開発研究所	教職研修 33-4 (通 号 388)	72–75	教育開発研究 所
富田公一	トダコウイチ	2004.12	虐待防止に教育委員会の果たす役割は何か (特集 虐待防止にどう取り組むか―児童虐待防止法の改正と学校の対応課題―)	教育開発研究所	教職研修 33-4 (通 号 388)	62-92	教育開発研究 所
吉永千恵子	ヨシナガチエコ	2004.12	話題 少年犯罪と児童虐待		精神科 5-6	448-452	科学評論社
大西兼功	オオニシカネヨシ	2004.12	児童虐待防止法の一部改正(上)		警察公論 59-12	18-25	立花書房
刑部明	オサカベアキラ	2004.12	[社会と刑事法] 児童虐待と刑事法		警察時報 59-12	55-62	警察時報社
奧克彦	オクカツとコ	2004.12	[弁護士のための第 律の一部を改正する		自由と正義 55-12 (通号 670)	95–99	日本弁護士連 合会
津崎哲郎	ッザキテッロウ	2004.12.1	児童虐待対応の変遷と課題―児童相談所を中心に―	子どもの虹情報 研修センター	子どもの虹情報研修 センター紀要2	7-13	子どもの虹情 報 研 修 セン ター
岩佐嘉彦	イワサヨシとコ	2004.12.1	研修講演より 虐待に対する法的手段の適切な活用	子どもの虹情報 研修センター	子どもの虹情報研修 センター紀要2	44-56	子どもの虹情 報 研 修 セン ター
才村純	サイムラジュン	2004.12.1	ドイツ、フランスの児童虐待防止制度―視察結果の概要―	子どもの虹情報 研修センター	子どもの虹情報研修 センター紀要2	107-113	子どもの虹情 報 研 修 セン ター
保坂享 増沢高	ホサカトオルマスザワタカシ	2004.12.1	虐待の援助法に関する文献研究(第1報:1970年代まで)戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析	子どもの虹情報 研修センター	子どもの虹情報研修 センター紀要2	114-124	子どもの虹情 報 研 修 セン ター
大西兼功	オオニシカネヨシ	2005.1	児童虐待防止法の一部改正(下)		警察公論 60-1	47-54	立花書房
刑部明	オサカベアキラ	2005.1	[社会と刑事法] 児童虐待を防止するための法律		警察時報 60-1	33-42	警察時報社
斎藤哲 三上邦彦 他	サイトウテッミカミクニヒコ	2005.1	虐待の家族援助一親子分離と再統合一 (法と心理学会第4回大会ワークショップ報告要旨)	法と心理学会	法と心理 4-1	128-130	日本評論社
大島俊之	オオシマトシユキ	2005.1	見逃されやすい児童虐待 WSBP の事例 (平成 12.11.15 宮崎家裁都 城支部審判) <民事判例研究 837 >	日本評論社	法律時報 77-1	95-96	日本評論社
池本壽美子	イケモトトミコ	2005.1	児童虐待と刑事処罰の実際		法の支配 136	107-122	日本法律家協 会
児玉しおり	コダマシオリ	2005.1	フランスの児童虐待防止制度(1) フランスの児童虐待の現況		保健師ジャーナル 61-1	62-65	医学書院
		2005.1	特集 これからの子ども虐待防止を考える		母子保健情報 50	5-219	母子愛育会
但馬直子	タンバナオコ	2005.1	わが国における児童虐待の現状及び児童虐待防止対策 (特集 これからの子ども虐待防止を考える―制度改正の動向と課題―)		母子保健情報 50	7–10	母子愛育会
磯谷文明	イソガエフミアキ	2005.1	児童虐待防止制度改正の意義と課題 (特集 これからの子ども虐待防止を考える―制度改正の動向と課題―)		母子保健情報 50	11–14	母子愛育会
才村純	サイムラジュン	2005.1	児童虐待対策の到達点と課題(特集 これからの子ども虐待防止を考える―これまでの成果と課題―)		母子保健情報 50	15–26	母子愛育会
柏女霊峰	カシワメレイホウ	2005.1	子ども家庭相談体制の再構築に向けて(特集 これからの子ども虐待防止を考える一これまでの成果と課題一)		母子保健情報 50	27-30	母子愛育会

母子愛育会	母子愛育会	母子愛育会	母子愛育会	母子愛育会	母子愛育会	母子愛育会	母子愛育会	母子愛育会	母子愛育会	学事出版	日本厚生協会	診断と治療社	診断と治療社	診断と治療社	診断と治療社	厚生労働問題 研究会	厚生労働問題 研究会	厚生労働問題研究会
31–34	35-38	55-58	59-61	69-72	73-75	127-129	147-150	151-154	155-158	34-39	8-10	235-241	251-275	251-259	261–267	4-24	4-8	20-22
母子保健情報 50	母子保健情報 50	母子保健情報 50	母子保健情報 50	母子保健情報 50	母子保健情報 50	母子保健情報 50	母子保健情報 50	母子保健情報 50	母子保健情報 50	学校事務 56-1	厚生サロン 25-1 (通 号 304)	小児科診療 68-2 (通号 798)	小児科診療 68-2 (通号 798)	小児科診療 68-2 (通号 798)	小児科診療 68-2 (通号 798)	厚生労働 60-2	厚生労働 60-2	厚生労働 60-2
										現代学校事務研 究所	日本厚生協会	診断と治療社	診断と治療社	診断と治療社	診断と治療社	厚生労働問題研 究所	厚生労働問題研 究所	厚生労働問題研究所
児童相談所の役割の変化と課題―虐待された子どもへの公の責任を 果たすために―(特集 これからの子ども虐待防止を考える―これまでの成果と課題―)	市町村における児童相談サービス一家庭児童相談室活動を中心に一 (特集 これからの子ども虐待防止を考える一これまでの成果と課題一)	情緒障害児短期治療施設の現実(特集 これからの子ども虐待防止を考える―これまでの成果と課題―)	非行の中の虐待―児童自立支援施設―(特集 これからの子ども虐 待防止を考える―これまでの成果と課題―)	学校における児童虐待に関する現状と課題への対応(特集 これからの子ども虐待防止を考える一これまでの成果と課題一)	学校現場(特集 これからの子ども虐待防止を考える一これまでの 成果と課題一)	虐待防止ネットワークを考える(特集 これからの子ども虐待防止を考える―これからの虐待防止を考える―)	親子再統合の意味とその援助(特集 これからの子ども虐待防止を考える―これからの虐待防止を考える―)	児童相談所における家族支援プログラム (特集 これからの子ども 虐待防止を考える―これからの虐待防止を考える―)	児童相談所における親教育プログラム(特集 これからの子ども虐待 防止を考える一これからの虐待防止を考える一)	ミニ講座 事務職員のためのリーガルマインド 児童虐待防止法と学 校教育 早期発見と啓発活動	児童虐待防止に総合的支援(巻頭)厚生労働省幹部年頭所感)	学校生活と虐待 (特集 児童虐待をめぐって) (虐待発見のきっかけ)	行政やネットワークの対応 (特集 児童虐待をめぐって)	都道府県の対応一埼玉県における児童虐待発生予防の取り組み― (特集 児童虐待をめぐって) (行政やネットワークの対応)	児童相談所・児童センターでの対応(特集 児童虐待をめぐって) (行政やネットワークの対応)	特集 児童虐待・DV (配偶者からの暴力) 対策一新たな段階を迎えて一	[座談会] 改正児童虐侍防止法・改正児童福祉法と今後の課題 (特集 児童虐待・DV 対策―新たな段階を迎えて一)	改正児童虐待防止法、改正児童福祉法の概要 (特集 児童虐待・ DV 対策―新たな段階を迎えて―)
2005.1	2005.1	2005.1	2005.1	2005.1	2005.1	2005.1	2005.1	2005.1	2005.1	2005.1	2005.1	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2
ベモキレジャミ	カッラとロコ	ヒラタミオ	ニシジマヨシヒコ	ウネメチヅエ	コギキノリコ	アベカズヒコ	オクヤママキコ	カトウヨシアキフクマトオル	タナカキヨミ	サカタタカシ	エトウセイイチ	フルショウジュンイチ		ワタナベタエコ	ッザキテッロウ		ッザキテッロウ ヨシダッネオ ヤマモトマリ	コウセイロウドウ ショウコヨウキント ウ・ジドウカテイキョ クソウムカギャクタイ ボウシタイサクシツ
宮島清	桂浩子	平田美音	西嶋嘉彦	来女智津江	小笹典子	安部計彦	奥山真紀子	加藤芳明福間徹	田中清美	坂田仰	衛藤晟一	- 中洪		渡辺タエ子	津崎哲郎		津崎哲郎 古田恒雄 山本麻里	厚生労働省雇 用均等,児童家 庭局総務課虐 待防止対策室

厚生労働問題研究会	日本加除出版	東北大学法学 会	部落問題研究 所	部落問題研究 所	部落問題研究 所	全国社会福祉 協議会全国児 童 養 護 施 設 協議会	全国社会福祉 協議会全国児 童 養 護 施 設 協議会	全国社会福祉 協議会全国児 童 養 護 施 設 協議会	全国社会福祉 協議会全国児 童 養 護 施 設 協議会	東京 市政 調 査会	立花書房	日立みらい財団	医学書院	中央大学大学 院 研 究 年 報 編集委員会	滋賀大学
22-24	48-53	1–39	6-14	15-22	23–32	4-17	6-10	10-14	14-17	9-13	58-77	23–39	168-171	139–150	43–58
厚生労働 60-2	戸籍時報 580	法学 68-6	人権と部落問題 57-2 (通号 727)	人権と部落問題 57-2 (通号 727)	人権と部落問題 57-2 (通号 727)	児童養護 35-3	児童養護 35-3	児童養護 35-3	児童養護 35-3	都市問題 96-2	警察学論集 58-2	犯罪と非行 143	保健師ジャーナル 61-2	大学院研究年報 文 学研究科篇 34	滋賀大学教育学部 紀要 I:教育科学。 54
厚生労働問題研究所										東京市政調査 会	警察大学校	日立みらい財団		中央大学大学院 研究年報編集委 員会	滋賀大学教育学 部
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の概要 (特集 児童虐待・DV 対策―新たな段階を迎えて―)	時報サロン 新・法律エッセイ(20) 平成 16 年は災の年―児童虐待防 止問題について―	児童虐待への対応における裁判所の役割―イギリスにおける被ケア 児童との面会交流問題を素材に―	児童虐待の防止等に関する法律の制定の意義と課題(特集 児童虐 待を考える)	子どもの虐待と家族援助 (特集 児童虐待を考える)	児童虐待 子どもの人権と児童相談 (特集 児童虐待を考える)	特集1 改正児童虐待防止法と各方面の役割	改正児童虐待防止法と児童養護施設 (特集 1 改正児童虐待防止法 と各方面の役割)	児童虐待防止への取り組みと主任児童委員 (特集 1 改正児童虐待 防止法と各方面の役割)		子どもの人権と虐待防止―虐待防止法の改正と残された課題― (特集) 児童虐待を乗り越える)	「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」について	親権という砦の中の悲劇—学校を通して見えてくる子ども虐待の状況 と家族への支援と介入のあり方— (特集 児童福祉と少年司法)	フランスの児童虐待防止制度(2) 国がつくる緻密な児童虐待監視 ネットワーク	ドメスティック・バイオレンスと児童虐待の重複性と相互関係について の考察―子どもをもつバタード・ウーマンの事例を中心に―	イギリスにおける児童虐待防止システムの問題とその改善策―ヴィクト リア・クリンビー調査報告書とその後の対応―
2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2005.2	2002.2	2005.2	2005.2	2005.2.20	2005.3
コウセイロウドウ ショウコヨウキント ウ・ジドウカテイキョ クフクシカボシカテ イトウジリッシエン	サトウタカオ	クボノエミコ	イシダブンゾウ	サクラダニマリコ	センダトミヒサ		とシダオサム	イノウエカズエ	カワサキフミとコ	こうセヤヤヨウコ	マルヤマアキヒサ	タマイクニオ	コダマシオリ	イマイチカコ	フジタヒロユキ
厚生労働省雇 用均等,児童 家庭局家庭福 补課母子家庭 等自立支援室	佐藤隆夫	久保野恵美子	石田文三	櫻谷真理子	仙田富久		黎 田莊	井上和江	後11112211	小宫山洋子	丸山彰久	玉井邦夫	児玉しおり	今井智香子	藤田弘之

津崎哲郎	ッザキテッロウ	2005.5	子どもの人権の視点から見た親権(特集2 近代家族の揺らぎと親 子関係)	関西社会学会	フォーラム現代社会 学 4	57-65	世界思想社
森和子	モリカズコ	2005.5.31	里親家庭に関するアンケート調査(B票)の結果と考察 里親の全体状況と児童相談所の現状との関係 (被虐待児受託里親の支援に関する調査研究(その2))	養子と里親を考 える会	新しい家族 46	2-14	養子と里親を 考える会
兼井京子	カネイキョウコ	2005.5.31	里親家庭に関するアンケート調査(B票)の結果と考察 養育への支援 (被虐待児受託里親の支援に関する調査研究(その2))	養子と里親を考 える会	新しい家族 46	15-26	養子と里親を 考える会
桜井奈津子	サクライナツコ	2005.5.31	委託児童に関するアンケート調査 (C票)の結果と考察 委託児童の 状態、問題について [含 質問と意見交換](被虐待児受託里親の 支援に関する調査研究(その2))	養子と里親を考 える会	新しい家族 46	27-47	養子と里親を 考える会
		2005.6	第 41 回日本犯罪学会総会報告シンポジウム 「子ども虐待」		犯罪学雑誌 71-3	63-91	日本犯罪学会
妹尾栄一	セノオエイイチ	2005.06.25	子ども虐待への臨床的アプローチ (第41回日本犯罪学会総会報告 シンポジウム 「子ども虐待」)		犯罪学雑誌 71-3	64-65	日本犯罪学会
宫本信也	キベベイエルミ	2005.6	子ども虐待と反社会的行動 (第 41 回日本犯罪学会総会報告シンポ ジウム 「子ども虐待」)		8-11-3 報素 11-3	65-71	日本犯罪学会
河野朗久	コウノアキとサ	2005.6	法医学から見た児童虐待 (第41回日本犯罪学会総会報告シンポジ ウム 「子ども虐待」)		8-11-3 報素主記	71-80	日本犯罪学会
森田展彰	モリタノリアキ	2005.6	被虐待体験によるトラウマ反応の観点から見た犯罪・非行とそれに 対する治療的な介入 (第41回日本犯罪学会総会報告シンポジウム 「子ども虐待」)		犯罪学雑誌 71-3	98-08	日本犯罪学会
山脇由貴子	ニキエキムムキ	2005.6	児童相談所における児童虐待への取り組みの課題 (第41回日本犯 罪学会総会報告シンポジウム 「子ども虐待」)		犯罪学雑誌 71-3	87-91	日本犯罪学会
生活安全法令 研究会	セイカツアンゼンホ ウレイケンキュウカ イ	2005.6	SA& 論文 改正児童虐待防止法 (昇試合格のための総合的実力要請欄)		Keisatsu koron 60–6	126-131	立花書房
初川愛美	ハツカワマナミ	2005.6	代理人によるミュンヒハウゼン症候群の定義と法製行機関の役割 (The Definition of Munchausen Syndrome by Proxy and the Role of Law Enforcement) ([資料] アメリカ犯罪学の基礎研究 86)		比較法雑誌 (中央大学) 39-1	274-287	日本比較法研 究所
柏女鶚峰 他	カシワメレイホウ	2005.6.30	児童虐待 防止のためのポイント		ı	I	年友企画
下西なや子	シモニシキャコ	2005.7	明治期における児童虐待問題の構築と子どもの権利思想	日本社会福祉学会	社会福祉学 46-1	3-15	日本社会福祉 学会
野沢和弘	ノザワカズヒロ	2005.7	[国内の動向] 虐待防止法制定への動きが活発化	鉄道弘済会社会 福祉部	社会福祉研究 93	102-106	鉄道弘済会
平湯真人	ヒラユマサト	2005.7	家庭内虐待と公的介入の法的問題—権利としての自立支援、家庭支援— (特集 現代に活かす"教育と福祉の権利") (福祉と教育の最前線)	子どもの権利条 約総合研究所	子どもの権利研究7	22-25	日本評論社
玉井邦夫	タマイクニオ	2005.7	学校教職員と児童虐待の対応(特集 現代に活かす"教育と福祉の権利") (福祉と教育の最前線)	子どもの権利条 約総合研究所	子どもの権利研究7	26-31	日本評論社
家庭問題情報 センター	カテイモンダイジョ ウホウセンター	2005.7	時報サロン 家庭問題よろず相談室 (133) ある児童虐待の親のカ ウンセリングから		戸籍時報 585	55-57	日本加除出版
清水真	シミズマコト	2005.7	文献紹介 (123) 市町村児童虐待防止ネットワーク 要保護児童対 策地域協議会へ 加藤典子編著	東京法令出版	捜査研究 54-7 (通 号 648)	38-40	東京法令出版
尾崎守正 福島直之	オザキモリマサフクシマナオユキ	2005.7	児童福祉法の一部を改正する法律の概説―司法関与に関する部分を 中心に―	最高裁判所事務 総局	家庭裁判月報 57-7	1–16	最高裁判所事 務総局

最高裁判所事 務総局	最高裁判所事 務総局	最高裁判所事 務総局	最高裁判所事 務総局	最高裁判所事 務総局	最高裁判所事 務総局	最高裁判所事 務総局	第一法規	千葉大学法学 会·千葉大学 総合政策学会	裁判所職員総 合研修所	中央大学	日本心身医学 会	三学出版	日本子どもの 虐待防止学会	日本子どもの 虐待防止学会	日本子どもの虐待防止学会	日本子どもの虐待防止学会	日本子どもの虐待防止学会	日本子どもの虐待防止学会	日本子どもの虐待防止学会	日本子どもの 虐待防止学会
17–28	63-73	74-86	87-130	131-138	139-143	145-279	35-64	192–174	71-74	793-847	537–544	_	136-159	136-141	142-147	148-153	154-159	160-181	160-165	166-171
家庭裁判月報 57-7	家庭裁判月報 57-7	家庭裁判月報 57-7	家庭裁判月報 57-7	家庭裁判月報 57-7	家庭裁判月報 57-7	家庭裁判月報 57-7	現代法律実務の諸 問題<平成 16 年版> 〔日弁連研修叢書〕	千葉大学法学論集 20-1	総研所報 2	法学新報 112-1・2	心身医学 45-7	-	子どもの虐待とネグ レクト 7-2	子どもの虐待とネグ レクト 7-2	子どもの虐待とネグ レクト 7-2	子どもの虐待とネグ レクト 7-2	子どもの虐待とネグ レクト 7-2	子どもの虐待とネグ レクト 7-2	子どもの虐待とネグ レクト 7-2	子どもの虐待とネグ レクト 7-2
最高裁判所事務 総局	最高裁判所事務 総局	最高裁判所事務 総局	最高裁判所事務 総局	最高裁判所事務 総局	最高裁判所事務 総局	最高裁判所事務 総局	日本弁護士連合 会		裁判所職員総合 研修所	中央大学法学会	日本心身医学会	望月彰 谷口泰史	日本子どもの虐 待防止学会	日本子どもの虐 待防止学会	日本子どもの虐 待防止学会	日本子どもの虐待防止学会	日本子どもの虐待防止学会	日本子どもの虐待防止学会	日本子どもの虐待防止学会	日本子どもの虐 待防止学会
特別家事審判規則の一部を改正する規E 関第5号の解説)	[通達・回答] 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律 の公布について(平成16.4.15 最高裁家一第135号)	[通達・回答] 「児童虐待の防止等に関す 律」の施行について (平成 16.8.16 最高)	[通達・回答] 児童福祉法の一部を改正する法律の公布等について (平成 16.12.3 最高裁家一第 000287 号)	[通達・回答] 「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について(平成 16.12.8 最高裁案一等 000434 号)	[通達・回答] 特別家事審判規則の一部を改正する規則の公布等について(平成 17.2.7 最高裁家一第 000229 号)	[通達・回答] 児童相談所運営指針の改正について (平成 17.3.9 最高裁案一第 000368 号)	家庭内紛争をめぐる法律問題	The Children as Victims: Domestic Violence and Child Abuse	児童福祉法 28 条事件の調査における留意事項に関する研究―児童 福祉法 28 条に基づいて措置された児童の処遇過程の分析を通して― (平成 16 年家庭裁判所調査官実務研究報告要旨)	裁判実務における身体的虐待及びネグレクト事例についての一考察	「代理症」の子と「代理人による虚偽性障害」の親:その特徴と医療 の対応	子どもの権利と家庭支援 児童福祉の新しい潮流		子どもの虐待に関する法をめぐって・法改正の問題点と課題 (特集 1 法改正をめぐって)	児童相談所から見た法改正と今後の課題(特集1 法改正をめぐって)	児童虐待防止法・児童福祉法の改正と今後の取り組み方針 (特集1 法改正をめぐって)	子ども虐待防止制度の検証—制度改正から見えてきたもの—(特集1 法改正をめぐって)	特集2 虐待問題への警察の関与と警察官教育	児童虐待と警察の関わり一主に児童相談所の視点で一(特集2 虐 待問題への警察の関与と警察官教育)	イギリスにおける警察の虐待問題への関与と警察官教育について(特集2 虐待問題への警察の関与と警察官教育)
2005.7	2005.7	2005.7	2005.7	2005.7	2005.7	2005.7	2005.7	2005.7	2005.7	2005.7	2005.7.1	2005.7.30	2005.8	2005.8	2005.8	2005.8	2005.8	2005.8	2005.8	2005.8
オカケンタロウタケベトモコ							イワキマサテル	ゴトウとロコ	ベスヤマジベト	ハヤシヒロマサ	ヤマグチヒナコ チザキカズコ キムラミカ			142エビス	レンミアキサウカ	ヤマモトマリ	サイムラジュン		ッザキテッロウ	ヒデシマユカリ
岡健太郎 武部知子							岩城正光	後藤弘子	石嶋康他	林弘正	山口日名子 地嵜和子 木村未夏			平湯真人		山本麻里	子村箱		津崎哲郎	秀嶋ゆかり

オダカズエ カワムラユリ サイトウサトル	2005.8	[座談会] 民間の力を地域の虐待防止に活かすために一小山市の虐 待死事件に学ぶ一(特集2 虐待問題への警察の関与と警察官教育)	日本子どもの虐 待防止学会	子どもの虐待とネグ レクト 7-2	172-181	日本子どもの虐待防止学会
イワキマサテル	אני 2005.8	[問題提起] 虐待死を考える 死亡事例を検証する①刑事弁護から治療への連携	日本子どもの虐 待防止学会	子どもの虐待とネグ レクト 7-2	182-189	日本子どもの虐待防止学会
ミヤモトシンヤ シオカワヒロサト	۲ ۲ 2005.8	[問題提起] メディカル・ネグレクト メディカル・ネグレクトに関する 調査報告	日本子どもの虐 待防止学会	子どもの虐待とネグ レクト 7-2	190–196	日本子どもの 虐待防止学会
サイコウサイバン ショジムソウキョク カテイキョク	(シ ヨク 2005.8	[資料] 児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情平成 15年 11月 20日~- 平成 16年 11月 19日	最高裁判所事務 総局	家庭裁判月報 57-8	133-143	最高裁判所事 務総局
カシワメレイホウ	ئخ 2005.8	児童虐待防止—司法と福祉の新しい関係—(日本司法福祉学会第5回大会分科会報告)	日本司法福祉学 会	司法福祉学研究 5	88-94	現代人文社
イイダクニオ	2005.8.5	虐待親への接近 家裁調査官の目と技法		ı	ı	民事法研究会
	2005.9	特集 児童虐待と自治体	自治研修協会	月刊自治フォーラム 552	2-46	第一法規
カシワメレイホウ	で 2005.9	[視点] 児童虐待防止制度改正と自治体 (特集 児童虐待と自治体)	自治研修協会	月刊自治フォーラム 552	2-3	第一法規
ヤマモトマリ	2005.9	[解説] 児童虐待防止法・児童福祉法の改正と今後の取組方針 (特集 児童虐待と自治体)	自治研修協会	月刊自治フォーラム 552	4-9	第一法規
ツザキテツロウ	7 2005.9	[解説] 自治体における児童虐待防止ネットワーク(特集 児童虐待と自治体)	自治研修協会	月刊自治フォーラム 552	10-15	第一法規
マツバラヤスオ	オ 2005.9	[解説] 児童虐待に対応する社会的養護のあり方と自治体の役割(特集 児童虐待と自治体)	自治研修協会	月刊自治フォーラム 552	16-21	第一法規
スギヤマハル	2005.9	[解説] 制度の整備の先に必要なもの (特集 児童虐待と自治体)	自治研修協会	月刊自治フォーラム 552	22-29	第一法規
オオクラヒロユ	ユキ 2005.9	[事例] 大阪府における児童虐待問題への取組 (大阪府) (特集 児童虐待と自治体)	自治研修協会	月刊自治フォーラム 552	30-34	第一法規
セギアリコ	2005.9	[事例] 枚方市における児童虐待への地域ネットワーク等の取り組み一枚方市児童虐待問題連絡会議の歩みから(枚方市) — (特集 児童虐待と自治体)	自治研修協会	月刊自治フォーラム 552	35-41	第一法規
ミヤマサユキ	2005.9	[事例] 児童虐待への民間団体の活動―北海道子どもの虐待防止協会の活動経過と課題―(特集 児童虐待と自治体)	自治研修協会	月刊自治フォーラム 552	42-46	第一法規
	2005.9	子ども虐待対応の手引き―平成 17 年 3 月 25 日改定版―	日本子ども家庭 総合研究所	-	ı	有斐閣
サイムラジュン	2005.9	児童虐待防止制度の動向と保健領域の役割		小児保健研究 64-5	621-659	日本小児保健 協会
ニホンベンゴシレン ゴウカイコドモノケ ンリイインカイ	レン ノケ 2005.9	子どもの虐待防止・法的実務マニュアル<第 3 版>		_	ı	明石書店
コタコウヘイ	4 2005.9	児童福祉における介入と援助の間	岩村正彦 大村敦志	個を支えるもの	115-139	東京大学出版 会
クボノエミコ	2005.9	児童虐待への対応における裁判所の役割―イギリスにおける被ケア 児童との面会交流問題を素材に―	岩村正彦 大村敦志	個を支えるもの	115-139	東京大学出版 会

明石書店	新潮社	有斐閣	最高裁判所事 務総局	国立印刷局	流通科学大学	母子愛育会	母子愛育会	中央大学	日本評論社	養子と里親を 考える会	こども未来財団	日本子どもの 虐待防止学会	全国保育団体 連絡会	日本犯罪学会	日本犯罪学会	南山堂	南山堂	南山堂	南山堂	南山堂	子どもの <u></u> 近情 報研修セン ター
I	188-189	228-236	274-289	7	125-137	13-16	115-118	4-5	428-448	2-25	6-2	319-322	2-6	183-198	199-201	3150-3313	3163-3168	3214-3220	3221-3226	3257-3265	6-16
ı	新潮 45 24-10	民商法雑誌 133-1	家庭裁判月報 57-10	官報資料版 2438	流通科学大学論集 人間·社会·自然 編 18-2	母子保健情報 52	母子保健情報 52	台門 57-11	現代立憲主義の認 識と実践一浦田賢 治先生古稀記念論 文集	新しい家族 47	こども未来 411	子どもの虐待とネグ レクト 7-3	保育情報 349	犯罪学雑誌 71-6	犯罪学雑誌 71-6	治療 87-12	治療 87-12	治療 87-12	治療 87-12	治療 87-12	子どもの虹情報研修 センター紀要3
ダイアン・デパ ンフィリス編著、 庄司順一監訳		有斐閣	最高裁判所事務 総局		流通科学大学 学術研究会				愛敬浩二 水島朝穂 諸根貞夫		こども未来財団	日本子どもの虐 待防止学会	保育研究所								子どもの虹情報 研修センター
子ども虐待対応ハンドブック 通告から調査・介入そして終結まで	法律 児童虐待を「正当化」する現行法(コラム・5つの扉)	[家事裁判例紹介] 妹の虐待を見た姉の複雑性 bTSDと福祉施設入所承認 (平成 16. 6.16 千葉家松戸支審判)	第 10 回日本子どもの虐待防止研究会出席報告 (家庭裁判所調査官および裁判所技官 (看護師) の学会出席報告)	児童虐待防止 地域全体のサポートで児童虐待を防ごう!		子ども虐待防止等要保護児童対策の推進に向けて(特集 次世代育 成支援)	児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会報告書について (特集 次世代育成支援)	平成 16 年児童福祉法改正について (白門時評 法と社会 253)	児童虐待防止法制度の現状と今後の課題―子どもの人権論の観点から—	今回の児童福祉法改正について 行政の立場から―児童虐待防止対策について―	虐待、DVの発生を予防する支援のあり方(特集)虐待、DVを未然に防ぐために 発生予防、早期発見・対応の取組)	[問題提起] 虐待死を考える 死亡事例を検証する②刑事弁護から治療への検証	子どもの権利を地域に発信する保健所に 虐待防止法の改正と保育 所の役割	児童虐待 社会的養護の中にある子供の情緒行動上の問題と予後	海外の犯罪研究 子どもと動物虐待	特集 虐待のプライマリ・ケア 子ども虐待・DV・高齢者虐待	虐待 (家族間暴力) に関する法律とその問題点 (特集) 虐待のプライマリ・ケア 子ども虐待・DV・高齢者虐待)	虐待を受けた子どもへの児童相談所の対応特集 虐待のプライマリ・ケア 子ども虐待・ DV ・高齢者虐待)	児童虐待防止法と児童福祉法:虐待対応の今後(特集 虐待のプライマリ・ケア 子ども虐待・DV・高齢者虐待)	DV 防止法: 介入保護と自立支援 (特集 虐待のプライマリ・ケア子ども虐待・DV・高齢者虐待)	児童虐待防止法および児童福祉法の改正とこれからの課題
2005. 9.8	2005.10	2005.10	2005.10	2005.10.19	2005.11	2005.11	2005.11	2005.11	2005.11	2005.11.10	2005.12	2005.12	2005.12	2005.12	2005.12	2005.12	2005.12	2005.12	2005.12	2005.12	2005.12.1
ハワード・ドゥボヴィッツ	ナカジマヒロユキ	ヨシダツネオ	サトソノリエ		カトウヨウコ	アイザワマサシ	マツバラヤスオ	スズキヒロヒト	モリカツミ	カジワラアッシ	ヤマダカズコ	イワキマサテル	ナカヤママサオ	イトウユタカ イヌヅカミネコ	モリタケオ		カクタユキコ	コスギメグミ	ヨシダツネオ	エビハラユミ	ヨシダツネオ
ハワード・ドゥボザイッツ	中嶋博行	吉田恒雄	里園梨恵		加藤曜子	相澤仁	松原康雄	鈴木博人	秦克己	梶原敦	山田和子	岩城正光 他	中山正雄	伊東ゆたか 犬塚峰子	森武夫		角田由紀子	小杉恵	吉田恒雄	海老原夕美	吉田恒雄

マチノハジメ 2006.3	児童虐待への対応の実態と防止に関する研究	社会安全研究財 団	I	I	社会安全研究財団
オオサワトモコ 2006.3.31	今日の児童虐待対策の矛盾 「虐待不安」拡大の視点から	日本女子大学社 会福祉学科研 究室	社会福祉 46	08-29	日本女子大学
タカハシシゲヒロ シブヤマサシ	R 直養護施設における権利擁護の実態に関する研究 (その2) 一子 どもの権利ノートの活用実態について― (子ども虐待に関する研究 (9))	日本子ども家庭 総合研究所	日本子ども家庭総合 研究所紀要 42	3-49	日本子ども家庭総合研究所
サイムラジュン シブヤマサシ	児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究 (虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究)	日本子ども家庭総合研究所	日本子ども家庭総合 研究所紀要 42	147-175	日本子ども家庭総合研究所
マエダタダヒロ 2006.4	3.4 児童虐待への刑事法的規制の課題 (日本刑法学会第83 回大会 ワークショップ)		刑法雑誌 45-3	540-543	日本刑法学会
スズイエミコ 2006.4	3.4 [周産期の最新情報]子どもへの性的虐待— [犯罪統計書』の分析 と聞き取り調査から (前編) —		ペリネイタル・ケア 25-4	378-384	メディカ出版
ナンブサオリ フジワラサトシ 2006.4.25			犯罪学雑誌 72-2	54-65	日本犯罪学会
サイムラジュン 2006.5	委員の実務 虐待する親、虐待される子どもへの援助のポイント	人権擁護協力会	人権のひろば 49	4-6	人権擁護協力 会
スズイエミコ 2006.5	3.5 [周産期の最新情報] 子どもへの性的虐待― [犯罪統計書』の分析] 2.5 と聞き取り調査から (後編) —		ペリネイタル・ケア 25-5	509–515	メディカ出版
オオシマツヨシ スガノミチヒデ	資料 被虐待児童と保護者の再統合に関する児童養護施設調査一再 3.5 統合に向けた子ども側の準備 (特集[日本子ども虐待防止学会] 第 11 回学術集会 (北海道大会))		子どもの虐待とネグ レクト 8-1	130-134	日本子ども虐 待防止学会
ガッコウトウニオケ ルジドウギャクタイ ボウシニムケタトリク ミニカンスルチョウ サケンキュウカイギ	3.5 学校等における児童虐待防止に向けた取組について (報告書)		ı	ı	文部科学省
アラキヨシノブ 2006.5.15	わが国における児童虐待の実態:都市部 (西東京市・三鷹市・武蔵 野市) における実態調査報告 (シンポジウム2 「家族の変貌と暴力」)	日本法政学会	法政論叢 42-2	255-264	日本法政学会
サエグサタモツ 2006.5.15	児童虐待と刑事サンクション (シンポジウム2 「家族の変貌と暴力」)	日本法政学会	法政論叢 42-2	265-277	日本法政学会
タナベヤスミ 2006.5.31	31 イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク		-	1	明石書店
クボノエミコ	英国及び仏国における被虐待児保護と家族支援の法的側面		東北法学会会報 24	1-2	東北大学法学 会
2006.6	3.6 特集 児童虐待―学校対応のあり方		月刊生徒指導 36-7	6-28	学事出版
ヤマカワヒロコ 2006.6	児童虐待の実態と今後の課題―東京都における実態調査の結果から 3.6 (特集 児童虐待―学校のあり方)		月刊生徒指導 36-7	6-11	学事出版
カワサキフミとコ 2006.6	児童相談所が学校に求める虐待の情報―虐待対応における留意点 3.6 (特集 児童虐待―学校のあり方)		月刊生徒指導 36-7	12-15	学事出版
シバサキタケヒロ 2006.6	虐待にかかわる校内体制の整備と外部連携 (特集 児童虐待―学校 のあり方)		月刊生徒指導 36-7	20-23	学事出版
ヒラタアッシ 2006.6	虐待防止法制の現状と課題	国民生活セン ター	国民生活研究 46-1	9-19	国民生活セン ター
	肩付にがかる权内体的の整備C外的連携(付来のあり方) 自体防止法制の現状と課題	¥ 		すべ 月刊生徒指導 国民生活セン 国民生活研究	チベ 月刊生徒指導 36-7 国民生活セン 国民生活研究 46-1

2006.6]題よろず相談室 (144) 家庭内暴力—幼児虐	1	戸籍時報 599	54-56	日本加除出版
[研修 2006.6 ストレ 死亡]	[研修の現場から] 3 歳の幼児に継続的な虐待を加えた結果、同児が ストレスによる十二指腸潰瘍を発症し、これに起因する腹膜炎により 死亡した事案に対し、傷害致死罪を適用した事例	<u> </u>	研修 696	117-126	誌友会研修編 集部
2006.7 調査	日本子どもの虐待防止学会第11回学術集会出席報告 (家庭裁判所 最高裁判所事務 調査官及び裁判官技官 (看護師) の学会出席報告 (1))		家庭裁判月報 58-7	152–165	最高裁判所事 務総局
2006.7 チども	子ども虐待の問題状況と対応 (特集 子育ち・安心と子ども支援) 新総合研究所		子どもの権利研究9	40-46	日本評論社
2006.7 韓国(韓国における子ども虐待の現状と保護体制 (特集 子育ち・安心と子 子どもの権利条ども支援	_	子どもの権利研究9	51–56	日本評論社
2006.7 Early	Early Support, Protection and Intervention for Children in Japan	1011	国学院法学 44-1	172-144	国学院大学
学校 タに	学校にできる児童虐待への支援―学校が子どもをネグレクトしないた めに―	, ,	こころの科学 128	8–13	日本評論社
2006.7.20 20 世	20 世紀児童福祉の展開―イギリス児童虐待防止の動向から探る―		ı	1	ドメス出版
2006.8 我が国 と児童	我が国の児童虐待の動向について一法律を含めて (特集 周産期医療 周産期医学編集 と児童虐待予防)	_	問産期医学 36-8	931–939	東京医学社
2006.8 [民事 消滅馬	[民事判例研究 (854)] 児童の性的虐待に対する損害賠償請求権の 消滅時効の起算点 (福岡高裁平成 17.2.17 判決)	× +	法律時報 78-9 (通 号 973)	105-108	日本評論社
2006.8 子掲元 平成 1	児童養護施設内における児童虐待を内容とするインターネット上の電 レクシスネク子掲示板の書き込みが名誉毀損に当たるとされた事例 (さいたま地裁 ス・ジャパン平成 18.1.20 判決)	*>	Lexis 判例速報 10	85-87	雄松堂出版
$2006.8 \left egin{matrix} rac{ ext{R} \oplus ext{G}}{ ext{Fr} \oplus 1} ight.$	児童の性的虐待による損害賠償請求権の短期時効起算日 (福岡高裁平成 17.2.17 判決)	大 い い い	私法判例リマークス 33 2006 (下) 平成 17 年度判例評論 法律時報別冊	68–98	日本評論社
2006.8 児童福	児童福祉法28条事件の審理について 家庭事件	家庭事件研究会	ケース研究 288	5-34	家庭事件研究 会
2006.8 年4月]	[資料] 児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情平成 17 最高裁判所事務 年 4 月 1 日~平成 18 年 3 月 31 日		家庭裁判月報 58-8	107-123	最高裁判所事 務総局
2006.8 洋訳	M・アルドリッジ=J・ウッド著/仲真紀子編訳/斎藤憲一郎=脇中 洋訳『子どもの面接法一司法手続きにおける子どものケア・ガイド』		法と心理 5-1	107-108	日本評論社
2006.8 鬼童月	児童虐待と学校 学校に求められるものは何か (special edition 子ど もの虐待を考える)	*#KP	教育評論 712	16-19	アドバンテー ジサーバー
2006.8.18 児童ノ	児童虐待―現場からの提言―		-	-	岩波書店
2006.8.31 基親6	こ対する支援ニーズと「専門里親潜在性」の分析に)研修と支援のあり方についての検討	日本社会福祉学 会	社会福祉学 47-2	16-30	日本社会福祉 学会
2006.8.31 書評	書評 才村純著 子ども虐待ソーシャルワーク論―制度と実践への考 日本社会 察一	日本社会福祉学 会	社会福祉学 47-2	83-85	日本社会福祉 学会
2006.9 <mark>学校3</mark> と虐	学校現場および教育行政における虐待対応の実態と課題 (特集 学校 と虐待)	· · · ·	子どもの虐待とネグ レクト 8-2	183–189	日本子ども虐 待防止学会
2006.9 児童	児童養護施設の子どもの教育保障 (特集 学校と虐待)	-1.	子どもの虐待とネグ レクト 8-2	195-201	日本子ども虐 待防止学会

スギヤマトシロウ	2006.9	発達障害としての子ども虐待 (特集 学校と虐待)		子どもの虐待とネグ レクト 8-2	202-212	日本子ども虐 待防止学会
+	2006.9	教員による虐待 (特集 学校と虐待)		子どもの虐待とネグ レクト 8-2	213-217	日本子ども虐 待防止学会
	2006.9	問題提起 虐待死を考える 死亡事例を検証する (3) 釈放後のカウンセリング		子どもの虐待とネグ レクト 8-2	218-227	日本子ども虐 待防止学会
アベカズとコ	2006.9	問題提起 児童相談所をめぐって 一時保護の現状と課題		子どもの虐待とネグ レクト 8-2	228-232	日本子ども虐 待防止学会
マツバラヤスオ	2006.9	児童虐待対策と児童委員・主任児童委員の役割	国民生活セン ター	国民生活研究 46-2	1-11	国民生活セン ター
アヤコ	2006.9	児童虐待と子育て支援―アメリカでの議論と実践を手がかりとして― [日本社会学会	法社会学 65	217-241	有斐閣
ヨシイコウヘイ	2006.9	児童が性的虐待を受けたことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算日(福岡高裁平成 17.2.17 判決)		『平成 17年度主要 民事判例解説』判 例タイムズ臨時増刊 1215	114-115	判例タイムズ 社
サトウカオル	2006.9.25	子どもの人権―児童虐待と法的対応―		I	I	新風舎
オガタユキコ	2006.10	[実例捜査セミナー] 実子に対する虐待否認事件の捜査について	東京法令出版	搜查研究 664	43-49	東京法令出版
オカモトカズミ	2006.10	児童虐待防止ネットワークから要保護児童対策地域協議会へ(行政 pp to date—障害者自立支援法/市町村における児童相談/少年法 #の改正)	『そだちと臨床』 編集委員会	そだちと臨床 1	86-96	明石書店
ハヤシヒロマサ	2006.10	中 日童虐待ケースについての考察	中央大学通信教 育学部	白門 58-10	61-77	中央大学
フジカワヒロシ	2006.10	被虐待児童の保護者に対する援助・治療方法に関する研究	明治安田こころ の健康財団	研究助成論文集 41	166-172	明治安田こころの健康財団
ハシモトカズアキ	2006.11	児童虐待(司法臨床―法と臨床の交差点―)	至文堂	現代のエスプリ 472	96-88	至文堂
	2006.11	 直 虐 信	最高裁判所事務 総局	家庭裁判月報 58-11	243–259	最高裁判所事 務総局
# # #	2006.11	虐待防止三法の施行と家族一児童虐待防止法施行と家族構成一(シ) 日本ジウム 家族をめぐる法的課題)	日本法政学会	法政論叢 43-1	259-269	日本法政学会
ヤマダミエコ	2006.11	[家事裁判例紹介] 児童相談所長の申立による親権喪失宣言 (名古 屋家裁岡崎支部平成 16.12.9 番判)		民商法雑誌 135-2	447-454	有斐閣
	2006.12	特集 子ども虐待と非行・犯罪	日本子ども虐待 防止学会 防止学会	子どもの虐待とネグ レクト 8-3	306-350	日本子ども虐 待防止学会
タナカヤスオ	2006.12	虐待された子どもが示す非行・犯罪 (特集 子ども虐待と非行・犯罪) E	日本子ども虐待 防止学会 防止学会	子どもの虐待とネグ レクト 8-3	308-316	日本子ども虐 待防止学会
ハヤシタカシ	2006.12	非行・犯罪の背景にある虐待 (特集 子ども虐待と非行・犯罪) E	日本子ども虐待 防止学会	子どもの虐待とネグ レクト 8-3	317-325	日本子ども虐 待防止学会
フジオカジュンコ テラムラケンジ	2006.12	非行少女の性虐待体験と支援方法について―施設での実態調査から 巨 (特集 子ども虐待と非行・犯罪)	日本子ども虐待 防止学会	子どもの虐待とネグ レクト 8-3	334-342	日本子ども虐 待防止学会
フナバシタミエ	2006.12	量刑において被告人の被虐待経験を考慮することの意義 (特集 子)ども虐待と非行・犯罪)	日本子ども虐待 防止学会	子どもの虐待とネグ レクト 8-3	343-350	日本子ども虐 待防止学会
マスザワタカシ コバヤシノボル	2006.12	[問題提起 虐待死を考える]「死亡事例を検証する」について (死亡 日事例を検証する①検証をふり返る―専門家によるコメント―)	日本子ども虐待 防止学会	子どもの虐待とネグ レクト 8-3	351-353	日本子ども虐 待防止学会

日本子ども虐待防止学会	衆議院調査 局	立花書房	子どもの虹情 報 研 修 セン ター	有斐閣	太郎次郎社エ ディタス	有斐閣	成文堂	関西憲法研究	警察時報社	社会安全研究財団	日本小児保健 協会	立花書房	徳島大学総合 科学部/徳島 大学	日本更生保護 協会	全国社会福祉 協議会全国児 童 養 護 施 設 協議会	北海道教育大 学	日本トラウマ ティック・スト レス学会	日本臨床心理 学会
354-356	93-101	167-192	16-22	46-78	ı	148-181	ı	87-109	21-26	32–36	16-21	65-66	19–36	18-23	23-25	17–30	27–66	34-37
子どもの虐待とネグ レクト 8-3	Research Bureau 論究 3	警察学論集 59-12	子どもの虹情報研修 センター紀要4	ジュリスト 1324	ı	ジュリスト 1325	ı	憲法論叢 13	警察時報 62-1	季刊社会安全 63	小児保健研究 66-1	警察公論 62-1	徳島大学社会科学 研究 20	更生保護 58-2	児童養護 37-4	北海道教育大学紀 要.教育科学編 57-2	トラウマティック・ス トレス 5-1	臨床心理学研究 44-3
日本子ども虐待防止学会	衆議院調査局	警察大学校	子どもの虹情報 研修センター	有斐閣		有斐閣		関西憲法研究会					徳島大学総合科 学部	法務省保護局			日本トラウマ ティック・ストレ ス学会	日本臨床心理学 会
[問題提起 虐待死を考える] 虐待死を考える: 死亡事例の検証について (死亡事例を検証する④検証をふり返る―専門家によるコメント―)	児童虐待防止対策の強化に向けての課題	諸システムで構成される全体システム「全体像とは何か」 - カナダにおける実践コミュニティによる児童虐待調査の推進(特集 問題解決のための他機関連携アプローチ(下))	アメリカとハワイ州における児童虐待対応システムについて	特別座談会 家族法の改正に向けて(上)一民法改正委員会の議論 の現状—	ディープ・ブルー 一虐待を受けた子どもたちの成長と困難の記録 アメリカの児童保護ソーシャルワーク―	特別座談会 家族法の改正に向けて(下) —-民法改正委員会の議論 の現状	児童虐待―その現況と刑事法的介入―<改訂版>	国家の家庭への介入―児童虐待とドメスティック・バイオレンス―	児童虐待事案に対する警察の対応	「児童虐待への対応の実態と防止に関する研究」とこれから	保護者から不適切な養育 (虐待) を受けている学齢児童に関する研究 (第1報) 兵庫県小学校における児童の実態調査	児童虐待抑止策のさらなる強化		虐待を受けて育った非行少年への援助一親子関係の修復に何が必要 か? — (特集 現代の家族)	[司法の立場より] ある非行事件のケースをとおして (特集 被虐待の子どもの保護とケア、親支援に関して)	児童虐待問題に対する教員の意識と対応の実態	児童虐待問題における司法面接とは何か?(資料)	発題 児童虐待―ジェンダー・社会階層 (第 42 回 日本臨床心理学会大会記録号) ― (分科会 DA・児童虐待―家族を見るまなざしを検証する)
2006.12	2006.12	2006.12	2006.12.1	2006.12.1	2006.12.10	2006.12.15	2006.12.24	2006.12.26	2007.1	2007.1	2007.1	2007.1	2007.2	2007.2	2007.2	2007.2	2007.2	2007.3
コクボとロミ	ヤマダヒロアキ	シカタコウサトウクミコ	メリバ・ゴディネット	ウチダタカシ	アワヅミホ	ウチダタカシ	ハヤシヒロマサ	フクオカクミコ	ミムラサトシ	マチノハジメ	フクオカヨシコ ゴウマヒデヨ	ミムラサトシ	サタケフミコ ウエノカヨコ カンダヨシオ	ハシモトカズアキ	イワサヨシとコ	イワサキキヨシ コヤスユカリ イトウノリヒロ		ウエノカヨコ
小久保裕美	山田弘明	四方光 佐藤久美子	Meripa T. Godinet	内田貴 他	栗津美穂	内田貴他	林弘正	福岡久美子	三村敏	町野朔	福岡激子 郷間英世 他	三村飯	佐竹文子 上野加代子 樫田美雄	橋本和明	岩佐嘉彦	岩崎清 子安裕佳里 伊藤則博		上野加代子

名古屋女子大学	アジア女性資料センター	仏教大学大学 院	山村学園短期 大学	成文庫	日本子ども家庭総合研究所	日本子ども家庭総合研究所	日本子ども虐待防止学会	日本小児医事出版社	日本小児医事 出版社	日本小児医事 出版社	日本小児医事出版社	日本小児医事 出版社	日本小児医事 出版社	日本小児医事 出版社	日本小児医事 出版社	日本小児医事 出版社	日本小児医事出版社	大阪少年補
25-35	24-26	255-270	33-52	I	3-42	181-202	117-120	553-866	657-662	663-671	681-686	731-778	739-744	811-816	817-823	825-830	831-837	8-36
名古屋女子大学紀 要,人文·社会編 53	女たちの 21 世紀 49	仏教大学大学院紀 要 35	山村学園短期大学 紀要 18	1	日本子ども家庭総合 研究所紀要 43	日本子ども家庭総合研究所紀要 43	子どもの虐待とネグ レクト 9-1	小児科臨床 60-4 (通号 709)	小児科臨床 60-4 (通号 709)	小児科臨床 60-4 (通号 709)	小児科臨床 60-4 (通号 709)	小児科臨床 60-4 (通号 709)	小児科臨床 60-4 (通号 709)	小児科臨床 60-4 (通号 709)	小児科臨床 60-4 (通号 709)	小児科臨床 60-4 (通号 709)	小児科臨床 60-4 (通号 709)	日刊小年春成 59-7
名古屋女子大学	『女たちの21世 紀』編集委員会	仏教大学学術委 員会	山村学園短期大 学		日本子ども家庭総合研究所	日本子ども家庭総合研究所	日本子ども虐待 防止学会											
児童虐待と現代の貧困に関する考察―経済的貧困と教育的貧困を中 小に	「こんにちは赤ちゃん事業」で虐待は防げるのか?―経済階層・ジェ 3 ンダーと児童虐待(特集 安倍構造改革と「家族の絆」―「子を産む 機会」は家族愛で動くか?	虐待事件にみる児童養護問題の階層的・地域的特徴	児童虐待死と刑事罰	子の権利保護のためのシステムの研究―実体親権法と児童福祉法制) の連動のあり方― (平成 17 年度-18 年度科学研究費補助金 (基盤 研究(C) 一般 研究成果報告書))	R 童福祉司の職務とストレスに関する研究 (子ども虐待に関する研究)	児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究――――――――――――――――――――――――――――――――――――	[活動報告] 神奈川県児童相談所における司法面接 (事実確認面接) 導入の取り組み (特集 第 12 回学術集会 (みやぎ大会))	特集 どう関わるか―子ども虐待―	初期対応 通告(市 虐待一)(初期対応	初期対応 救急外来と非常事態への対応(特集 どう関わるか―子ども 虐待一)(初期対応と診察方法)		虐待を受けた子どもへの対応と処遇 (特集 どう関わるか―子ども虐 待一)	虐待する養育者への対応(特集 どう関わるか―子ども虐待一)(初 期対応と診察方法)	保育園と子ども虐待(特集 どう関わるか―子ども虐待―)(医療・保健・ 教育・福祉の連携)	学校と子ども虐待 (特集 どう関わるか―子ども虐待―) (医療・保健・ 教育・福祉の連携)	1 子ども虐待と法律 (特集 どう関わるか―子ども虐待一)	司法面接 (特集 どう関わるか―子ども虐待一)	
2007.3	2007.3	2007.3	2007.3	2007.3.20	2007.3.31	2007.3.31	2007.4	2007.4	2007.4	2007.4	2007.4	2007.4	2007.4	2007.4	2007.4	2007.4	2007.4	20074
カワカミテルアキ	ウエノカヨコ	マスブチチホミ	モリモトヒトミ	イワシワイチロウ	タカハシシゲヒロシブヤマサシ	タカハシシゲヒロシブヤマサシ	ヒシカワアイ スズキヒロユキ		イズミヒロユキ	イチカワコウタロウ	マエバシノブカズッノダエウゾウサクヤマフトシ		ワシザワカズヒコ	サエキユウコ	ナカシマトモコ	イソガエフミアキ	ヒシカワアイ	
川上輝昭	上野加代子	增溫千保美	森本陽美	岩志和一郎他	高橋重宏 職谷昌史 他	高橋 監谷昌安 他	菱川/愛 鈴木浩之		泉裕之	市川光太郎	前橋信和 角田雄三 窄山太		警沢一彦	佐伯裕子	中島朋子	磯谷文明	菱川愛	

鉄道弘済会社 会福祉部	明石書店	明石書店	日本病院·地 域精神医学会	全国保育团体 連絡先	学習研究社	日本法政学会		誠信出版	金剛出版	日本社会福祉 学会	厚生統計協会	時事通信社	時事通信社	時事通信社	現代人文社	現代人文社	現代人文社	日本社会病理学会	日本比較法研究所	日本法政学会	横浜博愛会子 どもの虹情報 研修センター	横浜博愛会子 どもの虹情報 研修センター
19-25	16–19	20-23	234-237	49-51	1	1-21	1	ı	ı	205-208	1–6	2-5	2-5	2-5	107-112	107-109	109-111	119-133	145-163	46-65	13-22	110-163
社会福祉研究 98	そだちと臨床 2	そだちと臨床 2	病院·地域精神医学 49-3	保育情報 366	ı	法政論叢 43-2	朝日新聞 朝刊	1	ı	社会福祉学 48-1 (通号 81)	厚生の指標 54-6 (通号 845)	厚生福祉 5473	厚生福祉 5474	厚生福祉 5475	司法福祉学研究7	司法福祉学研究7	司法福祉学研究7	現代の社会病理 22	比較法雑誌 41-2 (通号 142)	法政論叢 44-1	子どもの虹情報研修 センター紀要5	子どもの虹情報研修 センター紀要5
鉄道弘済会社会 福祉部	『そだちと臨床』 編集委員会	『そだちと臨床』 編集委員会		保育研究所		日本法政学会		英国内務省·英 国保健省		日本社会福祉学 会	厚生統計協会				日本司法福祉学 会	日本司法福祉学 会	日本司法福祉学 会	日本社会病理学 会	日本比較法研究 所	日本法政学会	子どもの虹情報 研修センター	子どもの虹情報 研修センター
各論 家族の再統合―子ども虐待への対応における福祉と心理の協働 (特集 浮遊する家族と福祉課題)	児童虐待通告への初期対応と告知 告発で6う伝えたいと思いつつ、現実は対立のなかへる援助―さまざまな現場から一)	家庭裁判所調査官の虐待への関わりと告知 告知ともいえる面接でいがけるのは、先入観をもたず客観的な事実を述べること (特集 告知から始まる援助一さまざまな現場から一)	虐待の連鎖を断つための援助と機関連携:育児困難を抱える家庭を 地域のネットワークで支えて	児童虐待防止対策等要保護児童対策の充実について(全国児童福祉 主管課長会議(2)総務課関係)	子ども虐待という第四の発達障害	児童虐待に対する警察官の援助に関する一考察―児童虐待防止法 10 条2項、3項の規定をめぐって―	虐待された子,保護に前進一改正虐待防止法成立 ポイントと課題は	 2007.5.30 子どもの司法面接―ビデオ録画面接のためのガイドライン―	司法臨床の方法	[国際シンポジウム: 少子高齢社会における日韓の家族問題の現状と課題] わが国における虐待防止制度の現状と課題	小中学校における子ども虐待対応構造に関する考察―子ども虐待に 関する知識の組織内配分と意思決定手続きに注目して―	児童虐待防止対策の強化について(上)改正児童虐待防止法のポイント	児童虐待防止対策の強化について(中)改正児童虐待防止法のポイント	児童虐待防止対策の強化について(下)改正児童虐待防止法のポイント	子どもの虐待をめぐる法的諸問題 (日本司法福祉学会第7回大会分科会報告)	児童虐待防止法と抗告制度についての一考察 (子どもの虐待をめぐる 法的諸問題)	子どもの虐待をめぐる法的諸問題―児童相談所から― (子どもの虐待をめぐる法的諸問題)	少年院在院者における、児童期の不適切養育の実証的調査	近隣地域が児童虐待と犯罪との関係に及ぼす影響―シュックとワイダ ムの研究― (アメリカ犯罪学の基礎研究 (95))	児童虐待の実態と現行法制の問題点	児童相談所における虐待対応業務等の実態と課題―平成 16 年児童 虐待防止制度改正後の法施行状況調査結果から―	児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究―第2期 (1990年4月から 2000年5月まで)
2007.4	2007.4	2007.4	2007.4.30	2007.5	2007.5.7	2007.5.15	2007.5.26	2007.5.30	2007.5.30	2007.5.31	2007.6	2007.6.19	2007.6.22	2007.6.26	2007.8	2007.8	2007.8	2007.9	2007.9	2007.11	2007.12.25	2007.12.25
ニシザワサトル	オカサトシ	カゴタアツコ カマタコウイチ	ゴトウメグミ ヤマシロアユミ		スギヤマトシロウ	オオヤタケシ	ユタカフユキ	ナカマキコタナカヒロコ	ヒロイリョウイチ	サイムラジュン	シブヤマサフミ	イハラカズヒト	イハラカズヒト	イハラカズヒト	ヤマカミアキラ	ヒライミッハル	ニシザワヨシッグ	マッウラナオミトチモトミ	ハツカワマナミ	サヤナギタダハル	サイムラジュン	ヨンダツネオ スズキヒロト
西澤哲	岡聰完	籍田篤子 鎌田耕一	後藤恵 山城あゆみ 他		杉山登志郎	大矢武史	豊吹雪	仲真紀子 田中周子 訳	廣井亮一	子村純	谁谷昌史	伊原和人	伊原和人	伊原和人	山上明他	平井光治	西澤芳次	松浦直己十一元三	初川愛美	佐柳忠晴	オ村純	吉田恒雄 鈴木博人 他

―児童虐待防止を中心に― 日本における児童福祉に関する年表 資料8

2004年~2007年

東京都 「母子家庭自立支援給付金事業」開始(国庫補助事業・ひとり親家庭の大きのでは、一段子家庭自立支援教育訓練給付金事業」「母子家庭高等技能訓練促進費等事業」 韓促進費等事業」 東京都 「子どもの権利擁護専門相談事業」(単独事業・児童福祉施策の推進) 心理職の配置 堺市・和泉市・高石市虐待事件 「大阪府虐待対応の手引き」改訂 子育て推進交付金 (単独事業 - 次世代育成支援) 児童虐待防止対策「非常勤弁護士の配置」開始 東京都・大阪府・大阪市の動向 子ども家庭センター 非行専任ケースワーカー 「自立援助ホームの自立定着促進事業」開始 12 名增員 「大阪府市町村家庭相談援助指針作成」 児童虐待防止対策「通年開所」開始 「病後児保育事業 改修補助」開始 子ども家庭センター 虐待対応 「特定不妊治療費助成」 開始 「子ども未来プラン」 策定 子ども家庭センター 子ども家庭センター 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 東京都 大阪府 大阪府 大阪府 大阪府 大阪府 大阪府 2004 平成 16) 仲 「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知 (16 初児生第2号) 虐待防止対 保險局長連名通知雇児発第 文部科学省調査、公立小中学校を連続30日以上欠席の子どものうち、3割1万3,900人と学校側直接会えず。文部科学省「虐待にあっていないかなどを知るためにも面接必要」(文部科学省通達) 文部科学省、臨床心理士らが幼稚園を巡回し、幼稚園教論や保護者の子育で相談に応じる「保育カウンセラー制度」を創設する方針を 決定、2005 年度予算の概算要求に盛り込む (2005 年 5 月に決定) 文部科学省調査、全国の公立小中学校高校の児童生徒が 2003 年度に起こした校内暴力は 3 万 1,278 件 (前年比 6.2%増)で 3 年ぶり に増加、いじめ 8 2 万 3,351 件 (前年比 5.2%増)に。 「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果」を踏まえた対応について」厚生労働省通知(雇児総発第 0415001 号) 東京都新宿区、団地で中2の女子生徒(13歳)が男児(5歳)を突き落とす。東京都児童相談センター、加害女子生徒、東京家裁送致。 同家裁は保護措置決定。後に少年鑑別所に。 6| **少子化社会対策大綱可決。(2003 年 [平成 15 年] 少子化社会対策基本法 (平成十五年七月三十日法律第百三十三号) を受けて策定)** (雇児総発第 0310001 号) (15 初児生第 18 号) 施行 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 64 号) 総務課 厚生労働省全国児童相談所長会議、全国の児童相談所が 2003 年度に処理した児童虐待件数、過去最高の 2万 6.573 件。 5|厚生労働省調査、合計特殊出生率 1.29 で過去最低。自治体別の最低は東京都渋谷区 0.75、最高は沖縄県多良間町 3.14。 高知県議会、子どもの権利や家庭の役割などを盛り込んだ「子ども条例」可決。都道府県レベルでは初めて(8月施行)。 (雇児発第 0813002 号) |特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について| 厚生労働省通知 (雇児発第 0813003 号) 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について」 文部科学省通知 (16 文科生第 313 号) 「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」報告書公表 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 策室 (平成 16 年 2月 27 日) 愛知県豊川市で継母が自分の娘に腹を立て、頭を殴ったり腹を蹴るなどした虐待が原因で6歳の女子児童が死亡。 全国学童保育連絡協議会調査、学童保育の施設数1万4,678ヶ所 (前年比 6%増) 過去最高、需要に追いつかず。 児童福祉施設最低基準及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令 (厚生労働省令第 27 号) 長崎県佐世保市、市立小学校で 6 年生女児 (11 歳)が同級生女児 (12 歳) の首をカッターナイフで切り殺害 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知 老健、 養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」 厚生労働省通知 「家庭の養育力」に着目した母子保健対策の推進について」 厚生労働省通知 (雇児母発第 0331001 日本小児科学会、過去 5 年調査、虐待で脳死・重障害 129 例、軽症含め疑い 1,452 例。(読売新聞 「児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行について」厚生労働省 雇用均等・児童家庭、 0331029、老健 0331015、保発 0331013 号 大阪市で1年7ヶ月にわたり自宅に監禁されていた小学6年生の児童が衰弱死。母親と知人を逮捕 栃木県小山市、父子家庭の幼い兄弟が同居していた父の友人によって誘拐殺害される。(虐待事件) 冊子発行 警察庁、「少年非行総合対策推進要綱」を7年ぶりに改定、児童虐待の対応強化等を盛り込む。 「児童虐待防止対策における適切な対応について」 厚生労働省通知 (雇児総発第 0130001 号) 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (政令第 111 号) 厚生労働省通知 大阪市阪南市、19 歳の少年が餓死しているのが発見される。発見時身長 182cm、体重 32kg。 「子どもを虐待から守る条例」(三重県条例第 39 号) 法律・政策・事件・研究等の動向 岸和田事件 被害児:中学3年生男児の実父と、その内縁の妻 殺人未遂容疑で逮捕 大阪方式マザーグループ『育児困難な母親たちのグループケア』 仙台高裁、1993 年の山形・明倫中マット死事件で元生徒 7 人に賠償命令の逆転判決。 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について」 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令 (厚生労働省令第1号) 児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について」 厚生労働省調査、児童虐待者に"虐待の認識なし"4割。 5|厚生労働省調査、一世帯の平均所得 600 万円切る。 三重県、虐待に関する条例公布。 (児童虐待防止協会) 6 2004 平成 16)

卅	月 法律・政策・事件・研究等の動向	年 月	東京都・大阪府・大阪市の動向
	9 2004 年 9 月、栃木県小山市で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられて死亡する事件が起き、その事件を機に子ども虐待防止を目指した小山市の「カンガルー OYAMA」が、2005 年にオレンジリボンキャンペーンを始める。「カンガルー OYAMA」、NPO 法人国事業子支援のアン基金プロジェクト、「児童虐待防止を国ネトワーク」は、3 者間が創には届しば助力を場として「オレンジリボンキャンペーン 推進センケー を誇れ、3006 年からは「厚産債特防止を国ネットワーク」は、3 者間が創には周抜力を場として「オレンジリボンキャンペーン 推進センケー を誇れ、3006 年からは「厚産債持防」を国ネットワーク「終金会会」フタ和い、夏牛等備省との協働により全国的に活動をたける。		
	9 厚生労働省調査、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を訪問し養育支援を行う、家庭訪問事業不振。125 市町村の実施で国の想定数 13%にとどまる。		
	9 「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」警察庁 警察庁丙少発第34号等(通達)		
	10 児童虐待防止を目的とする市町村域でのネットワークの設置状況調査の結果について (平成 16 年 6 月調査) (平成 16 年 10 月 18 日厚生 労働省発表)		
	(各 100)		
	12 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 64 号) 施行		
	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (政令)		
	12 児童福祉法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (政令第 412 号)		
	「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に 		
	(4 8 4)		
	12 厚生労働省 「子ども・子育て応援ブラン」を発表。2005 年度から 5 年間取り組む少子化対策 (新新エンゼルブランから改称)。特に働 き方の見直し、子育で支援、若者の自立支援の 3 点に重点。		
	12 発達障害者支援法成立		
	厚生労働省 虐待や親の離婚等、家族間の調整が必要な家庭が多いことから、児童相談所をはじめとする関係機関や児童を直接ケアする職員等と連携を図りながら、施設の入所前から退所後に至る総合的な家族調整を担う家庭支援専門相談員 (ファミリーソーシャルワーカー) を児童養護施設に配置		
	「育児支援家庭訪問事業」開始 厚生労働省		
2005	1 (児童虐待防止協会) 大阪 府からの 秀託事業「大阪 応児 童虐待問題 市町 村勝 昌 研修事業 宝祐 2005 年 1 月 - 3 月	2002	3] 東京都 「子ども家庭支援やンターガイドライン」作成
(日 年 12)			Attitute こうしのグバイグ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	June in the Line August Transmission		本水品 水流の気に延ってする。 東京都 ひとり親家庭自立支援計画 年 本計画は「次世代育成支援東京都
	2 [市町村児童家庭相談援助指針について」 厚生労働省通知 (雇児発第 0214002 号)		6 大阪府 市町村が行う児童相談業務の支援をするため、大阪府市町村児童 家庭相談援助指針の配布を行うとともに、市町村児童相談担当職員への研修を実施する。
	2 「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」 厚生労働省通知 (雇児発第 0225003 号)		7 大阪市 「エンゼルサポーター」派遣事業を開始。出産後まもなくの家庭に対する家事援助とともに、虐待のおそれがある家庭等に対する相談・援助も行う。
	2 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」 厚生労働省通知 (雇児発第 0225001 号)		7 大阪市 「専門的家庭訪問支援」事業を開始。 育児不安や孤立感等をもつ 虐待のおそれのある出産後間もない養育者に対して、保健師及び助産師が一 定期間、定期的に訪問型育児支援を行う。
	2 厚生労働省告示第42 号 (児童福祉司の任用資格として厚生労働省令で定めるもののうち、保健師が受けるべき 講習会 について定しる告示)		7 大阪市 「育児支援家庭訪問事業実施要綱」制定
	2 厚生労働省告示第 43 号 (児童相談所長の資格として必要な研修の基準を定める告示)		7 大阪市 「子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業実施要領」制定
	2 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働省令第 22 号)		7 大阪市 「専門的家庭訪問支援事業実施要領」制定
	3 「「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について」 厚生労働省通知 (雇児発第の318001号)		7 大阪市 「エンゼルサポーター派遣事業実施要領」制定
	「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」厚生労働省通知 (雇児発第 03300	10	東京都 「児童自立サポート事業」(単独事業・児童相談所の運営)
	3 「児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における実施指針」 厚生労働省通知 (雇児福発第 0330001 号)	11	東京都 「東京都要保護児童対策地域協議会の設置・運営」(単独事業 - 児 童相談所の運営) 専門会議は平成 18 年 11 月
	3 「「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について」 厚生労働省通知 (雇児発第 0318001 号)		東京都 「学童クラブ障害児受入促進事業」(国庫補助事業 - 児童健全育成)
	3 児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (政令第53号)		東京都 「学童クラブ設置促進事業」(国庫補助事業-児童健全育成)
	3 厚生労働省「乳幼児突発死 (SIDS) に関するガイドライン」発表 厚生労働省研究班		大阪府 子ども家庭センター 児童相談業務 IT 化の推進 - 新児童相談シス テムの構築に向けて検討 (19 年度開始予定)
	3 [子ども虐待対応の手引きの改正について」 厚生労働省通知 (雇児総発第 0325001 号)		大阪市 大阪市中央児童相談所の児童虐待対策班を「児童虐待対策室」と して発展的に改組
	4 発達障害者支援法施行		大阪市 児童虐待の発見、通報、啓発等に協力していただくことを目的とする「大阪市児童虐待予防地域協力員」の養成を開始。対象は、主任児童委員及び市民ボランティア。
	4 「児童虐待による死亡事例の検証結果等について」(「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第1次報告)(平成17年4月 28日)厚生労働省		

Ĥ	日	4	п	由古地,十昭在,十昭十〇點中
	(日帝市各院上社等主域主義の実施について) 同年労働を通知 (同日の日本) (国日教会会会社) (国民労働を通知 (国日教		r	大 ふもり・ 人 W Mi J v J M J J
	「九重届1760元/4 水久後ず米シス調でラグ・、」 序工分割自通知 (権心犯(旧会事条件よ物会) 土原 広ふぐの系彰車業「土阪広井町村旧登由数担)	1		
	()心里信付砂正協会) 人阪内 からの支記尹来 人政内 II Ji		\downarrow	
	- マンカキシグ HRV Fist 20 ノストンフラビンス - Living 8 政語 2 単生 コイン・マンド 教 コーラル 11 日 「日産※業権診集」とける 7 正孝の白立士 様計画』 クレイ 同年 学権名通年 (原伊海 祭館 0810001 早)			
	- Language April 1970年の1970年の日本人の旧日に・・・」 キュンの自治 厚生労働省と子どもの宣传を防ぐため、虐待を繰り返す親に対する心理療用部部で「家体発表」と描す。			
	1 今後の児童家庭相談体団をあり方に関する研究会の実施(厚生労働省) 市町村児童家庭相談業務調査結果及び要保護児童対策地域協 議会等調査結果の概要(平成17年6月調査) 発表 要保護児童対策地域協議会の設置率は全国で4.6%			
	11 市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とするネットワークの設置状況調査結果について[平成 17年6月調査] (平成 17年 11月 18日厚生労働省発表)			
	11 平成17年度 市町村児童家庭相談業務の状況について(平成17年11月18日厚生労働省発表)			
	11 児童福祉法施行令の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (政令第350号)			
	From the black of the problem of the settlembles with the settlembles with the black of the settlembles with the s			The second section is a second
2006	3 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」 第2次報告	2006	3 東京都 発行	- 1
平成 18)	3 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令 (厚生労働省令第 89 号)	(平成18)	4 大阪府ターは	府 平成18年4月の堺市政令市移行に伴い、大阪府の子ども家庭センは1箇所減って6箇所となる。
	3 厚生労働省告示第 252 号 (里親認定に関する省令に関し厚生労働大臣が定める「研修」について児童相談所設置市を加える告示)		東京都	1
	3 厚生労働省告示第 253 号 (児童福祉司の任用資格として厚生労働省令で定めるもののうち、保健師が受けるべき 「講習会」について児 童相談所設置市を加える告示)		東京都	都 「協力医師制度の運営」(国庫補助事業 - 児童相談所の運営)
	3 厚生労働省告示第 254 号 (児童相談所長の資格として必要や研修の基準について児童相談所設置市を加える告示)		大連受受事が	大阪府、24 時間 365 日切れ目のない虐待通告対応を行うため夜間休日虐待通告専用電話を設置。夜間、休日においても、府民、関係機関からの通告を受け、必要に応じて安全確認、一時保護を実施。
	 4 市町村域での要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止を目的とするネットワークの設置状況調査の結果について(平成 18 年 4 月調 査) →厚生労働省 平成 18 年 10 月 31 日報告書公表 		大阪/	大阪府 府内市町村の児童相談体制の強化のため、大阪府職員を市町村に 派遣する(6 市町村に 6 人の社会福祉職を派遣)
	4 [里親委託権進事業の実施について] 『厚生労働省通知 (雇児発第 0403001 号)			
	4 「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会・報告書」について「厚生労働省・平成 18 年 4 月 28 日公表 (平成 17 年 8 月 11 日 に「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会・中間的な議論の整理」を公表)			
	6 栃木県小山市、父子家庭の幼い兄弟を虐待の末に殺害し殺人罪などで一審の字都宮地方裁判所で死刑判決を受けた被告が、拘置中の 東京拘置所で病死した (死刑判決控訴中)。			
	6 学校における児童虐待防止に向けた取り組みの推進について」 文部科学省通知 (初児生第11号)			
	6 「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」 厚生労働省通 知 (雇児発第 0627002 号)			
	9 「児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について」 警察庁生活安全局長・刑事局長通達 (警察庁丙少発 第 38 号、丙生企発第 83 号、丙捜一発第 29 号)			
	9 「警察との連携及び警察の事情聴取における児童相談所の対応について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室・ 事務連絡)			
	「児童相談所運営指針等の改正について」 厚生労働省通知 (雇児発			
	9 「児童虐待への対応における警察との連携について」 厚生労働省通知 (雇児総発第 0926001 号) 10 市町村における児童家庭相談業務等の状況について(概要)(平成 18 年度調査結果)(平成 18 年 10 月 31 日厚生労働省発表)			
	张死 。			
	10 「児童福祉施設内虐待の防止について」厚生労働省通知 (雇児総発第1006001号) 雇用均等・児童家庭局総務課長通知			
	10 秋田県大仙市、虐待死亡事件。車の中で、保育園児(4)の頭や顔を殴り、口をふさぐなどして重傷を負わせたうえ、用水路に放置して 窒息死させた。母親は懲役 14 年:交際相手男性は懲役 16 年確定。事件前に児童相談所は通報を受けていたが、面談はしていなかった。			
	被虐待児対応の心理職員、常勤配置。(児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設などの各種施設には今まで、非常勤の心理療法 担当職員であったが、これを常勤配置とした。)			
2007	1 「児童相談所運営指針等の改正について」 厚生労働省通知 (雇児発第 0123002 号)	2007	4 東京都	都 「專門機能強化型児童養護施設」(単独事業-社会的養護)
平成 19)	1 児童相談所運営指針等の改正により、安全確認に関する基本ルールの設定 (48 時間以内が望ましい) 要保護児童対策地域協議会の 運営強化などが規定される。	(平成 19)	6 乗 を 1 付 表 が 1 で 当 が 1 で ま 2 で 1 で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3	東京都 「10 年後の東京」(平成 18 年 12 月) で掲げた「待機児童 5 千人の解消」などの実現に向けて、社会全体で子ど 8 と子育で家庭を支援する取組をさらに強力に進力に関していくため、平成 19 年 6 月、関係局で構成する「子育元は ansum 人業」をおいます。
	 「子ども虐待対応の手引きの改正について」 厚生労働省通知 (雇児総発第 0123003 号)		に が 東京都	数戦略 示職」で 応止。 都 「子育てスタート事業」(単独事業 - 子育て支援)。
			-	

D. 直 直 信待 1 D. 直 直 信待 投する日本 2 D 間 所	日産産債特防止対策の強化について」(厚生労働省通用均等・児童家庭局総務課、債特防止対策等) (平成 19年1月23 日) 日産産債特防止対策の強化について」(厚生労働省通用 (雇足発策の25002 号) 日産産債特防止対策の強化について」(厚生労働省通知 (雇児発等の215002 号) 日産産債特防止対策の強化について」(厚生労働省通知 (雇児発等の215002 号) 日産産債の事業の事業を対して、「子どもと家族な心域でも大き支える地域の収組強化(医皮局総務課長通知 医政総 されるへ同年5月ン。 日産・産債の再生分割会」で、「困難な状況にある家族や子どもを支える地域の収組強化(医皮局総務課長通知 医政総 きれるへ同年5月ン。 日産産債の再生分割会」で、「困難な状況にある家族や子どもを支える地域の収組強化(医皮局総務課長通知 医政総 月 国産・存用に対えを持つ保護を与して、「困難な状況にあって」「厚生労働省通知 (雇児総務第 0405001号) 日産・育児に悩みを持つ保護といて「子ともをするとが着のの原列」 日産・育児に悩みを持つ保護者に対する相談を引の周知等について」「単生労働省通知 (定務省権調整 19 年 4月 1日現在)厚生労働省 日産・育児に悩みを持つ保護を作制に関する相談をしいて」、法務省通知 (法務省権調整 19 号) 日産・育児に協力を持つ保護を作制に関する権力を対していて」(社会保障・課金の上までの全戸前間事業 「こんにちは赤ちゃん事業」開始。2007年度から厚生労働省 日産・経験は、2017年度の主持の経験における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について」「平を指導すると見重な対象地域協議会(子とも含する地域ネットワーカ)スタートアップマニュアル 2007年度の社会的変態体制に関する専門を関係を関係の発展における教育を行いて」(社会保障・課金の出産の主について」(社会保障・課金の工産部会社の発展を制の充実を図るための方策について」(社会保障・課金の工産の経済をしていて」(社会保障・課金の経済をしていて)(社会保障・課金の工産の対しにいて、「社会的発展体制の対しについて」(社会保障・課金の工産の対していて」(社会保険・課金の工産の対しにいて、「社会的発展体制の正元ないで」をも月とま成を正定的けて」重点機構等について。「社会的発展体制の対しについて」(社会は廃産権法の改正に向けて」提合を発達のより、日本子とも信待的に当なび児童福祉法の改正に向けて」提合を発表。 日本子とも信待的に当なび児童福祉法の改正に向けて」提合を発表。 日本子とも信待的に学会「児童虐待的に法及び児童福祉法の改正に向けて」提合を発表。	東東京の京京京は京県	学童クラブ環境改善事業 国庫補助事業・児童権全育成) ドクターアドバイザー (単独事業・児童相談所の選貨) 医療機関における虐待対応力強化事業 (単独事業・児童相談所
	皇待等緊急対策の実施について」厚生労働省通知(雇児発第 0215002 号) - 第6回少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点職略検討会議開催を決定。第4回「子どもと家族を応 日本「1地域・家族の再生分科会」で、「困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化、「厚生労働省作成等)が配布 く同本「1地域・家族の再生分科会」で、「困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化、「厚生労働省通知(医政局総務課長通知 医政総 1045 「1450」では、「日本・1500」で、「困難な状況について」厚生労働省通知(医政局総務課長通知 医政総 105001 号) - ではみを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」厚生労働省通知(雇児総発第 0405001 号) - で育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」厚生労働省通知(雇児総発第 0405001 号) - で育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」厚生労働省通知(雇児総発第 0405001 号) - で育児に悩みを持つ保護者に対する相談を口の周知等について」「母生労働省通知(法務省権別名 11指訴における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について」「母生労働省 - 信持すべき児童の社会的業護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的業護体制に関する韓円を持続する・厚生労働省 - 1指許でき児童の社会的業護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する韓円委員会) - 1指許では、15 郊亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童路会「児童虐待等要保護等例の検護に関する専門委員会) - 14を保障権職における教員 OB等の配置について」(「母生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) - 14を保障審議会 ル子化対策特別部会設置「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等について。社会的養護体制の現状と り見直しの方向性について」 り直直しの方向性について。 り直直しの方向性について」 りまさの方はについて。	東 東の	7 アドバイザー」(単独事業・児童相談所の運営)機関における虐待対応力強化事業」(単独事業・児童相談所
	第6回少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議開催を決定。第4回「子どもと家族を応 日本51年4月、地域・家族の再生分科会」で、「困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化」(厚生労働省作成等)が配布 と同本(1地域・家族の再生分科会」で、「困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化」(厚生労働省作成等)が配布 14年(1地域・家族の再生分科会」で、「困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化。 14年・配偶者等からの暴力 (DV) の早期発見のための取組の促進について」厚生労働省通知(医政局総務課長通知 医政総 14年・配偶者等からの暴力(10人) の早期発見のための取組の促進について」厚生労働省通知(展政総発象の405001号) と育児に悩みを持つ保護者に対する省合(厚生労働省令第29号) と育児に悩みを持つ保護者に対する名名(厚生労働省令第29号) 日指すべき日童の社会的養護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会) 14時 音音事業等における政権機構に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構造検討会) 14度 年度の社会的養護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する専門委員会) 14度 年度の社会的養護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する専門委員会) 14度 年度の社会的養護体制に関する構造検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する専門委員会) 14度 年度の社会保障審議会(14と会に経済を記述ないて」(14会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会) 15年労働省・・施設内虐待への 15年の日本の力的性について」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会) 15年労働省・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		機関における虐待対応力強化事業」(単独事業・児童相談所
	皇待・配偶者等からの暴力 (DV) の早期発見のための取組の促進について」厚生労働省通知 (医政局総務課長通知 医政総 731601号) 「池底10号) 「池底10号) 「本底10号) 「大きないまする (厚生労働省令第 29号) 「中央労働省通知 (雇児総発第 0405001号) 「中央 10号に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」厚生労働省 「自持・2の全百訪問事業 「こんにもは赤ちゃん事業」開始。2007年度から厚生労働省 自持・2号に協みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」厚生労働省 自持・2号に協みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」「生労働省・4月1日現在)厚生労働省 自持・2号によりる安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について」「平成19年 4月1日現在)厚生労働省 自持・2号によりる安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について」「平成19年 5月1日現在)原生労働省 「自指・2号によりな保護機関との連携強化について」 法務省通知 (社会保障審議会児童部会」(全債特別の発展・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) 「部者」「平成19年 6月22日) ・1の子の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) 「制護所・2号について」「単生労働省通知(雇児発第102603号) 「社会保障審議会、少子化対策特別部会設置 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的後護体制の現状とり見直しの方向性について」 「社会保障審議会児童福社法の改正に向けて」提言を発表。		
3 児童福祉 1 日産福祉 4 日産福祉 4 日産産福 4 日産産 5 日産産 5 日産産 6 日産労働 5 日産産 6 日子労働 6 日子労働 6 日子労働 7 日産産 6 日産 6 日産産 6 日産	 「油施設最低基準の一部を改正する省令 (厚生労働省令第29号) と育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」厚生労働省通知 (雇児総発第の405001号) か月までの全戸訪問事業 「こんにおは赤ちゃん事業」開始。2007年度から厚生労働省 目標がにおける安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について」(平成19年4月1日現在)厚生労働省 1番すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会) (事度 19年分) 1番すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会) (事金 19年5月) 1番音での全戸訪問事業 「こんにおは赤ちゃん事業」開始。2007年度から厚生労働省 1番音できたいまりを自分の連携強化について」は必会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」 (報告) (平成 19年6月22日) 日談所の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(単生労働省運用力等・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会) 19年労働省通知 (雇児発第1026003号) 日談所の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会)厚生労働省一施設内虐待へのにき保護を譲る 少子化対策特別部会設置 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状とり直直しの方向性について」 上も保護体験と学会「児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に向けて」提言を発表。 		
4 [出産や草 4 年後4か/ 5 [児童福 5 [児童 5 [現産 6 [子ど &	と育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」厚生労働省通知 (雇児総発第 0405001 号) か月までの全戸訪問事業 「こんにちは赤ちゃん事業」開始。 2007 年度から厚生労働省 指験所における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について」(平成 19 年 4 月1 日現在) 厚生労働省 1指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会) 1指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会) 1指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会) 5虐待による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会) 1指表の一時保護施設における教員 OB 等の配置について」(単生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) 1相談所の一時保護施設における教員 OB 等の配置について」(単生労働省通知 (雇児発第 1026003 号) 1改善形成の一時保護施設における教員のと等の配置について」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会)原生労働省通知 (雇児発第 1026003 号) 1社会保障審議会 少子化対策特別部会設置 「子ともと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状とり直直しの方向性について」「社会保障審議会児童福社法の改正に向けて」提言を発表。		
4 年後4か7 1 日産 5 「日産 5 「日産 6 「子とも 第 3 次報 1 1 「社会的 1 1 日産 1 日産 1 日産 1 1 日産 1 1 日産 1 日 1 日	か月までの全戸訪問事業 「こんにちは赤ちゃん事業」開始。2007年度から厚生労働省 相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について」(平成 19 年 4 月 11 日現在) 厚生労働省 1指すべき児童の社会的養護体制に関する精型検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会) 1指すべき児童の社会的養護体制に関する精型検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会) 1個金五、葉地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)スタートアップマニュアル」2007(平成 19)年5月に公表。厚生労働省 5度待による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」 1報告)(平成 19 年 6 月 22 日) 相談所の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(母生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) 相談所の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会) 1社会保障審議会 少子化対策特別部会設置 「子ともと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状と 201度しの方向性について」「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会)原生労働者→施設内虐待への とども虐待防止学会「児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に向けて」提言を発表。		
4 「児童相議 5 「児童 5 「兄童 5 「母後 5 「要 4 5 「関 年 6 「子 と 8 7 「児童 相調 7 「児童 相調 10 「児童 相調 11 「社会 的的 12 4 11 日 12 4 11 日 12 4 11 日 12 14 16 17 18 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について」(平成19年4月1日現在)厚生労働省 量待事案等における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について」(主務省権調算219号) 3指すべき児童の社会的養護体制に関する精想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会) 動名 動名 も虚符による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会) お書り、平成19年6月22日) 相談所の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(単生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) 和談所の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) 和談所の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(厚生労働省運用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) 和談所の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(厚生労働省運営 和談所の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(平文労働名重部会社会的養護専門委員会)原生労働省→施設内虐待への とど はた会保障審議会 少子化対策特別部会設置 「子ともと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状と り直じの方向性について」「社会保障審議会見を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状と とも虐待防止学会「児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に向けて」提言を発表。		
5 兄童唐春 5 兄童唐春 5 「要保際 6 「子とも 8 3 次報 7 兄童相 10 兄童相 11 社会的 対応など	昌存事業等における関係機関との連携顕化について、民務省連制、民務省権制第 219 等) 引指すべき児童の社会的発護体制に関する構想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的発護体制に関する構想検討会) 整理・ 整理・ 整理・ とは、 とは、 とは、 日本のの、 日本の、 日本のの、 日本の、 日本の、 日本の、 日本のの、 日本の 日本		
今後日本 原生労働 原生労働 5 [原生労働 6 子足や機 7 [児童相 10 [児童相 11 社会的 対応を的 12 対応がと	3指すべき児童の社会的養護体制に関する精想検討中間とりまとめ」(今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会) 働金 動産者が策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)スタートアップマニュアル]2007(平成19)年5月に公表。厚生労働省 5度待による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会] 3歳告)(平成19年6月22日) 相談所の一時保護施設における教員 OB等の配置について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) 相談所通営指針の改正について」「厚生労働省通知(雇児発第1026003号) 均養護体制の充実を図るための方策について」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会)原生労働省→施設内虐待への と 1社会保障審議会 少子化対策特別部会設置「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状と り直しの方向性について。「社会的後護体制の現状と とも虐待防止学会「児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に向けて」提言を発表。		
5 [要保護》 6 「子ども権 第 3 次報 7 「児童相 10 「児童相 11 「社会的 対 対応を的	変児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク) スタートアップマニュアル] 2007 (平成19) 年5月に公表。厚生労働省 54度代よる死亡事例等の検証に関する専門委員会] (報告) (平成18 年6月22日) (報告) (平成18 年6月22日) (報告) (平成18 年6月22日) (日本6月22日) (日本6月22日) (日本年日22日) (日本日22日) (日		
6 「子ども権 第3次報 7 「児童相 10 「児童相 11 「社会的 対応など 対応など	5虐待による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」 ・報告)(平成 19 年 6 月 22 日) 相談所の一時保護施設における教員 OB 等の配置について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) 相談所運営指針の改正について」厚生労働省通知(雇児発第 1026003 号) 均養護体制の充実を図るための方策について」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会)厚生労働省→施設内虐待への に ける保障審議会 少子化対策特別部会設置「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状と 見直しの方向性について」		
7 「児童相記 10 「児童相記 11 「社会的考 対応など 12 第 1 回科	1旅所の一時保護施設における教員 OB 等の配置について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡) 田談所運営指針の改正について」 厚生労働省通知 (雇児発第 1026003 号) 均養護体制の充実を図るための方策について」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会) 厚生労働省→施設内虐待への には会保障審議会 少子化対策特別部会設置 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状と 見直しの方向性について」		
10 「児童相情 11 「社会的列 対応など 12 第1回和	和談所運営指針の改正について」厚生労働省通知 (雇児発第1026003 号) 均養護体制の充実を図るための方策について」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会) 厚生労働省→施設内虐待への ど 社会保障審議会 少子化対策特別部会設置 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状と 現直しの方向性について」・社会的養護体制の現状と とも虐待防止学会「児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に向けて」提言を発表。		
11 社会的3 対応など 12 第 1 回补	り養護体制の充実を図るための方策について」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会)厚生労働省→施設内虐待への ど 社会保障審議会 少子化対策特別部会設置 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状と り見直しの方向性について」 とも虐待防止学会「児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に向けて」提言を発表。		
12 年1 回社	社会保障審議会 少子化対策特別部会設置 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等について。		
	Are Configuration では、 とも虐待防止学会「児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に向けて」提言を発表。		
7 仮ジル 日本子ど			
参 表 小 壁			
(A)	יומי (יויי יויי יויי יויי יויי יויי יויי		
林浩康「从	林浩康 「児童養護施設職員による子どもへの虐待予防とその課題」「子どもの虐待とネグレクト」Vol.11 No.2, 2009 年		
[児童虐待	·通知集』 中央法規,2007年 [元章] (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		
児車層符	建度特势压力器 的复数 计通常分析 化二苯基甲基苯基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲		
ロボル 編 厚生省編			
厚生労働行			
厚生労働行	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課 「児童虐待防止対策について」 日本子ども虐待防止学会 第 14 回学術集会ひろしま大会配布資料,2008 #		
子どもと保	子どもと保育総合研究所 代表/森上史朗編『最新保育資料集』 2007 ミネルヴァ書房,2007 年		
日本子ども	文化		
大阪市 一大阪市 一	- アニもの (1977年) 1975年 1978年 1971年 1978年		
	「子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業実施要領」 制定 平成17年7月		
	「専門的家庭訪問支援事業実施要領」 制定 平成 17年7月1日 最近改正 「ニンジュリジュージュール・エーボーをは 配合 エキ・エケーロ・ローエエ		
大阪中	- 大阪		
素を			
東京都福	肚保健局 [福祉保健局事業概要] 平成 16 年版, 東京都福祉保健局総務 音		
東京都福市	-		
果以 中国	来从手向前在下路间的一张交叉被接近的扫描层之处步上深边的手下的中央的对点下ワイン』 2006 平3月 再产数据地风梯间 「某处人多数走起去ンターボイドライン」のAG が3月		
来	来乐事语语生,是是是一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,一个人,		
読売新聞	4年4月5日		

資料 9 児童虐待司法関係統計

表A 児童福祉法28条の事件

		受理		I		既	··· ·································			
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	未済
昭和27年	6	- III X	6	6	6		-	- AP JES	-	_
28	10	_	10	7	2	_	5	-	_	3
29	9	3	6	7	3	_	4	_	_	2
30	8	2	6	4	4	_	_	-	_	4
31	12	4	8	10	3	_	5	_	2	2
32	12	2	10	9	7	_	2	_	_	3
33	16	3	13	10	5	_	4	_	1	6
34	14	6 7	8 5	7 12	7	_	7	_	_	7
35 36	12 20		20	13	5 9	_	4	_	_	7
37	14	7	7	10	5	_	5	_	_	4
38	19	4	15	17	13	_	4	_	_	2
39	9	2	7	7	6	_	1	_	_	2
40	11	2	9	4	2	2	-	_	_	7
41	13	7	6	11	10	_	1	-	_	2
42	16	2	14	6	3	_	3	-	_	10
43	36	10	26	28	23	_	5	_	_	8
44	15	8	7	11	8	_	3	_	_	4
45	9	4	5	5	2	_	3	_	_	4
46	27	4	23	13	9	_	4	_	_	14
47	31	14	17 (-) 19 (-)	20	14	3	3	_	_	11
48 49	30 24	11 7	19 (-)	23 12	16 5	_	7 7	_	_	7 12
50	34	12	22 (-)	24	14	2	8	_	_	10
51	25	10	15 (-)	19	8	_	11	_	_	6
52	26	6	20 (-)	23	13	_	10	_	_	3
53	28	3	25 (-)	24	16	2	6	_	_	4
54	32	4	28 (3)	20	14	1	3	-	2	12
55	26	12	14 (-)	17	12	1	4	_	_	9
56	20	9	11 (-)	11	4	-	5	-	2	9
57	20	9	11 (-)	14	8	_	6	_	_	6
58	21	6	15 (-)	18	10	_	8	_	_	3
59 60	23	3	20 (-) 12 (-)	17	14	_	3	_	_	6
60 61	18 14	6 2	12 (-)	16 14	16 9	_	5	_	_	2
62	13	_	13 (-)	7	4	_	3	_	_	6
63	21	6	15 (-)	18	10	_	8	_	_	3
平成元年	17	3	14 (-)	10	3	_	4	-	3	7
2	44	7	37 (-)	33	19	2	12	-	_	11
3	32	11	21 (-)	25	17	_	8	_	_	7
4	26	7	19 (1)	22	18	_	4	_	_	4
5	19	4	15 (-)	12	6	_	6	_	_	7
6	35	7	28 (-)	20	12	1	8	_	- 2	15
7	51 62	15	36 (1) 54 (-)	43	18	1	22 12	_	2 _	8
8 9	62 74	8 11	63 (1)	51 49	39 36	_	12	_	_	11 25
10	90	25	65 (1)	69	40	1	26	_	2	23
11	118	21	97	81	58	_	23			37
12	179	37	142	142	101	6	35		_	37
13	206	37	169	170	131	$\overset{\circ}{2}$	36		1	36
14	165	36	129	133	93	6	34		_	32
15	184	32	152	139	106	4	24		5	45
16	279	45	234	221	163	9	. 44		5	58
17	242 (43)	58 (-)	184 (43)	195 (-)	141 (-)	6 (-)	40 (-)		8 (-)	47 (43)
18	260 (185)	47 (43)	213 (142)	204 (169)	169 (156)	2 (-)	32 (13)		1 (-)	56 (16)
19	302 (75)	55 (17)	247 (58)	241 (59)	195 (56)	4 (-)	42 (3)		_	61 (16)
20	260 (141)	61 (16)	199 (125)	197 (114)	169 (105)	3 (-)	25 (9)		_	63 (27)

注)・()内は渉外事件の内数

資料: 最高裁判所事務総局 『司法統計年報. 3, 家事編』 昭和27年~平成20年

[・]平成17年以降は28条1項と2項を掲載。〔〕内は児童福祉法28条2項の事件数 ・「-」については該当数値のない場合

[・]空欄については記載なし

[・]昭和27年以前は独立した項目として計上されていない

表B 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し一全国家庭裁判所

		受理				既	 済			1. 5 %
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	未済
昭和23年			229	146	55	7	80	4		83
24 25			258 246	247 241	110 86	15 28	117 125	5 2		90 97
25 26			240	262	82	28 22	153	5		97 96
27	501	96	405	387	127	35	217	8	_	114
28	452	114	338	314	98	28	175	12	1	138
29	731 568	137	594	558	152	34	352 275	15	5	173
30 31	508 414	173 132	395 282	436 306	115 87	26 20	194	$\frac{14}{4}$	6 1	132 108
32	333	108	225	211	48	8	147	6	2	122
33	366	122	244	253	84	16	139	8	6	113
34 35	295 266	113 110	182 156	185 178	40 53	13 8	125 113	4 3	3 1	110 88
36	226	88	138	150	34	8 11	99	2	4	76
37	211	76	135	136	31	5	100	_	_	75
38	221 (5)	75 (2)	146 (3)	136 (3)	34	_	97	2	3	85 (2)
39 40	176 (2) 203 (6)	85 (2) 67 (-)	91 (-) 136 (6)	109 (2) 125 (1)	24 31	8 3	74 90	2 1	1	67 (-) 78 (5)
40	177 (5)	78 (5)	99 (-)	125 (1)	23	3 11	81	_	_	62 (5)
42	159 (6)	62 (5)	97 (1)	104 (1)	14	6	80	3	1	55 (5)
43	151 (10)	55 (5)	96 (5)	89 (2)	11	16	60	1	1	62 (8)
44	159 (10) 150 (11)	62 (8) 61 (8)	97 (2)	98 (2) 80 (4)	27 6	7 7	61	2	1	61 (8)
45 46	129 (12)	61 (8) 70 (7)	89 (3) 59 (5)	84 (7)	25	2	64 54	3 3	_	70 45 (5)
47	157	45	112 (1)	93	16	5	59	7	6	64
48	147	64	83 (2)	85	12	4	65	2	2	62
49	136	62 49	74 (5) 102 (-)	87 78	21 17	3 3	63 57	_	- 1	49 73
50 51	151 170	49 73	97	78 99	10	3 14	74	_	1	73 71
52	156	71	85 (9)	106	14	2	87	2	1	50
53	144	50	94 (9)	100	18	8	74	_	_	44
54 55	140 135	44 53	96 (11) 82 (2)	87 86	10 12	3 7	73 65	1 -	2	53 49
56	136	49	87 (-)	87	13	5	68	1	_	49
57	130	49	81 (2)	88	14	5	66	3	-	42
58	115	42	73 (1)	71	19	5	46	1	_	44
59 60	113 110	44 36	69 (6) 74 (1)	77 77	18 13	3 7	56 54	_ 2	- 1	36 33
61	98	33	65 (2)	61	10	6	41	1	3	37
62	125	37	88 (2)	72	14	6	52	_	_	53
63 平成元年	145	53	92	90	7	11	71	_	1 -	55
千成几年 2	160 130	55 49	105 (1) 81 (7)	111 65	16 10	9 6	82 49	4	_	49 65
3	164	65	99 (3)	112	23	7	65	10	7	52
4	134	52	82 (6)	82	8	11	61	_	2	52
5 6	106	52	54 (1)	71 82	5 3	12	53 71	_ 2	1	35 65
7	147 131	35 65	112 (1) 66 (9)	82 97	3 15	6 10	58	$\frac{2}{2}$	12	34
8	156	34	122 (-)	103	13	19	70	_	1	53
9	161	53	108 (3)	107	21	8	77	_	1	54
10	166	54	112 (1)	102	18	11	71	1	1	64
11 12	152 160	64 52	88 108	100 109	20 13	12 11	67 82		1 3	52 51
13	153	51	102	89	17	8	63		1	64
14	194	64	130	142	17	18	100		7	52
15 16	155 167	52 52	103 114	102 115	7	29 24	65 61		1 -	53 52
16 17	167 191	53 52	139	137	30 22	24 18	94		3	52 54
18	179	54	125	139	15	20	102		3 2	40
19	143	40	103	103	15	11	76		1	40
20	179	40	139	130	20	18	89		3	49

注)・() 内は渉外事件の内数

資料: 最高裁判所事務総局 『司法統計年報. 3,家事編』 昭和27年~平成20年

[・]昭和23~26年については昭和27年版を参照

^{・「-」}については該当数値のない場合

[・]空欄については記載なし

表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数

	親権喪失等	児福法28条		親権喪失等	児福法28条		親権喪失等	児福法28条
昭和23年	229		昭和43年	96 (5)	26	昭和63年	92 (2)	15 (-)
24	258		44	97 (2)	7	平成元年	105 (1)	14 (-)
25	246		45	89 (3)	5	2	81 (7)	37 (-)
26	261		46	59 (5)	23	3	99 (3)	21 (-)
27	405	6	47	112 (1)	17 (-)	4	82 (6)	19 (1)
28	338	10	48	83	19 (-)	5	54 (1)	15 (-)
29	594	6	49	74 (5)	17 (-)	6	112 (1)	28 (-)
30	395	6	50	102 (-)	22 (-)	7	66 (9)	36 (1)
31	282	8	51	97 (8)	15 (-)	8	122 (-)	54 (-)
32	225	10	52	85 (9)	20 (-)	9	108 (3)	63 (1)
33	244	13	53	94 (9)	25 (-)	10	112 (1)	65 (1)
34	182	8	54	96 (11)	28 (3)	11	88	97
35	156	5	55	82 (2)	14 (-)	12	108	142
36	138	20	56	87 (-)	11 (-)	13	102	169
37	135	7	57	81 (2)	11 (-)	14	130	129
38	146 (3)	15	58	73 (1)	15 (-)	15	103	152
39	91 (-)	7	59	69 (6)	20 (-)	16	114	234
40	136 (6)	9	60	74 (1)	12 (-)	17	139	184 (43)
41	99 (-)	6	61	65 (2)	12 (-)	18	125	213 (142)
42	97 (1)	14	62	88 (2)	13 (-)	19	103	247 (58)
						20	139	199 (125)

注)・()内は渉外事件の内数

・平成17年以降は児童福祉法28条1項と2項を記載。〔〕内は28条2項の事件数

・「-」については該当数値のない場合

・昭和23~26年については昭和27年版を参照

資料: 最高裁判所事務総局『司法統計年報. 3,家事編』 昭和27~平成20年

表D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て一全国家庭裁判所

	受理 既済								
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	未済
昭和28年 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 60 61 62 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	23 26 24 33 33 29 37 50 59 44 40 29 48 56 50	2 5 8 9 6 7 8 17 13 19 17 10 6 9 18	46 27 19 28 19 35 31 30 14 10 6 10 13 7 5 18 9 8 15 9 6 5 16 10 11 4 14 14 14 14 14 14 14 14		6 9 9 10 4 10 7 13 23 10 12 10 22 17 6 12 16 28 (21) 19 26 19 17 31 23 36 38 39 36		111 99 77 133 133 111 111 199 166 144 144 100 111 155 331 324 (16) 22 (5) 22 377 21 229 34 40 40 40 40 40 51	1 1 3 1 1 3 2 1 - 1 1 3 3 19 1 - 1 3 6 6 6	5 8 7 8 9 6 17 13 19 17 10 6 9 18 10 14 (2) 10 (4) 16 12 27 24 25 33 31 24 28 23

注)・() 内は特に親権喪失等に関して申立てが行われた数

資料: 最高裁判所事務総局『司法統計年報. 3,家事編』 昭和27~平成20年

^{・「-」}については該当数値のない場合、…については不詳、表示省略または調査対象外の場合

[・]空欄については記載なし

表E 児童との面会又は通信の制限の申立で一全国家庭裁判所(特別家事審判規則18条の2)

		受理 数据				既済			未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	不何
平成17年			6	6	2	1	3	_	-
18			7	5	1	_	2	2	2
19			8	7	3	_	4	_	3
20			2	4	_	_	4	_	1

注)・「-」については該当数値のない場合

・空欄については記載なし

資料: 最高裁判所事務総局 『司法統計年報. 3, 家事編』 平成17~20年

表F 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数(児童福祉法28条6項)

	28条1項	容認審判	28条 2 項容認審判		
	総数	うち勧告の あったもの	総数	うち勧告の あったもの	
平成17年度	121	15	84	17	
18	164	22	69	6	
19	165	23	68	10	
20	145	16	88	7	

資料: 最高裁判所事務総局家庭局 『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成17年4月1日~平成18年3月31日』

『同 平成18年4月1日~平成19年3月31日』 『同 平成19年4月1日~平成20年3月31日』 『同 平成20年1月1日~平成20年12月31日』

表G 施設入所等の措置の期間の更新回数(児童福祉法28条2項)

	承認(
	1回目の 期間更新	2回目の 期間更新	合計
平成19年度	40	28	68
平成20年	41	47	88

資料: 最高裁判所事務総局家庭局 『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情平成19年4月1日~平成20年3月31日』 『同 平成20年1月1日~平成20年12月31日』

表H 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数

	児童福祉治 項・第2項		親権喪失宣	宣告の請求	後見人選	任の請求	後見人解	任の請求
	請求件数	承認件数	請求	承認	請求	承認	請求	承認
昭和49年度	14	10	5	-	70	57	2	2
50	10	2	4	_	51	46	-	-
51	9	6	_	_	27	26	1	1
52	5	5	_	_	49	50	2	2
53	8	7	_	_	32	30	2	1
54	5	4	1	1	40	33	1	1
55	2	1	_	_	37	41	1	1
56	2	2	1	_	21	23	_	_
57	6	3	3	2	23	21	1	1
58	4	4	_	1	25	26	_	_
59	14	13	2	_	21	17	-	_
60	3	3	1	_	25	19	-	_
61	_	1	_	1	14	18	_	_
62	5	5	_	_	11	11	_	_
63	6	3	1	_	9	8	1	1
平成元年度	3	_	_	_	8	8	_	_
2	19	15	2	_	8	4	-	_
3	10	9	2	3	15	13	_	_
4	7	5	1	1	9	8	_	_
5	5	1	1	_	7	6	_	_
6	4	3	1	1	8	4	1	1
7	31	11	2	_	7	4	-	_
8	35	19	3	_	10	8	-	_
9	49	36	3	1	8	7	2	2
10	39	22	9	2	10	5	_	_
11	88	48	1	6	14	8	1	1
12	127	87	8	_	7	3	-	_
13	134	99	4	1	11	6	_	1
14	117	87	3	3	9	10	_	_
15	140	105	3	_	8	6	_	_
16	186	147	4	1	7	8	_	_
17	176	147	2	2	6	5	_	_
18	185	163	3	2	4	4	1	_
19	235	182	4	1	14	9	2	2

注)「-」については係数のない場合

資料: 厚生省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)』 昭和49年度~平成11年度 厚生労働省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』 平成12年度~平成19年度

表 | 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数

	知事勧告	家庭裁判所勧告
平成17年度	-	9
18	1	16
19	2	31

注)「-」については係数のない場合

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』 平成15年度~平成19年度

表J 児童相談所における児童虐待相談の対応件数(立入調査・警察官の同行)

	立入調査	警察官の同行
平成15年度	249	247
16	287	364
17	243	320
18	238	340
19	199	342

資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部 『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』 平成15年度~平成19年度

表K 嬰児殺の検挙人員

	-37 km (d- %L	1V 55 (P &C		検挙	人員	
	認知件数	検挙件数	計	男	女	女子比
昭和48年	196	156	145	11	134	92.4
49	190	160	153	13	140	91.5
50	207	177	156	17	139	89.1
51	183	161	152	19	133	87.5
52	187	168	151	12	139	92.1
53	163	149	137	12	125	91.2
54	165	142	120	9	111	92.5
55	167	154	122	7	115	94.3
56	138	123	111	9	102	91.9
57	138	124	118	9	109	92.4
58	146	127	106	6	100	94.3
59	112	106	97	9	88	90.7
60	129	120	109	10	99	90.8
61	99	93	78	3	75	69.2
62	107	102	87	5	82	94.3
63	91	78	70	4	66	94.3
平成元年	85	74	56	5	51	91.1
2	82	81	69	3	66	95.7
3	71	64	47	2	45	95.7
4	67	57	49	1	48	98.0
5	66	63	57	5	52	91.2
6	45	43	34	2	32	94.1
7	52	49	38	4	34	89.5
8	52	51	39	6	33	84.6
9	41	40	38	3	35	92.1
10	38	37	32	4	28	87.5
11	26	24	19	_	19	100
12	33	31	29	4	25	86.2
13	40	33	35	4	31	88.6
14	29	25	21	1	20	95.2
15	27	26	18	6	12	66.7
16	24	23	21	1	20	95.2
17	27	23	19	1	18	94.7
18	22	21	17	1	16	94.1
19	23	22	18	0	18	100
20	28	25	19	2	17	89.4

注)・「-」については該当数値のないもの 資料: 警察庁 犯罪統計書 『昭和48年の犯罪』~『平成20年の犯罪』平成12年以降は警察庁のホームページ上で情報公開されている。

表L 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員

	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
①検挙件数											
平成11年	120	19	42	15	1	-	12	3	20	4	19
12	186	31	92	20	4	_	15	9	13	2	20
13	189	31	97	23	8	-	4	5	17	3	24
14	172	19	94	18	5	1	7	4	20	-	22
15	157	23	80	17	6	-	6	3	16	3	20
16	229	30	128	22	16	1	15	8	12	3	16
17	222	24	125	17	9	-	16	7	7	2	32
18	297	48	133	15	14	1	14	26	20	2	39
19	300	39	156	15	16	2	22	10	16	1	38
20	307	45	135	19	19	5	16	18	18	2	49
②検挙人員											
平成11年	130	20	48	18	1	-	12	3	22	5	19
12	208	35	105	26	4	-	15	9	17	3	20
13	216	38	109	32	9	-	4	5	23	3	25
14	184	20	101	20	5	1	7	4	25	_	21
15	183	26	98	25	6	-	6	3	20	4	20
16	253	33	142	29	16	1 1	16	8	16	3	18
17	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
18	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
19	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40
20	319	45	144	23	18	5	16	17	21	3	50

注)・無理心中及び出産直後の嬰児殺を除く

資料: 法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成11年~21年版 大蔵省印刷局(~平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年~)

[・]罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)

^{・「-」} については該当数値が0のとき又は非該当のとき

表M 児童虐待に係る加害者と被害者との関係(事件別)

1) 全事件

加害者		父親	等		母親等				
年	実父	養父・継父	母親の 内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の 内縁の妻	その他 (女性)	
平成12年	60	22	47	8	64	1		6	
13	50	31	46	9	74	2		4	
14	43	34	34	5	60	3		5	
15	49	40	23	7	58	2		4	
16	81	41	30	11	72	7		11	
17	77	47	43	1	69	3		2	
18	86	56	52	24	96	8		7	
19	91	55	46	23	97	1	_	10	
20	85	66	52	18	95	2	_	1	

2) 殺人

加害者		父親			母親等			
年	実父	養父・継父	母親の 内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の 内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	9	-	3	_	23	-		-
13	5	_	4	1	26	_		2
14	3	1	_	-	15	_		1
15	6	1	3	-	16	_		-
16	7	2	_	1	21	1		1
17	2	1	2	-	20	_		-
18	10	2	3	-	34	_		-
19	7	_	_	1	29	_	_	2
20	8	_	1	1	34	1	_	_

注) 無理心中、出産直後の嬰児殺を除く

3) 傷害・傷害致死

3/ 囫吞:	勿合以り し							
加害者		父親				母親		
年	実父	養父・継父	母親の 内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の 内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	28 (8)	10 (-)	31 (7)	3 (-)	26 (9)	1 (-)		6 (2)
13	30 (5)	14 (3)	31 (9)	3 (2)	27 (10)	2 (2)		2 (1)
14	23 (2)	14 (2)	29 (4)	4 (1)	24 (7)	3 (2)		4 (2)
15	25 (5)	24 (5)	17 (4)	1 (1)	27 (8)	2(-)		2 (2)
16	48 (10)	20 (2)	21(2)	6 (2)	32 (9)	6 (1)		9 (3)
17	48 (7)	23 (1)	28 (2)	_	37 (8)	3 (1)		2 (-)
18	42 (5)	26 (3)	29 (3)	6 (1)	36 (5)	8 (-)		6 (2)
19	57 (4)	24 (2)	28 (2)	11 (3)	44 (6)	1 (-)	_	6 (-)
20	48 (8)	24 (2)	29 (3)	6 (2)	35 (7)	1 (-)	_	1 (1)

注) () 内は傷害致死事件の内数

傷害事件件数には傷害致死事件件数も含まれる

4) 暴行

4 / 3611								
加害者		父親				母親	.等	
年	実父	養父・継父	母親の 内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の 内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	1	1	1	-	1	-		-
13	5	_	2	_	2	_		- 1
14	2	_	1	_	2	_		- 1
15	4	_	1	-	_	_		1
16	7	2	4	_	3	_		-
17	4	2	1	_	2	_		- 1
18	7	5	1	1	1	_		- 1
19	6	1	5	_	4	_	_	- 1
20	10	2	3	1	2	_	_	_

5) 逮捕監禁

3 / 逐拥监差	示							
加害者		父親	等			母親	等	
年	実父	養父・継父	母親の 内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の 内縁の妻	その他 (女性)
平成12年								
13								
14	_	1	_	-	_	_		-
15								
16	_	_	_	_	1	_		-
17								
18	-	_	_	-	1	_		-
19	1	_	1	_	1	_	_	-
20	_	1	1	2	7	_	-	-

6) 強姦

0 / 130,00								
加害者		父親	等			母親		
年	実父	養父・継父	母親の 内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の 内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	5	2	7	1	_	_		-
13	1	1	_	2	-	_		- 1
14	2	4	1	_	-	_		- 1
15	1	3	_	2	-	_		- 1
16	9	4	1	1	1	_		-
17	6	6	3	1	-	_		-
18	4	6	3	1	-	_		- 1
19	6	11	2	2	1	_	_	-
20	5	5	2	3	l 1	_	_	_

7) 強制わいせつ

加害者		父親	等			母親	等	
年	実父	養父・継父	母親の 内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の 内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	2	1	3	3	_	-		-
13	1	1	3	_	-	_		- 1
14	1	2	1	_	-	_		- 1
15	_	1	_	2	-	_		- 1
16	_	6	1	1	-	_		-
17	2	4	1	-	-	_		-
18	4	7	5	10	1	_		- 1
19	_	5	4	1	-	_	_	- 1
20	4	8	4	1	_	_	_	-

8) 保護責任者潰棄

O / MRXXI								
加害者		父親				母親	等	
年	実父	養父・継父	母親の 内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の 内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	3	1	1	_	12	-		-
13	3	2	1	_	17	_		-
14	5	_	1	_	19	_		- 1
15	4	2	_	_	13	_		1
16	4	_	_	_	11	_		1
17	1	_	_	_	7	_		- 1
18	6	_	2	_	18	_		1
19	2	_	1	1	15	_	-	2
20	1	_	3	_	17	_	_	-

9) 重過失致死傷

加害者		父親	[等		母親等					
年	実父	養父・継父	母親の 内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の 内縁の妻	その他 (女性)		
平成12年	1	_	_	_	2	_		_		
13	1	_	1	_	1	_		-		
14	_	_	_	_	_	_		-		
15	4	2	_	_	13	_		1		
16	2	_	_	_	1	_		-		
17	1	_	_	_	2	_		-		
18	1	_	_	_	2	_		-		
19	1	_	_	_	_	_	_	-		
20	1	_	_	_	2	_	_	_		

10) その他 (児童福祉法違反および青少年保護条例違反)

10) ()	()心里:面血	仏座仄わより	月ノ十小阪	不列连人				
加害者		父親				母親	等	
年	実父	養父・継父	母親の 内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の 内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	11	7	1	1	-	_		-
13	4	13	4	3	1	_		- 1
14	7	12	1	1	_	_		- 1
15	8	8	2	2	_	_		-
16	4	7	3	2	2	_		- 1
17	13	11	8	_	1	_		- 1
18	12	10	9	6	3	_		-
19	11	14	5	7	3	_	_	- 1
20	8	26	9	4	3	_	_	_

- 注)・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 - ・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)
 - ・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき
 - ・空欄については記載なし

資料: 法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成11年~21年版 大蔵省印刷局(~平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年~)

表N 児童虐待に係る加害者と被害者との関係 (年別)

①平成12年

加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	208	35	105	26	4		15	9	17	3	20
父親等	137	12	72	15	3		15	9	5	1	20
実父	60	9	28	8	1		5	2	3	1	11
養父・継父	22	_	10	_	1		2	1	1	-	7
母親の内縁の夫	47	3	31	7	1		7	3	1	_	1
その他	8	_	3	_	_		1	3	_	_	1
母親等	71	23	33	11	1		_	_	12	2	_
実母	64	23	26	9	1		_	_	12	2	_
養母・継母	1	_	1	_	-		_	_	_	-	_
その他	6	_	6	2	_		_	_	_	_	_

②平成13年

加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	216	38	109	32	9		4	5	23	3	25
父親等	136	10	78	19	7		4	5	6	2	24
実父	50	5	30	5	5		1	1	3	1	4
養父・継父	31	_	14	3	_		1	1	2	_	13
母親の内縁の夫	46	4	31	9	2		_	3	1	1	4
その他	9	1	3	2	_		2	_	_	_	3
母親等	80	28	31	13	2		_	_	17	1	1
実母	74	26	27	10	2		_	_	17	1	1
養母・継母	2	_	2	2	-		_	-	-	-	_
その他	4	2	2	1	_		-	_	_	_	_

③平成14年

O 1/94221											
加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	184	20	101	20	5	1	7	4	25	_	21
父親等	116	4	70	9	3	1	7	4	6	_	21
実父	43	3	23	2	2	_	2	1	5	_	7
養父・継父	34	1	14	2	_	1	4	2	-	_	12
母親の内縁の夫	34	-	29	4	1	-	1	1	1	-	1
その他	5	_	4	1	_	_	_	_	_	_	1
母親等	68	16	31	11	2	_	_	_	19	_	_
実母	60	15	24	7	2	_	_	_	19	_	_
養母・継母	3	-	3	2	_	-	_	-	_	-	_
その他	5	1	4	2	_	_	-	_	_	_	_

④平成15年

加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	183	26	98	25	6	ĺ	6	3	20	4	20
父親等	119	10	67	15	5		6	3	6	2	20
実父	49	6	25	5	4		1	_	4	1	8
養父・継父	40	1	24	5	_		3	1	2	1	8
母親の内縁の夫	23	3	17	4	1		_	_	_	_	2
その他	7	_	1	1	-		2	2	_	_	2
母親等	64	16	31	10	1		_	_	14	2	_
実母	58	16	27	8	_		_	_	13	2	_
養母・継母	2	_	2	-	-		_	-	-	-	-
その他	4	_	2	2	1		-	-	1	_	-

⑤平成16年

加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
父親等	163	10	95	16	13	_	15	8	4	2	16
実父	81	7	48	10	7	_	9	_	4	2	4
養父・継父	41	2	20	2	2	-	4	6	-	-	7
母親の内縁の夫	30	_	21	2	4	_	1	1	_	-	3
その他	11	1	6	2	_	_	1	1	_	-	2
母親等	90	47	47	13	3	1	1	_	12	1	2
実母	72	32	32	9	3	1	1	_	11	1	2
養母・継母	7	6	6	1	_	-	_	-	-	-	-
その他	11	9	9	3	_	_	_	_	1	_	-

⑥平成17年

加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
父親等	168	5	99	10	7	-	16	7	1	1	32
実父	77	2	48	7	4	-	6	2	1	1	13
養父・継父	47	1	23	1	2	-	6	4	_	_	11
母親の内縁の夫	43	2	28	2	1	-	3	1	_	_	8
その他	1	_	_	_	_	_	1	_	_	_	_
母親等	74	20	42	9	2	_	-	-	7	2	1
実母	69	20	37	8	2	_	_	-	7	2	1
養母・継母	3	_	3	1	_	_	_	_	_	-	-
その他	2	_	2	_	-	_	_	_	_	-	- !

⑦平成18年

加害者	総数	殺人	傷	害	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい	保護責任 者遺棄	重過失致	その他
				致死				せつ	台 退来	死傷	
総数	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
父親等	218	15	103	12	14	_	14	26	8	1	37
実父	86	10	42	5	7	_	4	4	6	1	12
養父・継父	56	2	26	3	5	-	6	7	_	_	10
母親の内縁の夫	52	3	29	3	1	-	3	5	2	_	9
その他	24	_	6	1	1	_	1	10	_	_	6
母親等	111	34	50	7	1	1	-	1	19	2	3
実母	96	34	36	5	1	1	_	1	18	2	3
養母・継母	8	_	8	_	-	-	_	_	-	_	_
その他	7	_	6	2	-	-	_	_	1	-	_

⑧平成19年

© 1 % 10 1											
加害者	総数	殺人	傷	害 致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい せつ	保護責任 者遺棄	重過失致 死傷	その他
総数	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40
父親等	215	8	120	11	12	2	21	10	4	1	37
実父	91	7	57	4	6	1	6	_	2	1	11
養父・継父	55	_	24	2	1	_	11	5	_	_	14
母親の内縁の夫	46	_	28	2	5	1	2	4	1	_	5
その他	23	1	11	3	_	_	2	1	1	_	7
母親等	108	31	51	6	4	1	1	_	17	_	3
実母	97	29	44	6	4	1	1	_	15	_	3
養母・継母	1	_	1	_	_	_	_	_	_	_	_
父親の内縁の妻	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他(女性)	10	2	6	_	_	_	_	_	2	_	_

9平成20年

加害者	総数	殺人	傷		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わい	保護責任	重過失致	その他
	110.504	547		致死	-3. 14	10411/14		せつ	者遺棄	死傷)
総数	319	45	144	23	18	5	16	17	21	3	50
父親等	221	10	107	15	16	4	15	17	4	1	47
実父	85	8	48	8	10	-	5	4	1	1	8
養父・継父	66	_	24	2	2	1 1	5	8	_	- 1	26
母親の内縁の夫	52	1	29	3	3	1	2	4	3	_	9
その他	18	1	6	2	1	2	3	1	_	_	4
母親等	98	35	37	8	2	1	1	-	17	2	3
実母	95	34	35	7	2	1	1	_	17	2	3
養母・継母	2	1	1	_	_	-	-	-	_	_	_
父親の内縁の妻	_	_	_	_	_	-	_	_	_	- 1	_
その他(女性)	1	_	1	1	-	-	-	-	-	-	_

- 注)・無理心中及び出産直後の嬰児殺を除く
 - ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 - ・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)
 - 「-」については該当数が0のとき又は非該当のとき
 - ・空欄については記載なし

資料: 法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成13年~20年版 財務省印刷局 (平成13·14年)、国立印刷局 (平成15年~)

平成20·21年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第5報) 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第4期(2004年5月から2007年6月まで)

平成22年11月1日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編 集 子どもの虹情報研修センター

〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

TEL. 045 - 871 - 8011 FAX. 045 - 871 - 8091

mail: info@crc-japan.net

URL: http://www.crc-japan.net

編 集 研究代表者 吉田 恒雄

共同研究者 鈴木 博人

横田 光平

田澤 薫

加藤 洋子

初川 愛美

近藤 由香

阿部 純一

印 刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341代)